

ISBN978-4-87498-462-8
C0036 ¥1800E

定価：本体価格 1800円+税
34874984628
20036018000

事務所用

YEARBOOK
2011

核軍縮・平和
市民と自治体のために
人ピースデボ

記事】
態と核兵器
年NPT(核不拡散条約)再検討会議—珠玉の演説
の時代に終止符を
と自治体にできること】
キーワード】

核兵器禁止条約 二枚目 防衛、米露、自衛隊、自治体、NPO法人

イア
ブック

核軍縮・平和

2011

市民と自治体
のために

NPO法人・ピース

YEARBOOK
2011

監修●梅林宏道

イア
ブック

事務所用

特集

2010年
NPT再検討会議
特別記事福島事態と核兵器

NPO法人ピースデボ

市民と自治体のために
核軍縮・平和

ブック

YEARBOOK

平核軍縮

2011

市民と自治体のために



市民は動いた
NPT再検討会議
2010年

NPT再検討会議開会の前日にあたる2010年5月2日、ニューヨークのタイムズ・スクエア近くを道路一杯になって行進する市民たち。世界中から約1万5千人が集い、被爆者、広島・長崎市長を先頭に、「核兵器のない世界」を訴えて国連本部に向け行進した(キーワードA8、E1、E2、E8)。

*()内は関係する記事。

市民は動いた

2010年NPT再検討会議



(上)日本非核宣言自治体協議会から初めて派遣された代表団も、世界の市民とともに街頭へ。国連本部前の路上で横断幕を持つ海老根謙沢市長(左端)、竹内枚方市長(左から3人目)(キーワードE2、A8、第4章)。

(中)再検討会議の会期中、国連本部ロビーで日本被団が開催した「国連原爆展」。各国政府代表やNGOの注目を集めた(キーワードA8)。

(下)せっけん等を販売する「LUSH」の日本スタッフ。「(株)ラッシュ・ジャパン」のスタッフ(左端)は、日本全国の店舗で市民が折った2万羽を超える折鶴のドレスを着て、マンハッタンを歩いた(キーワードE8)。



発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2011—市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、世界と日本の平和と安全保障の動向を、市民と自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。年鑑として、2010年1月1日から同年12月31日のできごとのカバーを基本としているが、この期間後に関連する重要な事件が起った場合には、必要に応じて記載した。

本書の対象期間における最大の政治的出来事は、10年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議であった。同会議の最終文書が、初めて「核兵器禁止条約」や「核兵器の非人道性」に言及し、核軍縮のためのいくつかの时限を伴う行動計画を示したことは、「核兵器のない世界」を求める市民と自治体を勇気づけた。しかし核兵器国は、核兵器ゼロへの行程作りに対して強く抵抗した。「核兵器世界」はこれらの国々の思考に深く根を下ろしている。この現状を開拓し、核軍縮と平和を前進させる第一歩は、市民や自治体が、世界の現状や動向を正確に読み取ることから始まる。その一助になればとの思いから、本書は製作されている。

巻頭には、世界における趨勢を大局的に述べる「概観」を置き、つづいて3つの「特別記事」を配置した。「特別記事」の冒頭には、対象期間からは外れるが、11年3月11日の東日本大震災が誘発した福島原発事態に関する2部構成の論考を掲載してある。

本書の中心的な柱の一つは、一年を特徴づける諸事件を簡潔に解説した「キーワード」である。その第一部は「2010年NPT再検討会議」の特集とした。これに関連して、同会議における被爆者代表、スイス、オーストリア両政府代表による感銘深い演説と、会議直前に赤十字国際委員会総裁が核兵器の非人道性を糾した演説を特別記事に掲載した。また、NPT再検討会議の「行動勧告」の全訳などを資料に収めた。理解の助けとなるよう、キーワードに関係する「データシート」を適宜挿入し、「用語の説明」を設けた。また、必要に応じて一次資料に当たれるよう、出典を注記してある。

奥付に列記した人々で構成される「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が主体となって企画、執筆し、ピースデポが編集(共同編集長:湯浅一郎、田巻一彦)と製作を担った。監修は従来と同様、梅林宏道によるものである。執筆及び製作にあたっては、専門家各位とボランティアの方々に助けていただいた。誌面を借りて厚くお礼申し上げる。

本書が、すでに情報源として信頼され、活用されていることに感謝するとともに、より多くの市民、自治体関係者の皆さんに親しまれ、活用していただけることを願っている。読後には、是非、忌憚のないご批判、ご意見をお寄せいただきたい。

2011年6月

ピースデポ・イアブック刊行委員会代表 湯浅一郎

「イアブック 核軍縮・平和 2011」発刊によせて



「イアブック 核軍縮・平和 2011」の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

本協議会の調べでは、2011(平成23)年4月1日現在、国内の1,794自治体のうち、1,534自治体が、非核・平和宣言を実施しています。また、1984(昭和59)年に結成された本協議会には、現在、国内の271自治体が加入し、研修等を通して核兵器を巡る国際情勢や、平和行政への取り組みについて理解を深めてきました。

2009年4月、オバマ大統領が、チェコのプラハにおいて「核兵器のない世界」の追求を明言して以来、国際社会の核兵器廃絶を求める機運は高まりました。いまや、核軍縮や平和への取り組みは、国内だけの連帯にとどまらず、国境を越えて自治体やNGOが連携し、推進していくことを求められております。

昨年は、本協議会でもニューヨークで開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議に代表団を派遣し、非核宣言自治体が世界に広がっていく契機となった英国マン彻スター市の非核都市宣言30周年記念式典にも参加したところです。

国際社会の中で連携して核兵器廃絶に取組んでいくために、私たち自治体職員にも、核兵器の現状や、世界の核を巡る情勢などの最新で正確な情報が必要となつてきています。

本書は、世界の現状や動向を読み取るために「キーワード」を設定し、関係する資料や、データ、用語解説などがわかりやすく整理されており、本協議会では、最新で、正確な情報の発信源として、毎年、会員自治体全てに配布し、自治体職員の方々からも好評をいただいております。

本書が、さらに自治体や、平和を願う市民・NGOなどの活動にあたり、貴重な資料として大いに活用されることを期待しております。

最後になりましたが、「イアブック 核軍縮・平和 2011」の発刊の刊行委員会の皆様の努力に心から敬意を表しますとともに、特定非営利活動法人「ピースデポ」のますますのご発展を祈念いたします。

2011年 5月

日本非核宣言自治体協議会会长
長崎市長 田上 富久

●発刊にあたって 刊行委員会代表 湯浅一郎

●イアブック「核軍縮・平和2011」発刊によせて

日本非核宣言自治体協議会会长 田上富久

第1章 核軍縮: 2010年の概観(2010年1月~12月)

NPT再検討会議の成果を活かす一人道原理の再構築が必要 梅林宏道 12

第2章 特別記事

1. 福島事態と核兵器	梅林宏道、湯浅一郎	30
2. 2010年NPT再検討会議—珠玉の演説		
ナガサキを最後の被爆地に 谷口稜暉		44
核兵器の非人道性こそが問題の核心 ミシュリン・カルミレイ		48
核兵器禁止条約に向かって進む ミヒヤエル・シュピングルエッガー		52
3. 核兵器の時代に終止符を ヤコブ・ケレンベルガー		54

第3章 核軍縮・平和: 2010年のキーワード

A. 特集: 2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議		
A1. 最終文書、核兵器禁止条約(NWC)と「非人道性」に言及		62
A2. 核兵器は非人道的 —NPT合意文書に初めて明記		64
A3. 中東非核・非大量破壊兵器地帯へのプログラムが始動		66
A4. 国連事務総長の熱意、状況を動かす		68
A5. 新START(戦略兵器削減条約)発効 —履行に多くの課題残す		70
A6. CD(ジュネーブ軍縮会議)、現状打開をめざし、ハイレベル会合		72
A7. 米英、備蓄核兵器数を相次いで公表		74
A8. 国連を包囲したNGOアクション		76
★データシート1: CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況		78
★データシート2: 世界に広がる非核の傘		80

B. 核軍縮・不拡散外交

B1. NATO新戦略概念、米戦術核配備を温存		84
B2. 北朝鮮、ウラン濃縮を開始 —重要性増す「6か国」再開		86
B3. NPT非加盟国への新たな核協力の動き:「日印」と「中バ」		88
B4. イラン、核燃料交換に同意 —トルコ、ブラジルが仲介		90
B5. 「核テロ」防止でワシントン「核保安サミット」		92
B6. IAEA、核燃料バンク設立で合意		94
B7. 核軍縮「新国家グループ」が誕生 —日豪主導、その役割は?		96
B8. 宇宙の軍備競争が現実化 —米新政策と中国MD(ミサイル防衛)実験		98
★データシート3: 第65回国連総会決議投票結果		100

C. 各国の核・安保政策		
C1. 米NPR(核態勢見直し)、「核なき世界」を遠い将来に追いやる	104	
C2. 核兵器の長期保有をめざす米予算	106	
C3. 同盟国巻き込みMDを推進——米「見直し」報告書	108	
C4. ロシア、欧州MDへの警戒と軍近代化を継続	110	
C5. 英「防衛・安全保障見直し」、核兵器ゼロへ道筋示さず	112	
C6. 「海洋重視」の中国軍近代化に日米が過剰反応	114	
★データシート4:地球上の核弾頭全データ	116	
C7. 黄海で南北朝鮮の軍事緊張高まる	126	
★データシート5:北東アジア情勢を考えるための周辺地図	128	
C8. 米軍、イラクからアフガンへ——泥沼からの出口は見えず	130	
C9. 米政府、財政再建に向け軍事費削減に着手	132	
D. 日本の核・安保政策		
D1. 日本提案の核軍縮国連決議——新しいタイトル、変わらぬ内容の弱さ	134	
D2. 短命の岡田外相、核軍縮政策に新風	136	
D3. 核軍縮で模索される日豪、日独の連携	138	
D4. 「核密約」で2つの報告書——根底に米「NCND」政策	140	
D5. 新「防衛大綱」、動的防衛力で日米協力強化	142	
D6. MDと宇宙利用で、ミサイルに「実効的対応」めざす	144	
★データシート6:日本のミサイル防衛関連装備・部隊	146	
★データシート7:横須賀母港米艦船の変遷	148	
D7. 沖縄で頻繁な米艦船の寄港——中国海洋戦略に反応か	150	
★データシート8:原子力艦の寄港状況	152	
★データシート9:民間港への米軍艦入港状況	155	
D8. 普天間移設をめぐり揺れる連立政権	156	
★データシート10:再編実施のための日米ロードマップ	158	
D9. 核燃料サイクルの足踏みが長期化	160	
E. 自治体とNGO		
E1. 日本非核宣言自治体協議会、NPT再検討会議に初の代表団	162	
E2. 平和市長会議、「核兵器禁止条約」に焦点	164	
E3. PNND(核軍縮・不拡散議員連盟)日本、日韓交流を深める	166	
E4. POCJAPAN(核兵器廃絶日本政策評議会)がラウンドテーブル ——「市民」と「政治」の架け橋めざす	168	
E5. 第4回「地球市民集会ナガサキ」、 NWC(核兵器禁止条約)と北東アジア非核兵器地帯に焦点	170	
E6. 日弁連が「核兵器廃絶宣言」——「三原則」法の草案作成へ	172	
E7. 原爆症認定・救済制度に未だ多くの課題	174	
E8. 「核ゼロ」へ2つの企業がキャンペーン	176	
E9. ピースボートがヒバクシャ「証言航海」	178	
E10. 広がる劣化ウラン兵器禁止の気運	180	
E11. 普天間は県外・国外へ——全国で自治体、市民が訴え	182	
E12. 「さい塾」、米軍基地実態調査で3つの成果	184	
E13. 普天間で画期的の判決——基地騒音訴訟の進展	186	
★データシート11:米軍機・艦船による事故	188	
★データシート12:米軍人による刑法犯検挙状況	189	
★データシート13:自衛隊機・艦船の事故	189	
★データシート14:思いやり予算の動向	194	
F. 核軍縮日誌(2010年1月1日～12月31日)	196	
第4章 市民と自治体にできること		
■市民と自治体にできる9のこと	204	
★データシート15:非核宣言自治体の現状	214	
★データシート16:日本国内の「平和市長会議」加盟自治体	218	
★データシート17:非核宣言自治体の活動と事業	222	
◇用語の説明	224	
◇略語集	227	
◇資料		
1. 基礎資料		
1-1 核不拡散条約(NPT)第4条1、第6条	232	
1-2 国連憲章第7章第39～42条	232	
1-3 ラッセル・AINシュタイン宣言(1955年7月9日)	233	
1-4 国際司法裁判所(ICJ)勧告の意見(96年7月8日)	235	
1-5 95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日)	236	
1-6 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)	237	
1-7 キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日)	239	
1-8 潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日)	242	
1-9 オバマ米大統領・バラハ演説(09年4月5日)	244	
1-10 日本国憲法 前文、第9条	246	
1-11 日米安全保障条約 第5条、第6条	247	
1-12 日本の核基本政策(68年1月30日)	247	
1-13 日朝平壤宣言(02年9月17日)	248	
1-14 9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日)	249	
1-15 核兵器・核軍縮年表(1945年～2010年)	250	
2. 特集資料:2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議		
2-1 2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日)	252	
2-2 米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日)	264	
2-3 2010年NPT再検討会議「日豪作業文書」(10年3月23日)	275	
2-4 ICNNDの2010年NPT再検討会議への核軍縮指針(09年12月15日)	277	

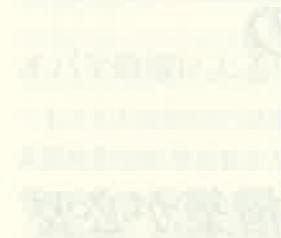
2-5 中堅国家構想(MPI)ブリーフィングペーパー「核軍縮への人道的至上命令」 (10年9月15日)	279
2-6 米口新START条約・前文(10年4月8日)	283
2-7 米上院・新START条約「批准承認決議」(10年12月22日)	284
 3.その他の資料	
3-1 第65回国連総会・新アジェンダ連合決議(10年12月8日)	287
3-2 第65回国連総会・日本決議(10年12月8日)	289
3-3 NATO新戦略概念(10年11月19日)	292
3-4 日豪主導「10か国外相声明」(10年9月22日)	295
3-5 米国の「宇宙政策」(10年6月28日)	298
3-6 英国の「防衛・安全保障見直し(新SDSR)」(10年10月19日)	299
3-7 ドイツ連邦議会の核軍縮決議(10年3月26日)	303
3-8 国連安保理イラン制裁決議1929(10年6月9日)	303
3-9 長崎アピール2010(第4回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキ) (10年2月8日)	305
3-10 日弁連の「核兵器廃絶宣言」(10年10月8日)	307
3-11 モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日)	308
3-12 北東アジアの非核化のための日韓国会議員の共同声明(10年7月22日現在)	316
3-13 北東アジアの非核兵器地帯を支持します(日本の自治体の賛同署名) (11年4月19日現在)	318
3-14 広島、長崎の2010年平和宣言	320
◇索引	323

データシート一覧

1.CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況	78
2.世界に広がる非核の傘	80
3.第65回国連総会決議投票結果	100
4.地球上の核弾頭全データ	116
5.北東アジア情勢を考えるための周辺地図	128
6.日本のミサイル防衛関連装備・部隊	146
7.横須賀母港米艦船の変遷	148
8.原子力艦の寄港状況	152
9.民間港への米軍艦入港状況	155
10.再編実施のための日米ロードマップ	158
11.米軍機・艦船による事故	188
12.米軍人による刑法犯検挙状況	189
13.自衛隊機・艦船の事故	189
14.思いやり予算の動向	194
15.非核宣言自治体の現状	214
16.日本国内の「平和市長会議」加盟自治体	218
17.非核宣言自治体の活動と事業	222

執筆者紹介(五十音順)

今岡直之	NPO法人セイピースプロジェクト
梅林宏道	ピースデボ特別顧問、さい塾代表
大久保賢一	日本反核法律家協会事務局長
嘉指信雄	ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)ヒロシマ・オフィス代表
勝田忠広	明治大学法学院准教授
川崎 哲	ピースボート共同代表
茂垣達也	ピースデボ理事
新田哲史	NPO法人セイピースプロジェクト
杉原浩司	核とミサイル防衛にNO! キャンペーン
田巻一彦	ピースデボ副代表
塚田晋一郎	ピースデボ事務局
中村桂子	ピースデボ事務局長
林 公則	日本学術振興会特別研究員PD(早稲田大学アジア太平洋研究科)
松井和夫	核戦争に反対する医師の会(反核医師の会)常任世話人
山口 韶	ピープルズ・プラン研究所事務局長
湯浅一郎	ピースデボ代表
吉田 遼	ピースデボ奨励研究員、NPO法人セイピースプロジェクト代表



第1章

核軍縮 2010年の概観

NPT再検討会議の成果を活かす —人道原理の再構築が必要

梅林宏道(ピースデボ特別顧問)

核軍縮に関して2010年を概観するとき核不拡散条約(NPT)再検討会議(5月3日～28日、ニューヨーク国連本部)を座標軸に据えることに、おそらくほとんど異論は出ないであろう。以下においても、その観点から、5月までの準備期間、再検討会議そのもの、再検討以後の展開を振り返りながら、2010年を総括することにする。

その場合、一つのことを断っておく必要がある。NPT再検討会議を中心に据えるのは、2010年という年を総括するのに有効であると考えるからであって、NPTの履行を追求することが核軍縮にとってもっとも有効であると考えるからでは決してない。NPTが核軍縮への努力にとって貴重な条約であることに異論はないが、NPT再検討会議に沿うことを中心に核軍縮を追求するという現在の国際的枠組みが、核軍縮にとって桎梏となりつつあり、少しでも早くそれを乗り越える枠組みへとステップアップすることが必要であるという認識が、すでに1995年のNPT再検討・延長会議の時から非政府組織(NGO)のなかでは真剣に議論してきた。そのような目標が、いまだに具体的な形として実現していない。しかし、そのような目標を掲げた不斷の努力があったからこそ、NPT再検討会議における核軍縮分野の前進が少しずつでも勝ちとられてきたことも間違いないことであろう。

I. 2010年NPT再検討会議への準備期間

オバマ政権による「核態勢の見直し」

もともと09年8月には発表されるとされていたオバマ政権の包括的な核兵器政策文書「核態勢の見直し(NPR)」(関連キーワードC1)は、2010年4月6日によく公表された。報道によれば、オバマ大統領は専門家たちが作成した草案を、大統領の望む政策ではないと2～3度にわたって突き返し、修正を命じたと伝えられる。しかし、結果として出来上がった文書は、「核兵器のない世界」を目指す文書とは程遠い内容のものであった。アメリカ社会において核抑止論者がいかに強力であり、その背景にある産軍学官の利害関係者の影響力がいかに大きいかを改めてうかがい知ることが出来る。

これまでに出された3つの米国のNPR、すなわちクリントン政権のもの(94年)、ブッシュ政権のもの(01年)、そして今回のもの(2010年)を比較してみると、どのNPRも安全保障政策において核兵器の役割を低減させることを謳い、それと同時に将来の不測の事態に備えて急速に核戦力を復活させる方策について述べている。つまりは、核兵器が米国の安全保障にとって最大の脅威であり、その脅威に対抗するには核戦力において米国が優位を保つことが重要な大統領の任務であるという思考方法において共通しているのである。

この思考方法が続く限り、同じように考える国が新しく核兵器を開発することを禁じる正統な根拠を主張できないであろうし、テロリストが何らかの方法で核兵器や核物質入手して使用する道が残存するという状況もまた続かざるを得ないであろう。これは米国だけの問題ではなく、地球市民社会全体の問題である。したがって、この思考方法を転換することこそ、2006年のフーバー計画以来の「核兵器のない世界」を目指す新しい動きのもっていた意義の核心であり、オバマ大統領への期待の中心でもあった。その観点から見れば、オバマ大統領のNPRは落胆せざるをえないものであった。

しかし、上記のような問題の核心に少しでも迫ろうとする意識が表れている部分がNPRに存在していないわけではない。そのような部分を将来のために記憶しておこう。

まずは、過去のどのNPRも核抑止論を否定しないが「核兵器の役割を縮小する」と書いてきたことは上述の通りであるが、そのような役割の縮小のための第一歩として核兵器の「唯一の目的」化というテーマがある。それは、「核兵器の目的を、相手の核攻撃を抑止するという唯一の目的に限定する」という方針である。それに対比すべき考え方——つまり現在行われている考え方——は、化学・生物兵器(CBW)など他の大量破壊兵器(WMD)や圧倒的に優勢な相手の通常兵器攻撃に対しては核兵器の使用を容認する、という考え方である。したがって、オバマ大統領のNPRが「唯一の目的」化をどう扱うかが一つの重要な関心事となった。NPRは次のように書いている。

「合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、上記の安全保証の対象から除外される国——すなわち核兵器を保有する国、及び核不拡散義務を遵守しない国——による合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する通常攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある。したがって、合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とするという普遍的な政策を採用する用意はない。しかし、合衆国は、このような政策を安全に採用できるような条件を確立するために努力するであろう。」(資料2-2(268ページ)参照)

オバマ大統領が、このように「唯一の目的」論について正面から言及していること、しかもそれを肯定的目標として言及していることは一歩前進といふ評価してよい。国際世論(関連キーワードE3)と対話しようとする姿勢の表れであるという点からも注目すべきであろう。その上で、現状では「普遍的な政策として採用する用意はない」と結論を述べている。しかし、私は、現段階では不可能であることを前提としたとしても、もっと前進した結論が可能であったと考える。たとえば、「核兵器禁止のための交渉のテーブルを提案し、そのプロセスの第一段階としてこれが実現するような条件の実現をめざす」というところまで踏み込むことが出来なかっただろうか。

もう一点、「非核抑止」(通常兵器による抑止)、さらには萌芽的であるが「非軍事的抑止」という観点が生まれていることに注目しておきたい。オバマ大統領の「核兵器の役割の縮小」という目標は、ミサイル防衛の強化によって補完されるという点や、核弾頭をもった戦略弾道ミサイルに通常弾

頭をつけて地球規模の迅速攻撃(グローバル・ストライク)を行うという構想は、ブッシュ政権時代からの国防総省のアイデアである。しかし、オバマ政権には、イラク戦争、アフガン戦争の総括の上に立った、もう少し新しい抑止論の萌芽が見られる。NPRには次のような一節がある。

「核兵器は同盟国及びパートナーに対する合衆国による安全の保証の重要な構成要素であることが示されてきた一方で、米国は、通常戦力のプレセンス及び効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む、……非核要素への依存を高めてきた。核兵器の役割が米国の国家安全保障戦略の中で縮小されるにしたがい、これら非核要素は抑止の分担においていっそう大きな位置を占めるようになろう。さらに、……非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である。」(資料2-2(272ページ)参照)

この部分は、拡大抑止力(核兵器の場合はいわゆる「核の傘」)に関して論じているが、同盟国への抑止力において核兵器の役割を減らして通常戦力による抑止力への依存を高めてきたことをまず強調している。注目したいのは、それのみならず、「非軍事的抑止」が重要であり、「強固で信頼性のある政治的関係」がそのような非軍事的抑止力になると述べている点である。

同様な考え方は、オバマ政権の安保・外交政策全般に登場している。「全政府的アプローチ」という表現で、軍事を突出させないで米国のもつている諸能力を総動員して安保問題にアプローチしようというものである。

たとえば、NPR直後に提出された大統領府の「国家安全保障戦略」には、外交の「全政府的アプローチ」として次のような記述がある。

「外交は、国家安全保障にとって国防能力と同等に基本的なものである。我が国の外交官は、国際的な関与における最前線であり、相手国の意見に耳を傾け、彼らから学び、相互の敬意を育み、そして共通の立場を探し求める。」

これらの文書が表明しているオバマ政権の安保・外交政策は、NPRにはほとんど具体化されていないながらも、核抑止論を非軍事的抑止にまで発展させる可能性がある思考方法の萌芽が表れていると言えよう。この萌芽を成長させる必要がある。たとえば、日本政府は「核の傘」から脱するため

に、かつてないチャンスとして活かすことが出来る。

新START条約の光と影

オバマ政権のNPRが発表された2日後の10年4月8日に、米国とロシアの間の新しい戦略攻撃兵器削減条約が署名された(関連キーワードA5)。署名は米国のオバマ大統領とロシアのメドベージエフ大統領の間で行われ、場所にはオバマ大統領のプラハ演説ゆかりのプラハが選ばれた。条約は新START(条約)と呼ばれる。両国とも署名を急いだ背景には、5月に開催されるNPT再検討会議に間に合わせることによって、核保有大国としてNPTで定められた核軍縮義務を果たしているという条約遵守の姿勢を示す狙いがあった。

旧START条約(START-I)は、1994年12月5日に発効した米ロ間における唯一の戦略兵器削減条約であった。そこで合意された戦略兵器の削減目標は2001年に達成され、その意味では条約で定められた兵器削減の履行は完了していたが、その後も相互に監視する検証制度は15年後(09年12月5日)の失効の日まで継続することが定められていた。これが米ロ間の信頼維持に大きな役割を果たしてきた。したがって、後継条約は09年12月5日までの合意を目指していたのであるが、NPRが難航したのと同様な米国内の事情やロシア国内の事情によって、その目標は達成できなかった。とはいえ、ともかくもNPT再検討会議の前に署名できたことで、会議には好影響を与えることができた。

新STARTには核軍縮の将来にとって意義深い二つの要素があることを指摘しておきたい。一つは、旧条約より簡略化されたといえ両国間に相互検証の法的拘束力のある枠組みが復活したことである。そのことによって、米ロ両国に基本的な信頼醸成の一つの道筋が確保されることになる。世界的な核兵器の削減、ひいては「核兵器のない世界」の達成には米ロ両国との関係が良好であることが極めて重要であることを考えると、この点における新START署名の意義は大きい。もう一つの要素は、条約そのものの合意内容ではなく、交渉に至る経過に関するものである。この条約交渉においては、米ロの安保関係にとっての重要課題が正面から議論された。その課題とは、ミサイル防衛問題が今後の核軍縮交渉と無関係ではあり得ないこと、また核弾頭を装着していないくとも戦略的攻撃兵器となりうる戦略的

通常兵器の開発が米国で始まっており、この問題が核兵器削減問題と関係せざるを得ないこと、である。つまり、戦略攻撃兵器の削減は単に核兵器のみではなく戦略通常兵器を含めた政策に関する交渉が絡まるをえないことが、交渉の過程で両国の共通認識となった。条約の前文にその経過が凝縮して表現されている。すなわち、「戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器は相互に関連していること、及び戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大すること」が認識され、「通常能力ICBM(大陸間弾道弾)及びSLBM(潜水艦発射弾道弾)が戦略的安定性に及ぼす影響」に留意したことが記されている(資料2-6参照)。これらのこととは、両国の今後の交渉をより複雑なものにするであろうが、避けては通れない問題である。

新STARTには、このような重要な意義が認められるのとは裏腹に、削減に関する合意内容は、極めて不十分なものであった。

条約は、米ロ両国が発効後7年(発効は2011年2月5日であった)に達成すべき配備された戦略核兵器の削減の総数目標を、核弾頭については1550、配備運搬手段については700、そして配備及び非配備運搬手段については800と定めた。米政府が3月29日に発表した「ファクトシート」の説明によれば、1550という配備核弾頭数の上限は「1991年のSTART条約の上限値6000より74%少なく、2002年のSORT(モスクワ条約)の上限2200よりも30%少ない」という。しかし、たとえば日豪両政府が主導した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の勧告(09年12月15日)では、2020年までに米ロのすべての種類の核弾頭数をそれぞれ1000発以下と主張し、私は5核兵器国が共通のテーブルにつく条件として、新STARTではそれぞれの戦略兵器を500弾頭以下に削減することを目指すべきであると考えていた(たとえば『核兵器・核実験モニター』333号、09年8月1日)。

さらに条約には核弾頭の数え方と削減された弾頭の扱いに問題があった。とりわけ重爆撃機(あるいは戦略爆撃機)の弾頭の数え方は問題である。米ロの重爆撃機(米国のB-52B、ロシアのTu-95MS等)は6~20発の核兵器(巡航ミサイル、空対地ミサイル、核爆弾)を搭載する能力があるにもかかわらず、新STARTでは、重爆撃機の弾頭数は1機あたり1と数えると定めた。この数え方を適用すると、2010年初頭における米ロの配備核弾頭数は、米2100、ロシア2600と推定されるが、新STARTの数え方を適用すると、米国1650、ロシア1740となる。つまり、2018年までに米国は現在よりわず

か100発、ロシアは190発減らせるに過ぎない。また、削減された核弾頭は作戦配備から外されるだけであり解体、廃棄が義務づけられていない(関連キーワードA5)。

核保安(セキュリティ)サミット

2010年4月13日、オバマ米大統領の呼びかけでワシントンにおいて核保安サミットが開催された。09年4月のプラハ演説で、核物質管理の厳密化を呼びかけ、全世界の核物質の保安を4年内に確立し、そのために「米国の主催による核保安に関する国際サミットを今後1年内に開催する」という具体的な目標を掲げて以来、このテーマは一貫したオバマ大統領のテーマであった。

核保安の英語が「ニュークリア・セキュリティ」であり、同じ表現が「核兵器による安全保障」という意味にも用いられるため、核保安サミットの提案は当初誤解して論じられることがしばしばあった。しかし、プラハ演説をきちんと読めばオバマ大統領の意図は最初から明確であった。それは、核兵器の拡散防止、それもテロリストなど国家以外の主体の手に絶対に渡らないように核兵器や核物質の保安体制を世界的に厳しくしようという、米国がもっとも切実に必要としていることへの挑戦であった。そして、オバマ大統領は着実にその具体化に着手した。まず09年9月24日に彼自身が議長を務めた安保理核サミットでは安保理決議1884を採択し、国連最高機関である安保理において「核セキュリティに関する2010年のグローバル・サミット開催への支持を表明」させ、かつ主文第24節において「核テロの攻撃対象となりうるあらゆる核物質の保安を4年内に確保することを目的に、より良い安全基準ならびに核セキュリティ実施に向けた最善策を共有し、また、核テロの危険を低減するべく核セキュリティの基準を上げるよう加盟国に求める」と、4年内の目標設定を公的決定とした(関連キーワードB5)。

このようにして、4月13日のサミットは12項目にわたる具体的措置に合意し、第2回会議を2012年に韓国で開催することを定めたが、内容に斬新性は少なく、多くは従来の諸合意を確実に実行することを誓約したものであった。

ここでは核保安サミットの内容よりも、むしろそれがNPT再検討会議の

直前に開かれたことの意義を述べておきたい。というのは、オバマ大統領がとりわけ関心を抱く核保安問題がNPT再検討会議の中心議題の一つになることは決して好ましいことではなかった。再検討会議の前には、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用)が今回は核保安を加えた4本柱になるのではないかという憶測もあった。そうなれば、再検討会議が米国主導の不拡散と核保安への関心に偏重し、「核兵器のない世界」への努力の中心となるべき核軍縮問題が軽視される結果を招くことが危惧された。その意味で、核保安サミットをNPTと切り離して先に開催したことは、米国の賢明な判断が働いたものとして肯定的に評価したい。

II. 再検討会議の成果と課題

市民社会や核軍縮NGOの関心

2010年NPT再検討会議の成果を要約するに当たって、まず、この会議に臨んだ市民社会集団やその声を反映したさまざまな核軍縮NGOの関心を述べておく必要がある。

各国の市民社会集団は、06年に始まった「フーバー計画」や09年の「プラハ演説」に象徴されるような「核兵器のない世界」への新しい潮流の台頭を受けて、この流れを強め、次の政治的手掛かりを獲得する場としてNPT再検討会議を位置づけてさまざまな努力を続けていた。

そんな中で、08年10月の潘基文国連事務総長の5項目提案(資料1-8)が、彼らに共通の目標を与えるのに大きく貢献した。とりわけ、事務総長が、5項目提案の中で「核兵器禁止条約(NWC)」あるいは「相互に補強しあう別々の枠組み」を交渉することの必要性に言及したことは、市民社会を勇気づけた。そして、NPTの限界をのり超えるためにかねてから要求していた「核軍縮のための包括的アプローチ」を前進させる場として、2010年NPT再検討会議を位置づけた。包括的アプローチとは、「核兵器のない世界」を実現するための法的枠組みの全体像(けっして固定的なものではなく、発展し変化するものと考えている)を描きながら、それへの可変的ロードマップを論じることによって核兵器ゼロを実現しようというアプローチ

である。このようなアプローチの分かり易い形態として、NWCの交渉準備にとりかかるなどを、市民社会はNPT再検討会議に期待し、要求した。

従来のNPT再検討会議では、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約、FMCT)の交渉開始、戦術核兵器の削減、警戒態勢の緩和・解除などなど、具体的措置の積み重ねが重視されてきた。しかも、それらの具体的措置に関しても、実施手順を明確にすることを要求するというよりも、言葉をより厳格にして誓約させる努力に留まることがほとんどであった。市民社会集団は、NWCをメイン・ストリームの課題とする主張を通して、NPT再検討会議のこのようなありようから脱却することを期待した。

具体的には、モデルNWCの協議についてコスタリカ、マレーシアなどへの働きかけ、平和市長会議の2020ビジョンに基づくヒロシマ・ナガサキ議定書の提案、グローバル・ゼロのアクション・プランの提案、IPPNWのアイキャン(ICAN)によるNWC推進運動、中堅国家構想(MPI)による9項目提案など、さまざまなレベルでの精力的な活動が展開された。10年2月に長崎市で開催された第4回「核兵器廃絶一地球市民集会ナガサキ」(関連キーワードE5)で採択された長崎アピール2010(資料3-9)が、NPT再検討会議に向けて次のように訴えたのは、このような広範な活動の積み重ねの一つであった。

「核兵器を禁止し、廃絶する条約の準備のために話し合うことを目的として、志を同じくする国家と市民社会の代表が参加するプロセスを創り出そう。そのようなプロセスは潘基文国連事務総長が提案した5項目提案を手掛かりとすべきである。この提案には核兵器禁止条約又は諸条約の枠組みについて話し合いを始めるよう各国に求めた呼びかけも含まれる。」

また、ヤコブ・ケレンベルガー赤十字国際委員会総裁がジュネーブにおいて各国外交官を前にして、NPT再検討会議直前の10年4月20日に、核兵器使用の残虐性、無差別性と非人道性を指摘し、核兵器を国際人道法(IHL)の名において禁止することの必要性を訴えたのも、そのような国際市民社会の声の広がりを象徴する出来事であった(特別記事3)。

会議の進行

再検討会議はリブラン・カバクトゥラン大使(フィリピン)を議長に選出して行われ、全体として協力的な気運のなかで進行した。米国オバマ政権のこの会議に対する積極姿勢が、この気運を醸成するのに貢献したことは間違いない。例年通り一般演説のあと主委員会Ⅰ(核軍縮、消極的安全保証)、主委員会Ⅱ(保障措置、非核兵器地帯)、主委員会Ⅲ(平和利用、核保安、脱退、制度化)の3委員会に分かれて協議が行われた。より集中的に重要問題を議論する下部機関も混乱無く形成され、下部機関Ⅰ(核軍縮行動計画、安全の保証)下部機関Ⅱ(中東決議、地域問題)、下部機関Ⅲ(脱退、制度化など)という分担が行われた。

各主委員会の議論はそれぞれの議長の責任で会議中日(第2週の終わり、5月14日)までに集約され、各主委員会は議長案修正の議論に入った。各主委員会の文書の結果は最終週の初日(5月24日)に全体議長がまとめて草案として提出し、全体討論に付された。そのような経過を経て最終日である5月28日に最終文書が採択された。最終文書は「運用に関する評価」と「今後の行動勧告」の2つの部分からなるが、前者は議長責任によるまとめであり、後者は全会一致で採択されたものである。後者においては、3本柱(核軍縮、不拡散、平和利用)に関して64項目の行動勧告が採択されるとともに、中東決議(関連キーワードA3)の履行に関する勧告も別項で採択された(資料2-1)。

以下では、包括的アプローチという国際的な市民社会団体が関心を寄せた観点から特筆すべき会議の成果や問題点について書くことにする。

「核兵器禁止条約」に初めて言及

2000年NPT合意文書は、「核兵器禁止条約」という文言に初めて言及した。これは市民社会集団の努力の一つの成果であると言えるであろう。

全会一致の「行動勧告」において、「核兵器禁止条約」に関する扱いは、次の3箇所に現れている。

「…会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわ

け同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。」(「行動勧告」1B iii)

「核兵器国は、…2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。…核兵器国は、上記(注:行動5にa-gの7項目が列記されている。資料2-1参照)の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。」(行動5)

「すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈内において、核軍縮を扱う下部機関を即時に設置すべきであることに合意する。」(行動6)

つまり、国連事務総長提案に関しては「留意する」という弱い表現に留まつたが、「核兵器のない世界」を実現し、維持するために「核兵器禁止条約」のような枠組みを作るために特別の努力を払うべきだと、すべての加盟国が一致したのである。これは極めて大きな前進である。しかし一方で、その実施を促すテコとなる場は、従来のNPT再検討過程とジュネーブ軍縮会議(CD)にしか与えられていない。NPT再検討会議は集中力に乏しいし、CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する提案は10年以上前に合意しながら一度も開催されていない。しかも、CDの下部機関は意見と情報の交換という極めて弱い任務を持つ機関として同意されているに過ぎない。

このように、履行の手順が弱められた審議の経過をみると、核兵器禁止条約に関する言及が実質協議につながらないように、核兵器国がいかに内容の骨抜きを謀ったかが明らかになる。

すなわち、主委員会Ⅰでまとめられた原案では、潘基文提案を単に「留意」するのではなく「貢献」と評価し、核兵器国が実際的措置7項目(行動5)についての協議を2011年から始めることを要求し、2014年にはそれを踏まえて国連事務総長が核兵器ゼロへのロードマップを協議する会議を招集する、という内容になっていた。次の2015年再検討会議をそのような経過を経て開催するというプランであった。それが核兵器国の抵抗にあってつぎつぎと骨抜きにされ今回の最終文書となった。核兵器国同士が7項目

について協議する必要は消え、ロードマップ会議も消えたのである。

とはいえ、核兵器禁止条約に言及せざるを得なかった力関係の変化が生まれたことも事実である。この過程で、オーストリア、スイス、ノルウェーなどが、新しく市民社会の声を代弁する国として登場した。

核兵器使用の非人道性を文書化

核兵器を非人道性の文脈において捉えることは、日本では当然のことのように考えられるかも知れない。しかし、核不拡散条約(NPT)は非人道性を規範としてとりいれていない。NPT前文に書かれているのは、核戦争の被害の甚大さの認識や核戦争の可能性の低減の必要性という論理であり、核兵器が本来的にもっている非人道性には言及することなくNPTは作られている。1968年の核兵器保有国の現状を仕方なく容認することによって取り引きが行われた条約として、当然と言えば当然である。しかし、最近の対人地雷禁止条約やクラスター弾禁止条約が、これらの兵器の非人道性を根拠としていることと比較すると、NPTの弱点は明らかであろう。

そのような中で、今回、第6条による核軍縮義務の履行に関する行動勧告(全会一致)において、NPT合意文書としては初めて、国際人道法の遵守の必要性が述べられた。1995年の再検討・延長会議の「原則と目的」文書にも、2000年合意文書にも無かったことである。

「行動勧告1A v 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。」(資料2-1参照)

この重要な結果を生んだのはスイス政府の功績であったと言われている。スイスは、一般演説において、核抑止論を系統的に批判し、その文脈で「核兵器は基本的に非道徳的である」と述べ、「核兵器は国際人道法に照らして、その本性において非合法である」と主張した(特別記事2)。また、「核兵器の非正当化」についての研究発表を5月10日にサイドイベントとして行った。このような準備の上にたって、スイスは主委員会Ⅰにおいて、核兵器禁止条約の必要性を訴えた。(関連キーワードA2)

残念なことに、日本政府はスイスの人道法強調の問題提起に沈黙を保つ

たと伝えられる。

中東決議など3課題に時間枠

会議での合意が言いっぱなしにならないように時間枠を設ける志向が会議のさまざまな機会に表明されたのは、2010年会議の一つの特徴であったと言ってもよいであろう。ノルウェーは一般演説の中で、過去を振り返って「1995年と2000年文書の弱点は、保有核兵器の破壊に時間枠を設けなかったからだ」と述べた。また、主委員会Ⅰにおいて時間枠を含む意欲的な議長報告の草案が出たとき(5月14日)、新アジェンダ連合(用語の説明225ページ)がそれに応えて「第5節(草案段階の行動勧告)に含まれているような時間枠に言及することを積極的に評価する」と述べた。時間枠を伴う最終文書草案は、核兵器国介入で薄められたり削除されたりしたのは、前節で述べたとおりであったが、最終的に次の3事項で時間枠を明確にした次のステップが定められた。

◆中東決議の履行計画 中東決議とは、1995年のNPT無期限延長の合意の時の条件として、米、英、ロの3か国(NPTの寄託国)が提案して採択されたものである。その主要な実質内容は、「中東に核兵器及び他の大量破壊兵器のない地帯を設立する」「イスラエル(名指しはしていない)が非核兵器国としてNPTに加盟する」などである。

この決議の履行には、15年間何の前進もなかった。いわば、NPT体制の喉に刺さった棘とでもいうべき状態が続いたのである。現在はイランの核開発問題がこれに加わって問題はさらに複雑かつ重大になっている。そんな中で、今回の再検討会議は、行動勧告IV7において、次のような時間枠を定めた行動に合意することに成功した。(関連キーワードA3)

- (a)国連事務総長と米、英、ロの4者が、中東諸国と協議しながら、2012年に、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立のための会議を招集する。
- (b)上記4者は、中東諸国と協議しながらファシリテーター(調停人)を任命する。ファシリテーターは2012年会議の準備と、会議での合意事項のその後のフォローをサポートする。2015年再検討会議及びその準備委員会に経過を報告する。
- (c)上記4者は、中東諸国と協議しながら2012年会議の受け入れ国を任命す

る。

イスラエル抜きに同意されたこの行程が、順調に履行されるか否かは楽観できない。すでにイスラエルが最終文書を拒否したという報道があるが、一方では最終文書の文言については、NPT開催中に米国がワシントンにいるイスラエル代表と緊密に協議しながら合意したという情報もある。また、2010年末から始まった北アフリカ、中東の反独裁、民主化の民衆蜂起がこの行程表に大きな影響を生み出すことが予想される。

◆消極的安全保証とカットオフ条約 中東決議の場合と比較すると弱い形ではあるが、NPT加盟非核兵器国に核攻撃や攻撃の威嚇を行わないとする「消極的安全保証」(行動7)と兵器用核分裂性物質の生産禁止を求める「カットオフ条約(FMCT)」(行動15)についても、時間枠の設定が合意された。どちらもジュネーブ軍縮会議(CD)にまず行動を取ることを促した後に、その結果を踏まえて国連事務総長が10年9月に高官会議を招集することを定めている。両者には同じ考え方が適用され、次のような文書が採択された。

「すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、…ジュネーブ軍縮会議(CD)が…即時に開始すべきであることに合意する。…再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。」(行動7と行動15)(資料2-1参照)

どちらもCDに協議を託しているが、これら2つのテーマとも、CDが毎年の作業計画の中に含むためにすでに10年以上努力して来たにもかかわらず、合意に達することができなかつたものである。CDの全会一致制の会議運営がその重要なネックとなっている。9月に終わる2010年のCDも同じような結果に終わる可能性が極めて高かった。

もし、そのような状況で9月に国連事務総長がハイレベル会議を招集するときは、CDに依存しないプロセスを推進する強力なリーダーシップを発揮する国が必要になると思われた。

◆5核兵器国会議

上述した中東決議、消極的安全保証、カットオフ条約の3つに定められた時間枠ほど明確ではないが、5核兵器国は上述したように行動5の7項目(a~g)(資料2-1参照)についての履行状況を2014年に開催される2015年

NPT再検討会議第3回準備委員会に報告することが義務づけられた。また、核兵器国は信頼醸成措置として保有核兵器についての情報を報告するため、「報告の標準様式について可能な限り早期に合意する」ことが要求された(行動21)(資料2-1参照)。これらの合意を履行するためには、5核兵器国は早期に会合する必要があると言えるであろう。

III. 低調な会議後の経過

以上に述べたように、2010年NPT再検討会議は、核兵器禁止条約や国際人道法に関する初めての言及、いくつかの時間枠を定めた合意など、今後の前進への重要な手掛けりを残した。とりわけ、前二者は、包括的アプローチを求めてきた市民社会集団にとっては活用すべき成果であろう。

しかし、5月に会議が終わってからの国際政治の流れは、再検討会議の成果を発展させるようなものにはならなかった。いくつかの重要な点を列記しておこう。

(1)米国の核兵器維持への巨額投資

第I章で述べたとおり、米国には核抑止力維持を主張する産軍学官の強力な勢力とそれを支える保守的世論が存在する。オバマ政権は新STARTの批准、CTBTの批准など米国が最低限の国際的な誓約を果たすためには、上院で3分の2の支持を取り付ける必要がある。このような国内事情が、冷戦時代を含めて過去最高となる核兵器インフラの近代化予算となって表れた(関連キーワードC2)。10年11月に米大統領府が発表した予算額は、今後10年にわたって毎年平均80億ドル規模を投入するというものであった。また、12月には通常兵器型迅速グローバルストライクへの投資も明確に約束した。このようにして12月22日に上院で新STARTの「批准承認決議」(関連キーワードA5、資料2-7参照)が通過したが、この経過はロシアの政治に負の影響を与えるを得ないであろう。

(2)9月ハイレベル会議に具体的進展なし

第II章で述べた国連事務総長招集のCD活性化のための特別会議は、

大きな成果を生むことが出来なかった。NPT最終文書では、消極的安全保証とカットオフ条約の行き詰まり打破の文脈であったが、ハイレベル会合はCDそのものの現状打破が議論された。そのこと自体はいいことであった。しかし、強力な牽引力をもったリーダーシップは現れず、行き先に不安を残した(関連キーワードA6)。副産物であるが、会議でフランスが2011年に5核兵器国がパリで会合するという朗報を明らかにした。

(3)日豪主導の10か国外相会議に新味なし

9月22日に日本とオーストラリアが共同議長を務めて10か国外相会議がニューヨークで開催された。NPT再検討会議が新しい積極的因素を含む最終文書を採択した後に、核軍縮・不拡散のための恒常的な新国家グループが誕生したので、その目標や行動が注目された。しかし、平凡な内容の会議に終わってしまった(関連キーワードB7)。

(4)国連総会において新しい動きが生まれなかつた

10年9月14日に開催された第65回国連総会、とりわけ第1委員会(安全保障・軍縮)において、NPT最終文書を踏まえた積極的動きが表れることが期待されたが、そうならなかった。たとえば「核兵器禁止条約に導かれるような交渉の早期開始を要求する」いわゆるマレーシア決議(関連キーワードD1)に関する賛成投票がほとんど増えなかつた。中国以外の核兵器国は反対、日本、カナダ、韓国は棄権、ドイツ、オランダ、ベルギー、ノルウェーなどほとんどのNATO諸国も反対というパターンは、09年の投票パターンとほとんど同じであった。

(5)NATO「戦略概念」で核分担政策が維持された

11月19日～20日にリスボンで開催されたNATO(北大西洋条約機構)サミットにおいて、NATO配備の米戦術核の配備を含む核分担政策など、基本的な核政策に変更がなされなかつた。大西洋横断の拡大抑止の考え方方が今後も継続することになった(関連キーワードB1)。

このようにNPT再検討会議の成果を発展させる前途にはおおきな困難が横たわっている。事態を好転させる力はひとえに市民社会集団に宿っていると考えなければならない。

とりわけ、核兵器問題を人道の問題として改めて世論喚起し、核兵器禁止条約や非核兵器地帯条約の正統性を強調することが必要であろう。

09年9月にスイス政府と共に開催した会議において、国際NGO中堅国家構想(MPI)が発表したブリーフィングペーパー「核軍縮への人道的至上命令」(資料2-5参照)の一節を以下に引用する。それは、NPTが国際人道法に関して新局面を迎えていることを述べている。

「再検討会議が初めて国際人道法の問題に触れたことは、長い歴史の積み重ねの上に立つものであった。その事実は極めて重い。第一に、NPT加盟国はいまやNPT再検討プロセスにおいて責任を有するNPT上の誓約として、核兵器に関し国際人道法を遵守するという実体的義務を負うこととなつた。第二に、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすとの会議の言及は、いかなる時にも法を遵守するよう求めることと直接繋がり、核兵器の使用があらゆる状況において非合法であることを示唆している。国際人道法が武力紛争に適用されることは疑いようもないことから、適用可能な国際法をいかなる時にも遵守すべしとの主張は、状況次第で国際人道法を曲解したり適用を猶予したりするいかなる誘因をも退ける重みを持つものである。そこには、国際司法裁判所の勧告的意見で言及された『極端な状況』や、さらなる攻撃意図をくじくための『報復』としての第二使用も含まれる。」

(太字、強調は原文のまま)

ここには、報復を前提とする「核の傘」にも適用されるべき人道の原理が述べられており、日本も無縁ではありえない。

第2章

特別記事

1. 福島事態と核兵器

梅林宏道、湯浅一郎(ピースデボ)

2. 2010年NPT再検討会議 —珠玉の演説

谷口稜壁(長崎被爆者)
ミシュリン・カルミレイ(スイス外相)
ミヒヤエル・シュピングルエッガー(オーストリア外相)

3. 核兵器の時代に終止符を

ヤコブ・ケレンベルガー(国際赤十字委員会総裁)

福島事態 と 核兵器

梅林 宏道
湯浅 一郎
(ピースデポ)

I. 地球規模の放射能汚染

§ 1. 放射能事故の脅威を身近に見せる福島事態

2011年3月11日の巨大地震と津波により、福島第1原発では核分裂反応は停止したが、非常時の冷却体制が破壊され、危機的状況を迎えた。6基のうち、少なくとも1~4号機で崩壊熱に対する系統的な冷却作業ができず、集中立地の弊害も加わって、文字通り不眠不休で対応が続けられた。1~3号機での燃料棒の溶融¹、水素爆発、破損した燃料棒に直接ふれた大量の汚染水の海洋への漏出、さらには使用済み燃料保管プールにおける冷却喪失と爆発などがくり返された。

しかし、事故当時の炉内にある放射性核分裂生成物（大気中に出ればいわゆる「死の灰」となるもの、以下、フィッショングロダクトの頭文字を

とってFP）の存在量は不明のままである。このほか、1~6号機の使用済み燃料プールに保管されていた約4500本の燃料集合体も多量のFPを含んでいる。数度の水素爆発や冷却に用いた水の海洋への流出などで、これらFPの一部が環境中に放出され、今もなお漏洩は続いている。大気、水道水、土壤、海水、そして野菜や海洋生物からも放射性ヨウ素やセシウムなどの核種が検出された。原発事故としての深刻度は、スリーマイル島原発事故の＜レベル5＞を超えて、 Chernobyl 原発事故に匹敵する＜レベル7＞と評価された。

福島原発の事故を契機として、私たちは身近に核エネルギーのもつている放射能の危険性を直視することになった。そこで、本稿では、まず改めて核エネルギーの軍事利用、とりわけ大気圏での核兵器爆発によってどれだけ大量のFPを地球上にまき散らしてきたのかを振り返っておきたい。

§ 2. 大気圏核兵器爆発による放射能放出

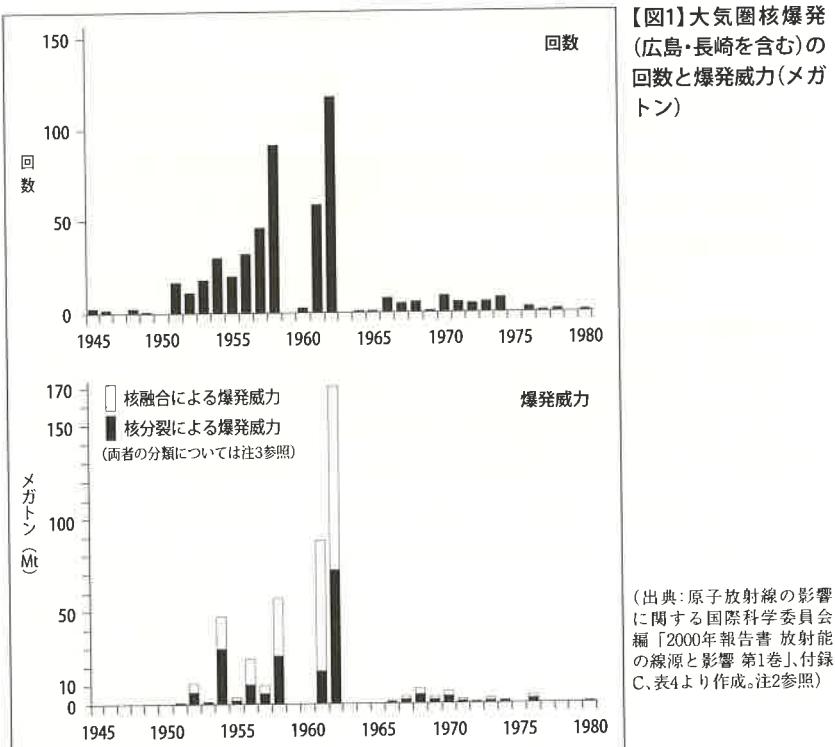
人類が核エネルギーを使い始めてから、放射性物質の地球環境への放出が、最も大規模かつ深刻に行われたのは、1945年から四半世紀にわたって続いた大気圏核爆発によるものである。そこで、大気圏核爆発により、いつ、どこから、誰により、どのくらいの量の放射性物質が放出されてきたのかを整理する。

a) 核実験の歴史

米国は、1945年7月のトリニティ・サイト核実験、広島、長崎への原爆投下によって大気圏核爆発の端緒を切った。第二次世界大戦後は米ソ冷戦構造の中で、とめどない核軍拡競争が続き、大気圏核爆発がエスカレートしていった。

図1に、「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」(以下、UNSCEAR)の「2000年報告書 放射線の線源と影響 第I巻」²、付録Cに基づき大気圏核爆発の各年の回数、及び爆発威力を示した。広島・長崎での戦時使用を含めて1945年は3回であったが、1980年までに543回の爆発が、米国、旧ソ連、英国、フランス、中国の5か国によって行われた(これらのデータは2000年段階の知識に基づくものであり、過去の核実験について全貌が明らかになっているわけではない)。多くの実験が行われたのは、1951年から1958年、1961年から1962年である。米、英、ソにより大気圏、宇宙、及び海中での核実験を禁止する部分的核実験禁止条約(PTBT)が1963年に発効した後は大きく減った。その後の実験は、フランス、中国によるものである。

図1における爆発威力とは、核兵器が爆発の際に放出されるエネルギー



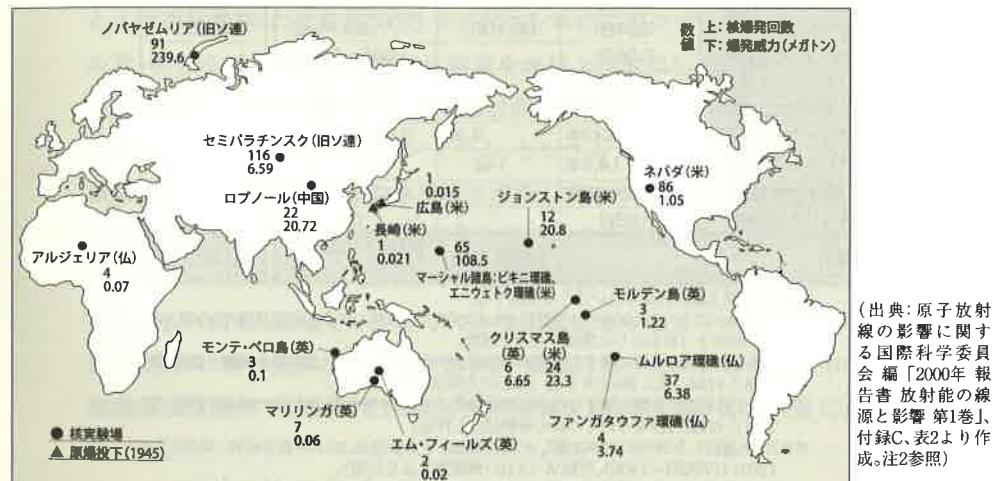
と同じ爆発エネルギーを発するTNT(トリニトロトルエン)火薬の質量で表される。報告書では、大気圏核爆発の爆発威力の総量は、核分裂によるものが189Mt(メガトン=100万トン)、核融合によるものが251Mt、合計440Mtであると、ある仮説の下に算出している³。

図2に主な核実験場と実験回数、そこでの総爆発威力(メガトン)を示す。実験回数が多いのは、セミパラチンスク、ノバヤゼムリア、ネバダ、マーシャル諸島(ビキニ環礁など)である。総爆発威力では、ノバヤゼムリア、マーシャル諸島が圧倒的に大きい。実験場の位置は、北半球中緯度の砂漠地帯(セミパラチンスク、ネバダ、ロブノール)、太平洋の赤道を囲む島嶼地帯(マーシャル諸島、クリスマス島、マルロア環礁など)、そして北極地帯(ノバヤゼムリア)、オーストラリア、サハラ砂漠など、緯度においても気候風土においても多岐にわたる。放射性物質は、対流圏での偏西風や貿易風、成層圏での大気の大循環にのり、グローバルに拡散する。

b) 放射性物質の放出量

これらの核実験による放射性物質の放出量を、UNSCEAR「2000年報

【図2】主な大気圏核爆発地点(広島・長崎を含む)の回数と爆発威力(メガトン)



[表]大気圏核爆発、及び Chernobyl 事故により放出された主要な放射性物質の総量

核種	半減期	大気圏核爆発 (PBq) <a>	Chernobyl 原発事故 (PBq) 	参考: 100万 kW 軽水炉原発炉内存在量 (PBq) <c>
トリチウム3	12.3年	186,000		
炭素14	5730年	213		
マンガン54	312.3日	3,980		
鉄55	2.73年	1,530		
クリプトン85	10.72年		33	21
ストロンチウム89	50.5日	138,000	80~115	3,500
ストロンチウム90	29.12年	733	8~10	140
イットリウム91	58.51日	141,000		4,400
ジルコニウム95	64.0日	174,000	140~196	5,600
ニオブ95	35日			5,600
モリブデン99	2.75日		168~210	5,900
ルテニウム103	39.3日	291,000	120~170	4,100
ルテニウム106	368日	14,400	25~73	930
アンチモン125	2.77年	873		
テルル129m	33.6日		240	196
テルル132	3.26日		1,000~1,150	4,400
ヨウ素131	8.04日	796,000	1,200~1,800	3,100
ヨウ素133	20.8時間		2,500	6,300
キセノン133	5.25日		6,500	6,300
セシウム134	2.06年		44~54	280
セシウム136	13.1日		36	110
セシウム137	30.0年	1,120	74~86	170
バリウム140	12.7日	894,000	160~240	5,900
セリウム141	32.5日	310,000	120~200	5,600
セリウム144	284日	36,100	90~140	3,100
ネプツニウム239	2.36日		945~1,700	
ブルトニウム238	87.74年		0.03~0.035	2.11
ブルトニウム239	24065年	6.52	0.03~0.033	0.78
ブルトニウム240	6537年	4.35	0.042~0.053	
ブルトニウム241	14.4年	142	5.9~6.3	
ブルトニウム242	376000年		0.000	
キリウム242	163日		0.9~1.1	
総計		2,989,000	6,960~8,930	59,300 <d>

空欄は出典文献に掲載がないことを意味する。

PBq=ペタベクレル=1000テラベクレル=1000兆ベクレル。ベクレルは、放射能の強さを表す単位で、1秒あたりに崩壊する原子核数。

<a>原子放射線の影響に関する国連科学委員会、「2000年報告書 放射線の線源と影響 第Ⅰ巻」、付録C、表2、表9より作成（補正の方法は本文参照）。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会、「2000年報告書 放射線の線源と影響 第Ⅱ巻」、付録I、表2よりいくつかの推測値から作成。

<c>3年運転した時の炉内存在量^a 出典：米国原子力委員会、原子炉安全研究：NUREG-75/014 (WASH-1400)、付録VI（小出・瀬尾論文より引用）。

<d>大気圏核爆発では希ガスのデータがないので、比較のため希ガス（クリプトン85、キセノン133）を除いて総計とした。

告書「放射線の線源と影響 第Ⅰ巻」付録Cの表2、表9をもとに推算し、表(34ページ)に示した。ベクレルは、放射能の強さの単位で、1秒あたりに崩壊する原子核数である。PBq(ペタベクレル)は1000テラベクレルあるいは1000兆ベクレルである。

このUNSCEAR報告書においては、まず、核融合爆発に対しても核分裂爆発に対しても、1メガトン当たりの爆発によって生成される放射性生成物の量(ベクレル量)を、理論値や経験値によって算出している。表の上段に出てくる核種トリチウム3、炭素14、マンガン54、鉄55は、主に核融合爆発に伴って生成するものであり、それ以下のものは核分裂反応に伴って発生するものである(必ずしも融合や分裂の生成物ではなく、プルトニウムなど中性子を吸ってできる主要な放射性核種も含まれている。ウランも当然含まれるべきであるが、ベクレル量への貢献が小さいので省略されている)。次にUNSCEAR報告書は爆発地域近隣に降下する生成物(地球全体で約30メガトン分と見積もっている)は、地球的規模の放射能汚染には貢献しないとして除外し、それぞれの核種の放出総量を計算し付録Cの表9^dを作成している。しかし、本論では、原発と比較するために近隣降下物を含むべきなので、その点を補正して前ページの表を作成した。

表に示されるように、1945年から1980年までの25年間にわたって続いた大気圏核爆発は、総量約300万ペタベクレル(3にゼロが21個つくベクレル量)という天文学的量の放射性物質を地球上に放出した。平均して1回の爆発実験で5,500ペタベクレルの放射能を放出したことになる。放出された中で半減期の長いストロンチウム、セシウム、プルトニウムなどは半減期に応じて残存し、今も地球環境を汚染している。これらの環境汚染や人間を始めとした生物への影響の度合についての議論は今も激しい論争的になっている。また、これまでの議論では誘導放射能が評価されていない。例えば、第5福竜丸の被災で大きな問題になったビキニ環礁実験では、核融合に伴い発生した高速中性子が、周囲にあったサンゴや海水中の硫酸基に衝突して放射化した放射性カルシウム45、イオウ35が大量に作られた⁵。

特別記事1

福島事態と
核兵器

また原爆も水爆も、臨界量よりもはるかに多量のウラン235やプルトニウム239を使うのみならず、タンパー(反応促進体)や反射体として多量のウラン238を使用していると考えられている。したがって、これらのウランが爆発に伴い微粒子となって飛散し、主として局所的、地域的な範囲に落下していると見られる。また、UNSCEAR報告書⁶は、表のジルコニウム95、セリウム144の50%は近隣に、さらに25%は周辺地域に落下したと推定している。

§ 3. 原発事故による放射能放出との比較

次にチェルノブイリ原発の事故におけるFP放出量の推定値を表に掲げた。この値はUNSCEAR「2000年報告書 放射線の線源と影響 第Ⅱ巻」⁷付録Jの表2から取ったものであるが、文献によって数値に幅があるので、その幅を反映した書き方をしてある。

表において、大気圏核爆発による放射能の放出とチェルノブイリ事故による放出を比較しよう。まず目に付くのは、大気圏核爆発による放射能放出量がはるかに大量であることである。比率は、核種により異なるが、大気圏核爆発による放射性物質の総量は、チェルノブイリ原発事故の放出量と比べて約370倍である。核種ごとにみると、バリウム140、ルテニウム103、セリウム141、ストロンチウム89は1000倍以上、ジルコニウム95、ヨウ素131などは400~800倍、セリウム144、ルテニウム106、プルトニウム239などは200倍、そしてストロンチウム90は70倍、セシウム137は13~15倍となっている。

次に、福島原発の場合と比較するために、表の一番右の列に参考として、一般的な100万キロワット(電気出力)軽水炉を3年運転したときの炉内に存在する核種の量を掲げた⁸。

チェルノブイリ原発事故では、事故当時2回の爆発で原子炉上部の構造物が破壊されるなどして、多量の放射性物質が放出された。炉内存在量に対する放出割合は核種により異なるが、希ガス100%、ヨウ素131は3000ペタベクレル存在していた中の50~60%(約1500ペタベクレル)、セシウム

137は約270ペタベクレル存在していた中の33%(約80ペタベクレル)、その他は、3.5%などの推定がある⁹。その結果、地球規模の環境汚染をもたらし、日本でも雨や牛乳のヨウ素131汚染が大きな問題となった。セシウム137、ストロンチウム90など半減期の長い核種は、欧州を中心にいまだに残存している。

それに対して福島原発では、全く大雑把な推定であるが、事故当時、表の参考値の数倍のヨウ素131(約10,000ペタベクレル)、セシウム137(約500ペタベクレル)が存在していたと仮定しよう。4月12日に原子力安全委員会は、当時までの大気中への放出量を試算し、ヨウ素131は150ペタベクレル、セシウム137は12ペタベクレルと発表した¹⁰。そうすると、それぞれ炉内存在量の2~3%の放出に留まっていると言える。しかし、福島の場合は、大量の放射能が汚染水となって海や土壤に放出されているので、このような比較をすることはまだできない段階である。

福島事態を考えるときに、大気圏核爆発によって人類がいかに大量の放射能をまき散らしてきたかを認識することは、「核エネルギー」と人類との関係を総体として捉るために極めて重要である。とりわけ、放射性物質による晩発性の健康被害を考えるとき、グローバルな放射能汚染が人類全体の長期的、遺伝的影響の危険性を確実に高めていることに注目しなければならないであろう。

II. 福島が照らす核兵器のリアリティ

§ 4. 爆風と津波と放射能

核兵器は破壊と殺傷を目的として設計される。それが使われたときの非人道性を人間存在の深層に届くリアリティをもって伝えることができるるのは被爆者以外にはいない。ところが、今回の福島事態は、図らずも私たちの想像力を助け、いまこそ「核兵器は犯罪だ」と言うべきであると私

たちを促している。

核兵器の爆発エネルギーが殺傷と破壊に至る効果は、広島に投下された原爆の場合、放射能によるものが約15%、衝撃波や爆風によるものが約50%、熱線によるものが約35%と評価されている。爆発後に残るものは累々たる死者、生死の境にある者、さまざまな程度の負傷者と後発性の被曝者、損壊し火災で燃えて遠くまで平らになった街並みであった。

私たちは、東北大太平洋岸を襲った津波の後一面に瓦礫が残された平地を見た。そこには打ち上げられた尖った船体と僅かに残った家屋の他は何もないように見えた。生き延びた人々は避難し、そうでない人々は海上にさらわれたのだ。

福島第一原発周辺では再臨界暴走・爆発も予想される事故の行方と避難する人々の苦難に人々の関心が集中した。そして3月14日になってやつと10km圏内の危険区域で放射線防護服を着た捜索隊員が行方不明者の捜索活動を始めたとき、私の中で福島事態と核爆発事態とが鮮明に重なり始めた。瓦礫の下に遺体を発見したとき、隊員は遺体に積もった放射能が強すぎて遺体の収容を諦め、その場に放置せざるを得なかったのだ。除染しなければ移動できない重傷の生存者がいたらどうなるのだろうか。

「1945年と同じ核爆弾が現在の広島に落とされたら何が起こるか」をテーマにした専門部会での議論を私は思い出した¹¹。衝撃波と爆風による破壊を津波の破壊に置き換え、核兵器の放射能の脅威を原発事故の放射能の脅威と置き換えるれば、太陽の100倍以上の高温が発する熱線を伴っていないことを別とすれば、二つの事態には共通点がある。放射能の強度は桁違いであり、その違いの重要さについては後述するが、にもかかわらず、福島事態は現代における核爆発事態を想像させる助けとなる。

§ 5. 放射能が救護を拒む

まず、上述したように、たとえ生存者がいても、放射能汚染のために救助ができなくなるということが現実に示された。1945年当時に比較して、放射能の健康被害に関する知見は格段に増加し、それに伴う法的規制も

進歩した。とりわけ晩発性の放射能被害は、低い放射能によっても起こりうることが明確になった(たとえば一時的な100ミリ・シーベルトの被曝によっても、0.1%の白血病、1%のその他のガンの発症の後障害リスクがあるとされる)。現在の法規制の下では救護員の健康被害のリスクを侵して任務を課することはできない。それでも目前の生命を見殺しに出来ないと、我が身をかえりみず救護に走る人々は出てくるであろう。苦悩の現場がそこに生まれる。

放射能の知識は、核爆発事態においては福島よりもはるかに広範囲の立ち入り禁止区域を設定することになるであろう。放射線防護服と訓練された人員を全国から集める努力が行われるであろうが、とてもカバーできない広さとなる。

たとえ、動けない被曝者を救護したとしても、彼らを収容するためには多人数を処置できる除染体制を各地に確立しなければならない。汚染されていない水源の確保、発生する汚染水や汚染物の保管方法の確保が必要となる。

このような体制を作ることを考えると、もう一つの大問題に直面する。福島事態は救護や事態悪化を防ぐための物資、装置、人員輸送のための道路をはじめとするインフラが寸断されることを示した。最低限のインフラ回復のためにも相当の時間を要した。核兵器爆発事態においても、道路上の車はそのまま動かなくなり道路上には死んだ車列ができる道路を塞ぐ。しかもそれらは放射能を帯びている。もちろん爆風で破壊されたさまざまな構造物が瓦礫となって交通手段を封鎖する。1945年の広島や長崎とは違った形で救援体制を阻む幾重もの障害が発生するであろう。福島事態は私たちに想像力を働かせるきっかけとなるこのなりアリティを突き付けた。

§ 6. 初期放射能の猛威

原発事故と核爆発事故には熱線による殺傷という点において大きな違いがあることを前述した。それに加えて、放射能を論じる場合においても

両者の間に決定的な違いがある。それは核爆発には強烈な初期放射能が発生するという点である。

核兵器の起爆装置が働くと、核弾頭のコアで激しい核分裂連鎖反応が始まり、100万分の1秒という短い時間に終了する。この間に弾頭は100万℃以上、数10万気圧の塊となって爆発する。その間に中性子線とガンマ線が全方向に放射される。空気と衝突して多少は減衰するが、致死量以上のものによって発生するが、ガンマ線は核分裂生成物からのみならず、中性子が核兵器を構成する鉄材や地表の建築物、地面を構成する諸元素と反応して発生する。強い中性子線を浴びた元素は放射化してコバルト60(半減期5.3年)、リン32(半減期14日)、ユーロピウム152(半減期13年)などの残留放射能となり¹²、周辺環境を「放射能野」とする。このように、初期放射能が強烈な故に多くの残留放射能が生み出されるのは、原発事故では起こりにくい災禍であり、上記の救護の困難を倍加させる。

§ 7. 核兵器使用も「想定外」とは言えない

「核兵器が使われるような事態はない」と考えている人が多いのではないか。残念ながら、それは福島原発を襲った巨大津波は想定を超えたものであったと言い訳するのと同じくらい許されないことである。福島原発の場合においても、設計上想定された規模を超える津波の可能性があるという研究が報告されていたことが明らかになっている。

核兵器爆発の場合もまた、それが今瞬間に想定される事態であると繰り返し警告されている。無認可使用、事故、テロ目的などなど。しかも、起こってしまえば、上述のように、被害軽減のためにとりうる措置は極めて少ない。つまり、絶対に起こしてはならない事態である。

核爆発を防止するために緊急にとるべきことは、とりわけ日本において、次の2点であろう。

まず第1に、米国とロシアに警報即発射(LOW)¹³体制を解除させることである。現在も、両国あわせて数千発の弾道ミサイルが、相手の発射情報

を衛星が感知してから3~12分で報復の発射が行われる態勢がとられている。この態勢は、誤動作や無認可の核の発射の危険が絶えずあり得ることを意味している。

最近の例では、昨年(2010年)10月23日、米ワイオミング州の50発の大陸間弾道弾(ICBM)の発射コントロール機能が45分間失われる事態が発生した¹⁴。元ICBM管制官であったブルース・ブレア氏によれば、原因不明のこの事態は、この間に誤動作や無認可発射を試みた者が発射手順を開始したとしても、それを食い止めることの出来る最後の通信手段が途絶えたことを意味する。

地中深くに設置されたICBM管制室は、ICBMのサイロと遠く離れたところに設置されており、その間の通信手段が途絶えるといかなる発射の試みも検出できず、キャンセルも出来ない。もちろん、厳重に管理された発射ロックを外すための暗号が必要だが、それが漏洩した先例がある。人間は過ちを犯す存在であるし、可能性のあることは現実になりうることは過去のさまざまな事故が教えている。ワイオミングの場合、もし45分が始まる直前か直後にハッカー、あるいは意図的な反逆者が発射信号を送ったとすると、気付いてから30分後までは自爆装置でミサイルを爆破できるが、それも不可能になるという。復旧後では間に合わなかった。

第2に、核兵器を使うことは犯罪であるし、使うことを前提にしている「核の傘」政策を採択することも犯罪であることを明確にしなければならない。しばしばテロリストによる攻撃の可能性云々と言うが、非国家主体や個人が核兵器を使用することを禁じるためには、まず国家レベルで核兵器の保有、使用、使用的教唆(核の傘)が犯罪であることを明確にすることが先決であろう。核兵器の闇ルートの根絶は必要だが、道義があやふやでは達成が困難である。

被爆国日本が核兵器の価値を認め「核の傘」に依存している現実を変えることは、核問題における日本の最優先課題ではないだろうか。

開けてしまったパンドラの箱を前に、人類は「核エネルギー」全体につ

珠玉の演説

いて、立ち止まり、熟慮すべきときである。福島原発事態の徹底解明はこれからであるが、今後この問題を核エネルギー開発の歴史的文脈の中で位置付け、軍事、外交、経済すべてにおいて核エネルギーに依存する社会のありようをトータルに検討する作業が続けられなければならない¹⁵。

(2011年4月15日記。I章は湯浅・梅林、II章は梅林が執筆。)

注

- 1 初当、東京電力は「燃料棒は一部損傷」としていたが、後に1号機について比較的早い段階からの炉心溶融が起こっていたと発表した。2、3号機も同じような状態である可能性がある。www.tepco.co.jp/cc/press/11051508_j.html
- 2 原子放射線の影響に関する国連科学委員会編「2000年報告書 放射線の線源と影響 第Ⅰ巻」www.unscear.org/unscear/en/publications/2000_1.html
- 3 ある時期から、ほとんどの核兵器は、核分裂と核融合の両方から爆発威力を生み出している。したがって、このような数字はあくまでも報告書が独自の単純化のための仮説を設定して算出したものに過ぎない。
- 4 注2と同じ。
- 5 三宅泰雄「死の灰と闘った科学者」、岩波新書(1972年)。
- 6 注2と同じ。
- 7 原子放射線の影響に関する国連科学委員会編「2000年報告書 放射線の線源と影響 第Ⅱ巻」www.unscear.org/unscear/en/publications/2000_2.html
- 8 出典：米国原子力委員会、原子炉安全研究：NUREG-75/014(WASH-1400)、付録VI(以下の小出・瀬尾論文より引用)。小出裕章、瀬尾健、原子力施設の破壊事故についての災害評価手法、第68回原子力安全問題ゼミ資料(1997年)。www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/No68kid9708.pdf
- 9 www.iaea.org/inis/collection/NCLCollectionStore/_Public/29/013/29013389.pdf
- 10 www.nsc.go.jp/info/20110412.pdf
- 11 日本政府が2004年6月に「国民保護法」を制定し、市町村に「核兵器による攻撃」を受けたときの被害想定と対処方法の作成を義務づけたとき、広島市と長崎市は、政府に対して政府自身の「被害想定と対処方法」を示すよう要求した。回答のない政府に対して広島市は「核兵器攻撃被害想定専門委員会を組織してシミュレーションを行い報告書を作成した(2007年11月)。www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1141957716995/files/houkokusyo.pdf
- 12 注11と同じ。
- 13 LOW = Launch on Warning
- 14 ブルース・ブレア「テロリストが合衆国の核ミサイルを発射できたかも知れない」(『タイム』、2010年11月11日) www.time.com/time/nation/article/0,8599,2030685,00.html
- 15 一つの試みとして、梅林宏道「軍事支配の下流に置かれた『平和利用』——福島事態と市民社会」(『現代思想』2011年5月号)がある。

ナガサキを最後の被爆地に —核兵器は人間と共存できない

谷口 稜暉(被爆者代表)

2010年5月7日、NPT再検討会議・NGOプレゼンテーション

議長、ならびにご列席のみなさま、長崎の被爆者、谷口稜暉でございます。

日本の被爆者23万と平和を愛する世界のNGOを代表して、ここで発言するという榮誉をお与えくださいまして、ありがとうございます。

被爆

私は1945年8月9日、16歳の時、長崎の爆心地から北方1.8キロの所を自転車で走っていて被爆しました。3千度、4千度ともいわれる強烈な熱線と放射線によって背後から焼かれ、次の瞬間、猛烈な爆風によって自転車もろとも4メートル近く飛ばされ、道路に叩きつけられました。



谷口 稜暉(たにぐち すみてる)
日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)代表委員、長崎被災協(長崎原爆被災者協会)会長。1929年生まれ。爆心地から1.8kmの長崎市住吉町の路上で被爆。2010年5月7日、NPT再検討会議の公式セッションであるNGOプレゼンテーションで被爆者代表として演説。被爆当時の自身の写真を掲げ、各國政府代表に、被爆の実相と核兵器廃絶を訴えた。

突風が過ぎ去ったので顔をあげて見ると、建物は倒され、近くで遊んでいた子供たちが、埃のように飛ばされていたのです。私は、近くに大きな爆弾が落ちたと思い、このまま死んでしまうのではと、死の恐怖に襲われました。でも、私はここで死ぬものか、死んではならないと、自分を励ましていたのです。暫くして、騒ぎがおさまったので起き上がってみると、

左の手は腕から手の先までボロ布を下げたように皮膚が垂れ下がっていました。背中に手をやってみると、ヌルヌルと焼けただれ、手に黒い物がベットリついてきました。

それまで乗っていた自転車は、車体も車輪もアメのように曲がっていました。近くの家はつぶれてしまい、山や家や方々から火の手が上がっていました。吹き飛ばされた子供たちは、黒焦げになったり、無傷のままだったりの状態で死んでいました。

女の人が、髪は抜け、目は見えないように顔が腫れふさがり、傷だらけで苦しみもだえていました。今でも、昨日のことのように忘れる事はできません。苦しみ、助けを求めている人たちを見ながら、何もしてやれなかつたことを、今でも悔やまれてなりません。

多くの被爆者は、黒焦げになり、水を求め死んでいきました。

生きのこった私

私は、夢遊病者のように歩いて、近くのトンネル工場にたどり着きました。女の人に頼んで、手に下がっている皮膚を切り取って貰いました。そして、焼け残っていたシャツを切り裂いて、機械油で手のところだけ拭いてもらいました。工場では新たな攻撃に備えて他の所に避難するように言われました。力をふりしほって立ち上がりようとしたが、立つことも歩くことも出来ません。元気な人に背負われて山の上に運ばれ、木の陰の草むらに寝かされました。周りに居る人たちは、家族に伝えて欲しいと自分の名前と住所を言い、「水を、水を」と、水を求めながら死んでいきました。夜になると米軍の飛行機が機銃掃射して来ました。その流れ弾が私の横の岩に当たって、草むらに落ちました。

夜中に雨がシトシト降り、木の葉から落ちるしづくをしゃぶって一夜を過ごしました。夜が明けてみると、私の周りはみんな死んで、生きている人は見当たりませんでした。そこで2晩過ごし、3日目の朝、救護隊の人達に救助され、27キロ離れた隣の市に送られました。病院は満員で収容できず、小学校に収容されました。

それから3日後(被爆して6日目)、傷から血がしたり出るようになり、それとともに痛みがジワジワと襲ってきました。一ヶ月以上治療らしき治療はなく、新聞紙を燃やした灰を油に混せて塗るだけでした。9月になって、爆風で窓が吹き飛ばされたままの長崎市内の小学校で、大学病院が治療をしているとのことで、送られました。そこで初めて医学的な治療を受けました。まず輸血でした。でも、私の血管に輸血の血液が入っていないのです。内臓が侵されていたのでしょう。貧血が激しくて、焼けた肉が腐り始めました。腐った物がドブドブと、体内から流れ、身体の下に溜まるのです。身体の下にはボロ布を敷き、それに体内から流れ出る汚物を溜めでは、一日に何回も捨てなければなりませんでした。

その当時、火傷や怪我をした被爆者の身体に、蛆虫が湧いて、傷の肉を食べていました。私には一年過ぎてから、蛆虫が湧きました。蛆虫が傷口を齧るのがたまらなく痛いのです。

「殺してくれ」

この写真は約半年後の1946年1月31日に撮影されたものです。

私は身動きひとつできず、腹這いのままで、痛みと苦しみの中で「殺してくれ！」と叫んでいました。誰一人として、私が生きられると予想する人はいませんでした。医者や看護婦さんが、毎朝来ては「今日も生きてる、今日も生きてる」とささやいておられました。家の方では、いつ死んでも葬儀ができるよう準備していたそうです。

身動きひとつできなかつたので、胸が床ずれで骨まで腐りました。いまでも、胸は肋骨の間がえぐり取ったような深い溝になり、肋骨の間から、心臓が動いているのが見えます。

1年9カ月経つてようやく動けるようになり、3年7カ月経つて、全治しないまま病院を退院しました。その後も、入退院を繰り返し、1960年まで休みなく治療を続けてきました。1982年頃から、ケロイドの所に腫瘍ができて手術を受けました。その後も医学的に解明できない、石のような硬い物が出来て手術を繰り返しています。

あの日から半世紀が過ぎました。過去の苦しみなど忘れ去られつつあるように見えます。私はその忘却を恐れます。忘却が、新しい原爆肯定へと流れいくことを恐れます。私は、かつて自分をその一コマに収めたカラーの原爆映画を見て、当時の苦痛と戦争に対する憎しみが、自分の身体の中によみがえり、広がって来るのを覚えます。

目をそらさないで

私はモルモットではありません。もちろん、見世物でもありません。でも、私の姿を見てしまったあなたたちは、どうか目をそらさないで、もう一度みてほしい。私は奇跡的に生き延びることができましたが、「生きる」とは「苦しみに耐える」ことに他なりませんでした。

かつて最大38万人いた日本の被爆者は、いま、23万に減りました。私たち被爆者は全身に原爆の呪うべき爪跡を抱えたまま、苦しみに耐えて生きています。

核兵器は絶滅の兵器、人間と共に存できません。どんな理由があろうとも絶対に使ってはなりません。核兵器を持つこと、持とうと考えること自体が反人間的です。最初の核戦争地獄を生身で体験した私たちは、65年前のあの8月、核兵器の恐ろしさを本能的に学びました。核攻撃に防御の手段はなく、「報復」もあり得ません。もしも、3発目の核兵器が使われるならば、それはただちに人類の絶滅、地球とあらゆる生命の終焉を意味するでしょう。人類は生き残らねばなりません。平和に、豊かに。

そのために、皆で最大の力を出し合って、核兵器のない世界をつくりましょう。人間が人間として生きていくためには、地球上に一発たりとも核兵器を残してはなりません。

私は核兵器が、この世からなくなるのを、見届けなければ安心して死んでいけません。

長崎を最後の被爆地とするため、私を最後の被爆者とするため、核兵器廃絶の声を全世界に。

ノーモアヒロシマ
ノーモアナガサキ
ノーモアヒバクシャ

出典:被団協新聞2010年6月号(377号)
www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about5-201006.html#anchor-05

核兵器の非人道性こそが問題の核心

ミシュリン・カルミレイ(スイス外相)
2010年5月4日、NPT再検討会議・一般討論演説

議長、

発効後40年が経過したNPTは岐路を迎えていました。この数年の停滞、あるいは後退の後、この数か月間私たちは核軍縮における一連の進展を目指しています。

- 核軍縮への動きが復活してきたように見えます。これは、4月8日の米国とロシアによる戦略核削減に関する新条約の署名につながりました。スイス政府は新条約の署名を歓迎し、両国に対し可能な限り早期の批准を行うよう求めます。
- また、今年に入ってから、二つの最大の核兵器保有国が新ドクトリンを発表しました。ここにおいても、いくつかの前向きな進展を見ることができます。

- そして最近では、たとえばワシントンでの核保安サミットのように、核分野全体において新しい気運も生まれています。

議長、

しかしながら、一歩引いて、短期的な影響という観点からこれらの進展を眺めてみると、その結果は限定的なものであることを認めざるをえません。核兵器国の大統領の最近の変化は、軍事戦略における核兵器の役割に関する考え方には抜本的な変更はないことを示しています。冷戦終結から20年、核抑止は核ドクトリンの中に存在し続け、相当数の核兵器が数分以内の発射態勢にあり、数千発の核兵器が依然として備蓄されています。核兵器を基本に据えた防衛政策が存在し続けることは、人類の未来を賭けた無責任なギャンブルを長引かせることにしか寄与しません。このような安全保障態勢を維持しながらいかにして将来の問題に対処することができるのでしょうか。スイス政府は、その回答を見出しません。核兵器は何の役にも立たず、非道徳的かつ違法なものです。

- 核兵器は、第二撃能力をもった大国の間では役に立ちません。その不均衡な破壊力ゆえに、非核兵器国に対して使用することはできません。さらに、核抑止によっては防ぎ得ないテロの危険に対しても核兵器は無力です。
- 核兵器は基本的に非道徳的なものです。なぜなら、それは、人間の命に対してであり、物の破壊であり、環境にもたらす影響であり、甚大かつ無差別的な破壊をもたらすために作られたものだからであり、人が制御しえない長期的な破壊をもたらすからです。核兵器は大量破壊兵器どころか、皆殺し兵器なのです。
- 核兵器は、本来的に国際人道法に反するものです。なぜなら、核兵器がもたらす効果は無差別的であり、その使用は徹頭徹尾、国際人道法の基本原則に反するからです。

議長、

スイス政府は、この再検討会議が核軍縮に向けた動きの基礎をより堅固なものとする、稀有の機会を提供するものと信じます。スイス政府はそれゆえ、具体的、進歩的かつ現実的な方法で核軍縮を前進させる行動計画を会議が採択することを期待します。我々は、これまでのNPT再検討会議の成果、とりわけ2000年再検討会議が採択した「13項目の実際的措置」を基礎とし、それをさらに刷新し、前進させ、「エバンス＝川口委員会」の歓迎すべき勧告に示されたように、时限を定めて履行していくという考え方を付け加えていくべきだと考えます。

議長、

核軍縮はNPTの柱でありながら、加盟国がこれまで核軍縮に注いできた関心はほんの僅かなものだったようと思えます。しかしスイス政府は、本会議を確実な成功に導くべく、条約に盛り込まれたすべての誓約についての議論が行われるべきであると考えます。

核不拡散の分野においてこの数年広がっている見解は、国際原子力機関(IAEA)は拡散を防止できないというものです。我々はそのような見解には立ちません。しかし、スイス政府は、このような考え方がある以上は、いかにすればIAEAの保障措置制度をそのような批判に耐えうるものにできるか検討することを、この会議に期待します。

核エネルギーの平和利用の分野においては、今後数十年、民生用核エネルギーの拡大が続くことになるでしょう。新規参入国がこのエネルギー源を管理する能力に関連した、新たな課題が生じることは間違いないありません。スイス政府はそれゆえ、すべての加盟国が核エネルギー平和利用の「奪い得ない権利」と、それに由来する保障措置、核保安、原子力安全などの義務との間の連関を再確認するような、明確な文書をこの会議が採択することを期待します。

議長、

もし我々がNPTの3本柱のすべてを網羅する行動計画を採択することができれば、この会議は成功したと考えてよいでしょう。

しかし、スイス政府は、とりわけ核軍縮分野においては、その先をめざすべきであると考えます。私たちは、この会議の次のビジョンを発展させるべきです。核兵器国の軍事ドクトリンの中には依然として核オプションに関する特定の考え方があります。それは放棄されなければなりません。核戦争は人類の生存そのものを脅かすものです。いかに防衛という動機の正統性が主張されようとも、私たちは、核兵器使用の正統性に関する議論を開始するべきです。スイス政府が目指すのは、軍事面、法律面における議論だけでなく、人道性の観点を核軍縮に関する現在の議論の中心に据えることです。よりはっきりと言えば、国家の権利はどの時点において人類の利益に道を譲るべきかという問い合わせられなければなりません。長期的に見れば、私たちは、具体的に国連事務総長が提案しているような新たな条約によって核兵器を非合法化しなければなりません。

スイス政府は、この問題に関する討論を開始することが重要だと考えます。この目的のために、私たちは核兵器の非正統化に関する研究を開始しました。加盟各国やNGOの皆さん、この会議に並行して5月10日に開かれる研究報告に参加されるよう呼びかけます。

議長、

核兵器のない世界という長期的ビジョンは、核エネルギーを責任もって利用する世界というビジョンと同じように実現可能なものです。国家と市民社会、そして私たちすべてに、このビジョンを現実にしてゆくために果たすべき役割があるのです。この会議を、NPTが今立っている岐路を乗り越えて、私たちが前進することを可能にするような対話への跳躍台にしようではありませんか。

ご静聴ありがとうございました。

(訳:ピースデポ)

核兵器禁止条約に向かって進む

ミヒヤエル・シュピンデルエッガー(オーストリア外相)
2010年5月3日、NPT再検討会議・一般討論演説

(略)

議長、

たしかに再検討会議は過去を振り返る場ではあります。しかし、我々が見つめなければならないのは、未来です。今、ひとつの楽観的な考え方方が生まれています。これは、主としてオバマ米大統領の、新しく、人々に勇気を与えるアプローチによってもたらされた考え方です。このアプローチによって、米国が先月署名した条約のような進展が現実のものとなりました。私は、この好転した雰囲気が今会議に前進をもたらすことを期待します。それは、とりわけ保有核兵器の削減、核実験禁止、核分裂性物質の生産禁止、追加議定書、中東非核兵器地帯化に向けたプロセス、信頼醸成に関する現実的で具体的な前進です。

オーストリア政府は、これまでそうであったように、これらの取り組みに向けて積極的に貢献してゆきます。オーストリアは、例えば核燃料サイクルの多国間管理のための公正で透明なシステムに関する提案をしてきました。オーストリアにとって最も重要なのは、核兵器のない世界という目標が我々の行動目標の中心に据えられることです。40年前には、こんな発想は理想主義者の夢だとみなされました。しかし、昨年、国連安保理は、国家元首レベルの会合で核兵器のない世界に向けて努力することを決議しました。ブラジルのヘルベルト・カマラ司教の言葉を借りれば、「一人で夢見るときには、それはただの夢に過ぎない。しかし、多くの人が同じ夢を見れば、それは現実の始まりになる」のです。

核兵器のない世界という夢から現実の「グローバル・ゼロ」へと向かうには長い時間と多大な努力が必要でしょう。潘基文国連事務総長は、5項目の有望な提案をしています。オーストリア政府はこの提案を支持します。厳格な多国間検証メカニズムを備えた普遍的な法的決めである「核兵器禁止条約」は、「グローバル・ゼロ」へと向かうもっとも効果的な道であると確信します。

オーストリアが軍縮問題に真摯に取り組んできたことは、ご存知のことと思います。我々は、地雷とクラスター弾を禁止する条約を実現したイニシアティブの先頭を走ってきました。オーストリア政府、そして、最近、核兵器のない世界を求める決議を公式に採択したオーストリア議会は、本再検討会議において軍縮問題がいかに扱われるべきかについて詳細な検討を行うつもりです。もし「グローバル・ゼロ」に向けた明確な進展が見られなければ、我が国は、核兵器を禁止する国際条約の実現可能性について同志の国々との話し合いに入るでしょう。NPTは引き続き国際的な核不拡散体制の礎石であり続けます。しかし、ある体制がビジョンを見失い身動きがとれなくなった時、それを救うのは、新しい発想なのではないでしょうか。

(後略)

(訳:ピースデボ)

核兵器の時代に終止符を

ヤコブ・ケレンベルガー
(赤十字国際委員会総裁)

2010年4月20日、ジュネーブ

今日、核軍縮と核不拡散が、あらためて世界の緊急課題とされています。冷戦後の核兵器問題に関する久しく待望された前進のために、精力的な外交努力が払われています。

赤十字国際委員会(ICRC)は、核兵器をめぐる議論は軍事ドクトリンやパワーポリティックスのみに基づくものであってはならないと強く確信します。核兵器の存在は、人道上の利益、自ら生み出した技術を制御する人類の力量、国際人道法

以下に訳出するのは、赤十字国際委員会(=ICRC)総裁がNPT再検討会議を目前に控えた2010年4月20日在ジュネーブの各国外交官の前で行った公式演説のテキストである。総裁は原爆投下直後の広島で被爆者の救援に献身した当時のICRC駐日代表マルセル・ジュノー医師の報告書を引きながら、核兵器使用の残虐性・無差別性と非人道性を指摘し、核兵器を国際人道法の名において禁止することの必要性を訴えた。

が及ぶ範囲、そして人類が戦時において何を受容、許容するのかという、最も基本的な問い合わせています。

この議論の真髄は、究極的には人類そのものに関するものであり、国際人道法の基本的なルールと人類の集団的未来に関するものであるべきです。

ICRCには、この議論に参画する正統な資格があります。ICRCは150年に及ぶその歴史の中で、戦争によってもたらされた計り知れない人間的苦痛を目撃してきており、この苦痛に制限を加えるための国際人道法の可能性と力を理解しています。ICRCは同時に、核兵器の使用の結果と、核兵器にはICRCの目指す人道支援という任務を実行不可能なものにする力が潜在していることについて、自らの証言によって問題を提起してきました。ICRC駐日代表であったマルセル・ジュノー医師は、原爆投下の影響を評価し、被爆者の救援にあたった最初の外国人医師でありました。ICRCが所蔵していたマルセル医師の論文「広島の惨状」が初めて刊行されたのは1982年のことです。その中で彼は、核兵器が人類にもたらした現実を次のように述べています。

「我々が(略)目にしたのは、これまで見たことのない現実であった。町の中心は、まるで手の平のようであり、平坦で滑らかな白い布が当てられたようだった。そこには何も残されていなかった。人家があったというかすかな痕跡すら消え去ったように見えた。『白い布』の直径は約2キロメートルあった。その周りには、家屋が焼失したこと示す赤い帯があり、それは遠くにまで広がって…町のほとんどを覆っていた。」

ジュノー医師が出会った目撃者によれば、爆発後数秒で「町の中心部の通りや庭にいた数千の人々は高熱の衝撃波の直撃で小さな虫のように死んだ。他の人々は無残に焼け焦げ、毛虫のように身をよじらせて倒れた。

民家や商店などは超自然的な力でなぎ倒されるように消えた。路面電車は、軽々と100ヤードも飛ばされ、列車はレールから跳ね飛ばされていた…生きているものは痛みに耐えかねて体をのけぞらせていた。」

ジュノー医師によれば、この甚大な破壊の前に医療施設も医師も物資も決定的に不足していました。広島市内の医師300人のうち270人、看護婦1700人のうち1654人、140人の薬剤師のうち127人が死亡していました。ジュノー医師が訪れた日本赤十字病院は石で建造されていたため、奇跡的にもほぼ無傷でした。しかしその医療設備は使用には耐えず、スタッフも3分の2が死亡していました。また、献血者を探そうにも、死んだり行方不明になったため輸血を行うこともできませんでした。一日目に同病院に避難してきた1000人の患者のうち600人はすぐに絶命しました。

核兵器使用がもたらした苦痛は救急、医療、救援施設の破壊によって指數関数的に増加します。のみならず、核兵器によって生じた放射線による人間への影響は、核爆発の後何年も人々を苦しめることになります。生存者にとっては、脱水症状と消化器への損傷による下痢、致死性の感染症そして骨髄機能低下による激しい出血が初期における生命への脅威となるであります。これらの危機を脱したとしても、彼らはある種の癌の進行というリスクや次世代の遺伝障害という大きな脅威に直面します。こうして、時を経ても多くの生命が失われてゆきます。広島と長崎では被爆後5年間に死亡率は2～3倍に上昇しました。

核兵器の破壊能力は冷戦時代に数千倍も高まりました。しかし各国及び国際機関による被害者救援能力はそのように強化されませんでした。ICRCは最近、ICRCと他の国際機関による核兵器、放射能兵器、化学・生物兵器による被害者に対する救援能力に関する包括的分析を行いました。中にはその能力を持っている国もあります。しかし国際的視野で見ればそのような能力はほとんど存在せず、現実的な体系化された計画もほ

とんど存在しません。もし将来核兵器が使われたならば、広島、長崎と同じことが再現されるでしょう。

我々は今、現在の保有核兵器には広島、長崎で使われたそれをはるかに凌ぐ破壊力があることを知っています。多くの核兵器使用シナリオによれば、人間と社会がこうむる被害は、はるかに甚大なものになるでしょう。保有核兵器の一部でさえ、もし使われたならば、環境は長期的な影響を受け、農業は成立不可能になるでしょう。これらは人類の生存にとって、深刻この上ない意味を持ちます。

ICRCは長年にわたり、核兵器、そして核兵器による民間人への脅威が国際人道法において持つ意味を熟慮しつづけてきました。1945年9月5日には、ICRCはすでに核兵器の禁止への願いを明らかにしています。そして1948年以来、国際赤十字社及び赤新月社は、国際会議を通じて大量破壊兵器一般、とりわけ核兵器の禁止を求めてきました。1950年のジュネーブ条約加盟諸国に対する書簡で、ICRCは、核時代を前にして、次のように述べました。

「(戦争には)規制のルールが必要である。とりわけ…求められるのは戦闘員と非戦闘員の区別である。核兵器と非志向性ミサイルはこの区別を不可能にする。これらの兵器は、病院、捕虜収容所、そして民間人を攻撃対象から除外しない。その帰結は無差別殺戮に他ならない。その効果はただちに発生し長期的に続くので、負傷者への接近や治療は不可能になる。このような条件を考慮すれば、どのような目的であれ、核兵器の使用を想定すること自体が法による非戦闘員の保護という試みを無意味なものにする。明文化されたものであれ、そうでないものであれ、法は核兵器による全面的な破壊の前では無力である。」この認識に基づき、ICRCは全ての国家に「核兵器の禁止に合意するための全ての措置」をとることを求めました。

1996年、ICRCは、国際司法裁判所が核兵器に関する勧告的意見において、国際人道法における差別性と均衡性の原則は「妥協の余地のない」ものであり、核兵器にも適用されるべきであるとしたことを歓迎しました。これら原則を核兵器に適用した結果として、同裁判所は「核兵器の使用は国際人道法の原則及び規則に一般に違反する」と結論づけました。さらに国家の存亡そのものがかった自衛の極端な状況の下でさえ、核兵器の使用が合法化されるか否かについては「はっきりと結論しえない」とされました。

ある状況のもとで、特定の、狭く限定されたシナリオに基づけば、核兵器を合法的に使用することができるという見解が支持されうると唱える人々がいます。しかし、国際司法裁判所は「…核兵器の破壊的威力は、いかなる空間及び時間に封じこめることも不可能であり…、核爆発によって放出される放射能は極めて広い地理的範囲の健康、農業、天然資源及び人口統計に影響を与える。さらに、核兵器の使用は将来の世代に対する深刻な危険をもたらす…」と指摘しました。この結論にてらした時、ICRCは核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは不可能であると考えます。

人道機関としてのICRCの立場は、純法律的分析よりも先を行くものです。それがICRCの使命でもあります。破壊力、それがもたらす筆舌に尽くしがたい被害、その効果が時間的、空間的に制御不可能であり拡大していくこと、環境、将来の世代、そして人類の生存そのものへの脅威となること。それが核兵器の特質であります。したがってICRCは今日、すべての国家に対して、核兵器は、使用の合法性に対する見解に関わらず、二度と使われてはならないことを再確認するよう要請します。

国際社会は、現世代と次世代のために核兵器を削減し、廃絶するという絶好の機会を手にしています。2009年9月の首脳会合において、国連安保

理は「核兵器のない世界」という目標を支持しました。その4か月前、ジュネーブ軍縮会議は作業計画と核軍縮を含む核問題に関する全会一致の合意を達成しました。過去数十年間に政治・軍事における指導的立場にいた高名な人々が、核兵器は国家と国際の安全保障を損なうと結論づけています。オバマ大統領とメドベージエフ大統領は核兵器削減においては米ロ両国に特別な責任があることを認めました。来月ニューヨークで開かれる核不拡散条約再検討会議は、核兵器国と非核兵器国の双方が、核兵器削減を含む同条約の定める義務を完遂するための具体的計画に合意する歴史的機会を提供するものです。

ICRCの見解によれば、核兵器使用の防止には、法的拘束力を持つ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目標とした交渉を追求するという、現存する義務の完遂が不可欠です。それはまた、核兵器生産のために用いることのできる物質と技術の拡散を防止し、規制することを意味します。

マルセル・ジュノーの証言は次のような文章で始められます。「この爆弾の物理的影响は信じがたく、いかなる想定をも超え、想像を絶するものであった。その道義的影响は凄惨なものであった。」我々は、人道に関する共通の価値を否定し、国際人道法のもっとも基本的な原則に抵触し、人類の生存の持続を脅かしうるこの兵器のおそるべき影响に対して無関心であることは許されません。

ICRCは今日、すべての国々とそれらに影響力を持つすべての人々が、核兵器の時代に終止符を打つという我々が手にした特別な機会を、とらえて手放さないと決心することの緊急性を訴えるものです。

(訳:ピースデボ)

(原文:www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/nuclear-weapons-statement-200410)

第3章

核軍縮
平和

2010年の キーワード

- A. 特集：
2010年NPT再検討会議
- B. 核軍縮・不拡散外交
- C. 各国の核・安保政策
- D. 日本の核・安保政策
- E. 自治体と NGO
- F. 核軍縮日誌

A1. 最終文書、核兵器禁止条約(NWC) と「非人道性」に言及

※NPTは1968年署名、70年発効。加盟国は190か国(10年6月末現在)。「再検討会議」は発効後5年ごとに開催されている。

※資料1-1(232ページ)。

※資料1-8(242ページ)。

※資料2-1(252ページ)。

※資料1-6(237ページ)。

※最終文書<行動5>のa～b。

※用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」(225ページ)。

※再検討会議には次の3つの主要委員会が置かれている。第Ⅰ(核軍縮、核授受、消極的安全保証)、第Ⅱ(保障措置、非核兵器地帯)、第Ⅲ(平和利用、核保安、核燃サイクル、脱退、制度化)。

2010年5月3日から28日にかけて、ニューヨーク国連本部で核不拡散条約(NPT)*再検討会議(議長:リブラン・カバクトゥラン大使(フィリピン))が開催された。

市民社会がこの会議に託した期待は、「核兵器のない世界」の気運の高まりを、条約第6条*に規定された「核軍縮の誓約」の具体的前進へと結実させる決定を行うことにあった。中でも、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長が08年10月に行なった5項目提案*で言及した「強固な検証システムに裏打された、核兵器禁止条約(NWC)あるいは…別々の条約の枠組みの検討」が大きな焦点であった。この目標のもと、世界のNGO、自治体は多様な行動を積み重ねてきた。

5月28日に採択された再検討会議「最終文書」は、前記事務総長提案に「留意」する(「結論並びに今後の行動に向けた勧告*1B-iii」)とした上で、<行動5>において、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた諸措置*の「確固たる前進を加速させる」との核兵器国との誓約を再確認するとともに、核軍縮のために核兵器国が取り組むべき7項目*の履行状況を14年の再検討準備委員会に報告するよう求めた。さらに「最終文書」は「第6条の完全履行に向けた次なる措置」を次回・15年の再検討会議の課題とする(行動5)ことを定めるとともに、ジュネーブ軍縮会議(CD)*に「核軍縮を扱う下部機関」の即時設置を促した。

最終文書のこの部分に関して、核兵器国は執拗な抵抗を示した。第Ⅰ委員会*の「最終文書」議長草案は、前記の事務総長提案が核兵器を廃絶する法的枠組の確立という目的に

「役立つ」とし、前記7項目を含む具体的措置について「11年までに協議」することを核兵器国に求めていた。また、事務総長が「14年に完全廃棄の工程表を協議する会合を召集する」ことも草案には含まれていた。これに対して、核兵器国が異を唱え、幾度かのやり取りの末、事務総長提案を「留意する」にトーンダウンし、時間枠を曖昧にした上記の文面に決着したのであった。これは時間枠を伴う核軍縮プロセスに対して核兵器国が抱く警戒と抵抗の根強さをあらわにするものであった。

このような不充分性と限界を持つものではあったが、核兵器禁止条約を含む核兵器廃絶のための具体的努力目標が明らかにされたことは今後への重要な手がかりである。

「最終文書」が核兵器の使用による「壊滅的な人道的結果」への懸念を表明し、すべての加盟国が「国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認」したこと、本再検討会議で獲得された重要な前進であった。NPT合意文書に国際人道法の遵守の必要性が述べられたのは初めてである。この結果を生み出したのはスイス政府を筆頭とする有志国家の功績であったと言われている*。また、10年4月の国際赤十字委員総裁の演説*も大きな役割を果たした。

一方、3つの重要事項に関する時間枠を伴う合意が残されたことも今回の再検討会議の成果であった。NPTの無期限延長を決定した1995年の再検討会議において採択された「中東決議」*履行のための行動計画*が合意され、消極的安全保証(NSA)*と「兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)*」を主題とするCDハイレベル会議*を10年9月に開催することが国連事務総長に促された。

再検討会議の成果を予想される困難を乗り越えて発展させるためには、国際市民社会の関与の拡大が必須である。とくに日本の市民は、会議を通してほとんど目に見えた貢献をなすことができなかった日本政府の政策転換を強く求める必要がある。

※特別記事2(48ページ)。キーワードA2(64ページ)。

※特別記事3(54ページ)。

※資料1-5(236ページ)。

※資料2-1(261ページ)。

※用語の説明「消極的安全保証」(225ページ)。

※用語の説明「カットオフ条約」(224ページ)。

※キーワードA6(72ページ)。

A2. 核兵器は非人道的 —NPT合意文書に初めて明記

※資料2-1(252ページ)。

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議で採択した全会一致「行動勧告」*には、「核兵器のない世界」の実現をめざす上で、重要な手がかりとなる観点が明記された。その一つが核兵器の非人道性に言及した以下の部分である。

「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすこと深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。」(行動勧告 I Av)

NPTの合意文書において、国際人道法の遵守の必要性が述べられたのは初めてのことであった。核兵器国の加盟を前提として生まれたNPT・CTBTは、その条文において核兵器の非人道性を規範として取り入れていない。「包括的核実験禁止条約」(CTBT)等も同様である。この点が、過去に蓄積されている戦時法、人道法を規範として当該兵器の禁止・制限を謳った「生物兵器禁止条約」「化学兵器禁止条約」、また最近では「対人地雷禁止条約」「クラスター弾禁止条約」等の、他の兵器禁止条約とNPTの大きく異なる点である。

※資料1-4(235ページ)。

96年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見*は、核兵器の威嚇または使用は、国際人道法の原則および規則に「一般的に違反」すると結論付けた。しかしあわせて、勧告的意見は、「国家の存亡そのものがかった自衛の極端な状況」のもとでは、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかを「はっきりとは結論しない」としている。こうした歴史的背景の中、今回の最終文書が「核兵器の<いかなる>使用も…」「すべての加盟国が<いかなる>時も…」と明確に述

べたことの意味は大きい。「中堅国家構想」(MPI)のブリーフィングペーパー(「核軍縮への人道的至上命令」)*は、この意義について、①NPT上の誓約として、同条約加盟国が国際人道法遵守の実体的義務を負うことを明確化したとともに、②ICJ勧告的意見を前進させ、核兵器の使用が<あらゆる>状況において非合法であることを示唆しているとし、この項目が「疑いようもなく核兵器不使用の規範を前進させる」と高く評価する。

この重要な結果を生んだ背景には、スイス政府の努力があったと伝えられる。5月3日の一般演説で、スイスのカルミレイ外相は、核兵器を「基本的に非道徳」、「国際人道法に照らして、本来的に違法」と断じ、核抑止をはじめ核兵器に依存した安全保障政策を正面から批判した。また、再検討会議において「核兵器の正統性に関する議論」を開始すべきであるとして、スイスがめざすところを、「軍事面、法律面からの検討に加えて、核軍縮に関する現在の議論の中心に人道的な観点を持ち込むこと」であると述べた*。スイス政府は、このような議論の理論的根拠を明らかにするため、米シンクタンク・ジェームス・マーティン不拡散研究センター(CNS)に研究を委託し、5月10日の国連内シンポジウムで、研究報告書「核兵器を非正統化する：核抑止の妥当性の検証」*を発表した。

スイス政府の姿勢と軌を一にするものとして、NPTを控えた4月20日には、赤十字国際委員会(ICRC)のヤコブ・ケレンベルガー総裁が在ジュネーブの各国外交官の前で行った演説がある*。「歴史的」と評されるこの演説において、総裁は、「核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは不可能」とのICRCの見解を述べた上で、すべての国家に対し、「使用の合法性に対する見解にかかわらず、核兵器は二度と使われてはならないことを再確認」し、「法的拘束力を持つ国際条約」の交渉を追求するよう強く求めた。

※資料2-5(279ページ)に抄記。

※特別記事2(48ページ)。

* 報告書全文は、http://cns.miiis.edu/opapers/pdfs/delegitimizing_nuclear_weapons_may_2010.pdf。抜粋訳と解説は「核兵器 核実験モニター」第364-5号(10年12月1日)。

※特別記事3(54ページ)。

A3. 中東非核・非大量破壊兵器地帯へのプログラムが始動

※資料1-5(236ページ)。

※資料2-1(261ページ)。

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議における成果の一つは、「中東に関する決議」(以下、「中東決議」)^{*}の完全履行に向けた具体的な一歩が合意^{*}されたことであった。

「中東決議」とは、95年のNPT無期限延長の時の合意条件として、米国、英国、ロシアの3か国が提案し採択されたものである。中東に核兵器及びその他の大量破壊兵器(WMD。運搬手段を含む)の存在しない地帯を設立すること、中東におけるNPT未加盟国(実質的にはイスラエルを指す)が非核兵器国として同条約に加盟することなどを求めている。

以後15年にわたり、「中東決議」の履行は繰り返し要求され、再確認されてきた。国連総会においては、74年にエジプトがイランとともに中東非核兵器地帯の設立を求める決議案を提出して以降、同様の決議案が毎年採択されている^{*}。

しかし、「中東決議」の履行はこれまで具体化してこなかつた。鍵を握るのは、NPT枠外に留まる「事実上の核保有国」イスラエルである^{*}。イスラエルは核兵器の保有について肯定も否定もしない「あいまい政策」をとり続けているが、推定80発の核弾頭ならびに数々の運搬手段(ミサイル、爆撃機など)を保有していると見られている。

加えて最近では核兵器開発の意図が疑われているイラン^{*}の存在がこの問題をさらに複雑化している。

中東非WMD地帯構想について、イスラエルは上記国連総会決議への支持を含め、これまで一般的な支持を繰り返し表明してきた。とはいえたが、イスラエルの主張はあくまで中東各国が同国の正統性を認め、中東和平が達成されること

が先というものであり、イスラエルの非核兵器国としてのNPT加盟が中東非WMD地帯化の第一歩と考えるエジプトやイランらとの間には大きな隔たりがある。

こうした状況の中、10年NPT再検討会議は、以下を含めた、「中東決議」の履行に向けた時間枠を定めた行動に合意することに成功した。

- (a)国連事務総長と中東決議共同提案国(米、英、ロ)は、中東諸国と協議しながら、2012年に中東非核・非WMD地帯の設立に関する会議を招集する。
- (b)上記の4者は、中東諸国と協議しながら、ファシリテーター(調停人)を任命する。ファシリテーターは12年会議の準備と、会議での合意事項のフォローをサポートする。15年再検討会議及び準備委員会^{*}に経過を報告する。
- (c)上記4者は、中東諸国と協議しながら12年会議の受け入れ国を任命する。

言うまでもなくこれらは「イスラエル抜き」の合意であり、イスラエルが12年会議に参加する見通しは立っていない。再検討会議後の5月29日、ネタニヤフ首相はイスラエルを名指しした合意が中東の現実的脅威を無視しているとし、「テロリスト政権」イランやリビア、シリアが真の問題であるとの認識を示した。その上で、NPT枠外にある同国はこの決定に縛られないと言っている^{*}。また、前記の国連総会決議の投票説明においても、イスラエルは「(イランの)不拡散義務違反」を非難し、非WMD地帯の設立はすべての地域国家が関与する「包括的プロセス」であるべきと強調した^{*}。

10年末現在、ファシリテーターや受け入れ国の決定について具体的な進捗は伝えられていない^{*}。会議開催に向けた準備の一環としては、08年6月に中東問題でセミナーを開催した欧州連合(EU)が、11年に中東諸国、非核兵器国、関連国際機関などを招いたフォローアップセミナーを開催することを決定している^{*}。

※5年ごとの再検討会議の間に通常3回の準備委員会が開かれる。2015年再検討会議に向けた第一回準備委員会は12年。

※「イスラエル政府の声明」(10年5月29日)。www.mfa.gov.il/MFA/Government/Communiques/2010/から日付で検索

※www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com10/eov/L1_Israel.pdf

※10年末から北アフリカ、中東諸国で相次いでいる、激しい民主化運動によって進捗はさらに遅れる可能性がある。

※EU理事会決定2010/799/CFSP、10年12月13日。

A4. 国連事務総長の熱意、状況を動かす

※資料2-1(252ページ)。

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「核兵器禁止条約(NWC)に関する言及を初めて盛り込んだ「行動勧告」^{*}を全会一致で採択した。この前進の背景の一つとして潘基文(パン・ギムン)国連事務総長の熱意と行動があった。事務総長は、さまざまな重要な機会をとらえて、具体的かつ意欲的な提案を行い、「核兵器のない世界」に向けた国際世論の形成に貢献した。

※資料1-8(242ページ)。

NPT再検討会議の最終文書における「行動勧告」IB-iiiは、国連事務総長が08年10月に民間団体主催のシンポジウムで発した5項目提案^{*}に言及しながら、とりわけ「核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の枠組みに関する合意」の検討をするとの提案に「留意」とした。

※キーワードE3(166ページ)。

※153の主権国家による議会と、準メンバーとして欧州議会など6つの地域組織が加盟。米国を除く4つの核兵器国(ロ、英、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の議会も含まれる。

※書簡は、独語、仏語、スペイン語、ロシア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、アラビア語に非公式に翻訳された。PNNDのHPに掲載されている。www.pnnd.org

この5項目提案にはさまざまな層からの支持が寄せられた。国際的な議員ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)^{*}はその一つである。09年4月には、PNND参加議員の働きかけを受け、「列国議会同盟」(IPU)^{*}が「各議会が自國政府に5項目提案を支持するよう求める」総会決議を採択した。

こうした動きをさらに促進すべく、10年2月24日、潘事務総長は、核軍縮の前進における議会と国会議員の役割の重要性を強調し、5月のNPT再検討会議に向けた関与の拡大を求める内容の書簡^{*}を送付した。同書簡は、事務総長室からすべての議会に郵送された。日本では、衆院議会事務局が翻訳し、全議員に配布された。このようなテーマで国連事務

総長が各国議会に直接訴えかけたことは過去に例を見ないといわれる。

実際、5項目提案(あるいはNWC)への支持を謳った議会決議は、5月の再検討会議までにオーストリア、バングラデシュ、コスタリカ、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、欧洲議会で採択され、採択されなかったもののさらに多くの国の議会に同様な決議案が提出された^{*}。なお、5項目提案への支持は、IPUが主催する第3回世界議長会議(7月19日～21日、ジュネーブ)の採択宣言^{*}にも盛り込まれている。

再検討会議の会期中においても、潘事務総長はニューヨークに集う各国政府代表らに訴えを続けた。また、広島市長らが登壇したリバーサイド・チャーチでの国際平和集会(5月1日)^{*}等のNGO主催イベントにも積極的に参加し、市民社会が力説してきたNWCへの支持を繰り返し表明した。事務総長提案への支持はスイス、オーストリア^{*}をはじめ、多くの政府演説で言及され、また、4月30日の第2回「非核兵器帯域加盟国・署名国会議」の採択宣言^{*}にも盛り込まれた。

その後も事務総長の積極的な国際的働きかけは続いた。8月には国連トップとして初めて広島の平和記念式典に参列、その前日には長崎を訪問した。出発前の記者会見で、事務総長は「少なくともいくらかの被爆者が存命で、すべての核兵器の終焉をその目で見ることができるよう、時間枠を定めて行動すべきである」と述べた。8月6日、広島では「(被爆者との)面談は私にとって最も心動かされる経験だった。被爆者の証言や語りはすべての人間に聞かせるべきものだ」と話した。韓国人原爆犠牲者慰靈碑での追悼に際しては、「この場所は、核兵器廃絶の追求が、我々がどこにいようと、また誰であろうと、共通の任務であることを我々に教えていく」と核兵器廃絶が人類共通の任務であることを強調した。事務総長はまた、日本が依存する核抑止について「幻想、あるいは安全保障の妄想」とその弊害を厳しく指摘した^{*}。

※世界安全保障研究所HP。
www.gsinstitute.org/pnnd/docs/NWC_parliamentary_resolutions.pdf

※www.ipu.org/splz-e/speakers10.htm

※「核兵器のない、平和、公正、持続的な世界に向けて」。<http://peaceandjusticeinnow.org.wordpress/conference/> キーワードA8(76ページ)。

※特別記事2(52ページ)。

※http://nuclearweaponsfreeze.org/Outcome_Document_II_Conf_NWFZs.pdf

※各地での事務総長演説は、国連HP:www.un.org/apps/sigstarchive.asp?m=8&y=2010。

A5. 新START発効 戦略兵器削減条約 —履行に多くの課題残す

※「戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約」。条約と議定書の全文はwww.whitehouse.gov/blog/2010/04/08/new-start-treaty-and-protocol

※配備ICBM(大陸間弾道ミサイル)、配備SLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)、核兵器任務の配備重量機。

※配備及び非配備ICBM発射台、配備及び非配備SLBM発射台。核兵器任務の配備及び非配備重爆撃機。

※資料2-6(283ページ)に全文記載。

米ロ首脳は、10年4月8日プラハにおいて新「戦略兵器削減条約(START)」^{*}に署名した。

新STARTは、米ロ両国が発効後7年に達成するべき削減目標を次のように定めた。配備核弾頭については1550発、配備運搬手段^{*}については700基・機、配備及び非配備運搬手段^{*}については800基・機。これらは、「核兵器のない世界」というビジョンに照らせば余りにも低い目標である。しかも削減兵器の解体は義務づけられていない。

それでも、新START署名には米ロの検証を伴う核兵器削減の再開という重要な意味がある。しかも前文^{*}で核軍縮の「段階的プロセスの継続と加速」を強調する同条約には「その後の削減交渉」が当初から視野に入れられている。また、同じく「前文」は、戦略攻撃戦力と戦略防衛戦力の「相互関係の重要性が増大する」との認識を示し、ミサイル防衛という両国間の懸案が核兵器削減と関係することを明記するものとなっている。

新STARTの批准承認に向けて、上院の3分の2以上の同意が要件とされた米国においては、共和党保守派をとりこんだ超党派的多数派を形成する必要があった。オバマ政権は11月2日の中間選挙^{*}前の批准承認を目指し、批准案の上院提出(10年5月3日)に先立って核兵器関連予算の大幅増額方針を含む11会計年予算案を提出し^{*}、妥協の姿勢を示した。しかし保守派は執拗な抵抗を続け、批准承認が危ぶまれる状況になった。結局、上院が批准承認決議^{*}を採択したのはクリスマス休暇直前の12月22日であった。同決議は、オバマ政

権に核兵器関連予算大幅増の公約履行を含む厳しい「解釈と条件」を突きつけるものであった。

続いて11年1月27日には、ロシア議会で同じように「解釈と条件」を定めた「新START批准法」が可決成立した。これらの決定を受け、2月5日の批准書の交換によって新STARTは発効した。

しかし、両議会の決定は、次のような両国の見解の深刻な相違を際立たせた。

- **ミサイル防衛(MD)**：米決議は基本的に条約の制限の対象外であるという解釈を示した。一方ロシア批准法は、新START前文の「一方の当事国の戦略防衛兵器が、他の当事国の戦略攻撃戦力の適合性及び有効性を損なわない」という考え方を再確認した。これは、MDの制限が米国の反対で条文化できなかった経過を念頭に、「前文」の規制力を条約履行過程に波及させることを意図したものと思われる。

- **通常型戦略攻撃兵器**：米決議は通常型戦略兵器システム「通常型迅速グローバルストライク(CPGS)」の開発と配備は条約によって何ら制限されないと解釈を示した。これに対してロシア批准法は弾頭数及び運搬手段の制限に「通常兵器を含むあらゆる種類の戦略攻撃兵器」を含めることを主張している。

- **さらなる核削減交渉**：米上院決議は、「発効後1年内に、ロシアとの戦術核兵器削減交渉を開始する」ことを大統領に求めた。一方、ロシア批准法は「米ロ以外の国の核兵器の状況」も考慮して「更なる削減交渉」を行うとして、戦術核兵器への関心の集中を避けるとともに米ロ以外の国も含めた多国間交渉を受け入れる余地があることを示唆している。

以上のように、米ロの認識の乖離は新STARTの円滑な履行にとって大きな障害になる可能性がある。

とりわけ懸念されるのは、「前文」の言う「段階的プロセスの継続と加速」が妨げられることである。それを避けるためにも、国際市民社会は自国政府が核なき世界に向けた政治的意志を行動で示すような圧力を高める必要がある。

A6. CD、現状打開をめざし ハイレベル会合

ジュネーブ軍縮会議

*用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」(225ページ)。

2010年の日程:

第1会期:1月18日～3月26日

第2会期:5月31日～7月16日

第3会期:8月9日～9月24日

*会議の正式タイトルは、「CDの作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合」。

2010年9月24日、唯一の多国間軍縮交渉の場でありながら長年停滞を続けるジュネーブ軍縮会議(CD)^{*}の現状打開をめざし、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長主催のハイレベル会合^{*}がニューヨーク国連本部で開催された。会合には、CD加盟の65か国以外にもすべての国連加盟国が招待され、日本の前原誠司外務大臣(当時)を含め74人の各国政府高官、国際機関代表らが発言を行った。

会合の開催は、5月の2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議で採択された最終文書^{*}に基づくものである。「行動」7及び15として、CDの重要議題である消極的安全保証(NSA)^{*}と兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)^{*}のそれぞれについて、「再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を10年9月に開催するよう求める」ことが盛り込まれていた。

CDにおいては、7つの議題^{*}に沿って「作業計画」を採択し、実質交渉や議論のための具体的な任務を担う特別委員会やコーディネーターが設置される。しかし98年以降、4つの重要議題(①核軍縮、②FMCT、③宇宙における軍備競争の防止(PAROS)、④NSA)をめぐって各国間の対立が続き、「全会一致(コンセンサス)方式」をとるCDは事実上の機能停止に陥っていた。

09年5月には、検証可能なFMCT支持に転換した米オバマ政権の方針転換を背景に、09年度「作業計画」^{*}が採択されるという前進があった。しかし作業計画を具体的に進める手続事項の決定をめぐりパキスタンが反発し、結果的にCDが

*資料2-1(254ページ)。

*用語の説明「消極的安全保証」(225ページ)。

*用語の説明「カットオフ条約」(224ページ)。

*本文中の4つの重要議題に加え、⑤放射能兵器など新型大量破壊兵器、⑥包括的軍縮計画、⑦軍備の透明性。

*09年会期の作業計画の設置に関する決定(文書番号CD/1864)。

実質作業に進むことはなかった^{*}。9月24日に終了した2010年会期においても「作業計画」は採択されなかった。

ハイレベル会合の主たるテーマは当初はFMCTとNSAとされたが、それらの交渉の舞台としてCDが適切であるかを含め、議論は軍縮に関する機関のあり方の全般に及んだ。議長を務めたパン事務総長は、11年第1会期においてCDが「作業計画」に合意すること、有識者パネルの設置を含め、事務総長付の軍縮諮問委員会が問題のレビューを行うこと、さらに2012年のNPT再検討会議準備委員会がこれらの経過報告を受けて次の行動を決定することなどを盛り込んだ4点の行動計画を示した^{*}。

このように、停滞打開の具体策をめぐる各国の意見は割れた。この結果「行動計画」は、特に議論の余地のない穏健なものに留まったものと思われる。論点の一つである軍縮交渉の場については、日、豪、ノルウェーなど西側諸国から、CD枠外での多国間軍縮交渉という選択肢が示された。他方、中国、インド、イラン、ロシアなどはCD以外の場での軍縮交渉に強く異議を唱えた。また、4つの重要議題の優先性をめぐっては、FMCT交渉を最優先事項と位置付けるEU、米国、日本などに対し、非同盟諸国(NAM)ら途上国が核兵器国との既得権益存続に繋がりかねないFMCT先行論に懸念を示すとともに、核軍縮の優先性を主張した。CDの手続規則についても、「コンセンサス方式」の見直しに賛否がわかれた。

ハイレベル会合はCDの現状に対する危機感を参加各国が共有する場となったものの、その正常化に向けた道のりの困難さをあらためて浮き彫りにする結果ともなった^{*}。

一方、NPTで合意された5核兵器国による核軍縮措置の前進に関連して、5核兵器国が会議を開くと発言したことにも注目された^{*}。09年9月にロンドンで開かれた検証問題に関する会議に続くものである。

*09年作業計画をめぐる経緯については、本アイブック2009-10年版・A7(56ページ)。

*これらの提案を盛り込んだ「議長要約」は、国連総会に宛てた報告書(10月14日付、A/65/496)の付属文書として国連総会議長に送付された。「核兵器・核実験モニター」第362号に抜粋記載。

*11年の第1会期も「作業計画」の採択に至らずに終了した。

*核兵器国による会議は11年6月にパリで開催予定。

A7. 米英、備蓄核兵器数を相次いで公表

2010年5月、米英両政府はNPT再検討会議の開催にあわせて、保有核兵器数を部分的に公表した。

※「米国の備蓄核兵器に関する透明性の向上」。
www.defense.gov/npr/docs/10-05-03_Fact_Sheet_US_Nuclear_Transparency_FINAL_w_Date.pdf

※キーワードA5(70ページ)。

再検討会議の開会日である5月3日、クリントン米国務長官は、米国防総省による保有核兵器に関する「ファクトシート」を発表した^{*}。これは透明性の向上が「核不拡散努力にとって、そして、新START条約^{*}の批准・発効後の追加的削減一配備/非配備、及び戦略/非戦略核兵器のすべてを対象とする一の追求にとって重要である」(ファクトシート)との認識に基づくものである。「ファクトシート」によれば09年9月30日現在、米国の備蓄核弾頭は5,113発である。これは「1967会計年末の核兵器数の最大値(31,255発)より84%、89年末のベルリンの壁崩壊時のレベル(22,217発)より75%少ない」とされている。また94会計年度から09会計年度までの間に、米国は、8,748発の核弾頭を解体し、他に数千発の核兵器が、現在、退役して解体を待っていることも「ファクトシート」は明らかにした。

核保有国が核兵器の正確な総数を自発的に公表したのは前例のことである。米国が透明性の向上と、核軍縮に取り組む姿勢を示したことは、一定の前進と評価できる。しかし「ファクトシート」には戦略核と非戦略核の内訳、配備と非配備の内訳や予備弾頭の実態、あるいは退役弾頭や解体待ち弾頭などの内訳は示されていない。また運搬手段については全く触れられていない。配備戦略核弾頭と配備運搬手段は新START条約の履行過程で公表されてゆくであろうが、そこでは条約履行の検証に必要な情報しか提供されない。

い。

また、解体のペースが極めて低いことは問題である。

一方、英国のヘイグ外相は英下院において、「英国が保有する核弾頭数の上限を将来的に225発とし、作戦配備核弾頭を160発以下にする」との方針を明らかにした^{*}。英国はこれまで、配備核弾頭数は、弾道ミサイル搭載潜水艦4隻に搭載する160発であるとしてきたが、非配備の核弾頭を含めた保有総数については明らかにしてこなかった。今回の公表は、将来的な保有総数の上限という形で一定程度それを示したことになる。

フランスはすでに核弾頭の総数を300発以下にする計画を明らかにしている^{*}。しかし、配備/非配備の内容は明らかにしていない。

NPT最終文書は、核保有国に対して核軍縮の履行状況に対する報告を14年の再検討準備委員会に提出することを求めている(行動5^{*})。ロシア^{*}、中国^{*}が米英に続いて保有核弾頭の実態を公表することは、最低限の要件である。しかし、公表の範囲や項目、記載方法が各国まちまちである限り透明性が確保されたとはいえない。標準的な報告形式の開発が求められる。

※10年5月26日、英外務省。
www.fco.gov.uk/en/news/latestnews/?view=News&id=22285726

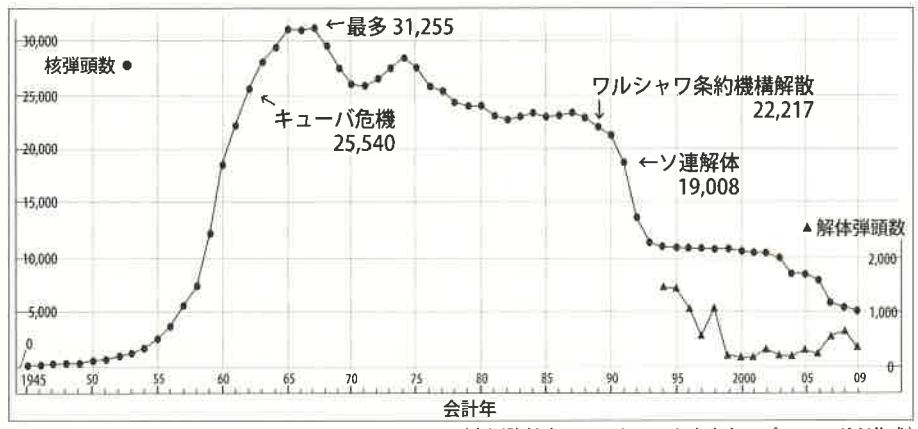
※08年3月21日のサルコジ大統領の演説。本アイブック08年版・資料3-11(250ページ)に抜粋。

※資料2-1(253ページ)。

※ロシア外務省は「新START発効後に公表することを示唆している(ロシアの声)10年5月13日)。

※いかなる形でも公表していない。

【米国の核弾頭数(1945-2009年)と解体弾頭数】



A8. 国連を包囲した NGOアクション

2010年5月のニューヨークには、日本からの2000人をはじめ、世界中から多くの市民がNPT再検討会議をめざして集まつた。人々の胸には「核兵器のない世界」への気運の高まりを背景に、核兵器禁止条約(以下、NWC)等をめぐる状況を少しでも進展させたいとの強い決意と期待があった。

4月29日には非核兵器地帯条約締約国会議に合わせて「非核地帯市民社会フォーラム」が行われた^{*}。翌30日と5月1日にはリバーサイドチャーチで、「核のない公正で持続可能な世界のために」と題して国際平和会議が行われ、1000名が参加した。開会総会で日本被団協の田中照巳氏が講演し^{*}、2日目は「都市の役割」「核兵器禁止条約」などの分科会が持たれた。閉会総会で演説した潘基文国連事務総長^{*}は、「核兵器のない世界」実現の原動力は、会場に集まっているような市民の力であるとした上で、「核軍縮は私の最重要課題」と明言し、5項目提案の中で「とりわけ核兵器禁止条約の締結」への世界のNGOの支援を歓迎すると述べ、会場は感動に包まれた。

5月2日には、タイムズ・スクエア近くの路上集会の後、被爆者代表、広島、長崎両市長らを先頭に世界中の市民約1万5千人が、国連本部近くまでの約2キロを行進した。到着集会では、日本から持ち込まれた約700万筆の署名が提出された。リブラン・カバクトゥラン再検討会議議長(フィリピン)とセルジオ・ドゥアルテ国連軍縮問題上級代表も飛入りで参加した。議長はNPT会議の冒頭演説で、「昨日署名を受取った」、「市民社会の熱意に私たちは応えなければいけない」と発言

^{*}キーワードE3(166ページ)。

※被団協HP。www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about5-201006.html#anchor-03

^{*}キーワードA4(68ページ)。

した。

会期中、国連ビル内のNGOルームでは、連日十前後のイベントが開催された^{*}。7日のNGOセッションで、日本被団協の谷口稜暉氏が、「私は核兵器が、この世からなくなるのを見届けなければ、安心して死んでいいません」とスピーチを結んだときは、会場にいた参加者全員が立ち上がり、拍手がやまなかつた^{*}。他にも核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)^{*}によるNWC交渉の早期開始を求めるワークショップ、世界の自治体が集う平和市長会議^{*}、日韓NGO^{*}主催の「北東アジア非核兵器地帯の推進」など多彩な取り組みが行われた。

また、今回は日本非核宣言自治体協議会が副会長都市である藤沢、枚方両市長を含む代表団を初めて派遣した^{*}。

会期中、国連本部ロビーのメインギャラリーでは日本被団協主催の、写真・資料等による「国連原爆展」が開催され、各国政府代表をはじめ、NGOや国連ツアー参加の一般市民などが被爆体験に熱心に聞き入るなど、注目を集めた。

一方、国連の外でも、さまざまなNGOの独自集会や自主上映会の開催、被爆者の学校訪問など、工夫を凝らした交流が活発に行われた。日本の「Yes! キャンペーン」^{*}は4月30日～5月3日、被爆者や平和団体を支援する移動式の情報バスを設け、被爆証言や市民交流の場を提供した。

こうした被爆者やNGOの様々な活動に対し、福山外務副大臣は4日の日本政府の一般討論演説^{*}において、「被爆者のNY市内や国連での活動」や「ヒロシマ・ナガサキ議定書に表れる市民社会の熱意」に言及した。

NWCの早期交渉を求める市民社会の声は、潘基文国連事務総長やNWCを推進する国々に力を与え、最終文書がNWCに言及する初の成果を生み出すことに少なからぬ影響を与えたであろう。日本の市民には、この成果を、2015年に向け日本政府の政策を動かしていくために活かしてゆくことが求められている。

^{*}www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/revcon2010/calendar.html

^{*}特別記事2(44ページ)。

^{*}www.icanw.org/

^{*}キーワードE2(164ページ)。

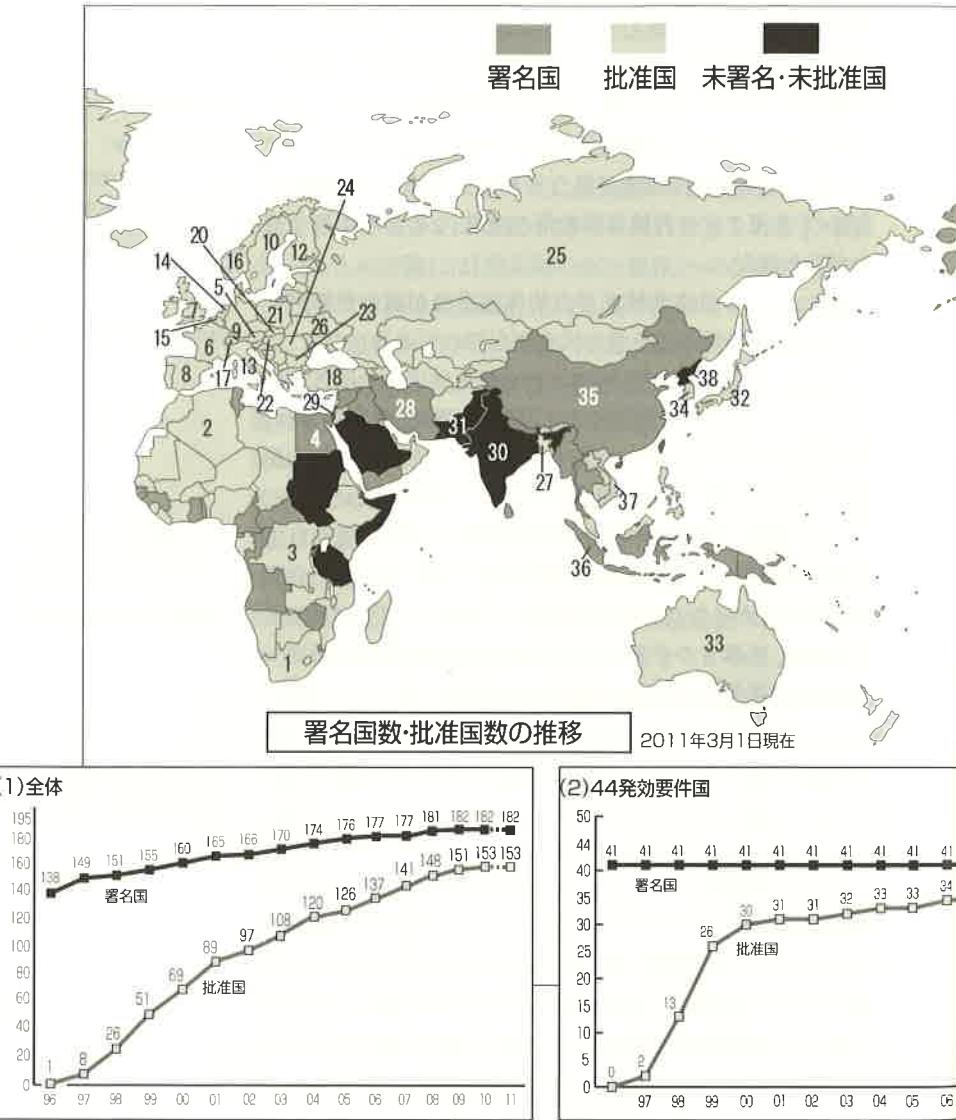
^{*}日本:ピーステボ、ピースポート、セイビースプロジェクト
韓国:平和ネットワーク、参与連帯、ノーチラスAPI。

^{*}キーワードE1(162ページ)。

^{*}yes.hiroshima-nagasaki.net/

^{*}福山外務副大臣一般演説。
www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/22/efuk_0504.html

1. CTBT(包括的核実験禁止条約)の 署名・批准状況



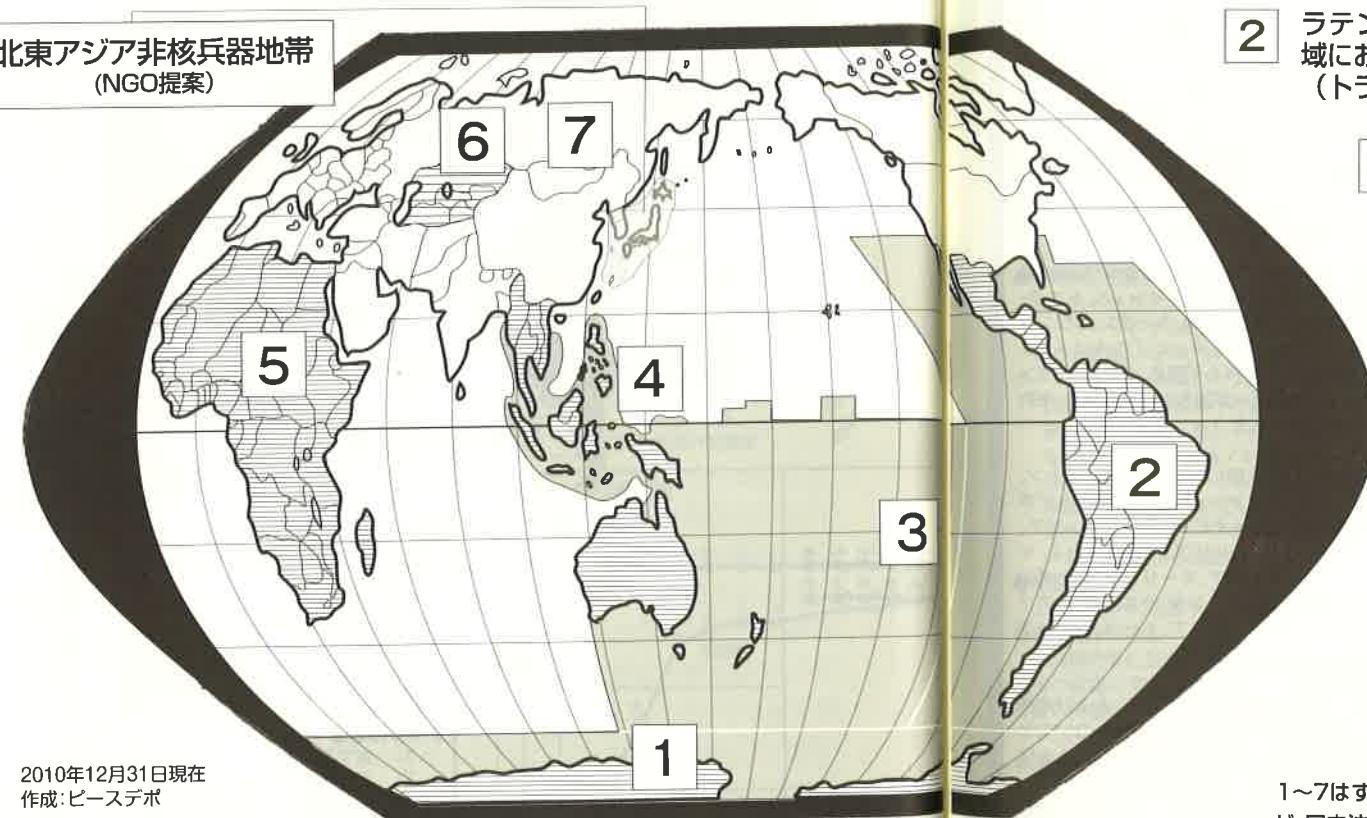
CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況
(2011年3月1日現在)

地図番号	署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東		
32: 日本	96.9.24	97.7.8
33: オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34: 韓国	96.9.24	99.9.24
35: 中国	96.9.24	未批准
36: インドネシア	96.9.24	未批准
37: ベトナム	96.9.24	06.3.10
38: 北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア		
27: バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28: イラン	96.9.24	未批准
29: イスラエル	96.9.25	未批准
30: インド	未署名	未批准
31: パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧		
5: オーストリア	96.9.24	98.3.13
6: フランス	96.9.24	98.4.6
7: イギリス	96.9.24	98.4.6
8: スペイン	96.9.24	98.7.31
9: ドイツ	96.9.24	98.8.20
10: スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11: カナダ	96.9.24	98.12.18
12: フィンランド	96.9.24	99.1.15
13: イタリア	96.9.24	99.2.1
14: オランダ	96.9.24	99.3.23
15: ベルギー	96.9.24	99.6.29
16: ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17: スイス	96.9.24	99.10.1
18: トルコ	96.9.24	00.2.16
19: 米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ		
39: ベル	96.9.25	97.11.12
40: ブラジル	96.9.24	98.7.24
41: アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42: メキシコ	96.9.24	99.10.5
43: チリ	96.9.24	00.7.12
44: コロンビア	96.9.24	08.1.29
東欧		
20: スロバキア	96.9.30	98.3.3
21: ポーランド	96.9.24	99.5.25
22: ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23: ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24: ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25: ロシア	96.9.24	00.6.30
26: ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域		
1: 南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2: アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3: コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4: エジプト	96.10.14	未批准

2. 世界に広がる非核の傘

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。2010年NPT再検討会議では、95年「中東決議」(資料1-5)の履行と中東非核・非大量破壊兵器地帯の



設立に関する会議の12年開催が合意された(キーワードA3)。

09年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済み」となった。世界的に核軍縮気運が高まっている今こそ、「非核の傘」に向かう、地域発のビジョンと行動がますます重要となっている。北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。

1 南極条約

2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約)

3 南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)

4 東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約)

5 アフリカ非核兵器地帯条約 (ペリンダバ条約)

6 中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約)

7 モンゴル非核兵器地帯地位^{*}

*国連等で使われる用語は「非核兵器地位」(nuclear-weapon-free status)であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件(とりわけ消極的安全保証)を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

データシート 2. 世界に広がる非核の傘

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約)

- 締結署名: 2006年9月8日
- 発効: 2009年3月21日
- 地帯の範囲
下記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、及びこれらの上空。
- 地帯内に位置する国・地域
カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
- 加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。
- 核保有国に対する対応
核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用的威嚇を行わないこと」、条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為行為にも寄与しないことを定めている。中、ロは支持を表明、米英仏は批判的。

モンゴル非核兵器地帯地位

- 1998年12月4日: 国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
- 2000年2月3日: 国内法制定
- 現在、非核兵器地帯地位に基づく中・ロ・モンゴル多国間協定を交渉中。

北東アジア非核兵器地帯(非政府提案)

- 1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつけ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
- 2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデボが発表。2008年に改訂版。
- 2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。

南極条約

- 締結署名: 1959年12月1日(ワシントン)
- 発効: 1961年6月23日
- 地帯の範囲
南緯60度以南の地域、ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
- 地帯内に位置する国・地域
なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。
- 加盟国
5つの核兵器国を含む47か国。

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

- 締結署名: 1996年4月11日
- 発効: 2009年7月15日
- 地帯の範囲
アフリカ大陸、OAU^{*}のメンバーである島しょ国、およびOAU^{*}の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(図は、付属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない。)
- 【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
- 地帯内に位置する国・地域
アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロバ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スードーン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリエン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

●加盟国

- 52か国が署名、28か国(アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が加盟。

●核保有国に対する対応

議定書Iでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書IIは、地帯内の核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、ロは署名済み。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。

*2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

- 締結署名: 1995年12月15日
- 発効: 1997年3月27日
- 地帯の範囲
東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)
- 地帯内に位置する国・地域
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- 【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシ

ア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国に対する対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、核兵器の使用、または使用の威嚇の禁止が、経済専管水域まで含むことから議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)

- 締結署名: 1985年8月6日
- 発効: 1986年12月11日
- 地帯の範囲
条約の付属書Iに細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、斐ジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)

【注】その他に植民地下の仮領ボリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仮)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国に対する対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、米国以外のすべての核兵器国は批准を寄託している。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約^{*} (トラテロルコ条約)

- 締結署名: 1967年2月14日
- 発効: 1968年4月22日
- 地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、パラマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、バラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国に対する対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書IIに署名、批准を寄託している。※1990年に現在の名称に変更された。

B1. NATO新戦略概念、米戦術核配備を温存

※資料3-3(292ページ)

10年11月19から20日、リスボン(ポルトガル)で開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会議は新しい「戦略概念」^{*}を採択した。NATO戦略概念の改訂は99年以来である。

「新戦略概念」は「核兵器のない世界」を目指すことに言及しつつ、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」と宣言した(第17節)。しかしその内実には少なからぬ変化がある。99年戦略概念^{*}は、核兵器に「軍事攻撃に対する同盟の反撃の性質について敵の心の中にもいかなる不確かさもないようにすることによって平和を維持し、いかなる種類の侵略や戦争も防止する」(第62節)という特別な役割を付与していた。これに対して「新戦略概念」は「核戦力と通常戦力が適切に混合した能力に基づく抑止は我々の戦略全体の核心的要素であり続ける」(第17節)とした。また、「新戦略概念」は「99戦略概念」とほぼ変わらず米英仏の戦略核戦力をNATO全体の抑止力と位置づけている(第18節)。

これらは、米オバマ政権のビジョンと、二つの政策文書=「4年毎の国防見直し(QDR)^{*}」(10年2月)、「核態勢見直し(NPR)」(同4月)^{*}が示した方針と軌を一にするものである。

今回の戦略概念改訂にあたっての焦点の一つには、「核分担政策」に基づき欧州に配備されている米戦術核戦力^{*}を巡る議論があった。「99戦略概念」は欧州配備の戦略以下(sub-strategic)の核戦力^{*}を「同盟の欧州諸国と北米諸国との間の不可欠な政治的軍事的紐帯を与える」(第63節)ものと位置づけ、「必要最小限の水準で維持する」としていた。これに対して、米戦術核の国内配備を受け入れ、核任務を分担している

※「核兵器・核実験モニター」第95号(99年6月15日)に抜粋
記。

※用語の説明「4年ごとの国防見直し」(226ページ)。

※資料2-2(264ページ)。

※データシート4(125ページ)。

※NATOにおける戦術核戦力の呼称。

ドイツ、ベルギー、オランダから、NATO戦略における核兵器の役割低減と戦術核撤去を求める声がこの数年高まっていた。10年2月19日には、この3か国とルクセンブルク、ノルウェーが「新戦略概念」の策定作業の中で核廃絶への動きを主導していく方針であると報じられた^{*}。一方、ロシアに警戒感を抱くNATO加盟の旧東欧諸国や米国などからは慎重論や反対論が出された。結局、NATO首脳は欧州配備戦術核の今後の扱いについて明確に合意できなかった。「新戦略概念」は「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国の可能な限り広い参加を確保する」(第19節)とした。これは、核分担政策を当面維持することを意味した。

米ロ関係「リセット」が打ち出される中で、「新戦略概念」も対ロ協調姿勢をこれまでよりも強調している。だが、今後の核削減に①ロシアの核兵器の透明性の増大、②戦術核のNATO同盟国から離れたところへの移動、③ロシアが多数保有する短距離核兵器との不均衡を考慮に入れるなどの条件(第26節)を付け、あくまでロシアの政策を慎重に見極める中で今後の核削減を行うべきとの立場に立っている。しかし、通常戦力における劣勢を認識するロシアは戦術核削減交渉が先行することに警戒感を抱いており、今後の交渉は困難なものとなるであろう。また、自国領土外への核兵器配備の唯一のケースである欧州配備の米戦術核は、困難をさらに大きくする要因である。

ミサイル防衛(MD)については、首脳会議は欧州全域をカバーするMDシステムの構築をNATOの主要任務とすることに合意し^{*}、NATOロシア理事会(NRC)^{*}ではNATOとロシアがMD協力を目指す議論を行っていくことに合意した^{*}。だが、ロシアは情報共有と自国の完全な関与を条件としており、NATOとのMD協力が実現しなければ独自の防衛手段を講じるとの立場である^{*}。欧州MD計画にロシアを巻き込んで双方の対立を解消しようとするもくろみの前途は不透明である。

※「朝日新聞」10年2月20日。

※リスボン・サミット宣言(10年11月20日)。www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_68828.htm

※02年5月に発足したNATOとロシアの常設協議体。今回は11月20日にリスボンで開かれた。

※NATOロシア理事会共同声明(10年11月20日)。www.nato.int/cps/en/natolive/news_68871.htm?

※キーワードC4(110ページ)。

B2. 北朝鮮、ウラン濃縮を開始 —重要性増す「6か国」再開

2010年11月12日、米スタンフォード大学のジークフリート・ヘッカー教授(元ロスアラ莫斯国立研究所所長)ら3人の専門家が、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)の寧辺(ヨンビヨン)核複合施設を訪問した。11月20日に発表された報告書^{*}で、ヘッカー教授は北朝鮮当局者の案内で目撃した事実を次のように報告した。

(1) 25~30メガワット級軽水炉^{*}が建設初期段階にあった。これは同国にとって初の軽水炉建設であり、当局者は純粹に自主技術によるものであると説明した。完成目標は12年と説明された。

(2) 2000基の遠心分離機を備えた実生産規模のウラン濃縮施設がすでに完成されていた。当局者は上記の新原子炉への低濃縮ウラン燃料を供給するのが目的であると説明した。この超モダンで清潔な施設も、純粹に自主技術によって建設、運転されているとのことであった。

ヘッカー教授によれば、これらの活動は基本的に民生用原子力発電のためのものであると思われる。隣接するプルトニウム生産用の黒鉛炉には案内されなかったが、稼動していないと教授は報告書で述べている。軽水炉の完成目標とされた12年といえば、北朝鮮が「強盛大国」完成の目標に掲げる、故金日成主席の生誕100周年にあたる年である。ヘッcker教授はこの目標設定には無理があるとの見方を示した。

これらの活動は、09年4月から6月にかけてDPRKがとった言動が実際に行われていたことを示すものである。09年4月、「衛星打ち上げ」(4月5日)をミサイル発射として非難した国

^{*}「北朝鮮寧辺核複合施設への再訪問」(スタンフォード大学国際安全保障協力センター)。
<http://is-db.stanford.edu/pubs/23035/HeckerYongbyon.pdf>

^{*}一般的な商用原子炉(1000メガワット)の30分の1程度。

連安保理の議長声明^{*}に対して、DPRKは09年4月14日の「外相声明」^{*}で、これを国際法違反、主権侵害であるとして6か国協議からの離脱を宣言するとともに、「主体(チュチエ)思想^{*}に基づく原子力発電産業の構築のための発電用軽水炉の建設を実行すること」を宣言した。ヘッcker教授の報告によると、北朝鮮はウラン濃縮計画を09年4月15日から開始したとしており、この外相声明と符合する。09年5月25日にはDPRKが核実験を実施、これを非難した国連安保理決議1874(6月12日)に対してDPRKは、「新たに抽出されたプルトニウム全量の兵器化」とともに「ウラン濃縮プロセスを開始する」ことを宣言した^{*}。

一方、03年8月に始まった朝鮮半島の非核化を目指す6か国協議^{*}は、07年10月3日に第6回協議・第2次セッションの成果として、北朝鮮が寧辺3施設^{*}を無能力化し、核計画の完全かつ正確な申告を行う「第2段階の行動」に合意^{*}した(「10.3合意」)。この合意において、他の国は重油100万トン相当のエネルギー経済支援を完全履行すること、そして米国は「対テロ支援国家指定の解除と対敵通商法適用終了の作業を進めること」を約束した。しかしその後「10.3合意」で申告された核計画の検証に関する議論が紛糾し、08年2月8日~11日の主席代表者会議でも検証方法を文書化することはできなかった。これが現在までのところ最後の6か国協議であった。頓挫の一因には、任期切れに近い米ブッシュ政権が、外交的成果を求める余り一貫性を欠いた密室外交を急いだことがあった。

原子炉建設とウラン濃縮というDPRKの核プログラムの新段階を以上のような文脈において見ると、解決のカギが「6か国協議」の再開にあることは明らかだ。とりわけ、「平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であること」を再確認し、「誓約対誓約」、「行動対行動」の原則による段階的措置に合意した05年9月19日の共同声明^{*}は、関係諸国が立ち返るべき共通の財産である。2010年NPT再検討会議の最終文書も、9.19声明の重要性を再確認している。

^{*}「核兵器・核実験モニター」第326号(09年4月15日)に全訳。
※同上。

* DPRKの公式の政治思想。故金日成主席が創始。金正日総書記が発展させたとされる。

* 09年6月13日「外相声明」。「核兵器・核実験モニター」第333号(09年8月1日)に全訳。

* 参加国は、韓国、DPRK、日本、米国、ロシア、中国。場所はいずれも北京の釣魚台国賓館。

* 5メガワット級黒鉛原子炉、放射科学研究所の再処理施設及び核燃料棒製造施設。

* 「共同声明実施のための第2段階の行動」。本イーブック08年版資料2-4(212ページ)。

* 資料1-14(249ページ)。

B3. NPT非加盟国への新たな核協力の動き：「日印」と「中パ」

※08年10月10日発効。本アイブック09～10年版「キーワードB5(73ページ)」及び07年版「特別記事」。

※用語の説明「核供給国グループ(NSG)」(224ページ)。

※フランス、ロシア、カザフスタン、モンゴル、アルゼンチン、ナミビア、英國、カナダ。(10年12月31日現在)。

※「原子力災害民間賠償責任法」。全文は、次のサイトにある。
www.indiaenvironmentportal.org.in/files/The%20Civil%20Liability%20Bill-2010.pdf

米印核協力協定^{*}とインドを核技術及び物品禁輸の適用除外とする核供給国グループ(NSG)^{*}のガイドライン修正は、NPT非加盟の核兵器保有国・インドとの核技術及び物品取引に道を開いた。これを追って、多くの国々^{*}がインドとの核協力協定を締結した。10年8月25日、インドでは「原子力賠償責任法」^{*}が成立、「米印協定」履行のためのインド国内法の整備が完了した。装置を納入した海外企業にも原子力災害時の賠償責任を転嫁する同法は、輸出国にとっては一定の懸念材料だが、今後は具体的な取引が加速するであろう。一方、「米印協力の毒」は形を変えて拡散しつつある。

10年6月28、29日、「日印原子力協定」に関する第1回協議が日本の外務省で開催された。その後10年11月22～24日まで3度の協議が行われているが協議内容は詳らかにされていない。岡田外相は6月25日の記者会見で「日本だけが原子力協定を結ばないのは一つの選択肢」であるとしつつ、「ほとんどそれは大勢に影響はない。(略)日本だけが違う判断をするのは困難になってきた」と協定交渉に入る理由を説明した。これは、「米印協定」を「NPT体制の形骸化を招くと同時に…パキスタン、イスラエル、北朝鮮、イランに誤ったメッセージを送る」と批判していた民主党の政策^{*}を大きく変更するものである。政策変更の背景には、米、仏などの原子力産業が近年日本企業との提携を深めている^{*}ため、各企業の対インド取引では日本企業からの技術・製品の提供が不可欠になっているという事情がある。また日本政府は原子力を「新成長戦略」の基盤に据え、原子力関連産業も、「原子力カルネッ

サンス」^{*}の流れに乗った世界的なシェア拡大を狙っている。

このような実利優先志向が、核不拡散体制の足下をさらに掘り崩し、「被爆国の魂を売る愚行」(6月24日「長崎新聞」社説)であることは論をまたない。

一方、中国がパキスタンに320メガワット級原子炉2基を輸出することに両国が合意したと伝えられたのは10年5月^{*}であった。パキスタンはインドと同じNPT非加盟の核兵器保有国である。6月21日から25日にかけてクライストチャーチ(ニュージーランド)で開かれたNSG総会において、中国は、この取引は「中国がNSGに加盟した04年以前に合意されたものであり、NSG加盟時にNSGガイドラインが適用されない既得権である」と主張した。

総会において、米国は、パキスタンをインドと同じくガイドライン適用除外とすることを主張した。しかし、適用除外の歯止めなき拡大を懸念する他の国々の間では、中国の主張どおり当該取引にはガイドラインを適用しないという意見が大勢を占めたと伝えられる^{*}。結局、クライストチャーチ総会はこの問題に結論を出さなかった。「NSG非加盟国に関する新しい経過に関連してなされた説明に留意し、協議の継続と透明性の意義について合意した」という「会議声明」の一節が、今後の議論への唯一の手がかりである。

パキスタンが中国に核協力を求める動機には「米印協定」が南アジアのパワーバランスを変化させることに対する警戒心がある。中国もこの地域でのパワーバランスにおける自国の地位の強化に「中パ核協力」を利用することを目論んでいる。他方、米国内にも、戦略的理由からインドと同じようにパキスタンとも核協力をを行うべきであるとの主張が存在している^{*}。

南アジアは核ビジネスとパワー・ポリティクスが錯綜する場となろうとしている。「日印原子力協力」をめざす日本もこの力学から自由ではありません。問われるのは「実利」ではなく核なき世界に向かた、被爆国としての使命感である。

※エネルギー需要の高まりや地球温暖化防止を背景とする原子力発電の再評価の流れ。

※「共同(イスラマバード発)」10年5月22日。

※10年6月30日、マーク・ヒップス(カーネギー国際平和基金)による報告。戦略国際問題研究所ウェブサイト。<http://csis.org/blog/event-carnegie-nuclear-suppliers-new-zealand>

※www.nuclearsuppliersgroup.org/Leng/PRESS/2010-06-NSG_Public_Statement_Final.pdf
次回総会は11年6月、オランダで開かれる。

※「危険域にあるパキスタン—希薄な米／印関係」。シンクタンク「大西洋評議会」。
www.acus.org/files/publication_pdfs/4794/ACUS_Report_on_Pakistan.pdf

B4. イラン、核燃料交換に同意 —トルコ、ブラジルが仲介

*2010年以前に採択された国連安理会イラン制裁決議:1737(06年12月23日)、1747(07年3月24日)、1803(08年9月27日)。本アイブック08年版資料2に抜粋訳を掲載。

*資料1-1(232ページ)。

*用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(225ページ)。

*「核兵器・核実験モニター」第357号(10年8月1号)に全訳。

*本アイブック2009-10年版 キーワードB6(74ページ)。

イランの核関連活動を巡って、核兵器開発を疑う米国など西側諸国とイランの対立が長期化している。

これまでに採択された国連安理会決議^{*}は、イランに対して、検証を通じて核兵器開発疑惑を払拭するために、濃縮活動等の凍結を求めてきた。しかしイランは、核の平和利用の「奪い得ない権利」(NPT第4条)^{*}を主張して、核関連活動を加速させている。

追加的な経済制裁の要求が高まる中、トルコとブラジルが状況打開のための外交努力に乗り出した。2010年5月7日、これら2国とイランは、イラン国内で生産された低濃縮ウラン(LEU)^{*}をトルコに搬出し、その見返りとして、イランは20%濃縮ウランを用いて医療用アイソトープを製造するテヘラン研究炉(TRR)用の核燃料を受け取るという計画に合意した(「テヘラン合意」)^{*}。具体的には、①イランは1.2トンのLEUをトルコに搬出する、②米ロ仏及び国際原子力機関(IAEA)は20%濃縮ウラン120キロをイランに供給する、③交換完了までLEUはイランとIAEAの監視下でトルコ国内に置く、等の内容である。

類似の燃料交換計画は、09年10月に、安理会5常任理事国にドイツを加えた6か国(「P5+1」)とイランとの間で合意直前までいったことがある。イラン国内のLEU1.2トンをロシアに搬出し20%に濃縮、フランスで研究炉用燃料に加工してイランに供給するというIAEA提案の構想であった。しかしイランは、燃料を確実に受け取れる保証がないことなどを理由にこれを拒否し^{*}、10年2月には20%濃縮ウラン製造の開始

を発表した^{*}。

トルコ等の努力は、イランに燃料の国外搬出を初めて正式に認めさせ、「P5+1」との協議を「トルコにおいて継続する」と約束させるなど、一定の譲歩を引き出すことに成功した。しかし米国など核大国の反応は冷ややかであった。米ロ仏3か国は、テヘラン合意がイランの20%濃縮計画を禁止しておらず、兵器化への懸念が解消されない点、イランのLEU保有量が増加したこと^{*}によって、LEU1.2トンの搬出計画がイランの軍事転用のリスク低減に有効でない点等を指摘し^{*}、6月9日、安理会での追加制裁決議採択^{*}に踏み切った。この採決に際して、非常任理事国であったトルコとブラジルは反対した(レバノンが棄権)。イラン制裁決議で反対票が投じられたのは初のことである。

同決議に基づく経済制裁の強化は当然ながらイランの態度を硬化させ、多国間交渉の行方をさらに不透明にしている。12月6、7日にはジュネーブで、イランと「P5+1」の協議が1年2か月ぶりに再開されたが、具体的な成果はなかった^{*}。

こうした困難の背景には、米国が対イラン核攻撃の可能性をしばしば示唆していることや、西側諸国の対イラン批判がイスラエルに対する態度との二重基準であるとの途上国への根強い不満がある。その意味でも、欧州と中東の調停国を自任するトルコが、テヘラン合意を軸に、引き続きイラン核問題に積極関与してゆくことには重要な戦略的意味がある。とりわけ中東非大量破壊兵器地帯^{*}の実現に向けて、トルコには、イスラエルを協議の場に引き出す仲介役としての貢献が期待されている。ただし、トルコ自身が北大西洋条約機構(NATO)の一員として、イランやシリアの「軍事的脅威」を理由とした「核分担(ニュークリア・シェアリング)」^{*}政策の一端を担っているという事実を忘れてはならない。10年9月に発足した核軍縮「新国家グループ」^{*}の一員でもあるトルコが、地域的対話に向けてどのような役割を担ってゆくのか、その動向が注目される。

*10年11月23日付のIAEA報告(文書番号GOV/2010/62)は、イランがこれまでに生産した濃縮率約20%ウランの総量を33キロとしている。

*同上のIAEA報告によれば、これまでに生産された低濃縮ウランの総量は3,183キロ(約3.2トン)であり、核爆弾2個分の高濃縮ウランを作るのに十分とされる。

*10年6月9日、安理会決議採択直前に米仏がIAEAに宛てた書簡。www.reuters.com/article/2010/06/09/us-nuclear-iran-response-text-idUSTRE6582W120100609

*資料3-8(303ページ)。

*続いて行われたイスタンブルでの協議(11年1月21、22日)でも具体的な成果はなかった。

*キーワードA3(66ページ)。

*データシート4(123ページ)。

*キーワードB7(96ページ)。

B5. 「核テロ」防止で ワシントン「核保安サミット」

*資料1-9(244ページ)。

オバマ大統領が09年4月のプラハ演説^{*}で示した「核兵器のない世界」へのビジョン実現には3つの課題があった。核軍縮、核不拡散体制の強化、そして世界中の核物質の防護の4年以内の確保である。10年4月12日から13日、ワシントンDCにおいて開かれた「核保安サミット」は「核物質の防護」を含む核保安に目的を限定した国際協力の促進を目指すものであった^{**}。

サミットには、米国に招待された46か国と3つの国際機関(国連、EU及びIAEA)^{***}が参加した。招待された国の中には、「包括的核実験禁止条約(CTBT)」の発効要件国^{****}44か国のうちの34か国しか含まれなかった。イランと北朝鮮も発効要件国であるが招待されなかった。一方、招待国にはNPT不参加の事実上の核兵器国=インド、パキスタン、イスラエルが含まれていた。ここには、従来のNPTとは別の枠組みを通してこれらの国を核保安の枠組みの中に引き入れるという米国の意志が働いていた。

4月13日に採択されたコミュニケ^{*****}は、「核保安を「核軍縮、核拡散防止及び原子力の平和利用と並ぶ国際社会の重要課題」とした上で、現存する2つの国際条約=「核物質防護条約」^{*****}と核テロリズム防止条約^{*****}(07年7月発効)を「核保安体制の不可欠の要素」と位置づけた。

またコミュニケは、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(06年7月、サンクトペテルブルクサミットで米ロ首脳が提唱)、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」(02年6月、カナ

ナスキス・サミットで採択)、及び国連の「役割と貢献」を評価した。コミュニケはさらにIAEAの諸活動への協力、専門知識を有する技術者の育成を含む能力育成のための相互支援、国内法制整備、核検出・鑑識などの新技術の共有を含む行動指針を示した。さらにサミットでは、コミュニケを補強するための既存国際諸条約の履行と普遍化、核物質防護条約等の強化と普遍化、IAEAの関連活動への支持、強化、協働など11分野における50の作業計画が合意された^{*****}。

4月13日の記者会見で、オバマ大統領はサミットの成果を次のように要約した^{*****}。①核テロリズムの脅威の緊急性と深刻さへの認識を共有できた。②プラハ演説における核保安提案への賛同が多くの国から表明された。③核保安が各国の基本的責務であることを再確認できた。④国際協力の重要性を確認できた。大統領はさらに、核保安には新しい制度や官僚機構は不要であり、既存の枠組みを効果的に機能させることがむしろ重要であるとの認識を示した。

しかし、本サミットの開催とそこで形成された合意は、核物質の危険性の問題を、米国と同調者による保安問題に偏らせ、核兵器廃絶という文脈を後継に退かせる恐れがある。言うまでも無く、「核保安」への貢献は「核兵器のない世界」の実現への貢献とイコールではない。その意味で市民社会は兵器に使用可能な核物質のほとんどを占有している核保有国の責任を、「核保安」議論の前提として絶えず強調しなければならない。また、イランや北朝鮮も加わらない「核保安」に真の効果は期待できない。しかし、オバマ大統領が意図したのは、「核兵器のない世界」ビジョンの最重要の柱であると米国内で受け止められている「核テロの防止」に向かって、全会一致の気運を国内外にアピールすることであったと思われる。

第2回のサミットは、2012年に韓国で開催することが合意された。仮にそこでも北朝鮮を排除することになれば、それは、積み重ねられてきた地域的な核軍縮努力に困難をもたらすものとなりかねない。

*10年4月13日、「ホワイトハウス報道発表」。www.whitehouse.gov/the-press-office/work-plan-washington-nuclear-security-summit

*10年4月13日「記者会見」。www.whitehouse.gov/the-press-office/press-conference-president-nuclear-security-summit

*同サミットHP(米国務省)。
www.state.gov/nuclearsummit/

*10年4月10日、ホワイトハウス報道発表。www.whitehouse.gov/the-press-office/world-leaders-and-heads-delegation-attending-nuclear-security-summit

*同条約の付属書2に記載された。発効のために批准が必要とされる44か国。データシート1(78ページ)に一覧。

*「核兵器・核実験モニター」第353号(10年6月1日)に全文。

*87年2月発効。加盟は111か国と欧洲原子力共同体。核物質の国際輸送における防護措置と、その窃盗や強奪を犯罪として犯人の引渡しなどのための法整備を義務づける。

*07年7月発効。加盟は115か国。加盟国は悪意をもって放射性物質や核爆発装置を所持し、使用する行為を犯罪として裁判権を設定するとともに、犯人を関係国に引き渡す。

B6. IAEA、核燃料バンク設立で合意

※パキスタンが欠席。棄権国は、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、南アフリカ、チリニア、ベネズエラ。

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(225ページ)。

※用語の説明「核燃料サイクル」(224ページ)。

※本イップブック08年版 キーワードB4(82ページ)。

※10年6月、「国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)」に改組された。HP:www.ifnec.org/index.htm

※09年11月のIAEA理事会は、シベリア南東部のアンガルスクにある同センターに核燃料バンクを創設する決議を採択した。現在120トンのLEUを備蓄している。

2010年12月3日、国際原子力機関(IAEA)理事会は、米国、ロシア、日本など10か国以上の提案による「核燃料バンク」の設立を承認する決議を採択した。加盟35か国のうち、28か国が賛成、6か国が棄権した^{*}。

「核燃料バンク」とは、「核燃料サイクルの国際管理」という大きな枠組みの一環として、原子力発電の燃料となる低濃縮ウラン(LEU)^{*}の備蓄をIAEAが保有・管理する構想である。このシステムの下、包括的保障措置協定の遵守など一定の要件を満たしたIAEA加盟国は、自国に対するLEU供給が途絶し、他の手段での供給確保が困難な場合に、バンクから燃料供給を市場価格で受けることができる。

国際社会に広がる原子力依存への傾向と、それにともなう核拡散の懸念の深刻化を背景に、これまで、核燃料サイクル^{*}管理の国際的枠組みに関するさまざまな構想が提案されてきた^{*}。03年以降、エルバラダイ前IAEA事務局長は核燃料サイクルの多国間管理に繰り返し言及し、05年にはIAEA専門家グループ報告書が5段階の国際管理提案を行った。一方、米国が06年に打ち出した「グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)^{*}」のような核技術大国主導の枠組みも生まれた。また、ロシアにおいては、核燃料サイクルサービスを提供する「国際ウラン濃縮センター」(IUEC)を設立し、IAEAの査察下に操業する計画が進んでいる^{*}。

今回合意された「IAEA核燃料バンク」もそうした構想の一つである。06年9月のIAEA特別イベントにおいて、サム・ナン元米上院軍事委員会委員長と、CNN創業者のテッド・

ターナー氏が共同議長を務める米NGO「核脅威イニシアティブ(NTI)^{*}」が提案した。NTIは、構想実現に向けた初期運転資金として5千万ドルの拠出を約束するとともに、2年以内^{*}に満たすべき条件として、①IAEAがバンク設立承認に向けて必要な行動を起こすこと、②一つあるいは複数の加盟国が残り1億ドル(あるいは同額相当の低濃縮ウラン)を拠出すること、の2点を示した。

これを受け、米国が5千万ドル(07年12月)、ノルウェーが500万ドル(08年2月)、アラブ首長国連邦が1千万ドル(08年8月)、欧州連合(EU)が2500万ユーロ(およそ3200万ドル)、08年12月)、クウェート(09年3月)が1千万ドルの拠出をそれぞれ表明し、バンク創設に向けた資金的条件は満たされた。加えて09年4月には、カザフスタンが同国内へのバンク受け入れを検討する意向を表明した^{*}。

一方、IAEAでの承認に向けては議論が難航した。核燃料サイクル管理をめぐっては、それがNPT第4条の定める平和利用の権利を不当に侵害し、「持つ国」「持たざる国」の二分化を進めるとして、非同盟運動諸国(NAM)など発展途上国からの抵抗が強い。こうした対立構造を反映して、核燃料サイクルの多国間アプローチについて「さらなる議論の継続」を決定したNPT再検討会議の最終合意文書においても、それが「条約上の権利に影響を与えることなく、国家の燃料サイクル政策を阻害しない」(行動58)^{*}ものであるとされた。今回のバンクについても、当初のNTI提案には受領条件として核燃料サイクル能力の放棄が盛り込まれていたが、採択されたIAEA決議には「自国での核燃料の製造を確立し、発展させるという加盟国の権利をいかようにも阻害するものではない」旨が明記された^{*}。

このように、「核燃料バンク」の設置は、非核兵器国に濃縮・再処理能力開発の自制を促す一定のインセンティブになると期待される一方、イランなどを含め有力な途上国に対する不拡散効果は疑問視されている。

※01年にCNN創業者のテッド・ターナーとナンが設立した。公式HP:www.nti.org/

※後に1年延長された。

※カザフスタン政府は、10年1月11日付のIAEA宛て書簡で核燃料バンク受け入れの意向を公式に表明した(INFCIRC/782)。

※資料2-1(260ページ)。

※www.iaea.org/Publications/Factsheets/English/iaealeureserve.html

B7. 核軍縮「新国家グループ」が誕生 —日豪主導、その役割は？

2010年9月22日、ニューヨークで、日豪両政府の呼びかけによって「核軍縮・不拡散に関する外相会合」が開催された。会合にはドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、チリ、メキシコ、トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)、豪、日本の10か国が参加した。

日豪両政府は「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND、08年8月～09年12月)^{*}をともに支援した実績があり、同委員会報告書^{*}が提案した、「消極的安全保証」の実効性の向上と、核兵器保有の目的を相手の核攻撃を抑止することのみに限定する考え方(しばしば「唯一の目的」論と呼ばれる)に関する議論を深化してゆくことで一致している^{*}。このような経過の上に10か国の「外相会合」は準備された。日本では当初岡田克也外相の下で準備が進められていたが、会議直前の9月17日、内閣改造で外相は前原誠司氏に交代した。

冒頭演説において、前原外相は、「地域横断的な緩やかなグループを形成し…国際社会を主導していく」と話した。さらに外相は、「核兵器のない世界」に向けた移行期において核兵器の役割を減らせるための主要課題として「消極的安全保証の実効性の向上」や「唯一の目的」を上げた。しかし「新アジア・ジエンダ連合」^{*}などの特色ある国家グループが存在する中で、この国家グループが何を特徴としてゆくのかについては説明されなかった。

会合の時間はわずか1時間足らずであった。議論の深まりは期待すべくもなかった。日本の政権の不安定に見られるように、日豪両政府の準備不足は明らかであった。

^{*}本イアブック09-10年版・キーワードA8(58ページ)。

^{*}「核軍縮指針」は資料2-4(277ページ)。「勧告」の全訳は本イアブック09-10年版 資料2-10(257ページ)に全訳。

^{*}10年2月21日「日豪外相共同ステートメント」(ページ。
www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/gokada/australia_10/gk_gaiyo.html

^{*}用語の説明「新アジェンダ連合」(225ページ)。

会合で採択された「外相共同声明」^{*}の多くはNPT再検討会議「最終文書」^{*}の繰り返しである。このことから、この国家グループがNPT合意の履行を促進することを共通の目的として集まっていると印象づけられる。

核兵器禁止条約(NWC)に言及した第12節も、ほぼ「最終文書」(行動B- iii)の引き写しである。「最終文書」作成過程で核兵器国の強い抵抗があったこと^{*}を思えば、非核兵器国グループによる声明が同じ表現にとどまったのは残念であった。ここにはチリ、メキシコ、UAEを除く参加7か国を占める核兵器依存国の中の消極性が働いていると思われる。

10月8日の国連総会第1委員会^{*}の一般討論において、ドイツ代表は次の「外相会合」をベルリンに招聘したことを明らかにした^{*}。また代表はNPT最終文書においてとりわけ重要なのは、戦術核兵器を含むすべての種類の核兵器が軍縮の対象とされたこと、そして核軍縮が「量的削減」にとどまらず、安全保障戦略における役割の低減という「質的削減」を含むことが明確にされたことであると強調した。これは、「外相会合」をドイツ配備の米戦術核の撤去を含む包括的軍縮を目指すという同国の方針を前進させるための梃子にしてゆきたいというドイツの意欲を示すものと理解できる。

「外相声明」は「新グループ」が向かうところを「核兵器のない世界への里程碑」としての「核リスクの低い世界」であると述べる(第5節)。しかしそれがどのような「世界」なのは明らかにしていない。具体性を欠いたこの概念は「里程碑」と言えるものであろうか。すでに共通の理解が定着している「核兵器の役割の低減」という言葉の具体的追求を曖昧にする危険さえ予想される。

「核兵器依存」をこの国家グループの当面の与件とするとしても、「核兵器の役割の低減」のためになすべきことは多い。市民社会は、それを従来の「ステップ・バイ・ステップ型」のアプローチにとどまらせないような視点から要求と提案を行ってゆく必要がある。

^{*}資料3-4(295ページ)に全文。

^{*}資料2-1(252ページ)に行動勧告。

^{*}キーワードA1(62ページ)。

^{*}用語の説明「国連総会第1委員会」(224ページ)。

^{*}10月8日、クラウス・ブンダリッヒ大使の演説。
www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com10/statements/8Oct_Germany.pdf

B8. 宇宙の軍備競争が現実化 —米新政策と中国MD実験

ミサイル防衛

*資料3-5(298ページ)。

*本イアブック07年版・資料3-22(285ページ)。

オバマ政権初の米「国家宇宙政策」*(以下「新宇宙政策」)が、10年6月28日発表された。

前ブッシュ政権の「国家宇宙政策」*は「合衆国は干渉なく宇宙を通過する権利、及び宇宙において干渉なく活動する権利を持つ」との認識のもと、米宇宙システムへの「故意の干渉」を「わが権利への干渉とみなす」とともに、宇宙へのアクセスを禁止、制限する新たな法体制や規則に反対することを原則としていた。この原則に基づき、米国は宇宙における軍備競争の防止(PAROS)を巡る国際議論に背を向けつづけてきた。

これに対して「新宇宙政策」が示した原則は次のとおりである。①宇宙へのアクセスと利用の自由は全ての国家の利益に合致。②強固で競争力のある商業宇宙セクターは宇宙利用にとって極めて重要。③安全保障を含めた平和利用を目的とする宇宙開発・利用は全ての国家の権利。④全ての国家の宇宙システムへの意図的干渉は、諸国の権利への侵害。そして「新宇宙政策」は、宇宙システムに対する干渉・攻撃を「抑止し、宇宙システムを防衛し、同盟国の宇宙システムの防衛に貢献し、また抑止が崩れた時にはそれら攻撃を打ち負かす」という米国の決意を強調した。

このように、主語が「合衆国」から「全ての国」へと変えられることによって「単独主義」は影を潜めた。しかし、宇宙を米国と同盟国の国家防衛戦略と米国宇宙ビジネスの利益追求の場とすることにおいては、ブッシュ政権の路線が踏襲されている。ブッシュ政権が反対してきた国連総会「PAROS決

議」に対して、米国は09年会期につづいて10年会期においても棄権票を投じた*。しかし、新「宇宙政策」はPAROSには触れていない。また米国は国際的な議論の場では同文書に基づく目だった発言をしていない。

ジュネーブ軍縮会議*におけるPAROSを巡る議論は、08年2月12日に中口による新「宇宙条約案」提案*があったものの、それ以降は停滞が続いている。停滞と混迷をさらに深めうる事件が起きたのは10年1月11日のことであった。中国国営通信社・新華社が、中国が「領土内で地上配備ミッドコース・ミサイル迎撃実験を実施し成功した」と伝えたのである。中国政府はこの実験が「本質的に防衛的なものであり」、「実験によってスペースデブリ(宇宙ゴミ)は発生せず、いかなる宇宙物体にも危険は及ばない」と説明した*が、技術的詳細は明らかにされていない。迎撃実験は米国の宇宙配備センターによっても検知された*。いずれにせよ中国がミッドコース迎撃能力に一歩近づいたことは間違いない。

中国はミサイル防衛(MD)システムの開発に反対し、前記条約案の提案に見られるようにPAROSのための多国間的措置を提唱してきたという経過がある。しかし、ここには大きな落とし穴があった。中口の条約案は宇宙空間の物体を攻撃する兵器の地上配備を禁止していない。また実際に中国は07年1月12日には自國の人工衛星を地上発射ミサイルで大気圏外において破壊する対衛星(ASAT)攻撃実験に成功している*。中国は自國の手を縛らない条約を提案する一方で着々と技術開発を続けてきたのである。

中国のこの動きを、08年にイージス艦で衛星を打ち落とし、「同盟国への宇宙システムの攻撃の抑止」を唱える新「宇宙政策」の下でMDを拡大している米国の動向と重ねるならば、宇宙における軍備の競争はすでに現実のものとなっていると考えるべきであろう。「安全保障を目的とした宇宙システム」の開発を含む「宇宙基本計画」を持ち、MDにおける対米協力を推進する日本*も、その部外者ではありえない。

*データシート3(第65回国連総会決議投票結果)(100ページ)。

*用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」(225ページ)。

*本イアブック08年版・キーワードD6(86ページ)。

*新華網(英語版)10年1月11日。
www.xinhuanet.com/english/2010/

*「デイフェンス・ニュース」10年1月19日。複数の米専門家は迎撃が体当たり迎撃体(KKV)によるものであったと推定している。

*米国は95年、97年に同実験に成功している。本イアブック07年版・キーワードB9(96ページ)。

*キーワードD6(144ページ)。

3. 第65回国連総会決議投票結果(1)

第65回国連総会(2010年)における主要な軍縮及び安全保障関連決議への各国の投票結果を示す。決議の正式名称と特徴は(7)(102~103ページ)にまとめた。

<○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席>

A 核兵器		決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有国									
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/RES/65/39	無投票	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○
2	中東非核兵器地帯の設立	A/RES/65/42	無投票	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
3	消極的安全保証	A/RES/65/43	119-0-58	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
4	中央アジア非核兵器地帯条約	A/RES/65/49	144-3-36	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○
5	核軍縮	A/RES/65/56	120-45-18	×	△	×	×	×	○	○	△	△	×
6	南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯	A/RES/65/58	174-3-6	×	○	×	×	×	○	○	△	△	○
7	核軍縮への誓約履行の促進(NAC決議)	A/RES/65/59	173-5-5	×	○	△	×	○	○	×	△	×	×
8	核兵器の危険性の低減	A/RES/65/60	121-49-14	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○
9	新戦略核兵器削減条約(新START)	A/RES/65/61	無投票	○	○	○	○	○	○	○	×	-	△
10	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/RES/65/65	179-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	モンゴルの国際安全保障と非核地位	A/RES/65/70	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	核兵器システム作戦上の地位の低減	A/RES/65/71	157-3-22	×	△	×	×	○	○	○	○	△	-
13	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/RES/65/72	173-1-11	○	○	○	○	○	△	△	△	△	×
14	弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード	A/RES/65/73	162-1-17	○	○	○	○	○	△	△	△	○	-
15	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/RES/65/76	133-28-23	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
16	核兵器使用の禁止に関する条約	A/RES/65/80	124-49-11	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○
17	中東における核拡散の危険性	A/RES/65/88	172-6-8	×	○	○	○	○	△	○	○	×	○
18	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/RES/65/91	179-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
19	CDハイレベル会合フォローアップ	A/RES/65/93	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ミサイル	A/RES/65/L.18	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 他の大量破壊兵器				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1	化学兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/RES/65/57	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/RES/65/62	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	生物及び毒物兵器の禁止及び破壊に関する条約	A/RES/65/92	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C 宇宙(軍縮関係)				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1	宇宙軍備競争の禁止	A/RES/65/44	178-0-2	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/RES/65/68	183-0-1	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D 通常兵器				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1	対人地雷禁止及び破壊に関する条約の履行	A/RES/65/48	165-0-17	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
2	小軽火器の密輸を抑制し収集する国家への支援	A/RES/65/50	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/RES/65/55	148-4-30	×	△	×	×	-	○	○	○	×	○
4	通常兵器分野の信頼醸成措置に関する情報	A/RES/65/63	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	小軽火器のあらゆる側面における禁輸	A/RES/65/64	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	密輸活動の禁止と抑制	A/RES/65/75	183-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E 地域軍縮と安全保障				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1	地域軍縮	A/RES/65/45	無投票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	地域及び準地域的軍備管理	A/RES/65/46	175-1-2	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○
F 他の軍縮手段及び国際安全保障				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1	1925年ジュネーブ議定書の意義を高める措置	A/RES/65/51	178-0-4	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/RES/65/54	129-5-49	×	○	×	△	○	○	○	○	○	○
3	軍縮へ向けた国連総会第4回特別会合の召集	A/RES/65/66	178-0-5	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○

【国家の分類】

- **核兵器保有国**:事実上、核兵器を保有している国(9か国)。
 - **核兵器国**:核不拡散条約(NPT)で公認された5核保有国。
 - **米核兵器依存国**:米国の核抑止力に依存する国々。
 - **新アジア連合(NAC)**:核兵器国に、核軍縮の誓約の履行を求める、1998年に発足した非核兵器国グループ(7か国)。
 - **日豪主導の新国家グループ**:2010年9月、日豪主導で結成された、核軍縮・不拡散をめざす非核兵器国グループ。下の表で、国名が白字の10か国。

3. 第65回国連総会決議投票結果(2)

決議の原文等は、国連の文書検索システムから決議番号で検索。
www.un.org/Depts/dhl/resguide/r65.shtml

以下は、(1)で列挙した諸決議の正式名称、提案国及び投票結果の特徴である。

A:核兵器

- 1.「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国：アフリカ諸国を代表し、ナイジェリア。無投票。
- 2.「中東非核兵器地帯の設立」／提案国：エジプト。無投票。
- 3.「核兵器の使用または使用の威嚇に対して、非核兵器国の安全を保証する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)／提案国：キューバ、エジプト、インドネシア、イラクなど16か国。中国、日本は賛成。米国、ロシア、フランス、英国、NATO非核兵器国が棄権。
- 4.「中央アジア非核兵器地帯条約」／提案国：カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン。中国、ロシア賛成。反対はフランス、英国、米国。NATO非核兵器国、イスラエルは棄権。
- 5.「核軍縮」／提案国：キューバ、インドネシア、イランなど33か国。中国は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。ロシア、インド、パキスタン、日本、韓国が棄権。
- 6.「南半球及び近隣諸国における非核兵器地帯」／提案国：ブラジル、ニュージーランド。中国、ロシア、日本は賛成。フランス、英国、米国が反対。インド、イスラエル、パキスタンは棄権。
- 7.「核兵器のない世界へ：核軍縮の誓約の履行を促進させる」(新アジェンダ連合(NAC)決議)¹／提案国：NAC7か国。中国、ロシア、日本は賛成。北朝鮮、フランス、インド、イスラエル、米国が反対。パキスタン、英国は棄権。
- 8.「核兵器の危険性の低減」／提案国：エジプト、インド、インドネシアなど21か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。中国、ロシア、日本、韓国は棄権。
- 9.「戦略核兵器の相互削減と戦略的関係に

おける新枠組み形成」(新START)／提案国：ロシア、米国。無投票。

- 10.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国：カナダ。反対はパキスタン。北朝鮮、シリアが棄権。
- 11.「モンゴルの国際安全保障と非核地位」／提案国：モンゴル。無投票。
- 12.「核兵器システム作戦上の地位の低減」／提案国：チリ、マレーシア、ニュージーランド、ナイジェリア、スイス。中国、インド、パキスタン、日本は賛成。フランス、英国、米国が反対。イスラエル、ロシアは棄権。
- 13.「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)²／提案国：日本など90か国(米国含む)。5核兵器国は賛成。反対は北朝鮮のみ。中国、インド、イラン、イスラエル、メキシコ、パキスタンなど棄権。
- 14.「弾道ミサイル拡散に対するハーグ・コード」／提案国：フランスなど23か国。反対はイランのみ。中国、インド、パキスタンが棄権。
- 15.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国：マレーシアを中心とした37か国(インド、イラン、イラク含む)。中国、パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、ロシア、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。日本、韓国は棄権。
- 16.「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国：エジプト、インド、インドネシア、マレーシアなど21か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
- 17.「中東における核拡散の危険性」／提案国：バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、サ

ウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、パレスチナなど20か国。中国、フランス、英国、ロシア、パキスタン、日本、韓国は賛成。イスラエル、米国が反対。カナダ、インド、パナマなどが棄権。

- 18.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国：5核兵器国、日本、ドイツ、韓国など57か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアが棄権。
- 19.「2010年9月24日に開催されたCDハイレベル会合フォローアップ」：CDの活動を再活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるために／提案国：ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、韓国、南アフリカなど32か国。無投票。
- 20.「ミサイル」／提案国：エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B:他の大量破壊兵器

- 1.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの破壊に関する条約」／提案国：ポーランド。無投票。
- 2.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国：インド、フランス、ロシア、英國、ドイツ、アイルランドなど60か国。無投票。
- 3.「生物及び毒物兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの破壊に関する条約」／提案国：ハンガリー。無投票。

C:宇宙

- 1.「宇宙軍備競争の禁止」／提案国：エジプト。イスラエル、米国が棄権。
- 2.「宇宙活動における透明性と信頼醸成措置」／提案国：米国を除く4核兵器国など51か国。棄権は米国。

D:通常兵器

- 1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びその破壊に関する条約の履行」／提案国：アルバニア、ノルウェー、イスラエル、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、韓国などが棄権。
- 2.「小軽火器の密輸を抑制し収集する国家への支援」／提案国：西アフリカ経済共同体参加国を代表してマリ。無投票。
- 3.「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の

影響」³／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。中国、ロシア、日本は賛成。フランス、イスラエル、英国、米国が反対。ロシア、韓国が棄権。

- 4.「通常兵器分野の信頼醸成措置に関する情報」／提案国：インド、フランス、ドイツ、アイルランドなど56か国。無投票。
- 5.「小軽火器のあらゆる側面における禁輸」／提案国：ベルギー、コスタリカ、フランス、ドイツ、日本、英国など49か国。無投票。
- 6.「密輸活動の禁止と抑制」／提案国：日本、韓国、ドイツを含めた39か国。反対は北朝鮮。イランが棄権。

E:地域軍縮と安全保障

- 1.「地域軍縮」／提案国：エジプト、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ネパール、パキスタン、ペルー、スリランカ、トルコ(9か国)。無投票。
- 2.「地域、及び準地域レベルでの協定に基く軍備管理」／提案国：ペラルーシ、エジプト、ネパール、パキスタン、ペルー、シリヤ、ウクライナ。反対はインド。ロシアが棄権。

F:他の軍縮手段及び国際安全保障

- 1.「1925年、ジュネーブ議定書の意義を高める措置」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。イスラエル、米国が棄権。
- 2.「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。イスラエル、英国、米国が反対。フランス、NATO非核兵器諸国、日本、韓国は棄権。
- 3.「軍縮へ向けた国連総会第4回特別会合の招集」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。フランス、イスラエル、英国、米国は棄権。

注

- 1 資料3-1(287ページ)。
- 2 資料3-2(289ページ)。
- 3 キーワードE10(180ページ)。

C1. 米NPR、「核なき世界」を遠い将来に追いやる

核態勢見直し

※資料2-2(264ページ)に「要約」全訳。
NPRは過去に、クリントン政権(94年9月、ベリー国防長官)及びブッシュ政権(01年12月、ラムズフェルド国防長官)によって行われている。ブッシュNPR報告書は大部分が機密扱いであったが、NGOによる暴露部分の全訳はピーステボックレット「米国 核態勢の見直し」、2002年10月刊。

2010年4月6日、米政府は「核態勢の見直し(NPR)」報告書^{*}(以下「10NPR」)を議会に提出、公表した。新STARTを含む核兵器に関する重要決定の基礎となる文書である。

10NPRに期待されたのはオバマ大統領の「核兵器のない世界」ビジョンを実現するための具体的な核軍縮方針が示されることにあった。たしかに報告書は、「核なき世界」に再三言及する。しかし、その内実は、期待に応えるものとは言えず、逆に、核兵器保有の永続化や通常兵器の軍拡を促進する内容さえ含むものであった。

10NPRは、「核兵器の唯一の目的を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する核攻撃の抑止に限定することを目指しつつ、通常兵器能力の強化を継続し、非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小しつづける」と述べる。09年12月のICNND^{**}報告書が要求し、日本の岡田外相も関心を表明した^{***}。「唯一の目的」論^{***}は将来の課題に先延ばしにされた。また、核兵器の役割と核戦力の縮小は通常兵器の強化によって補われる。強化される「通常兵器」には、ミサイル防衛(MD)が含まれるのは勿論だが、それに留まらず米国が開発中の通常弾頭を装備した長距離ミサイルを含む「通常型迅速グローバル・ストライク(CPGS)」が含まれる。これらMDとCPGSは新START履行における大きな阻害要因となることが懸念される。事実、同条約発効を巡る議論の中で、懸念は現実のものとなつた^{***}。

「核兵器の役割の縮小」において重要な位置を占める消極的安全保証(NSA)^{***}については、前進と後退があった。米国

※活動と報告書「勧告」全訳は本イアブック09-10年版・キーワードA8(58ページ)、同・資料2-10(257ページ)。

※キーワードD2(136ページ)。

※核兵器保有の目的を相手の核攻撃を抑止することのみに限定する考え方。

※キーワードA5(70ページ)。

※用語の説明「消極的安全保証」(225ページ)。

は95年4月5日の安保理声明でNPT加盟国に対しては核攻撃をしないことを約束している。しかしその時には、核保有国と手を組んで米国や同盟国への攻撃に加わっている場合は例外とされた。10NPRではその条件は取り扱われた。これは1歩の前進である。しかし、10NPRは新たに2つの条件を加えた。第1にNPT加盟国であってもNPTを遵守する国のみをNSAの対象とするという条件である。これではNPTを遵守していないという判断を誰がするのかという問題が残る。第2の条件は、生物兵器に関する緊急事態において核兵器使用の可能性を残すというものである。2つの新条件はNSAにおける明らかな後退である。

戦略核兵器の三本柱^{***}については、10NPRでも長期的に維持するとの方針が示された。戦術核兵器に関しては、海洋発射核巡航ミサイル(TLAM-N)を退役させる一方、欧州に配備されているB61核爆弾は近代化と寿命延長を行い維持するとの方針が示された。同時に10NPRが示したのは運搬手段と核弾頭、及び、核弾頭の維持管理、開発・生産活動及びインフラへの投資増強方針である。オバマ政権はNPR発表に先立ち、備蓄核兵器管理(SSMP)を中心としたエネルギー省・NSA^{***}の核兵器関連予算を大幅に増額する予算案を議会に提出した^{***}。このように、10NPRは言葉の上では「核なき世界」を掲げるが、軍事の実態は何ら変わっていない。

一方、10NPRは同盟国への「拡大抑止」(核の傘)に関連して、同盟国、パートナーとの協議に基づき「非核要素を含む地域的な安全保障構造(アーキテクチャー)を強化する」ことに加えて、「非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である」との認識を示した。

これは、日本が「被爆国」と「平和憲法」というソフトパワーを發揮し、「核の傘」からの脱却を目指して米国と正面切った話し合いを始める手がかりとなりうる。

^{*}大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機。

^{**}国家核安全保障管理局。

^{***}キーワードC2(106ページ)。

C2. 核兵器の長期保有をめざす米予算

2010年2月1日に提出されたオバマ政権初の政府予算案には、国家核安全保障管理局(NNSA)所管の核兵器活動関連予算^{*}として70.1億ドルが計上された。対前年度比9.8%増、財政再建のための緊縮基調が支配する中では突出した増額であった。予算案と同時に示された10年計画によれば、予算は増額をつづけ、20会計年には76.5億ドルに達する。11会計年(10年10月から始まる)から10年間の支出総額は800億ドルに上る。NNSAの核兵器関連活動は「備蓄核兵器維持管理計画(SSMP)」を主とする。SSMPは核爆発実験を行わず、新型核兵器(定義は不明)を開発しないことを前提に備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するための多岐にわたる活動である^{*}。

1月には、バイデン副大統領、次いでシェルツ元国務長官ら4氏がウォールストリート・ジャーナルに投稿し^{*}、「核兵器のない世界」に向けて、核戦力を縮少するにつれて、むしろこのような活動の重要性が増すとして、予算増額の必要性を訴えた。オバマ政権にとっては新START批准への保守派を含めた超党派の支持を得るために「切り札」ともいえる予算案であった^{*}。

11会計年予算案に含まれる計画の一部を例示すれば以下のとおりである。これらは主に3つの核兵器研究所と4つの核兵器製造工場^{*}及びネバダ実験場で実施される。

①核弾頭寿命延長計画(LEP)：W76(SLBM^{*}用)など既存核弾頭の部品を交換し退役寿命を延長する。

②備蓄核兵器計画：B61核爆弾やW78弾頭(ICBM^{*}用)など既存核弾頭改造のための設計、コスト計算や維持管理方法に

^{*}米核兵器関連予算は、大きくは国防総省(DOD)所管の装備、配備、施設、運用等の予算とエネルギー省(DOE)・国家核安全保障管理局(NNSA)所管の核兵器関連予算からなる。本稿は後者に焦点をあてる。

^{*}計画の詳細は、NNSA「2011会計年備蓄管理計画・要約」及び付属文書、全米科学者連盟(FAS)「戦略安全保障ブログ(10年7月12日)」からリンク。
www.fas.org/blog/ssp/category/hans_kristensen

^{*}両投稿の全訳は、「核兵器・核実験モニター」第346号(10年2月15日)。

^{*}予算案は修正無しに議会を通過した。

^{*}研究所：ロスアラ莫斯国立研究所(ニューメキシコ州ロスアラモス)、サンディア国立研究所(ニューメキシコ州アルバカーキ)及びカリフォルニア州リバモア)、ローレンス・リバモア国立研究所(カリフォルニア州リバモア)、製造工場：Y12国家安全保障複合施設(テネシー州)、カンザスシティ・プラント(ミズーリ州カンザスシティ)、パンテックス・プラント(テキサス州アマリロ)、サンナリバー・サイト(ノースカロライナ州)。

^{*}潜水艦発射弾道ミサイル。
^{*}大陸間弾道ミサイル。

関する研究、核爆発なしに備蓄核兵器の定期的認証を行うための試験技術の開発など。

③科学・工学キャンペーン^{*}：核爆発の失敗を防止するマージンと不確実性の定量化、水爆の爆発初期段階の核融合反応の解析と診断、数値計算プログラム開発など、核弾頭の安全性、信頼性を維持するための研究開発。

④研究開発、製造インフラの近代化と人材確保・育成：ここにはロスアラモス研究所のプルトニウム・ピット^{*}製造施設の追加建設が含まれる。

5月13日、オバマ大統領は新START批准承認案と同時に「1251報告」^{*}と呼ばれる秘密報告書を議会に提出するとともに、それを要約した「ファクトシート」^{*}を公表した。そこでオバマ大統領は、今後10年間に、核戦力の近代化に1000億ドル以上を支出することを約束とともに、前記のSSMP関連10年計画(総額800億ドル)を再確認した。11月には、10年計画はさらに44億ドル増額され総額844億ドルに上方修正された^{*}。上方修正後の10年計画を図示したのが下図である。

この10年計画は、10年12月22日の上院「新START批准承認決議」^{*}によって、「最低レベルの金額」として大統領が支出しなければならない法的義務とされた。

核戦力が縮小してもSSMP予算の増額が必要であるという説明は、科学技術的な根拠を持つものというよりはむしろ政治的妥協のための論理であろう。忘れてならないのは、ここでいうNNSA予算は核兵器関連予算の一部でしかないことである。DODは、核戦力と作戦支援のためにこのNNSAの4倍近くの予算を使っている^{*}。

^{*}「キャンペーン」の定義は必ずしも明らかではない。概して基礎的で横断的な科学的・工学的能力を高めるために設定された課題群を呼んでいるようである。

^{*}核弾頭の弾芯。

^{*}10会計年「国防認可法」1251条で義務づけられたことからこう呼ばれる。

^{*}「新START条約は強力な核抑止力を維持する」。
www.america.gov/st/texttrans-english/2010/May/20100514114003xjsnommis06300318.html

^{*}「1251報告 アップデート」。NGO「ロスアラモス研究グループ」のウェブサイトに掲載。
www.lesg.org/CMRR/Sect12_51_update_17Nov2010.pdf

^{*}資料2-7(284ページ)。

^{*}08会計年ではDODの核戦力予算225億ドルに対してNNSAの予算は65.9億ドルという分析がある。「核兵器・核実験モニター」第321号(09年2月1日)。



C3. 同盟国巻き込みMDを推進 —米「見直し」報告書

※www.defense.gov/bmdr
「核兵器・核実験モニター」第356号(10年7月15日)に「要約」全訳。

※「オバマ・バイデン政策課題」(09年1月21日)。本アイブック09-10年版・資料2-2(240ページ)。

2010年2月1日、米国防総省は「弾道ミサイル防衛見直し(BMDR)」報告^{*}を発表した。米国の進める弾道ミサイル防衛(BMD)の戦略と計画に関する初の包括的文書である。オバマ政権は、「実用的で対費用効果の高く」、かつその有用性に確信が持てるまでは「国家安全保障上の優先度の高い他の事業からリソースを振り向けてない」方法で開発されることを条件にミサイル防衛を支持している^{*}。「見直し」でどのような方針が示されるのかが注目された。

全48ページからなる報告書は、「弾道ミサイルの脅威は質・量ともに増大しており、この先10年においても同じように増え続けるであろう」という現状認識に基づき、米本土防衛、地域的ミサイル防衛、有効性・実証性の確保、国際協力など6つの領域に及ぶ戦略的、政策的枠組みを示している。

米本土防衛に関しては、米本土へのICBM攻撃の脅威は「存在するということには疑問の余地が無い」との認識に基づき、「合衆国は、限定的な弾道ミサイル攻撃の脅威からの本土防衛を継続する」とした。具体的にはアラスカのフォートグリーリー及びカリフォルニアのバンデンバーグ空軍基地における現在の作戦能力の維持・発展、フォートグリーリーにおける14基のサイロをもった第2区域を完成、新しいセンターのヨーロッパへの配備、将来的に地上配備を目指すスタンダード・ミサイル3(SM3)ブロック2Aの開発などが挙げられている。

本土防衛よりも重視されているのは、地域的なミサイル防衛である。報告書は「合衆国が部隊を配備し、安全保障上の

関係を維持している地域における短距離、準中距離、中距離弾道ミサイルの脅威はとりわけ速いペースで増えており、現在の配備状況が不十分であるとの認識を示した。その上で、短期的(11-15会計年)には、配備可能な既存の装備に対する投資の増加、地上配備型のSM-3システム(「陸上イージス」)の開発、無人機による空中配備赤外線センサーなどの新たな能力の開発を、長期的(15年から20年)には、より能力の高いSM-3、大型高速ミサイルの探知・追跡を可能にする宇宙配備型センサーなどの開発を計画している。

また、こうした文脈の中で「ミサイル防衛における国際的努力の拡大」が強調されたことも注目される。報告書は、合衆国は欧州、東アジア、中東における同盟国と強い協力関係と適切な負担の分担に基づいて、「地域的な抑止アーキテクチャー(構造物)を強化する」とした。これは09年9月に公表された新欧州MD構想^{**}と軌を一にするものである。

報告書は、実証試験の厳格化、計画の再検討制度を強化するなどの改革策を示しているが、BMDシステムのそもそもその技術的有効性や安全保障政策上の妥当性は問っていない。現実世界での使用を想定した試験をクリアした、BMDの「証明された」能力は存在しない^{*}ことを忘れてはならない。地上配備型(GMD)システムにおいても、日本が関係する海上配備イージス・システムでも事情は同じである。10年12月15日に太平洋沖で実施された地上配備型の長距離ミサイルによるミサイル迎撃実験では失敗が確認された^{*}。

10年11月のNATO首脳会議^{***}において、ロシアはNATOが進める欧州ミサイル防衛への連携・協力に合意した。しかし、米口間にはBMDに関連する深刻な解釈の不一致が存在する^{*}ことを考慮すればその行方は不透明である。一方、東アジアにおけるMD協力の鍵を握るのは日本である。日本は、米国の方針に無批判に追随するのではなく、中国との関係改善を含む地域安全保障と軍縮の観点から、MDの可否そのものを再検討する必要がある。

※「核兵器・核実験モニター」338号(09年10月15日)。

※G・ルイス、T・ポストル「アームズ・コントロール・トウディ」(2010年5月)

※米ミサイル防衛庁(MDA)プレス発表: www.mda.mil/news/10news0019.html

※キーワードB1(84ページ)。

※キーワードA5(70ページ)。

C4. ロシア、欧州MDへの警戒と 軍近代化を継続

※キーワードB1(84ページ)。

※NATOロシア理事会共同声明。
www.nato.int/cps/en/natolive/news_68871.htm?

※ロシア大統領府プレス発表。
<http://natomission.ru/en/print/47/120/>

※同上。
<http://eng.news.kremlin.ru/transcripts/1384>

※キーワードA5(70ページ)。

NATOのリスボン・サミット^{*}に合わせて11月20日に開催されたNATOロシア理事会(NRC)は、NATOとロシアがMD協力をを目指した協働を行っていくことに合意した。具体的には、弾道ミサイルの脅威の共同評価と、この分野での対話の継続が確認された。戦域ミサイル防衛協力の将来の枠組みについての包括的な共同分析はNRCが行う^{**}。しかし、メドベージュ夫大統領はNRC終了後の記者会見で、MDについては「情報を交換し、特定の領域に責任を負う形で全面的に関与するか、全く参加しないかのどちらかだ。もし我々が参加しない場合、我々は防衛手段を講じなければならることは明白だ」と話し^{***}、同月30日の年次教書演説でも、「MDについての建設的な合意に到達できなければ、我々は再び軍拡競争のエスカレーションを見ることになるだろう」と述べた^{****}。米オバマ政権による09年9月の東欧MD配備計画の撤回によって米ロ間の緊張は、たしかに一定程度緩和された。それでも、ロシアは米計画に対する警戒心を解いてはいない。

新START条約の批准プロセスにおいても、米ロ間の多くの見解の相違が浮き彫りになった^{*****}。とりわけ相違が甚だしいのは、MDシステムと通常弾頭を装備した米の戦略射程兵器システム「通常型迅速グローバルストライク(CPGS)」についてである。ロシアは、米上院決議がどちらも基本的に新条約の制約を受けないとしていることに反発し、MDに打ち勝つ新種の兵器を開発し配備することは新条約で制限されないとする一方、米国のMDがロシアの戦略核戦力の有効

性を著しく損なう場合や戦略攻撃兵器の増強等に関する決定がロシアの国家安全保障を脅かす場合には、ロシアは「脱退権行使する」としている。

00年から10年ぶりに改定され2月5日に公表されたロシアの新しい軍事ドクトリン^{*****}は、「NATOの軍事力の増強とブロック拡大」を潜在的脅威の筆頭にあげた(第8節)上で、無人航空機を含む精密誘導兵器や通信・指揮・統制システムなどの強化の重要性を強調した(第15節)。核兵器については「国家の存立そのものを脅かす核及び他の大量破壊兵器攻撃並びに通常兵器による攻撃」に対しては「核兵器使用の権利を留保する」とした(第22節)。00年の旧ドクトリンは、「国家安全保障にとって死活的な状況」においては核兵器を使用するとしていた。米国が「核態勢見直し(NPR)」^{*****}で示した、核兵器の役割を一定減少させながら、新型兵器開発を含む通常戦力の能力向上でそれを補うという考えにロシアも立つことを明らかにしたのである。

米国のMDに対抗しうるミサイル^{*****}の開発と配備も進められている。多弾頭大陸間弾道ミサイル「トーポリM/RS-24型(西側識別番号SS-27B)」は、最初の6基が10年に配備された^{*****}。同じく多弾頭潜水艦発射弾道ミサイル「ブラバ」も、10月29日に発射実験が成功したと伝えられた^{*****}。

一方、メドベージュ夫大統領は、10年7月14日、20年の完了を目指す軍改革の一環として、6つあった軍管区を再編統合して西、南、中央、東の4つの新たな軍管区を設置する大統領令に署名した^{*****}。

新START発効後、ロシアは以上のような複線的因素を内包しながら、装備、組織両面での軍近代化を進めてゆくであろう。欧州のみならず世界の平和と安定に大きな影響を与えるその行方を、引き続き注意深く見守る必要がある。

※「ロシア連邦の軍事ドクトリン」。公式英訳は公表されていないが、英訳が次のサイトにある。
www.carnegieendowment.org/publications/?fa=view&id=40266

※キーワードC1(104ページ)。

※弾頭に推進機構を持たせて軌道の予測を困難にするもの。

※「ニュークリア・ノートブック」
(「プレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスツ」67(3))

※14回目の実験で2回目の成功。
弾道ミサイル原潜(アクラ級・ドミトリー・ドンスコイ)からの発射実験は潜水艦側の問題で11年に延期された。同上。

※「RIAノーボスチ」10年7月14日。

C5. 英「防衛・安全保障見直し」、核兵器ゼロへ道筋示さず

※10年5月12日に発足した保守立派政権。デービッド・キャメロン首相は保守党党首。

※資料3-6(299ページ)。

英 キャメロン政権^{*}は2010年10月19日、「不確定な時代における英国の安全—戦略防衛及び安全保障の見直し」(以下「SDSR」)^{**}を発表した。これは、英政府として初めて国防、安全保障、情報、開発、外交など多岐にわたる「能力を包括的に」(報告書冒頭部)再検討した文書であるとされている。

SDSRは英国にとっての安全保障上の課題を次の3点に要約する。第1は、国際テロ、サイバー攻撃、自然災害、国際的な軍事危機など「今後5年間における最も可能性の高いリスクへの対応」である。第2には、国家による大規模な軍事攻撃など「蓋然性は低いが、影響の大きいリスクへの対応」が挙げられる。核抑止力の保持や同盟国との協力強化はここに含まれる。そして、第3の課題とされるのが「長期的リスク・脅威に関する不確実性の増大への対応」である。

現在、英国に対する核攻撃の意志を持つ国は存在しないが、「再び出現する可能性を排除できない」。したがって「最小限の効果的な核抑止力が必要である」。これが新SDSRが示す核兵器保持の論理である。

SDSRの基調には国防における「対費用効果の向上」という問題意識がある。「前文」は次のように財政再建と国家安全保障の一体性を強調する。「国家安全保障は経済に依存し、経済は国家安全保障に依存する。したがって国防予算の均衡を回復することは、我々が負債の解消に取り組み、國家の安全を守るためにあたっての不可欠の要素である」(前文)。

この文脈の下で、SDSRは、06年の白書「連合王国の核抑止力の未来」^{***}が明らかにした、英核戦略の唯一の柱である

※本イアブック2007年版 キーワードC4(106ページ)。同資料3-13(271ページ)。

トライデント・ミサイルシステム^{*}の更新計画を見直し、次のように先送りや変更を行うことによって、費用総額を06年価格で200億ポンド以内に收めることができると結論づけた。

- 現有的核弾頭を代替なしに30年代後半まで使用する。
- 現在のバンガード級戦略原潜の艦齢を延長し、後継原潜建造計画を見直す。
- 戰略原潜1隻の核弾頭数を48発から40発に削減する。
- 作戦配備弾頭数を160発以下から120発以下に削減する。
- 原潜搭載の核ミサイルの数を削減する。発射管数は現在の16基から8基に減少可能である。
- 20年代半ばまでに備蓄核弾頭総数を225発以下から180発以下に削減する^{**}。
- 10年代後半に新型原潜の詳細設計を始める。その結果を見て「継続的海上抑止」^{***}の維持に必要な隻数(4隻か3隻か)を判断する。

SDSRは、リスクへの対応能力を強化し、財政状況を改善するため、軍事力の再構成^{**}を進めるとともに、「重要な同盟国」との間で「必要ならば適切な公的保証に基づき、軍事能力、技術、プログラムをより多く共有し、より特殊部門化する可能性を追求する」方針を示した。10年11月2日、英仏は核兵器の維持管理、空母の共同運用などの軍事協力に関する「英仏防衛・安全保障協力条約」^{***}に署名した。核兵器分野の協力の柱には、核弾頭の安全性や信頼性を確保するため、仏・バルデュック(Valduc)と英・オルダーマストンに共同施設を作り、相互に補完し合う計画が置かれている^{***}。

SDSRは、核兵器の役割を限定し、核戦力を現在より2割程度縮小することを目標に掲げた。しかし、核兵器ゼロへの論理や道筋は見えない。「蓋然性は低いが、大きな影響をもたらすリスクへの対応」という論理は、対米、対仏核協力と相まって、核兵器保有の永続化に道を開くものである。

※米ロッキード社開発の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)。最新のC4バージョンはW76核弾頭(100キロトン)を最大8発搭載。射程7400km。

※この計画は、同年5月に外相によって公表されている。キーワードA7(74ページ)。

※常時、最低1隻の原潜がパトロールする態勢。

※機動性の高い旅団規模の陸軍部隊創設、戦闘ヘリコプターの増強、大型空母2隻の建設、トマホーク装備攻撃型原子力潜水艦の建造など。

※www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/3706546/3892733/21824849/TrFrance1/2010DefenceSec

※「防衛・安全保障に関する宣言」(10年11月2日、2010英仏首脳会談)
www.number10.gov.uk/news/statements-and-articles/2010/11/uk%E2%80%93franc-e-summit-2010-declaration-on-defence-and-security-co-operation-56519

C6. 「海洋重視」の中国軍近代化 に日米が過剰反応

中国は急速な経済成長を背景として国防費を増額し、軍近代化を進めている。2010年度の国防費は5321億元(約6兆9千億円)で、89年以来続いた国防費2桁増は止まったが、前年実績比7.5%増と依然高い伸び率である*。

09年1月に発表した「2008年国防白書」*で、中国は、経済成長に見合ったペースで軍近代化を進めるとの方針の下、10年までに基礎を固め、20年までに機械化と情報化を進め、今世紀半ばまでに完成させるという3段階の近代化計画を示した。これに対して米国は、中国軍が中国周辺の空海域での米軍行動の制約を目指す「接近(アクセス)阻止」戦略をとっているとして警戒を強めている*。

海軍力の近代化について「白書」は、70年代は沿岸防衛、80年代に近海防衛であったが、21世紀は遠洋海域での協力遂行能力や非伝統的脅威への対応能力を発展させる、としている。08年12月から継続されているソマリア沖での海賊対策への艦隊派遣にはその具体化という側面があると思われる。さまざまな憶測を呼んでいた空母の建造については、10年5月に発行された中国国家海洋局『中国海洋発展報告2010』が、政府の公式文書として初めて、09年に国産空母の建造計画が策定されたことを、明らかにした*。

東シナ海や南シナ海では中国海軍の活動が活発化しつつある*。その背景に、「第1列島線」「第2列島線」*の制海権確保を目指す戦略があると思われる。ただし、中国の潜水艦隊によるパトロール活動は未だ低調であるなど*、この海域での中国海軍の活動の現状については冷静にとらえる必要があ

*「朝日新聞」10年12月27日。

*http://english.gov.cn/official/2009-01/20/content_1210227.htm
11年4月28日には2010版が発表された。

*ただし、この「接近阻止(anti-access)」とは西側による概念であって中国自身の軍事戦略概念ではない。

*「フィナンシャル・タイムズ」10年12月17日。ウクライナから買い取って訓練用空母として改修中の「ワリャーク」を12年、国産一番艦は14年にそれぞれ就役予定であると報じられている。

*データシート5(128ページ)。
**同上。

*08年のパトロール回数は12回であった。ハンス・クリステンセン(全米科学者連名(FAS))、www.fas.org/blog/ssp/2009/02/patrols.php

る。米国が「接近阻止」能力の構成要素として警戒する対艦弾道ミサイル(ASBM)については、10年5月23日に米太平洋軍司令官ロバート・ウイラード海軍大将が米軍幹部として初めて公式に「開発し、テストが行われている」と証言した*。司令官によれば、今後数年間は実験が続けられると見られる。

一方、空軍力の近代化に関して、「白書」は「国土防空型から攻防兼備型への転換」を掲げており、最新鋭の次世代ステルス戦闘機「殲(ゼン)20」の開発が進んでいる*。

日本のMD配備が中国の核戦力の抑止能力を弱体化するとして警戒感を示す一方で、中国は自ら、10年1月に地上配備の中間飛行段階(ミッドコース)ミサイル迎撃実験を実施した*。中国は90年代から一貫して、核の脅威を増幅し戦略バランスを不安定化するとして米国のMDを批判し、宇宙の兵器化に反対論を唱えてきた。その中国がMDによってMDに対抗する「軍拡スパイアル」が始まろうとしている。

同時に批判されるべきは、中国軍近代化に軍事的に対抗しようとする日米のあり方である。米議会の諮問機関「米中経済安保見直し委員会」が10年11月に発表した年次報告書*はこの路線の典型である。報告書は、現在、中国の中距離弾道ミサイルによって東アジアの6つの主要米空軍基地のうち5つが破壊可能な状態にあり、グアムも爆撃機の能力向上によって近いうちに標的となりうると指摘し、対応策として地域の同盟国の航空能力とMD能力向上のための連携を強化することなどを勧告した。

一方、中国は一貫して核兵器の先行不使用政策を探ってきた*。11年1月初めに、核兵器国との戦争による危機的な状況では核先行使用も検討するという議論が、軍内部にあると報じられたが*、中国外務省の報道官は直ちにこれを否定した*。このことは、日本が日米同盟による軍拡スパイアルから脱するために、「北東アジア非核兵器地帯」など、軍縮と信頼醸成を基礎とする協調的枠組みを目指す日中対話を開始する手がかりになるであろう。

*米議会調査サービス(CRS)報告書「中国海軍近代化:米海軍能力にとての意味」(10年8月5日)。
www.fas.org/secp/crs/row/RL33153.pdf

*すでに試作機が完成したことが報じられた。「朝日新聞」11年1月5日。

*「新華社」10年1月11日。

*www.uscc.gov/annual_report/2010/10_annual_report.php

*「白書」は「いつかなる時、いかなる状況においても核兵器の先行使用はしないことを誓約」としている。

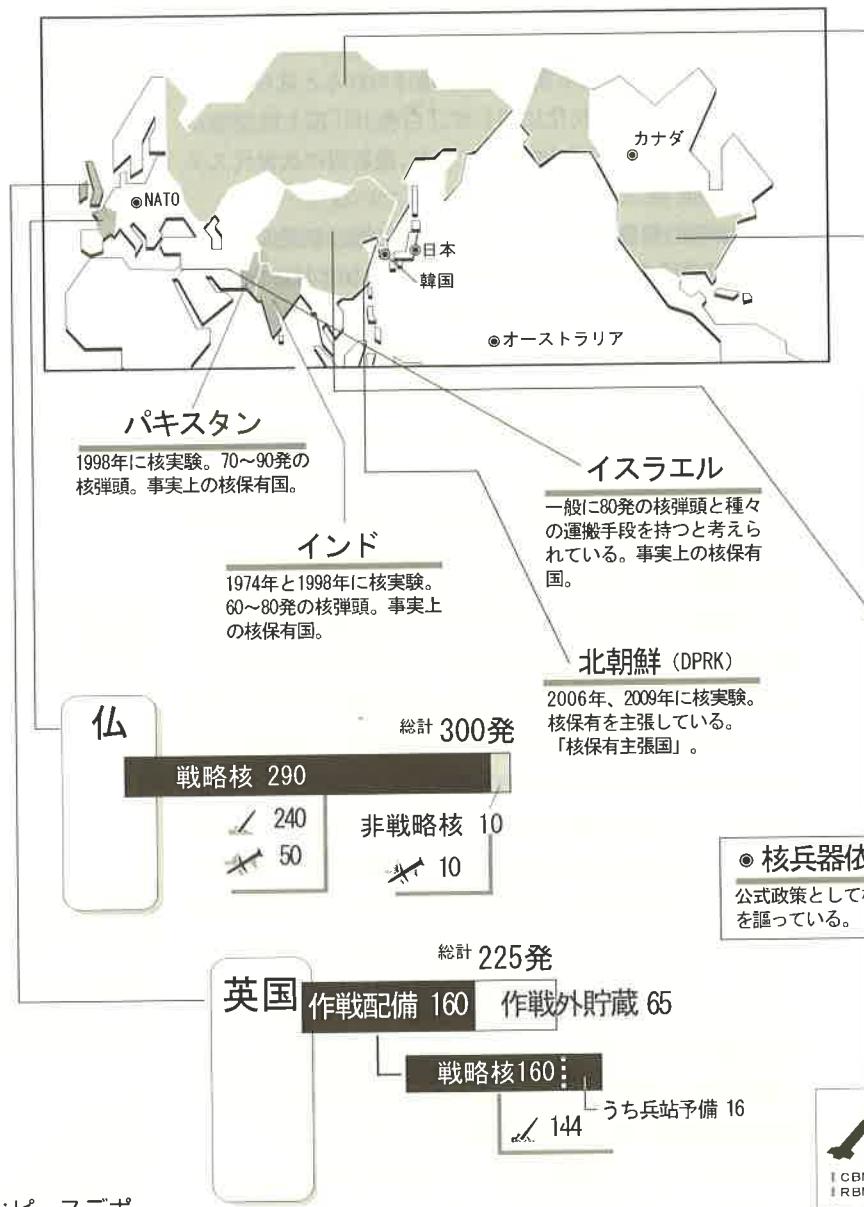
*「共同通信」11年1月5日。

*「グローバルセキュリティ・ニュースワイヤー」11年1月6日。

4. 地球上の核弾頭全データ

2010年12月

【1】図説：世界の核兵器保有国



ロシア

総計 11,000発

作戦配備 4,720

作戦外貯蔵 6,300

戦略核 2,430

非戦略核 2,090

兵站予備 200

1,007

576

844

700

800

ABM/SAM 590

米国

総計 8,500発

作戦配備 2,300

作戦外貯蔵 6,200

戦略核 1,952

200 兵站予備 150

500

1,152

300

200

中国

総計 ~240発

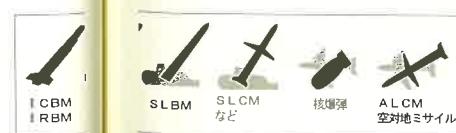
戦略核 ~240

~135

0

40

うち兵站予備 65



C

各国の核・安保政策

4. 地球上の核弾頭全データ

[2] 解説

従来、どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数やその内訳を公表してこなかった。

フランス政府は2008年3月21日に核弾頭の総数を300以下に減らせる予定と発表した。それ以後の発表がないが、これが公的発表の核弾頭数と考えられている。2010年NPT再検討会議に臨んで、5月3日、米政府は全備蓄核弾頭数を5113発と公表するとともに、その数の年毎の変遷も公表した。それを追うように、5月26日、イギリス政府は議会に対して備蓄核弾頭は将来225発を超えず、作戦に供する核弾頭数は160発以下であると発表した。このように弾頭総数について一定の公的情報が出始めたことは歓迎すべきことである。

しかし一方で、核弾頭の種別毎の数の公表、公表の定期性など、まだまだ情報の透明性は極めて低い状態にある。

5月3日の米国防総省ファクトシートは、02年NPRと同様、弾頭の保管状況を「活性状態」と「不活性状態」に大別している。前者はそのまま使用できる弾頭であり、後者は時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭である。この点も含めて、本イアブックで行ってきた弾頭の分類方法に大きな変更の必要はなく、以下のような従来の方法を踏襲する。

①作戦配備の弾頭 部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。(新STARTと同じくオーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めない。)

②兵站予備の弾頭 ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器については推定するための一定の情報がある。概ね①の5~10%である。ロシアもその比率で推定した。

③予備貯蔵の弾頭 活性、不活性を含め、再使用の可能性を想定して貯蔵しているもの。迅速対応戦力もこれに含めた。迅速対応戦力とは、作戦配備から外した核弾頭の中でも情勢の変化によって復活させることを前提として活性状態で貯蔵するもので、ブッシュ政権の新しい戦略の3本柱によって導入された。オーバーホール中の原潜の弾頭もこれに含めた。

④退役弾頭 運搬手段から外され解体を前提に保管されている核弾頭。

NPT 加盟核保有国の核弾頭数

2010年12月

弾頭の分類		米	ロ	英	仏	中	合計
作戦配備	ICBM/IRBM	500	1,007	0	0	135	1,642
	SLBM	1,152	576	144	240	0	2,112
	爆撃機搭載核兵器	300	844	0	50	40	1,234
	小計	1,952	2,430	144	290	175	4,988
非戦略核	ABM/SAM	0	698	0	0	0	698
	空軍航空機用	200	800	0	0	0	1,000
	海軍用	0	590	0	10	0	600
	小計	200	2,090	0	10	0	2,298
兵站予備		150	200	16	-	65	431
合計		2,300	4,720	160	300	240	7,720
作戦外貯蔵		6,200*	6,300	65	-	-	12,565
総計		8,500	11,000	225	300	240	20,285

注 1. 予備貯蔵2,700、退役弾頭3,500。

以下のデータは、非政府組織(NGO)が長年にわたって継続的に収集、分析することによって得られたものである。以下の図表の作成においては、③と④を合わせて「作戦外貯蔵」とする。5月3日に米国が発表した5113発(09年9月30日現在)というのは、NGO推定(10年7月現在)では作戦配備(①+②) 2618発に予備貯蔵(③) 2450発を加えた数に相当し、5068発となる。NGOの推定精度がいかに高いかが立証された。

米国では、他に、弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピット14000発と二次爆発部分5000発を分離して貯蔵しているとされる。

北朝鮮(DPRK)は2009年5月25日に2度目の核実験を行い、核保有国であると主張しているが、弾頭化／兵器化に関しては情報がない。本図説では従来通り「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお20500発に及ぶ核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典:「ニューカリア・ノートブック」(『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティツツ』に連載)を基本にしながら、S・ノリス(天然資源保護評議会(NRDC、米国))、H・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、パベル・ポドビック(ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア)などの文献を参考にして作成した。

4. 地球上の核弾頭全データ

データシート

【3】国別詳細

米国 (計 8,500)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計 1,952)		
●ICBM (小計 500)		
ミニットマンIII	500	
Mk-12型 (弾頭:W62)	170	0 ¹
Mk-12A型 (弾頭:W78)	335	250 ²
Mk-21型 (弾頭:W87)	300	250 ³
●SLBM ⁴ (小計 1,152)	1,152 ⁵	
トライデントII D5		
Mk-4型 (弾頭:W76)	100	568
Mk-4A型 (弾頭:W76-1)	100	200 ⁶
Mk-5型 (弾頭:W88)	455	384
●爆撃機搭載核兵器 ⁷ (小計 300)		
核爆弾 B61-7 可変<1~360		
B61-11 ⁸ 5		
B83 可変<1,200		100
ALCM (弾頭:W80-1) ⁹ 5~150		200
非戦略核 (小計 200)		
●SLCM		
トマホーク (弾頭:W80-0) 5~150	0 ¹⁰	
●核爆弾 B61-3,4,10 0.3~170		200 ¹¹
兵站予備 (小計 150¹²)		
作戦外貯蔵 (小計 6,200¹³)		

- 1 2010年8月2日に退役は完了。
 2 1~3MIRV×200基。
 3 単弾頭が250基。W62を置きかえている。
 4 オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基(12×24)。原潜数は14隻であるが、常時2隻はオーバーホール。
 5 12隻×24発射管×4MIRV。
 6 W76-11は2008年10月末から配備が始まった。
 7 ストラトフォートレスB-52H(93機のうちの44機)、スピリットB-2A(20機のうちの16機)、計60機が任務(核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
 8 地中貫通型(1997年11月に導入)。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。
 9 B52Hのみ。
 10 ワシントン州ハンゴー、ジョージア州キングスベイに予備を含めて集約して貯蔵。
 11 迅速対応能力も含めて200個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国への6か所の空軍基地に配備(別表参照)。その他に米国内では、300個が貯蔵。
 12 戦略核の7.5%として推定。
 13 予備貯蔵2700発、退役弾頭3500発からなる。トマホーク(190発)、B61(-3,4,10)(510~610発)、オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭(48発)などは予備貯蔵。

ロシア (計 11,000)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計 2,430)		
●ICBM (小計 1,007)		
SS-18 M4,M5,M6 (サタン)	500~800	500 ¹
SS-19 M3 (スチレトウ)	400	300 ²
SS-25 (シックル) (トーポリ)	800	120 ³
SS-27 (トーポリM)	800	51 ⁴
SS-27A (トーポリM1)	800	18 ⁵
SS-27B (トーポリM RS-24型)	400	18 ⁶
●SLBM (小計 576) ⁷		
SS-N-18 M1 (スチングレイ)	50	192 ⁸
SS-N-23 (スキフ)	100	64 ⁹
SS-N-23M1 (シネバ)	100	320 ¹⁰
SS-N-32 (ブラバ)	100	0 ¹¹
●爆撃機搭載核兵器 (小計 844)		
核爆弾		
ALCM (弾頭:AS15A,B)	250	
SRAM (弾頭:AS16)		844 ¹²
非戦略核 (小計 2,090)		
●ABM/SAM (小計 698)		
53T6 (ガゼル)	1000/10	68 ¹³
SA-10 (グランブル)		
SA-12 (グロウラー)	low	630
●空軍航空機 (小計 800)		
核爆弾/ASM AS-4 (キッキン)	1000	800 ¹⁴
/SRAM AS-16		
●海軍用戦術核 (小計 590)		
核爆弾		
ASM AS-4 (キッキン)	1000	
SLCM		200~500
対潜核兵器		
SAM		
核魚雷、核爆雷		
兵站予備 (小計 200)		
作戦外貯蔵 (小計 6,300¹⁵)		

- 1 10MIRV×50基。START IIが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。2026年まで保持の見込み。
 2 6MIRV×50基。削減する計画。液体燃料。
 3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。09年に2回の発射テスト(4月20日、12月10日)。1年に約27発ずつ削減。
 4 単弾頭。ロシア名トーポリM。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。
 5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 6 RS-24という新型名で08年11月26日に試射成功。
 7 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 8 RS-24という新型名で08年11月26日に試射成功。
 9 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 10 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 11 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 12 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 13 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 14 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
 15 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。

が初配備されたと発表した。

- 7 搭載原潜は、デルタIII級4隻、デルタIV級6隻。核ミサイルを搭載しないが、タイフーン級3隻も残っており、発射テストに使われている。
 8 デルタIII級戦略原潜4隻に搭載。4隻×16発射管×3MIRV。10年10月28日に発射テスト。
 9 デルタIV級戦略原潜1隻に搭載。1隻×16発射管×4MIRV。
 10 デルタIV級戦略原潜5隻に搭載。5隻×16発射管×4MIRV。10年8月6日、10月28日に発射テスト。10MIRVの能力があるとの情報もある。
 11 6MIRVを推定される。08年9月、潜水発射に成功。しかし、09年は、7月15日、12月9日の2回発射テストに失敗。10年に2回のテストに成功するも計画は遅れている。新型のボレー型原潜搭載予定。
 12 ベアH6(Tu-95MSG)32機、ペアH16(Tu-95MS16)31機、ブラックジャック(Tu-160)13機に搭載。ペアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ペアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計496個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計156個)搭載する。
 13 ゴーグン・ミサイルはABM任務からはずされた。
 14 パックファイア(Tu-22M)、フェンサー(Su-24)、フルバック(Su-34)に搭載。
 15 退役した戦略核3000発、解体待ちの非戦略核1600~3300発が加わる。

- 8 新世代原潜ジン(晋)級(094型)に搭載する計画進行中だが、数回の発射テストに失敗。中国の戦略原潜は戦略抑止パトロールを一度も行っていない。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。晋級は2隻就航(出典:CRSレポート、2010年8月5日)。
 9 ホン(轟)-6(NATO表示:B-6)100~120機のうちの20機。キャン(強)-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。米国防省は200~500発の巡航ミサイルDH-10のうち、一部が核(空中発射)と推定。

フランス (計 300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計 290)		
●SLBM ¹ (小計 240)		
MSBS ² M45 (弾頭:TN75)	100	
M51 ¹ (弾頭:TN75)		240 ³
●爆撃機搭載核兵器 (小計 50)		
ASMP ³ (弾頭:TN81)	300	
ASMP-A (弾頭:TNA)		50 ⁴
非戦略核 (小計 10)		
●空母配備航空機搭載核兵器 (小計 10)		
ASMP (弾頭:TN81)	300	10 ⁵

中国 (計~240)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計~175)		
●ICBM/IRBM ¹ (小計~135)		
ドンファン (東風)-3A	3,300	17
ドンファン (東風)-4	3,300	17
ドンファン (東風)-5A ²	4~5,000	20
ドンファン (東風)-21 ³	200~300	60
ドンファン (東風)-31 ⁴	200~300?	~8
ドンファン (東風)-31A ⁵	200~300?	13 ⁶
●SLBM (小計0)		
ジュイラン (巨浪)-1	200~300	0 ⁷
ジュイラン (巨浪)-2 ⁸	200~300?	0
●爆撃機搭載核兵器 (小計 40)		
核爆弾		40 ⁹
作戦外貯蔵 (小計 65)		

- 1 ル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。ランフレキシブル戦略原潜は08年1月に退役。10年9月20日、M51を配備したル・トリブルが就航し、4隻体制になった。ル・トリブルは10年7月10日、M51の発射テストに成功。
 2 フランス語で「艦対地戦略導道ミサイル」の頭文字。
 3 4隻×16発射管×(3~4)MIRV。
 4 M45の改良型。10年1月27日、7月10日に発射テスト。
 5 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
 6 ASMPはミラージュ2000Nに搭載。09年10月より、ラファールF3にASMP-A搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
 7 シュペル・エタンダール24機(2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴル(原子力)に配備。

英国 (計 225¹)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核 (小計 144)		
●SLBM ²		
トライデントII D5	100	144 ³
兵站予備 (小計 16)		
作戦外貯蔵 (小計 65)		

- 1 2010年5月26日、英政府は将来225発を超えないと発表。現在はこれより多い可能性がある。
 2 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみバトロール。
 3 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、バトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。

4. 地球上の核弾頭全データ

[3]国別詳細(続き)

インド (計 60~80)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5~25 ¹ 6	0~80
運搬手段 ²		
●航空機 ³		
●短・中距離ミサイル ⁴		

- 98年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
- いずれも通常任務を持つ。
- ミラージュ2000H(バジュラ)48機、ジャガーIS/IB(シャムシャー)76機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
- プリトビ1(射程150km)が配備すみ。アグニ1(射程700km)は、10年春、発射テストに成功し、配備済み。アグニ2(射程2,000km)は、10年5月17日、発射テストに成功したが、未だ配備に至らず。アグニ3(射程3,000km)は、10年2月7日に4回目の発射テスト。ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)、09年12月13日に発射テスト。プリトビ2は、10年3月27日、6月18日に発射テスト。プリトビ3(サガリカ、射程300~700km)を開発中で08年2月26日発射テスト。

パキスタン (計 70~90)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし	5~10 ¹	70~90
運搬手段		
●航空機 ²		
●短・中距離ミサイル ³		
●巡航ミサイル ⁴		

- 98年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 米国製F16A/B(ファイティング・ファルコン)32機、ミラージュVのいくつかが核任務をもつと推定される。
- ガズナビ(ハトフ3、射程400km)、シャヒーン1(ハトフ4、射程450km)、ガウリ(ハトフ5、射程1,200km)の配備が確認されている。10年5月8日にガズナビ(ハトフ3)及びシャヒーン1(ハトフ4)の、12月21日にガウリ(ハトフ5)の発射テスト。シャヒーン2(ハトフ6、射程2,000km)を開発中で、08年4月19日、21日に作戦配備準備の発射テスト。
- 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程320km)、ラ・アド(ハトフ8、射程320km)を開発中。前者は、07年12月11日など5回、後者は、07年8月25日、08年5月8日に発射テスト。

イスラエル (計 80) ¹		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定 ²		80
運搬手段		
●航空機 ³		
●中距離ミサイル ⁴		
●砲弾・地雷		

- 100~200発分相当のプルトニウムを生産したが、運搬手段数や米諜報機関の分析から推測。
- 79年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。
- 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラムと呼ぶ)25機の一部が核任務を持つと推定される。
- ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。

北朝鮮 (DPRK)		
核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし	< 数キロトン ¹	?
運搬手段		
●中距離ミサイル ^{2,3}		

- 06年10月9日の核実験の推定値は1キロトン以下。09年5月25日の2回目の核実験の推定値では数キロトン程度。プルトニウム保有量については未分離を含めて40~60kg(核弾頭8~12個分)と推定されている(オルブライトルの数字から推定)。
- ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テボドン1(射程2,300km)、テボドン2(射程6,200km)は未配備。テボドン2には3段式(推定射程15,000km)のものも開発されている。2009年4月5日、衛星発射を意図した飛翔体の発射実験を行ったが、失敗したとみられる。
- 米国防総省は、単段式ムスダン(射程500km)が存在すると分析している(この項『朝日新聞』07年5月13日)。

[4]国別詳細(核兵器依存国)

日本

◆「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(10年12月17日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本理念の章に、次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。」

◆「日米安全保障協議委員会合意文書」(07年5月1日)

米軍再編ロードマップ(06年5月1日)をフォローする日米協議で「同盟の変革: 日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する合意文書を発表した。その中の「概観」において、次のように再確認した。

「米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力(核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。)が、拡大抑止の

中核を形成し、日本の防衛に対する米国コミットメントを裏付けることを再確認した。」

NATO非核兵器国

◆同盟の戦略概念(10年11月19日)

最新のNATO戦略文書は、2010年11月19日、リスボンで開かれたNATOサミットにおいて99年4月以来、11年ぶりに採択されたものである(資料3-3(292ページ))。

*第18節

その第18節は、米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。これは99年の第62節とほぼ変化がない。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。」

*第19節

第19節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担の義務が記されている。これは、99年の第63節とほぼ同じである。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同

4. 地球上の核弾頭全データ

[4]国別詳細(核兵器依存国)(続き)

盟国の可能な限り広い参加を確保する。」

*戦略以下の核兵器について

99年「戦略概念」第64節の戦略以下の核兵器についての記述は、2010年の「戦略概念」からはなくなった。しかし、全米科学者連盟(FAS)核情報プロジェクトの調査では、今でも150~200発の米国の戦術核兵器が5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)の空軍基地に配備されている。

オーストラリア

◆「国防白書」(2009年5月2日)

最新のオーストラリアの国防白書は、2009年5月2日に9年ぶりに出された「国防2009—アジア太平洋の世紀においてオーストラリアを防衛する:戦力2030」である。その「米豪同盟と我が防衛」で、拡大抑止の必要性が確認されている。

*6.33節 我々の直接的な防衛にとって同盟が意味するものは、諜報と技術におけるパートナーシップという同盟の核心にある連携した能力が利用できるということである。これによって、我々の直接の近隣、およびそれを超えたところにおける我々の戦略的能力を支えることができる。これは我が安全保障にとって掛け替えのないものである。

*6.34節 これは同時に、核兵器が存在する限りオーストラリアに対する核攻撃を抑止するために米国の核戦力に依存することができることを意味する。歴代の政府の下でオーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

ヨーロッパ配備の米核爆弾

2010年12月

国名	基地	搭載機 (所属国)	核爆弾の数		計
			米国 分担	受入国 分担	
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16(ベルギー)	0	10~20	10~20
ドイツ	ビュヒエル	PA-200(独)*	0	10~20	10~20
イタリア	アピアノ グディ・トーレ	F-16C/D(米) PA-200(伊)*	50 0	0 10~20	50 10~20
オランダ	フォルケル	F-16(蘭)	0	10~20	10~20
トルコ	インジルリク	F-16C/D(米)	60~70	0	60~70
合計			110~120	40~80	150~200

(表注)*PA-200は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。

韓国

◆アメリカ合衆国と大韓民国の同盟のための共同ビジョン(09年6月16日)

ワシントンで開催された米韓首脳会談における共同ビジョンにおいて、以下のことを再確認している。

「米韓同盟は、21世紀の安全保障環境の変化に適応している。我々は両国の安全保障上の利益を守るべく同盟能力に支えられた強固な防衛態勢を維持し続ける。米国の核の傘を含む拡大抑止に対する継続的な誓約はこのような保証をさらに強化するものである。同盟再編に向けた二国間計画を進めるにあたって、大韓民国は、朝鮮半島ならびに地域内、さらには地域を超えて、永続的で有能な米軍のプレゼンスによる支援のもと、自国の共同防衛における主たる役割を担うこととする。」

◆米韓安保協議会議共同コミュニケ(10年10月8日)

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の10年10月8日(ワシントン)のものは、次のように表現している。

「ゲイツ国防長官は、米国の核の傘、通常攻撃、及びミサイル防衛能力を含むあらゆる軍事能力を使用して、韓国に対し拡大抑止を提供し、強化する継続的な米国のコミットメントを再確認した。」

C7. 黄海で南北朝鮮の軍事緊張高まる

*データシート5(129ページ)。

*「天安沈没事故調査報告書」。下記のサイトに掲載。
http://news.bbc.co.uk/nol/shared/bsp/hi/pdfs/20_05_10jigreport.pdf
 *「朝鮮中央通信」10年5月20日。

*以下の国連文書サイトから、文書番号S/2010/281で検索。
www.un.org/en/documents/ods/
 *同じくS/2010/294で検索。

*軍民合同調査団に加わっていた海洋船舶の専門家SCシン氏が強く主張した疑問で、クリントン国務長官宛ての書簡に収められている。
www.seoprise.com/bu/dk/Letter_to_Hillary_Clinton_US_Secretary_of_State.pdf

*書簡に添付されたPSPDの見解の部分訳は、「核兵器・核実験モニター」第356号(10年7月15日)。

2010年、黄海では南北朝鮮間の軍事的緊張が続いた。

3月26日夜、北方限界線(NLL)^{*}に近接する白翎島(ベクリョンド)南西で韓国海軍の哨戒艦「天安(チョナン)」が沈没した。韓国政府が組織した国際軍民合同調査団は5月20日、これが北朝鮮の潜水艇から発射された魚雷による水中爆発が原因とする調査報告書の概要を公表した^{*}。北朝鮮は、ただちに自国の関与を否定する国防委員会声明を出した^{*}。

6月4日、韓国政府は、ヘラー国連安保理議長(メキシコ)に書簡^{*}を送り、「北朝鮮による軍事挑発への適切な対応」を求めた。北朝鮮は、6月8日、韓国の調査結果を全面否定する書簡^{*}を同議長に送った。北朝鮮を名指しする決議は朝鮮半島の不安定化につながるとする中国の反対などで、安保理での協議は難航した。7月9日、北朝鮮を名指しにせずに、「攻撃を非難」する「議長声明」が採択された。

韓国内ではNGOや少なからぬ政党、国会議員が事件発生直後より数々の疑問を提起した。「天安」の航跡・交信記録が非公開であること、「座礁」との第1報の真偽^{*}、北朝鮮製の根拠とされた魚雷スクリューの「1番」というハングル文字の信憑性など疑問は多岐にわたる。6月11日、NGO・参与連帯(PSPD)は、朝鮮半島の平和と安定を最優先させるべきで、一方的な決議をあげないよう求める公開書簡を安保理議長へ送った^{*}。

一方、ロシアは軍民合同調査団に加わらず、独自の調査团を韓国に派遣した。調査結果は、沈没は外部からの衝撃によるものだが、原因として、座礁または漁網のスクリューへの

巻きつきと韓国の旧機雷への接触の可能性をあげた^{*}。

鳩山首相(当時)は、韓国が報告書概要を発表したその日に、「北朝鮮の行動は許し難いものであり、国際社会とともに強く非難する」とのコメントを発表した^{*}。更に6月27日、トロントでの日中首脳会談において、菅首相は、「北朝鮮の行為は地域の平和と安定を損なう許し難い行為であり、国連安保理において北朝鮮を非難する明確なメッセージを出す必要がある」と述べた。これに対し、胡主席は、「朝鮮半島と北東アジアの安定を維持するために、関係各国は大局に立って冷静に対処すべきである」と応じた^{*}。このように日本政府は、状況を充分吟味することなく一方的な北朝鮮非難に終始した。

国連安保理の議長声明が出た直後から、米韓両国は、「天安」沈没は北朝鮮の攻撃によるとの断定のもとで、北朝鮮に「強く明確なメッセージを送る」ため、米韓合同演習「インビジブル・スピリット」の準備を開始、その第1回が、7月25日から28日、第2回は9月27日から10月1日に行われた。

11月23日の北朝鮮による韓国の大延坪島(テヨンピョンド)砲撃は、そのような経過の中で起こった。韓国軍兵士2人、民間人2人が死亡、多くの重軽傷者が出了。韓国軍も北朝鮮軍陣地への砲撃で応戦した。1953年に朝鮮戦争が休戦して以来、北朝鮮軍が韓国側の陸地を直接砲撃したのは初めてである。現場海域では韓国軍が22日から演習をしていた。北朝鮮は北方限界線の有効性を認めていない。北朝鮮軍最高司令部は、「たった1発の砲弾でも、我が領海内に打ち込まれれば、迅速な報復攻撃を加える」と警告し^{*}、砲撃は韓国軍演習への対抗措置であると主張した。

民間人の死亡は、傷ましく、あってはならないことであるが、日本政府は、ここでも韓国の方的な非難に同調した^{*}。海上における南北境界が不分明なままであるという事実、そして朝鮮戦争が未だ「休戦状態」でしかない状況を踏まえた、冷静な対話が強く求められる。

*「ハンギョレ新聞」10年7月27日。

*5月20日、「韓国哨戒艦沈没事案に関する韓国側の調査報告発表について」。

*「日中首脳会談の概要」(外務省)。
www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/g8g20_1006/_china/gaiyoh.html

*「朝鮮中央通信」2010年11月24日。

*10年11月24日、外務省プレスリリース。
www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/11/1124_03.html

5. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図

【1】東シナ海周辺における中国海軍の活動事例



<番号は地図の番号に対応>

- ①04年11月 中国原潜がグアム近海で活動。その後、日本の領海に侵入(10日)。図の網目は推定活動海域。
- ②05年9月 東シナ海の櫻(中国名「天外天」)ガス田付近を駆逐艦1隻を含む5隻の艦艇が航行、その一部が同ガス田の採掘施設を周回(9日)。
- ③06年10月 中国潜水艦が、沖縄に近い東シナ海の公海上で米空母キティホークから5マイルのところに浮上(26日)。図の網目は潜水艦の推定活動海域。
- ④07年11月 台湾海峡で中国海軍艦船と米空母キティホーク打撃団が対峙(23日)。
- ⑤08年10月 駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過後、太平洋を南下し日本を周回。

宮古水道=沖縄本島と宮古島の間の水道。

- ⑥08年11月 駆逐艦など4隻が宮古水道を通過して太平洋に進出。
- ⑦09年3月 米海軍調査船を中国海軍船など5隻が妨害(8日)。
- ⑧09年6月 駆逐艦など5隻が宮古水道を通過して沖ノ鳥島北東の海域に進出、訓練と見られる活動。
- ⑨10年3月 駆逐艦など6隻が宮古水道を通過して太平洋に進出し、その後、南シナ海に進出。
- ⑩10年4月 10隻の中国艦隊が宮古水道を通過。ヘリが海自護衛艦に2度接近(8日、21日)。
- ⑪10年7月 駆逐艦など2隻が宮古水道を通過して太平洋に進出。

【2】黄海における軍事対立構造



①北方限界線(NLL)：朝鮮戦争の休戦協定締結後の1953年8月30日にマーク・クラーク国連軍司令官が北朝鮮との協議なしに設定。停戦時に国連軍の支配下にあった白翎島(ペニヨンド)・大青島(テチョンド)・小青島(ソチョンド)・延坪島(ヨンピヨンド)・牛島(ウド)の西海(黄海)五島と北朝鮮の海岸線の間の中間線にあたる²。

②北朝鮮が主張する「西海上軍事境界線」：1999年9月2日に朝鮮人民軍は特別コミュニケーションでNLLの無効とともに「西海上軍事境界線」の設定を宣言した³。

③米韓合同軍事演習(2010年11月28日～12月1日)の演習海域⁴：インビンシブル・スピリットの第3回目の時のもの。

④米空母の黄海侵入：1985年3月の米韓合同軍事演習「チーム・スピリット85」の際の米空母ミッドウェイの航跡(ピースデボによる米情報公開法による調査結果)。最も深く入った場所は、「北緯36度03分、東経125度18分」である。

注

1 元韓国国家情報院院長の金萬福(キム・マンボク)氏の論文「紛争の海・西海を平和と繁栄の海にするために」(『世界』11年2月号)から引用。

2 注1と同じ。

3 朝鮮中央通信99年9月3日。

4 韓国国立海洋調査院「航行警報」の範囲。北緯34度30分～36度、東経124度～125度42分。

C8. 米軍、イラクからアフガンへ —泥沼からの出口は見えず

*用語の説明「4年毎の国防見直し(QDR)」(226ページ)。

アフガニスタンとイラクを主戦場とした米国の「長い戦争」(06年QDR^{*}報告「前書き」)は開始後すでに10年を迎えるとしている。

2010年、米国は、イラクからアフガニスタンへと戦力をシフトする方針の実行を加速した。オバマ政権が09年に発表した計画は次のとおりであった。①イラク駐留軍(当時約14万人)を10年8月末までに撤退させる。②以後イラク治安部隊支援のために3万5千から4万人を残留させる。③11年末までに残留部隊も撤退する(09年2月28日発表)。一方、アフガニスタンには3万人増派により最終的な駐留規模を約10万人とする(同12月1日発表)。

10年8月18日、イラク駐留軍の最後の戦闘部隊約4000人がクウェートへ撤退し、残留は約5万人となった。8月31日には、オバマ大統領がイラクにおける戦闘作戦の終結を宣言、作戦名は「イラクの自由作戦」から「新たな夜明け作戦」^{*}に変更された。同作戦は、「米イラク地位協定(SOFA)」^{*}第4条が規定するイラク治安部隊による「テロ集団(略)旧体制の残存勢力に対する作戦」に対応する(イラク政府の要請による)「一時的援助」に加え、同協定第25条のいう移行期における民生支援を含む「全政府的アプローチ」^{*}を具現するものとされた。

3月7日には、フセイン政権崩壊後2度目のイラク国民議会選挙が行われた。しかし、どの勢力も過半数を確保できず、マリキ現首相とアラウイ元首相の間で組閣をめぐる争いが生じた。マリキ首相の下での組閣は10年末までもつれこんだ。

*駐イラク米軍HP。www.usf-iraq.com/new-face-of-iraq/operation-new-dawn

*「イラクからの米合衆国軍隊の撤退とイラクにおける一時駐留期における米合衆国軍隊の活動のあり方に関する米合衆国とイラク共和国との協定」(08年11月17日署名)。www.state.gov/documents/organization/122074.pdf。「核兵器・核実験モニター」第319-20号(09年1月15日)に抜粋。

*「概観」(15ページ)参照。

このように米戦闘部隊撤退後のイラクは依然として安定とは遠い状況が続いている。そのような中で、米軍が戦闘に加わるような事態も頻発している。

一方、アフガニスタンでは、前記増派方針に従って、兵力の増強が進められ、10年5月には、駐アフガニスタン戦力は9万5千人に達した。

イラクとアフガニスタンにおける10年に及ぶ「テロとの戦い」は、米軍と多国籍軍に約7,100人^{*}、民間人に約12万人^{*}の死者を生んでいる(いずれも10年末現在)。米国と派兵国の国民の間には反戦・厭戦気運が広がっており、兵士に犠牲を強い地上作戦にこれ以上依存することは難しくなっていた。

そこで、米軍はアフガニスタン、パキスタン領内における「テロリスト」掃討作戦において無人攻撃機への依存を深めてきた。しかし、誤爆による民間人の犠牲が相次いだことからこの方針は両国との外交問題に発展した。駐アフガニスタン米軍とISAF^{*}の司令官を兼務(当時)するスタンリー・マクリスター大将は、09年7月、米軍とISAFの交戦規程(ROE)を改訂し、人の住む地域での空爆や重火器の使用を制限した^{*}。しかし、このROEは兵士の危険を倍加するものであるとの批判を受けた。10年6月23日、マクリスター将軍は雑誌での高官批判をきっかけに解任され、後任に中央軍司令官のデビッド・ペトレス大将が任命された。同司令官はROEを再改訂して空爆などの規制を緩和した^{*}。このように軍の戦闘方針も国内世論と外交の間で動搖している。

オバマ政権は、NATO諸国とともに、アフガニスタン国軍・警察の能力育成を通して軍の早期撤退を図る出口戦略を描いている。10年11月20日、NATO首脳会議で合意された「リスボン宣言」^{*}は、軍の撤退時期については明記を避けつつ、治安維持権限を2014年までにアフガニスタンに委譲するとの目標を確認した。しかし、駐留軍削減と撤退の道筋は誰も描くことができていない。

*内訳はイラク約4,700人、アフガニスタン2,400人。CNN「米軍・連合軍の死者」。http://edition.cnn.com/SPECIALS/war-casualties/table_afghanistan.html

*イラクで約11万人(「イラク・ボディカウント」、www.iraqbodycount.org)、アフガニスタンで約1万人(ガーディアン)データ・ブログ、www.guardian.co.uk/news/datablog/2010/aug/10/afghanistan-civilian-casualties-statistics

*NATO「国際治安支援部隊」。
https://comino-gc.appspot.com/siadapp.dmdc.osd.mil

*「ウォールストリート・ジャーナル」09年6月24日。

*「USAトゥデイ」10年8月5日。

*www.nato.int/cps/en/natolive/official_texts_68828.htm?mode=pressrelease

C9. 米政府、財政再建に向け 軍事費削減に着手

※www.fiscalcommission.gov/

2年連続で1兆ドルを越える財政赤字を計上した米国で、政府による財政再建の動きが本格化している。10年2月18日、オバマ大統領は、諮問機関「国家財政責任・改革委員会」(略称「財政委員会」)*を発足させ、包括的な支出見直しに着手した。

この「財政委員会」に対して、国会議員有志や軍縮NGOなどから、軍事費削減を求める数多くの提言や意見が寄せられた。バーニー・フランク下院議員(民主党)とロン・ポール下院議員(共和党)の提唱で発足し、軍縮NGO関係者も多数参画する超党派プロジェクト「持続可能な国防タスクフォース」は、5月に改革委員会に書簡を送った。6月11日に同タスクフォースが公表した報告書*は、「10年間で1兆ドルの軍事費削減」を提案するものであった。そこには、①戦略核弾頭を1000発に削減、②ミサイル防衛は、能力が実証されたものだけに絞りこむ、③欧州及びアジア配備の地上兵力の約3分の1削減などの削減策が示されている。さらに10月13日には与野党の国会議員57人が連名で、「財政委員会」に軍事費削減を求める書簡*を送った。

「財政委員会」は、11月10日、15会計年度までに軍事費を1000億ドル以上削減することを含む共同議長草案*を発表した。その主な内容は、間接費の削減、調達の15%抑制、非戦闘要員の賃金の11年レベルでの3年間凍結、海外基地の3分の1削減、研究、開発、試験及び評価費用の10%削減などであった。ここにはバーニー・フランクら議員有志や前記タスクフォースの提案が一部採り入れられていた。

※「負債、赤字そして国防」(10年6月11日)
www.comw.org/pda/fulltext/1006SDTFreport.pdf

※www.votesmart.org/speech_detail.php?sc_id=611823&keyword=&phrase=&contain

※www.fiscalcommission.gov/sites/fiscalcommission.gov/files/documents/CoChair_Draft.pdf#search=Cochair proposal on 10November 2010

ところが、この議長草案の発表直後から軍需産業関係者や、それに同調する議員を中心に強い反論が起り、草案にあった軍事費削減案は12月1日の最終報告*においてはほとんど削除された。なお「財政委員会」は12月3日、最終案全体についての採決を行ったが、委員18人のうち、賛成11、反対7で、過半数が賛成したものの、議会への提出に必要な賛成14人に届かず否決され、議会への提出は見送られている*。

「財政委員会」とは別に、ゲイツ国防長官は10年5月8日、軍事費削減のための包括的な努力に着手すると発表した*。その目的は、効率向上により経費を節減し、それを「戦力構成の適正化と主要な戦闘能力へ再投資することによって、長期にわたり軍の規模や戦力を維持すること」にあった。11年1月6日、DODは、組織全体の間接費用の見直しを含め、「5年間で1500億ドル以上を削減可能」との計画を発表した*。これには2015年に開始する陸軍2万7000人、海兵隊1万5000人～2万人の削減案も含まれる。

国防総省が、一方では「財政委員会」の勧告を握りつぶしながら、独自の削減計画を策定したことは米国「国防コミュニティ」の特権意識の強さを物語るものである。しかしDODも削減圧力に抗しきれなくなっていることもまた事実である。

バーニー・フランク、ロン・ポール両下院議員は、「軍事力を世界に及ぼすことによって、合衆国の納税者は利益を得てはいない。治安の悪化に際して米国が介入することが超大国としての義務であるという考え方方は、実際には世界のいたるところで反発を招き、しばしば悪い結果をもたらしている」と軍事費削減を求める動機を書いている*。この主張は日本のような同盟国の防衛負担増につながる危険性もある。しかし、米軍事費削減の動きは、沖縄海兵隊を含む米軍駐留を削減し、最終的には撤退を求める日本市民の運動にとって極めて重要な手がかりとなるであろう。

※www.fedsmit.com/articles/records/file/2010/FiscalCommission_2010_12_01.pdf

※「USAトゥデイ」10年12月3日。

※アイゼンハワー図書館(カンザス州アビリーン)における講演。www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1467

※DODプレス発表(11年1月6日)。
www.defense.gov/releases/release.aspx?releaseid=14178
2月14日に提出されたDODの12会計年予算要求もこの計画に沿ったものであった。

※「なぜ軍事費を削減しなければならないのか」「ハフィントン・ポスト」10年7月6日。
www.huffingtonpost.com/representative-frank/why-we-must-reduce-military_b_636051.html

D1. 日本提案の核軍縮国連決議 —新しいタイトル、変わらぬ内容の弱さ

※資料3-2(289ページ)。データシート3(100ページ)に投票結果。

※決議文の大幅改定は今回が4回目である。①「究極的核廃絶に向けた核軍縮」(94年～)、②「核兵器完全廃棄への道筋」(2000年～)、③「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」(05年～)。

※10月27日、外務省記者発表。
www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1027_04.html

※ブラジル、中国*、キューバ*、ギニアビサウ、インド、イラン*、イスラエル*、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー*、バキスタン*、南アフリカ、シリア。※印は、09年も棄権。無印は09年の賛成から棄権に立場を変えた国。

※用語の説明「新アジェンダ連合」(225ページ)。

※資料2-1(252ページ)。

※資料1-8(242ページ)。

※決議番号A/RES/65/76。データシート3(100ページ)に投票結果。

※各国の投票理由説明は次のサイトで決議番号から検索できる。
www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com10/resolutions.html

2010年12月9日、第65会期国連総会本会議において、日本提案の決議「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」が採択された*。94年以来17回目の提案となる。今回のタイトルは「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」から改められたものである*。日本政府は『核兵器のない世界』に向けた国際社会の具体的行動を求めるものであると自賛した*。しかし、示された「具体的行動」は曖昧であり、むしろ「前例踏襲」色の濃いものであった。

投票結果は、賛成173(09年は171)、反対1(北朝鮮)、09年はインドを加えた2)、棄権13(09年は8)*であった。新アジェンダ連合*の参加国であるブラジル、メキシコ、南アフリカは「賛成」から「棄権」に後退、インドが「反対」から「棄権」に前進した。投票結果は、新しい国際的気運のなかでの日本のリーダーシップの後退を示唆するものと考えるべきであろう。

決議は5月のNPT再検討会議「最終文書」*に示された重要な合意を無視し、あるいは薄めるものであった。

◆核兵器禁止条約への言及なし

「最終文書」の大きな成果である「核兵器禁止条約に関する交渉」等に関する国連事務総長の提案への留意*が、新日本決議では無視されている。これは「核兵器禁止条約」に消極的な日本の姿勢を物語るものである。日本は、同条約交渉の早期開始を求める「マレーシア決議」*に従来と同様棄権票を投じた。その理由は「核兵器国も関与する核兵器全面廃棄のための実際的かつ効果的措置をとるべきである」と説明された*。

◆「核兵器の非人道性」*は前文のみ言及

前文で「最終文書」の表現をほぼそのまま引用するにどまり、主文では言及していない。被爆体験を持つ日本が提案する決議であれば、前文を受けた具体的提案—核兵器禁止条約、非核兵器地帯、使用の非合法化、拡大抑止批判などが主文に書かれてしかるべきであった。

◆消極的安全保証*で遅れた認識

「消極的安全保証」に言及した第12節は、09年の決議にはなかった条項である。2000年「最終文書」*以来、この問題をめぐる議論の軸は「安全保証」に法的拘束力を持たせるか否かに移っている。10年「最終文書」も、「法的拘束力のある国際条約を除外することなく」今後の協議をすすめることを勧告している(行動7)。「日本決議」第12節はこの現在的な問題にまったく触れておらず、旧い安保理決議を持ち出している。南アフリカは昨年の賛成から棄権に転じた理由はこの点にあると投票説明で述べている。

◆非核兵器地帯には一般的の言及のみ

非核兵器地帯の追加設置に言及した主文第13節も09年にはない新条項である。しかし条文は最終文書の繰り返しである上、最終文書が強調した「中東」への言及はない。また非核兵器地帯設立の意義が中東と同じく大きい、北東アジアに関する具体的な主張も見られない。

日本決議の最大の問題点は「広い支持を得る」という大義名分の下で、その実は米国の核の傘への配慮によって核軍縮への具体的な意思を曖昧にしていることである。この立場が、広範な支持につながっている面は無視できないが、そこに留まる限り新しい局面は開かれないであろう。

一方、日本決議とは対照的に、新アジェンダ連合(NAC)提案の決議*は、核軍縮の加速という主張を今年も鮮明に打ち出した。アイルランドはNACを代表した提案説明で、5月NPT再検討会議の成果の試金石は「1995年と2000年の会議でなされた約束が履行されるか否かにある」と述べた。米オバマ政権は今回もNAC案に反対票を投じた。

※キーワードA2(64ページ)。

※用語の説明「消極的安全保証」(225ページ)。

※資料1-6(238ページ)。

D2. 短命の岡田外相、核軍縮政策に新風

※外務省HP:www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdf/g_1001_01.pdf

2010年1月22日の記者会見において、岡田克也外相(当時)は、09年12月24日に米国務・国防両長官に書簡^{*}を送り、米国の核態勢見直し(NPR)に関する基本的な考えを伝えたことを明らかにした。「岡田書簡」は、オバマ大統領の「核兵器のない世界」のビジョンと行動への支持と、目標実現のための努力の決意を示した上で、次のような考え方を明らかにした。

- (1) 日本は核抑止を含む米国の拡大抑止に依存している。
その信頼性は十分な能力によって裏付けられる必要がある。しかし、「核兵器のない世界」という目標に反する政策を米国に求めるものではない。
- (2) 09年5月に発表された「戦略態勢委員会」報告書^{**}の作成過程における協議で、TLAM/N(核トマホーク:ピースデポ注)など特定の装備の保有について日本の担当官が意見を述べたことはないと理解している。もし報道されるような意見を述べたとしたら、それは私の考えと明らかに異なる^{***}。ただし、TLAM/Nの退役にあたっては、それをどのように補うかを含めた政策について説明がほしい。
- (3) 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)報告書(12月15日)^{****}が勧告した、核兵器の目的を核兵器使用の抑止に限定すること(以下、「唯一の目的」と非核兵器国への消極的安全保証(NSA)^{*****}に強い関心がある。

核トマホーク退役に対する日本の姿勢への言及は、NPR作業が大詰めを迎えていたことを考慮すれば、きわめてタイムリーなものであった。もし放置すれば日本の意向

として退役が中止された可能性さえあった^{*****}。「唯一の目的」とNSAに関してNPRが示した考えは問題を残したものであった^{*****}が、「岡田書簡」での言及が、時宜を得たものであつたことは充分に評価されるべきであろう。これらが、NPT再検討会議への新鮮な提案につながることに市民は大きな期待を抱いた。

7月2日には外部有識者からなる「核軍縮・不拡散に関する有識者懇談会^{*****}」が立ち上げられた。「核兵器のない世界」にむけたリーダーシップを發揮するため、「その方策や核軍縮・不拡散に係る今後の諸課題」についての外相の相談に応じる諮問機関である。7月6日、30日そして8月24日に開かれた3回の会合では、9月に豪と共に催す「外相会議」に向けた準備とともに、核兵器の役割の縮小、包括的核実験禁止条約(CTBT)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、ジュネーブ軍縮会議(CD)の活性化、非核兵器地帯など多岐にわたる意見が交わされた。しかし、9月の第2次菅内閣発足で岡田外相が民主党幹事長に就任したことに伴い、懇談会は活動を終了した。「懇談会」は短期間に終ったが、日本の外務大臣が本気で核軍縮に取り組もうとした意欲の現われとして、記録に残すべき試みであった。

この間、普天間代替基地問題^{*****}を巡る社民党の連立政権からの離脱(5月30日)を引き金に鳩山内閣は総辞職、6月8日には菅内閣が発足した。その菅内閣においては9月17日に第1次改造が行われ、外相は前原誠司氏に交代した。このように不安定な政権基盤と運営によって、連立政権は原理・原則にまで降り立った長期的視野の核政策の見直しを行うことができなかった。また民主、国民新両政党に根強い、「対米協調」を外交政策の最優先事項と考える傾向も政策見直しの妨げとなつた。保守長期政権の下で蓄積された外務・防衛官僚の「前例踏襲主義」は温存され、力を持った。

このような中で、NPT再検討会議^{*****}、外相会合^{*****}、国連第1委員会^{*****}など主要な核軍縮外交の場で、日本は「岡田書簡」を生かした新鮮な存在感を示すことができなかつた。

※NPRは核トマホークを退役させると結論づけた。

※キーワードC1(104ページ)。

※座長:黒澤渕(大阪女学院大学教授)、委員:秋山信将(一橋大学准教授)、梅林宏道(NPO法人ビーステラ特別顧問)、佐藤丙午(拓殖大学教授)、吉田文彦(朝日新聞論説委員)。

※キーワードD8(156ページ)、E11(182ページ)。

※キーワードA1(62ページ)。

※キーワードB7(96ページ)。

※キーワードD1(134ページ)。

D3. 核軍縮で模索される 日豪、日独の連携

2010年、オーストラリア、ドイツと日本が核軍縮分野での連携を深めようとしているかに見える動きがあった。しかし、それが政策的意志になっているとは言い難い。

国連総会決議の共同提出をつみ重ねてきた日豪の連携は、両国の支援による「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の設立で前進した。09年12月、76項目の勧告を含む最終報告書^{*}の発表をもって委員会は活動に一つの区切りを迎えたが、その後も各政府間に成果を周知させ、勧告の履行を促す活動が継続されている。10年7月2日～4日には、最終となる第5回本会合がウィーンで開催された。採択された「ウィーン・コミュニケ」^{*}は、NPT最終文書の行動計画^{*}やICNND勧告の履行状況を評価した各国の「成績表」作成や、モデル「核兵器禁止条約」(NWC)^{*}を発展させる研究、そして核軍縮・不拡散に関する「グローバル・センター」の設立を勧告した。

10年2月21日、日豪外相の共同声明^{*}はICNND報告書の有用性を強調し、報告書が提案した次の2つの考え方について今後の議論を深化してゆくと述べた。①非核兵器国に対して核兵器を使用しないという安全保証(「消極的安全保証」(NSA)^{*})の実効性の向上。②核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止に限定すること(「唯一の目的」)。これらは、従来岡田克也外相(当時)が強い関心を示していたテーマであった^{*}。

5月のNPT再検討会議において、日豪は作業文書「2010年NPT再検討会議に向けた実際の核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」^{*}を共同提出した。しかし、同文書は、「国家

安全保障における核兵器の役割の低減」を一般的に提案したが「唯一の目的」については言及しなかった。また、NSAについては、対象は「NPTを遵守している非核兵器国」に限定された。11月23日の核軍縮及び不拡散に関する外相共同声明^{*}は、「唯一の目的」に関し、「(同政策が)安全に採用され得る条件を確立するといった考え方」について議論を深める、と2月の外相声明より後退した。これらは、両国この問題についての足なみが揃っていないことの現われと思われる。今後の議論は、NPR^{*}にも示されているように、米国の動向に強く左右されることになる。

9月22日には、日豪政府主催の「核軍縮・不拡散に関する外相会合」がニューヨークで開催された^{*}。「唯一の目的」は「グループが扱うテーマ」として位置づけられたが^{*}、参加10か国が合意した「外相共同声明」^{*}には言及されなかった。

一方、ドイツでは同国配備の米戦術核撤去を含めた包括的軍縮の推進という政策を持つ連立政権が09年10月に誕生していた。10年1月14日、ギド・ベスターべレ外相が来日、岡田外相との会談で核軍縮・不拡散分野における日独協力が確認された。会談では、ドイツが狭義の核軍縮にとどまらない軍縮基調を世界にもたらすことに関心があることが印象づけられた。以来、両外相は5月5日に『朝日新聞』^{*}、9月4日には米ウォールストリート・ジャーナル^{*}に共同投稿を行った。前者は、米「核態勢の見直し」(NPR)が「NPTを守る非核兵器国」へのNSAを謳ったことを「歓迎」する一方、「唯一の目的」には言及せず、「核兵器の役割低減」を求めるにとどまった。後者では、「唯一の目的」宣言によって核兵器の役割を低減することが可能であるとの認識が示された。

4月に発表された米「核態勢の見直し」(NPR)は、「唯一の目的」を遠い将来の課題に先延ばしにした。また、NSA供与の条件に「NPT遵守」を課すことにより核攻撃の可能性を残した。この現状を打破するために、米国の拡大抑止に依存している日、豪、独が果たすべき役割は大きい。とりわけ被爆国・日本には強い道義的リーダーシップが求められる。

*資料2-4(277ページ)に「核軍縮指針」の全文。本アイブック09-10年版・資料2-10(257ページ)に「勧告」。

*www.icnnd.org/Pages/100_705_vienna_communique.aspx

*資料2-1(252ページ)。

*国際NGOの主導で起草され、97年に国連に提出された条約案。07年のNPT再検討会議準備委員会で再び国連に提出された。

*「核兵器のない世界に向けて」。www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/gokada/australia_10/pdfs/1002_ks.pdf

*用語の説明「消極的安全保証」(225ページ)。

*キーワードD2(136ページ)。

*資料2-3(275ページ)。
文書番号:NPT/CONF/2010/WP9。www.un.org/en/conf/npt/2010/workingpapers.shtmlから文書番号で検索。

*「核軍縮及び不拡散に関する日豪共同ステートメント」。当時の外相は前原誠司氏。www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/australia_10/state_1011.html

*キーワードC1(104ページ)。

*キーワードB7(96ページ)。

*前原外相の集約発言。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/65_ja_kaku.html

*資料3-4(295ページ)。

*「核廃絶へ日独協調のとき」。独「ツァイト」紙オンライン版にも掲載。

*「核兵器のない世界への道義的挑戦」。www.katsuya.net/upload/pdf/WSJ.pdf

D4. 「核密約」で2つの報告書 ——根底に米「NCND」政策

※他の2つの外交密約は「1960年1月の安保条約改定時の、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する『密約』」と「1972年の沖縄返還時の、原状回復補償費の肩代わりに関する『密約』」。

※委員は北岡伸一(東京大学教授・座長)、河野康子(法政大学教授)、坂元一哉(大阪大学教授)、佐々木卓也(立教大学教授)、波多野澄雄(筑波大学教授)、香名幹男(名古屋大学教授)。

*www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/kekka.html

※「日米安保条約第6条に関する交換公文」(1960年)は、米軍の配備の重要な変更、装備における重要な変更などは、「事前協議」の対象としている。

※1959年6月、藤山慶一郎外相とD・マッカサーー2世米駐日大使がイニシャルで署名。

※「世界の特定の場所における核兵器の存在を肯定(confirm)も否定(deny)もしない」という米国の政策。

09年9月に誕生した連立政権が、発足後すぐに着手したのは2つの「核持ち込み密約」を含む4つの日米外交密約^{*}の調査であった。10年3月、その調査結果をまとめた二つの報告書が発表された。外務省による「いわゆる『密約』問題に関する調査報告書」(3月5日、以下「外務省報告」と)、「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会^{**}報告書」(3月9日)^{***}である。

第1の「安保条約改定時の、核持ち込みに関する『密約』」とは、安保条約改定交渉において、「討議の記録」という非公表の文書が作成され、これが核搭載艦船の寄港を事前協議^{***}の対象から除外する日米間の秘密の了解となつたというものである。「外務省報告」は、すでに知られていた「討議の記録」(英文)^{***}の写しを入手したとしつつ、同時に、核搭載艦船寄港の事前協議対象から除外するとの「日米間の認識の一一致」を否定する文書も数多く発見されたことから、「現実はむしろ、この点について日米間で認識の不一致があつたということと思われる」との見方を示した。「有識者報告書」は、「討議の記録」をもってしても「『密約』の証拠と見ることは難しい」との判断を示した。同報告はさらに「NCND政策^{*}」を維持する限り、核搭載艦船は事前協議なしに日本に寄港するかもしれない、また日本政府はそうなることを表向き否定するかも知れないが、互いに抗議はしない」という「暗黙の合意」が当時はできあがりつつあったとの見解を示した。

第2の「沖縄返還時の有事の際の核持ち込みについての『密約』」とは、米国政府が核兵器の沖縄への再持ち込についての事前協議を提起した場合、日本はこれを承認するとの

内容の秘密の合意議事録が作成されていた、というものである^{*}。外務省は、独自に調査した文書の中からは当該「合意議事録」は発見されなかつたが、後日、佐藤栄作元首相(故人)の遺品の中に残されているとの報道^{*}を受け、その写しを入手して「若泉氏の著作に記載されている『合意議事録』の内容と比較を行つた結果、その内容はほぼ同一であることを確認したと報告した。一方「有識者委員会」は、「合意議事録」の長期的効力については、否定的に考えざるを得ないとして、「これがなくとも、別途の方法により、合意は実現されたのではないかと思われる」との認識を示した。

このように、2つの報告書は「密約」の根柢とされてきた文書を確認しつつ、それらの拘束力や効果に疑問を呈した。「非核三原則」が形骸化してきた政治的責任を問うことは、「有識者委員会」の任務ではなかつた。岡田外相は3月9日の記者会見で、「事実関係の解明が進展した」と二つの報告を評価した上で、この調査結果は日米安保体制の運用には影響を及ぼさないとの考え方を示した。

91年の「ブッシュ宣言」^{*}以来、日本に寄港する米艦船は核兵器を搭載していない。唯一再配備の可能性が残されていた攻撃型原潜の核トマホーク退役を決定している^{*}。したがつて、艦船による核兵器持込みの可能性は極めて低いことは事実である。しかし、「NCND政策」は変わっていない。

4月10日、岡田外相は横須賀を訪問して市長に「従来の政府の説明は事実に反するものだった」と謝罪した。鳩山首相(当時)は3月9日、非核三原則は「これまでどおり堅持」と述べた上で、「核抑止力は必要である」との認識を明らかにした^{*}。引き継いだ菅首相も同じ見解である。しかし密約の存在が明らかになった今問われるるのは、三原則の内容の明確化であり、さらに「これまで」と一線を画した、核兵器を持ち込ませないための具体的な行動である。日本政府は「核抑止力」に依存しない北東アジアの安全保障の枠組みを追求しつつ、NCND政策の変更を米国に求めてゆくべきである。

※合意議事録の存在は、返還交渉で佐藤首相の密使として活動した若泉敬氏(元京都産業大学教授)が著書「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」(文藝春秋社、1994年5月)で示した。

※共同10年12月24日。

※1991年9月27日、ブッシュ米大統領は海外基地に配備された戦術核兵器(空中投下型核爆弾は除く)と、水上艦船及び攻撃型原潜に配備された戦術核兵器を全面撤去すると宣言した。

※キーワードC1(104ページ)。

※10年3月10日、各紙。

D5. 新「防衛大綱」、 動的防衛力で日米協力強化

※「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」www.mod.go.jp/i/approach/agenda/guideline/2011/index.html

※「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」。(04年12月10日決定)

※キーワードC1(104ページ)。

※核兵器保有の目的を相手の核攻撃を抑止することのみに限定する考え方。

※キーワードC2(106ページ)。

※日本に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって周辺地域の不安定要因とならないよう独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を保有する考え方。

※「より実効的な抑止と対処を可能とし、(略)即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた」防衛力(Ⅳ わが国の安全保障の基本方針)。

※キーワードD6(144ページ)。

新しい「防衛計画の大綱」(以下「新大綱」)^{*}が2010年12月17日に発表された。04年の「旧大綱」^{*}に代る、「おおむね10年後までを念頭に置いた」(VI 留意事項)安全保障政策の指針である。09年9月に発足した新政権の考え方や政策が、どのような新基軸として反映されるかが注目された。しかし「新大綱」は従来の「対米追随」路線から脱却することはできなかった。

「新大綱」は、核軍縮・不拡散のために「積極的・能動的役割」を果たしつつ、「現実に核兵器が存在する間は、核抑止を中心とする米国の拡大抑止は不可欠」であるとして、「その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」との方針を示した(Ⅱ わが国の安全保障における基本理念)。これは米「核態勢の見直し(NPR)」^{*}が示した方針に従うものである。米国はそこで、核兵器の役割を「唯一の目的」^{*}に向けて縮小するとしながら、通常兵器能力を強化によってそれを補うという方針を示した。この方針の下で、米国はミサイル防衛を含む通常兵器を強化する一方、備蓄核兵器の維持管理への投資増^{*}を図っている。仮に、米国がこのような政策に無批判なまま、拡大抑止の「信頼性の維持・強化」に協力するとすれば、それは新たな軍拡競争を助長することに他ならない。

一方、「新大綱」はあるべき防衛力の姿を、76年の最初の「大綱」以来基本とされてきた、「基盤的防衛力」^{*}から、「動的防衛力」^{*}による「実効的抑止及び対処」に変更した。これを反映して、「新大綱」と同時に発表された「中期防衛力整備計画」には、ミサイル防衛(MD)^{*}の強化、周辺空海域の安全確保、

島嶼防衛といった優先課題とそのための部隊配備、装備増強方針^{*}が示された。尖閣諸島事件^{*}や南北朝鮮の緊張^{*}に反応したものと思われるが、これらは地域の緊張の増幅を招く、思慮を欠いた選択というべきであろう。

「動的防衛力」において重視される、即応性、統合性、情報収集・共有等の能力は、10年2月の米「4年毎の国防見直し」(QDR)^{*}が同盟国との協力に関する強調した事項と重なる。「専守防衛」政策をとらない米国との協力を深化する中で、「動的防衛力」を「専守防衛に徹する」とした「新大綱」の基本方針(Ⅱ わが国の安全保障における基本理念)に合致させるためには、装備や運用の両面における制限は言うまでもなく、米国との協議も必要となるはずである。しかし「新大綱」からそのような考慮を読み取ることはできない。

他方、大きな注目を集めたのが「武器輸出三原則」^{*}の見直し問題であった。10年8月の「安防懇報告」^{*}は見直しを提言し、民主党の外交・安全保障調査会(中川正春会長)は10年11月、同原則の条件付き^{*}緩和を含む「新大綱草案」を発表した。党内外からの異論で最終的には、「見直し」は見送られ、「武器技術の国際共同開発等の変化」に対応する「方策について検討する」という表現に留められた(VI 防衛力の能力発揮のための基盤)。しかし、経済界、防衛関連業界からの見直し要求は継続している。米国がミサイル防衛(MD)拡大^{*}への協力に関する議論が再燃するのは必至である。

「新大綱」はまた、「グローバルな安全保障環境の改善」を「防衛力の役割」と位置づけた。人道復興支援、平和構築、国際平和協力活動、国際連合の軍備管理・軍縮・不拡散等の分野における諸活動や能力構築支援、国際テロ対策、海上交通の安全確保などへの貢献の必要性が、この文脈で強調された。しかしこれらの活動領域の多くにおいては、むしろ文民主体の外交が果たしうる役割の方が大きい。これら課題への貢献を防衛力の「役割拡大」論にさせないためには、市民社会からの積極的な提案と関与が必要である。

※南西諸島への陸自の沿岸監視部隊の配置、移動警戒レーダーの設置、那覇基地の戦闘機部隊の改編・強化、新たな輸送機やヘリコプターを含む装備の拡充など。

※10年9月7日の尖閣諸島付近での中国漁船と日本巡視艇の衝突事件。

※キーワードC7(126ページ)。

※用語の説明「4年ごとの国防見直し」(226ページ)。

※用語の説明「武器輸出三原則」(226ページ)。

※「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して—」、「新大綱」検討の叩き台とされた。www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampobouei2010/houkokusyo.pdf

※①平和構築・人道目的にのみ完成品の輸出を認める。②殺傷能力の低い武器に限る。③武器共同開発・生産の対象は北大西洋条約機構(NATO)加盟国や韓国、豪など「厳格な輸出管理規制を講じる国」に限る。

※キーワードC3(108ページ)。

D6. MDと宇宙利用で ミサイルに「実効的対応」めざす

※民主党政策集インデックス
2009 www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/index.html

※キーワードD5(142ページ)。

MD配備を基本的に支持しつつも、比較的慎重な取り組み方針を示していた民主党^{*}政権の下でも、日本のMD計画は加速している。

新「防衛大綱」^{*}には「當時継続的な警戒態勢を保持するとともに、多層的な防護態勢により迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルにも実効的に対応する」と記され、MDにおける日米協力の推進も明記された。

「新大綱」の「別表」には、現行の「こんごう」型イージス艦4隻に加えて、「あたご」^{*}型2隻にもMD能力を付与(SM3^{*}を搭載)することが盛り込まれた。また、別表の注記には、「弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする」と、さらなる増強に向けた布石も打たれている。PAC3^{*}を装備した航空自衛隊の地対空誘導弾部隊は、現行の3個高射群から6個高射群(新たに沖縄、青森、北海道)へと拡大される^{*}。11年度政府予算案には、沖縄の第5高射群のうち、1個高射隊を新たにPAC3化することが盛り込まれた。

SM3については、米国のポストル教授らが、「迎撃成功」されたほとんどの試験で弾頭直撃に失敗していたと指摘している^{*}。日本の国会は、こうした重要な情報を踏まえたMDの精査こそを行るべきであろう。しかし、そのような作業なしに、既成事実が積み重ねられている。次世代改良型スタンダードミサイル(SM3)ブロック2Aの日米共同開発は、最終段階に入る11年度には、海上発射試験に使用するミサイル試

※08年2月19日、ハワイでの装備認定試験からの帰投中、千葉県沖で漁船と衝突事故を起こし、漁船の船長ほか1人が死亡した。

※用語の説明「SM3」(226ページ)。

※用語の説明「PAC3」(226ページ)。

※データシート6(146ページ)。

※ジョージN・ルイス、シオドール・A・ポストルは欠陥だらけで危険な米国ミサイル防衛計画(『世界』10年9月号)

作品の設計・製造という段階に入る。陸上配備型への改修も計画されているブロック2Aは、米オバマ政権の新MD構想の要に位置付けられ、18年までに配備することが計画されている。そのためには日本が製造した部品等の輸出が必要となる。新「防衛大綱」では武器輸出三原則^{*}緩和の明記こそ見送られたが、既に日本政府は、第3国輸出を可能にする基準の策定に着手している。1年程度かけて詳細な手続きや条件を詰め、日米間で覚書を交わすことを想定しているとの報道がある^{*}。

一方、「新大綱」においては「當時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動」(常続監視)の重視も強調された。そのための兵器システムとして、防衛省は11年度から最新鋭の米国製無人偵察機「グローバルホーク」(初期費用は数百億円)の本格的な調査・研究に着手し、15年までに導入の可否を判断する方針と伝えられる。防衛省は、グローバルホークはMDの補強にも活用し得るとしている^{*}。

09年6月2日に閣議決定された「宇宙基本計画」^{*}の最重要課題の一つとされた準天頂衛星(QZS)の初号機「みちびき」が、10年9月11日に打ち上げられた。同機は約三ヶ月の初期機能確認を終え、12月15日には定常運転状態での技術実証・利用実証試験が開始された^{*}。同衛星システムは現在広く使われているGPS(全地球測位システム)の電波の死角を補うものであると説明されており^{*}、将来はGPSと統合運用される可能性が高い。GPSは民生システムとの印象が一般的であるが、それは波及的な用途であって米空軍宇宙軍によって運用される軍事衛星システムである。したがって準天頂衛星もなし崩しに軍事利用される可能性がある。

民主党は、08年の宇宙基本法^{*}成立過程で、「日本国憲法の平和主義の理念」にのっとる(第2条)ことを宇宙利用の原則として条文化するのに貢献した。しかし、宇宙技術が本来持つ「両用性」^{*}を考慮すれば、「平和主義の理念」の遵守を確かなものにするためには、具体的な禁止事項を持つことが必要である。

※キーワードC3(108ページ)。

※用語の説明「武器輸出三原則」(226ページ)。

※「読売新聞」11年1月9日。

※「読売新聞」10年12月30日。

※www.kantei.go.jp/jp/singi/utuu/keikaku/keikaku-honbun.pdf

※宇宙航空研究開発機構HP。
www.jaxa.jp/projects/sat/qzss/index_j.html

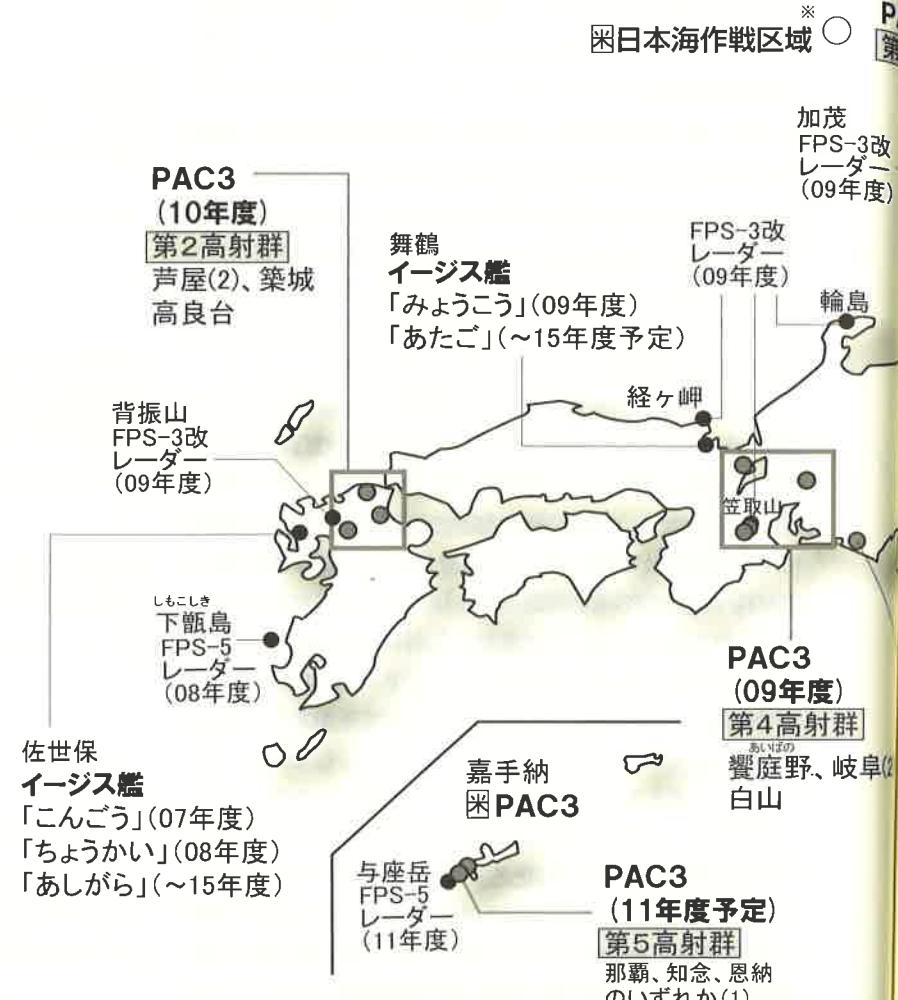
※同上。<http://qzss.jaxa.jp/01.html>

※平成20年5月28日法律第43号。

※民生にも軍事にも利用可能など。

6. 日本のミサイル防衛関連装備・部隊

無印:自衛隊 :在日米軍 :日米共同使用
 ◆航空自衛隊のPAC3で、()は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。
 1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:
 ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、
 ICC(情報調整装置)1、アンテナマスト2



- 今後の配備計画(自衛隊)
- 改良型パトリオットミサイル(PAC3)
 航空自衛隊の第3高射群(青森)、第5高射群(沖縄)、第6高射群(青森、北海道)に追加配備(第5は11年度中)。
 - スタンダードミサイル(SM3)
 海上自衛隊の「イージス艦」「あたご」(舞鶴)、「あしがら」(佐世保)に搭載。
 →用語の説明「PAC3」、「SM3」(226ページ)
- 以下の記載からのまとめ:
- 新「防衛大綱」(11年度以降「おもむね10年まで」)
 - 「中期防衛力整備計画」(11~15年度):ともに10年12月閣議決定。
 - 11年度防衛予算

7. 横須賀母港米艦船の変遷

	1985	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	
指揮艦	ブルーリッジ(LCC19)																										
空母	ミッドウェイ(CV41)																										
	インディペンデンス(CV62) 91.9.11~98.7.7																										
	リーブス(CG24)																										
	モービルベイ(CG53) 90.8.1~																										
	カーク(FF1087)																										
	バンカーヒル(CG52) 88.8.31~																										
	タワーズ(DDG9)																										
	サッチ(FFG43) 91.2.15~																										
	コクレイン(DDG21)																										
	マクラスキー(FFG41) 94.2.15~96.10.14																										
	オルデンドーフ(DD972)																										
	ヒューイット(DD966) 90.8.25~																										
	ハ蒙ド(FF1067)																										
	ファイフ(DD991) 88.8.31~																										
	オブライエン(DD975)																										
	ノックス(FF1052)																										
	カーツ(FFG38) 88.6.21~																										
	ロックウッド(FF1052)																										
	ロドニー・M・デイビス(FFG60) 88.6.21~																										

FF:フリゲート艦、FFG:誘導ミサイルフリゲート艦、DD:駆逐艦、DDG:誘導ミサイル駆逐艦、CG:誘導ミサイル巡洋艦

(注)母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

イージス艦

D7. 沖縄で頻繁な米艦船の寄港 —中国海洋戦略に反応か

近年、沖縄周辺で米海軍の行動が活発化しているが、この傾向は2010年も継続した。

まず、沖縄東海岸の中部にあるホワイトビーチへの米攻撃型原子力潜水艦(以下、原潜)の寄港が急増している。最近は佐世保での寄港が減少し、横須賀で原子力空母ジョージ・ワシントンの母港以来、増加しているとはいえ、寄港回数は、沖縄が最も多い。ホワイトビーチでは、06年まで年間寄港回数が17回以下であったが、07年から増え始め、10年も31回と高水準で推移した^{*}。沖縄への寄港は1時間以内の沖合停泊が多いことはよく知られている。07年まで、その比率は70%前後であった。それが、08年は41回中の34回(83%)、09年は32回中の28回(88%)、10年は31回中の26回(84%)と高くなっている^{*}。また例えば10年には12隻の原潜が入港したが、入港を3回以上繰り返した原潜が5隻あり、5隻で全体の70%を占めている。繰り返し入港に関わった5隻のうち3隻は機雷敷設能力を備えた改良ロサンゼルス級である。他の2つの港では沖縄のようなくなり返し入港は見られない。

一般に日本に寄港する米原潜は、日本近海での任務遂行中のものと、インド洋、ペルシャ湾などにおける任務遂行の往復路に寄港するものが考えられる。短時間の、しかも繰り返し寄港は前者に属し、これらの原潜が沖縄の近隣海域で任務を行っていること、その任務は、通信には適さない大容量のデータ授受など、短時間でも頻繁な寄港を必要とするものであると推測される。

原潜の沖縄寄港増と歩調を合わせるかのような、佐世保

^{*}データシート8(154ページ)。

^{*}「核兵器・核実験モニター」第371-2号(11年3月15日)。

配備の掃海艦の沖縄寄港も目を引く。これらの沖縄本島より南の先島諸島への寄港は、2007年から始まった。米海軍佐世保基地に掃海艦「ガーディアン」、「パトリオット」が配備されたのは、96年である。更に09年12月、2隻(「アベンジャー」「ディフェンダー」)が追加配備され、計4隻になった。07年6月24から26日に、掃海艦「ガーディアン」と「パトリオット」が与那国島に寄港したのが、戦後初の先島諸島への米艦船の寄港であった。その後、09年4月3から5日、石垣島に前年と同じ2隻^{*}、そして10年9月21から24日には宮古島に「ディフェンダー」が寄港している^{*}。「友好親善」「乗員の休養」が公式に通知された目的であるが、佐世保を出航したこれら掃海艦は、先島諸島への寄港の前後に東シナ海周辺で掃海活動を行っていると見るべきであろう。

沖縄の地勢学的な位置を考慮すれば、以上の動きは、米海軍が中国海軍の近代化に反応している姿の表れとみることができる。例えば、09年8月、米海軍諜報局が公表した報告書^{*}からは、米海軍が、中国潜水艦に対する音響測定等を行い、情報を分析していることがわかる。これが、沖縄への原潜寄港の急増の理由と考えられる^{*}。また最新の「4年ごとの国防見直し(QDR)」^{*}は、太平洋に関する記述で「出現しつつある接近阻止／領域拒否能力に対応して」米軍部隊と施設の弾力性を向上させるとしている^{*}。先島諸島への米掃海艦の相次ぐ寄港は、これらの東シナ海での行動の活発化を反映している。中国の「接近阻止／領域拒否」への対処が目的と思われる。

沖縄周辺における米海軍活動の新たな動向は、ともに中国海軍の近代化に対応した米軍戦略の表れと見ることができる。日本政府が、尖閣諸島など島嶼防衛を意識して、海上自衛隊の潜水艦増強や先島諸島への陸上自衛隊の配備計画^{*}を打ち出していることも相まって、このような軍事的対応の強化が、相互の軍拡を導き、軍事緊張を高める結果を招くことが懸念される。対話の強化と協議システムの構築こそ求められる。

^{*}本イアブック09-10年版「データシート10」(171ページ)。

^{*}データシート9(155ページ)。

^{*}報告書「中国の特徴をもった近代的海軍」。www.fas.org/irp/agency/oni/pla-navy.pdf

^{*}「核兵器・核実験モニター」第346号(10年2月15日)。

^{*}用語の説明「4年ごとの国防見直し」(226ページ)。

^{*}キーワードC6(114ページ)。

^{*}キーワードD5(142ページ)。

データシート 8. 原子力艦の寄港状況

【1】通算記録 1964~2010年の寄港回数と延べ滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

()内は水上艦船・内数。他は原子力潜水艦。

年	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86																							
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数																							
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42	8 (2)	52 (18)																						
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0	0 (0)	0 (0)																						
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0																								
	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6																						
年	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09																							
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数																							
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244	29 (3)	243 (12)	33 (11)	237 (3)	34	199																						
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	7	49	23 (1)	16	13	90																							
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	16	33	9	11	8 (2)	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	24	49	41	71	32	53

【2】2010年の記録

■ 横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	コネチカット	潜水艦	1/14～1/14	1
2	コネチカット	潜水艦	1/26～1/28	3
3	コネチカット	潜水艦	2/16～2/24	9
4	ジェファーソンシティ	潜水艦	4/2～4/2	1
5	ツーリング	潜水艦	4/27～4/30	4
6	ルイヴィル	潜水艦	5/5～5/11	7
7	ジョージ・ワシントン	航空母艦	(前年からの継続) ～5/10	130
8	ジョージ・ワシントン	航空母艦	5/14～5/18	5
9	ツーリング	潜水艦	5/24～5/31	8
10	ジョージ・ワシントン	航空母艦	6/9～6/10	2
11	ジョージ・ワシントン	航空母艦	7/3～7/9	7
12	ルイヴィル	潜水艦	7/20～7/31	12
13	ツーリング	潜水艦	8/2～8/6	5
14	ジャクソンヴィル	潜水艦	8/27～9/2	7
15	ハワイ	潜水艦	9/9～9/11	3
16	ミシガン	潜水艦	9/28～10/4	7
17	バッファロー	潜水艦	10/21～10/28	8
18	ジョージ・ワシントン	航空母艦	11/1～11/24	24
19	オリンピア	潜水艦	11/5～11/12	8
20	ハワイ	潜水艦	11/19～11/19	1

21 ハワイ

潜水艦	11/27～11/27	1
サンフランシスコ	11/29～12/3	5
シティ オブ コーパス クリティ	12/1～12/6	6
シャルロット	12/10～12/16	7
ジョージ・ワシントン	12/14～ (翌年へ継続)	18
パサデナ	12/29～12/30	2
10	累計	
回数	日数	
26 (6)	287 (184)	828 (55)
11	29	329 (19)
31	51	382 (4)
		654 (10)

■ 佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	コロンビア	潜水艦	(前年からの継続) ～1/4	4
2	コロンビア	潜水艦	1/8～1/8	1
3	アッシュビル	潜水艦	6/8～6/16	9
4	ツーリング	潜水艦	7/13～7/20	8
5	ツーリング	潜水艦	7/23～7/23	1
6	オリンピア	潜水艦	8/16～8/18	3
7	ルイヴィル	潜水艦	9/8～9/8	1
8	ルイヴィル	潜水艦	9/23～9/23	1
9	オリンピア	潜水艦	10/29～10/29	1
10	シティ オブ コーパス クリティ	潜水艦	12/13～12/13	1
11	シティ オブ コーパス クリティ	潜水艦	12/16～12/16	1

8. 原子力艦の寄港状況(続き)

■沖縄・ホワイトビーチ

(沖縄県うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	コネチカット	潜水艦	1/12～1/12	1
2	コロンビア	潜水艦	1/15～1/16	2
3	コロンブス	潜水艦	1/20～1/25	6
4	コロンブス	潜水艦	2/3～2/3	1
5	コロンビア	潜水艦	2/19～2/22	4
6	コロンブス	潜水艦	2/22～2/22	1
7	ヒューストン	潜水艦	3/22～3/22	1
8	ヒューストン	潜水艦	3/29～3/29	1
9	ヒューストン	潜水艦	3/30～3/30	1
10	ヒューストン	潜水艦	4/3～4/3	1
11	コロンビア	潜水艦	4/3～4/3	1
12	コロンブス	潜水艦	4/5～4/6	2
13	アッシュビル	潜水艦	5/1～5/1	1
14	アッシュビル	潜水艦	5/5～5/5	1
15	アッシュビル	潜水艦	5/8～5/8	1
16	ルイビル	潜水艦	5/22～5/22	1
17	オハイオ	潜水艦	6/10～6/10	1
18	ヒューストン	潜水艦	6/20～6/20	1
19	ヒューストン	潜水艦	6/28～6/28	1
20	アッシュビル	潜水艦	6/28～6/28	1
21	ルイビル	潜水艦	7/17～7/17	1
22	ルイビル	潜水艦	8/3～8/3	1
23	ルイビル	潜水艦	8/6～8/14	9
24	ツーソン	潜水艦	8/27～8/27	1
25	シティ オブ コーパス クリスト	潜水艦	9/24～9/24	1
26	シティ オブ コーパス クリスト	潜水艦	9/26～9/28	3
27	オリンピア	潜水艦	10/10～10/10	1
28	バッファロー	潜水艦	10/15～10/15	1
29	ハワイ	潜水艦	11/1～11/1	1
30	ハワイ	潜水艦	11/5～11/5	1
31	ヒューストン	潜水艦	11/18～11/18	1

9. 民間港への米軍艦入港状況

10年1月～12月(民間チャーター船含む)

海上保安庁調べ

D

日本の核
安保政策

寄港地(港名)	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	ブルーリッジ	2月5日	2月9日
函館	ガーディアン	7月8日	7月12日
青森	パンデグリフト	8月2日	8月7日
八戸	トランスペシフィック	1月26日	1月27日
八戸	トランスペシフィック	3月4日	3月5日
八戸	FC グレイス	4月25日	4月26日
八戸	トランスペシフィック	5月16日	5月16日
八戸	トランスペシフィック	5月23日	5月27日
八戸	トランスペシフィック	7月2日	7月3日
八戸	トランスペシフィック	7月22日	7月22日
八戸	トランスペシフィック	8月10日	8月13日
八戸	トランスペシフィック	8月26日	8月27日
八戸	トランスペシフィック	9月11日	9月12日
八戸	BRO ハワイ	12月10日	12月10日
仙台	ラッセル*	7月23日	7月26日
東京	ブルーリッジ	6月26日	6月28日
下田	カーチスワイルバー*	5月14日	5月17日
名古屋	シャウブ*	11月4日	11月7日
舞鶴	ガーディアン	7月1日	7月5日
舞鶴	シャイロー*	11月29日	12月2日
舞鶴	シャイロー*	12月6日	12月6日
徳島	ピンクニー*	2月28日	3月3日
宿毛	レイクエリー*	2月1日	2月5日
吳	マスティン*	6月12日	6月15日
広	キャブテン・スティーブンベネット	7月31日	8月10日
広	キャブテン・スティーブンベネット	10月9日	10月15日
下関	モンセン	11月4日	11月7日
博多	ラッシュモア	3月16日	3月21日
博多	ブルーリッジ	5月1日	5月4日
鹿児島	ジョン・S・マッケイン*	7月9日	7月11日
那覇	ロジャーリベル	10月11日	10月12日
宮古島	ディフェンダー	9月21日	9月24日

延べ寄港回数 32回

※イージス艦(9回)

D8. 普天間移設をめぐり 揺れる連立政権

※用語の説明「日米安全保障協議会」(225ページ)。

※www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/futenma-report1008.pdf

※09年9月16日に発足した民主・社民・国民新党3党による連立政権。5月28日の合意に反対する社民党は30日に離脱した。

※06年5月1日の日米合意「再編実施のための日米ロードマップ」。データシート10(158ページ)。

※①辺野古沿岸部におけるV字型滑走路を持つ普天間代替施設の建設(14年目標)、②日本の費用負担による海兵隊のグアム移転(14年目標)、③キャンプ糸満など嘉手納以南6施設の返還・統合。

※他の2計画は、「アラバ港の原子力空母用バース改修」と「陸軍防空・ミサイル防衛部隊の配備」。

※「核兵器・核実験モニター」第360号(10年9月15日)に抜粋。

2010年5月28日、日米両政府は安全保障協議委員会(2+2)^{*}において、米海兵隊普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の移設先を「辺野古崎地区と隣接する水域」とする共同声明^{**}を行った。「最低でも県外移設」を掲げ、09年9月に政権交代を果たした鳩山政権^{***}による普天間移設の再検討の結果は06年5月のロードマップ合意^{**}の再確認に終わった。「沖縄の海兵隊の抑止力は不可欠である」ことが理由であった。6月8日に発足した菅政権も、その立場を継承している。

一方「ロードマップ合意」の在沖海兵隊再編の3事案^{*}において、普天間移設との「パッケージ」で実施するとされた海兵隊のグアムへの移転をめぐり、米側では、計画の再考につながり得る動きが進行している。

7月31日、米国防総省(DOD)は、在沖海兵隊の移転を含む、グアム及び北マリアナ諸島における軍移転の3計画^{*}に関する最終環境影響評価書(FEIS)を発表した^{**}。軍移転における最重要問題の一つは、現人口約15万人のグアム本島において、最盛期には7万人以上と予測される建設工事関係者と軍要員と家族による人口急増と、グアムの社会インフラとを整合させる全体計画の妥当性である。FEISは、軍要員と家族の「流入速度の抑制」と「建設工事進捗管理の適切化」によって社会インフラ整備と整合させつつ海兵隊移転を完了させる計画を示した。それは端的には「海兵隊移転完了を当初計画の2014年以降に先送りする」というものであった。FEISは10年9月に修正なしに最終決定された。

さらに、海兵隊グアム移転に影響を与える米側の要因

として、2年連続で1兆ドルを超える財政赤字を解消するための国家予算全体の見直しが挙げられる。予算削減の要求の前に、国防総省は海兵隊を含む軍の戦力構成の見直しに着手している。予算削減議論は、海兵隊を含む軍の海外展開に波及する可能性がある^{**}。この議論は、議会からDODと海兵隊の計画の不充分さを指摘する声が上がって既に久しいことに加え、グアム移転計画の行方を大きく左右することになる。

日本政府は、7月15、16日の普天間移設に関する日米実務者協議において、滑走路1本・埋め立て方式での辺野古崎移設案を米側に提案したが、米側は滑走路2本を求め、難色を示した。これを受けて政府は7月27日、首相、官房、外務、防衛、沖縄担当の5閣僚が協議し、工法などの最終決定を11月の沖縄県知事選以降に先送りする方針を確認した。

8月31日、日米両政府は代替施設の配置、工法などを協議する日米専門家会合の報告書^{*}を公表した。報告書では、滑走路2本(V字)と1本(I字)の2案が併記されたが、代替施設を離発着する航空機の飛行経路の明記は見送られた。

一方、11月28日の県知事選で再選された仲井眞弘多知事は、選挙公約に「県外移設の実現を求める」ことを明記し、従来の県内移設を受容する姿勢から転換した。その背景には、沖縄の自治体や県民の「県外・国外移設」を求める声^{**}があった。このような選挙後の沖縄の状況下で、日本政府による「沖縄の説得」は、事実上不可能な状況に陥っている。

96年から延々と続く普天間移設をめぐる現状を眺めてみると、そこには政権交代を成し遂げながらも、06年の日米合意に回帰した日本政府の基本政策なき迷走があり、対岸では、海兵隊そのものの必要性にまで波及しかねない米国内議論がある。いま必要なことは、そのような構図全体を認識しながら、抑止力としての沖縄の海兵隊の必要性、さらには「抑止力」とは何かという本質にまで掘り下げた国民的議論を起こすことである。

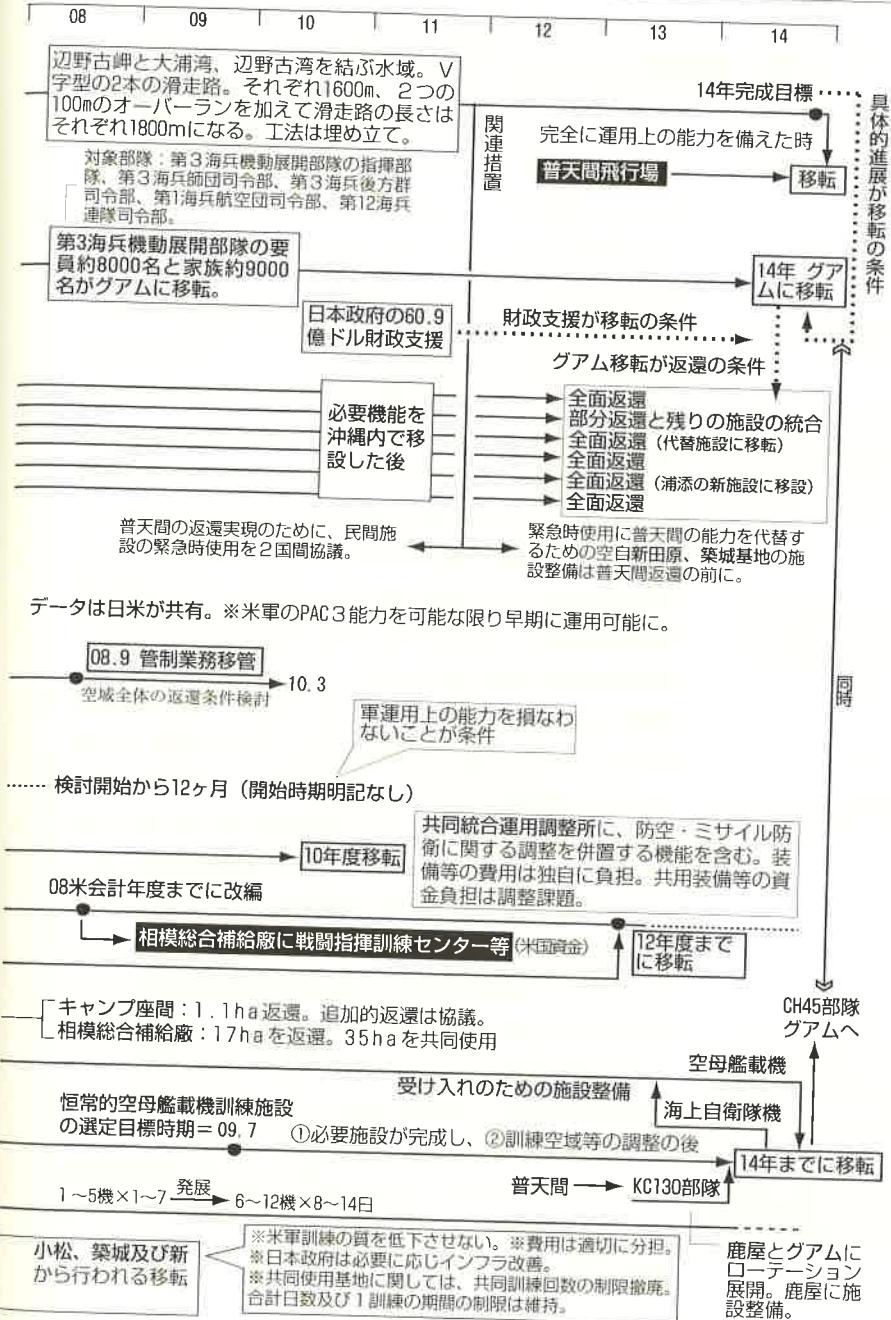
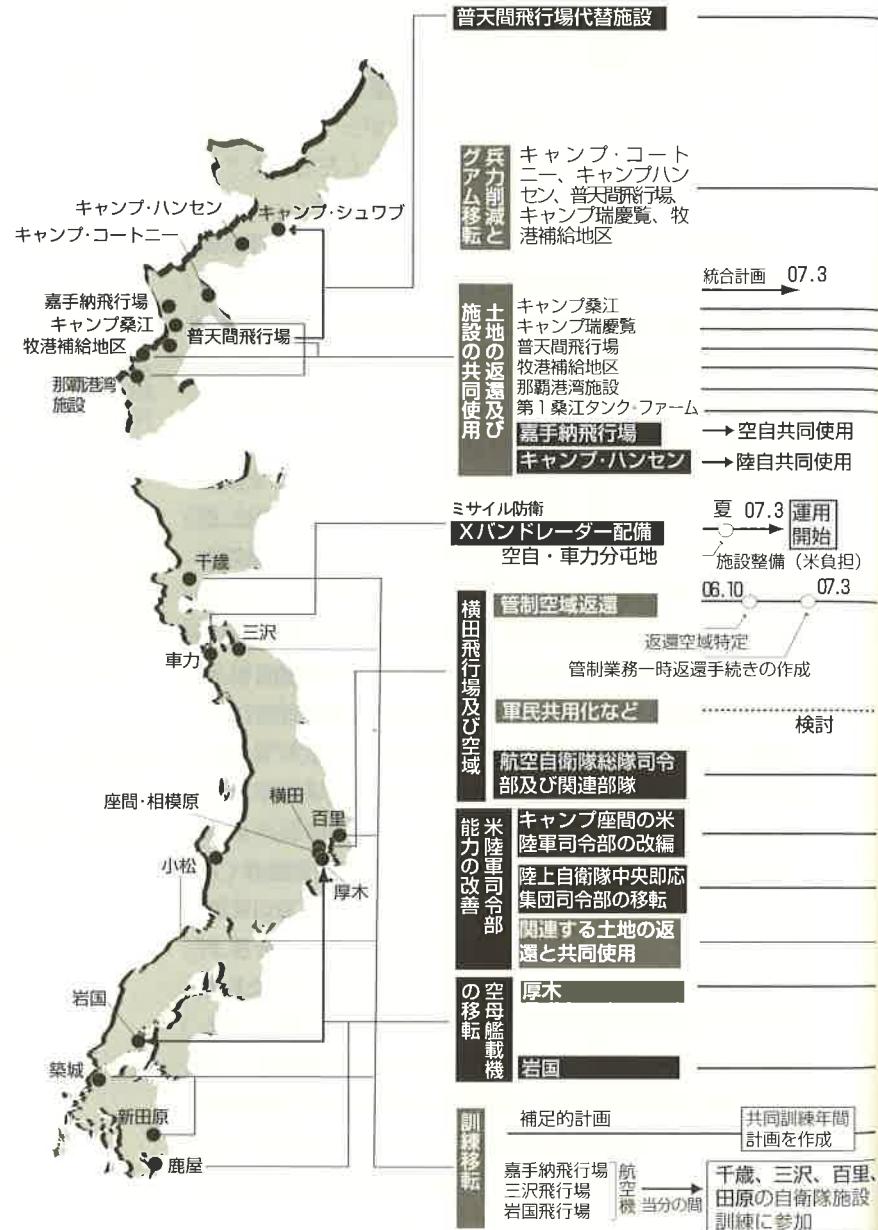
※キーワードC9(132ページ)。

※「普天間飛行場の代替の施設に係る二国間専門家検討会合の報告」(10年8月31日)。

www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/futenma-report1008.pdf

※キーワードE11(182ページ)。

10. 再編実施のための日米ロードマップ



D9. 核燃料サイクルの足踏みが長期化

※用語の説明「核燃料サイクル」
(224ページ)。

www.jnfl.co.jp/

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」
(225ページ)。

※高レベル放射性物質とガラスビーズを投入して溶かし、固めてガラス固化体にする電気炉。

日本の核燃料サイクル^{*}は、いたるところでほころびを生じ、停滞が長期化している。

日本原燃^{*}所有の六ヶ所再処理工場^{*}は、実際の使用済核燃料を用いたアクティブ試験を06年3月から開始しているが、4年以上経過した現在も作業は完了していない。同工場ではこれまでにウラン酸化物364トン、ウランとプルトニウムの混合酸化物(MOX燃料)6.7トンを製造したが、高レベル放射性廃棄物をガラス固化体にする工程で、ガラス溶融炉^{*}での沈殿の発生と堆積物を取り除くための作業、天井レンガ部分の損傷、炉内に落ちたレンガの回収といった作業が続いている。10年9月、日本原燃は竣工時期を12年10月に変更した。これは1992年の事業指定以降、15度目の変更となる。

このガラス固化体を300メートル以深の地下に埋め捨てる最終処分計画について、02年の公募開始以降、処分地に名乗りを挙げた自治体はない。さらに、海外に委託再処理していた際に発生したガラス固化体の返還が、95年から07年にわたり行われた仏国からの1,310本に続き、英国からも始まった。10年3月には最初の28本が到着し、今後10年程度をかけて約850本が返還される予定である。

日本は現在米国とフランスに続き世界第3位の原発大国である^{*}。各発電所から発生する使用済核燃料は発電所内の貯蔵プールに一時貯蔵^{*}して冷却した後に、六ヶ所再処理工場に輸送されることになっている。再処理工場の本格操業が遅れている現在、それもままならず、各発電所ではプールの貯蔵容量を増やす努力が行われている。

*10年1月現在、54基、4,884万キロワット。www.jaif.or.jp/ja/joho/press-kit_world_npp.pdf

*例えば、11年3月11日、大事故を起こした福島第一原発には約4500本の燃料集合体が保管されていた(東京電力発表)。

東京電力と日本原子力発電は05年、六ヶ所村に隣接するむつ市にリサイクル燃料貯蔵株式会社を設立した^{*}。同社は、2棟の施設で合計5,000トン、最長50年間の貯蔵を行う計画である。建設費は約1,000億円。金属キャスク^{*}の費用がその7~8割を占める。施設は10年8月に着工され、12年7月に貯蔵開始が予定されている。しかしここに貯蔵される使用済核燃料は、六ヶ所再処理工場に続く、いまだ議論されていない次の再処理工場で処理するためのものであることから、なし崩し的に永久貯蔵されるのではないかという懸念が地元に広がっている。また他の電力会社も同様の施設を必要としているが、表面化した動きはない。

高速増殖原型炉もんじゅ^{*}が10年5月、14年5か月ぶりに性能試験を再開したものの、再開直後から様々なトラブルに見舞われた。8月には燃料交換後に炉内中継装置が落下するという深刻な事故が発生した。約半年にわたる現状調査や対応策の検討を経て、落下物回収作業の準備が始まつたのは11年2月下旬であった。

一方、15年までに国内の原子力発電所16~18基でMOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料。再処理で抽出されたプルトニウムを用いる)を使用するプルサーマル計画については、未だ4つの発電所^{*}において、海外で製造されたMOX燃料の使用を開始したにとどまっている。国内のMOX燃料加工施設は10年5月に許可を受けて10月に建設に着手、2016年3月に操業開始が予定されている。

日本が保有する分離プルトニウムは、09年末現在、六ヶ所再処理工場の操業が無かったために前年度と同じ4,384キログラムである。海外に保管しているものは、英國に11,531キログラム、フランスに12,599キログラムである^{*}。

10年12月、内閣府原子力委員会は現行の原子力政策大綱の見直し作業を始めた^{*}。今後約1年をかけて、国内の核燃料サイクル政策や国際的な協力のあり方について議論する予定である。

※レシーバー、燃料を輸送、貯蔵するための金属製容器をいう。

※高速増殖炉はその経済性や技術的課題など多くの課題があるが、内部に核兵器級プルトニウムを生成することによる核拡散上の問題も大きい。

※九州電力玄海3号、四国電力伊方3号、東京電力福島第一3号、関西電力高浜3号。

※いずれも核分裂性のあるプルトニウム239及び241の量。内閣府原子力政策担当室「我が国のプルトニウム管理状況」、10年9月7日。www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2010/siryo48/siryo5.pdf

※新大綱策定会議
www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/tyoki_sakutei.htm

E1. 日本非核宣言自治体協議会、 NPT再検討会議に初の代表団

核不拡散条約

※会長は長崎市の田上富久長崎市長。副会長は神奈川県藤沢市の海老根清典市長、大阪府枚方市の竹内脩市長、広島市の秋葉忠利市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那霸市の翁長雄志市長の5名(2010年12月31日現在)。

事務局: 長崎市平和推進課
〒852-8117 長崎市平野町7番2号(長崎原爆資料館内)
TEL: 095-844-9923
FAX: 095-846-5170
www.nucfreejapan.com/
info@nucfreejapan.com

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や『非核三原則』の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マン彻スター市が最初に非核兵器地帯であるとの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※データシート15(214ページ)。

※2010年度は、第1回が長崎市、第2回が大阪府八尾市で開催された。

※書簡のURLは以下。
www.nucfreejapan.com/kaku_1_31.htm

※キーワードE2(164ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第354号(2010年6月15日)に発言要旨。

日本非核宣言自治体協議会(以下、協議会)※は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核宣言自治体※の協議組織である。10年12月31日現在、全国の非核宣言自治体数の17.7%にあたる271自治体が加盟している*。

1984年の設立以来、非核自治体の活動に関する調査や情報発信、平和事業担当自治体職員の研修会開催*、原爆巡回展など、多方面にわたる活動を通じて非核自治体の取り組みを力強くバックアップしてきた。また、長年、核保有国による核実験や核爆発を伴わない未臨界核実験の実施に対し、会長名での抗議や要請を続けてきた。10年においては米国が24回目となる未臨界核実験に対し、10月14日に米国、及び日本政府に宛てた書簡*を提出している。

10年5月、協議会は、田上長崎市長(会長)をはじめ、竹内枚方市長(副会長)、海老根藤沢市長(副会長)らから構成される代表団をNPT再検討会議に初めて派遣した。これは「核兵器のない未来を選ぶ」という意志を世界に明確に示し、「核兵器廃絶を求める世界のNGOと連携してアピール活動を行う」ことを目的としたものである。代表団は、5月2日のニューヨーク市内の平和行進に参加するとともに、平和市長会議*2020ビジョンキャンペーン協会主催会議や、日韓NGOワークショップ「北東アジア非核兵器地帯は『核兵器のない世界』を推進する」での発言*など、精力的にアピール活動を行った。また、ニューヨーク周辺の学校などへの訪問活動も行い、

長崎・広島の「ミニミニ原爆展」写真資料と紙芝居DVDを寄贈した。

これがきっかけとなり、藤沢市は、11月27~28日、市制施行70周年記念事業として「平和の輪を広げる湘南・江の島会議」を、田上会長、秋葉広島市長(副会長)を来賓に招いて開催した。神奈川県内すべての自治体関係者を初め、市民、NGOが参加し、神奈川県内全34自治体連名による「湘南・江の島かながわ自治体平和アピール」*などが決議された。

11月2日~7日には、非核宣言自治体が世界に広がる契機となった最初の非核宣言都市、英マン彻スター市の宣言30周年記念式典に田上会長が出席し、アピールを行った。

協議会はこれまで、年次総会や全国大会で採択された決議を通じて、北東アジア非核兵器地帯の実現をくり返し訴えてきた。10年5月25日、第27回総会決議*でも、「被爆国の国はであった『非核三原則』の形骸化が懸念される事態となった。『非核三原則』を実効性のある原則として確立するには、『北東アジア地域非核兵器地帯』*の実現が最も有効である。本協議会ではNGOとも協力しながら、これからも構想実現に向けての努力を粘り強く求めしていく」としている。決議は、国連事務総長、ジュネーブ軍縮局のほか、5つの核兵器国(米、英、ロ、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエルの在日大使、北朝鮮、国連北朝鮮代表部、そして日本政府に送付された。

さらに、ピースデボなど日韓NGOが呼びかけた北東アジア非核兵器地帯を求める署名に対し、多くの協議会会員自治体の首長が名を連ねている*。

「『北東アジア非核兵器地帯』の実現に向けて日本政府を動かしていくには、大きな世論が必要です。全自治体の80%以上を占める『非核宣言自治体』の果たすべき役割は大きいのです」——協議会作成のパンフレットはこのように述べる。とりわけ「核兵器のない世界」への国際的気運の高まりのなか、日本社会において多数を形成する非核自治体*が示すビジョンと行動がますます重要性を高めている。

*www.city.fujisawa.kanagawa.jp/content/000345473.pdf#search

*www.nucfreejapan.com/27th-ketsugi.html

*資料3-11(308ページ)に、モデル条約案。

*資料3-13(318ページ)。

*全自治体数1,794のうち1,534を占め、総人口の93.4%が住む(11年4月現在)。
データシート15(215ページ)。

E2. 平和市長会議、 「核兵器禁止条約」に焦点

NWC

※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。2010年末現在、会長は秋葉忠利広島市長(11年4月10日の広島市長選挙を受け、松井一實新市長に交代)。副会長は田上富久長崎市長を含む13市長。

事務局：広島市中島町1番5号(財)広島平和文化センター平和連帯推進課内
TEL:082-242-7821
FAX:082-242-7452
www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

※10年6月24日現在の賛同自治体数。署名活動はすでに終了している。

※このうち、長崎市長、枚方市長、藤沢市長は「日本非核宣言自治体協議会」(キーワードE1-162ページ)の代表団としての参加。

※キーワードE3(166ページ)。

※特別記事2(44ページ)

www.un.org/en/conf/npt/2010/ngopresentations.shtmlで各スピーチのテキストおよび動画を見ることができる。

国際NGO「平和市長会議」^{*}は、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた段階的行動計画「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」を提唱し、各国の自治体、NGO、市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。

08年には、15年までの禁止条約締結を含む20年までの核兵器廃絶への具体的道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表し、以後2年間にわたって10年の核不拡散条約(NPT)再検討会議での採択を目指した取組みを行ってきた。国内外の自治体首長を対象にした賛同署名には、1,166の国内自治体(国内全自治体の66.6%)、476の海外自治体首長が支持を表明した^{*}。

5月の再検討会議には、平和市長会議加盟の10か国30都市89人による市長代表団が参加した。日本からは、広島・長崎両市に加えて草津市、枚方市、藤沢市、焼津市の6自治体が参加した^{*}。市長らは、公式・非公式のさまざまな機会において各国政府代表や国連関係者、NGO代表らと協議し、20年までの核兵器廃絶に向けた取り組みの実施を訴えた。そうした場には、平和市長会議、「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」^{*}、「国際反核法律家連盟(IALANA)」、チリ政府代表部が共催した非核兵器地帯に関する市民社会フォーラム(4月29日)や、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長が基調講演を行った平和市長会議主催会議(5月4日)、再検討会議の公式プログラムの一環として、広島・長崎市長が被爆者^{*}らとともに意見を述べた「NGOセッション」(5月7日)^{*}などが挙げられる。また、前述のヒロシマ・ナガサキ議定書への賛同署名は、平和市長会

議が07年より継続しているCANT(都市を攻撃目標にするな)プロジェクト市民署名^{*}とともに、カバクトゥラン再検討会議議長らに提出された。

再検討会議では「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を提案する国は現れず、採択という目標は達成できなかった。しかし、市長らの積極的な働きかけが「核兵器禁止条約」をめざす国際世論形成に寄与し、最終文書での同条約への言及を実現させた一助となったことは間違いない^{*}。こうした中、平和市長会議は、条約交渉開始という次のステップに向かう具体的方途を話し合すべく、広島市と共に「2020核廃絶広島会議」を7月27、28日に開催した^{*}。国内65都市、海外4都市、国際機関、政府、NGO代表ら約300人の参加の下、最終日に採択された「ヒロシマアピール」は、核兵器を明確な国際人道法違反と位置づけ、各國政府に禁止条約の即時交渉開始を求めるとともに、特別核軍縮会議の11年開催など交渉開始に向けた具体的取り組みを提言した。また、アピールは、「核の傘に隠れている全政府に対し、安全保障の理念から核兵器を排除、拒絶すること」等、非核兵器国の責任にも明確に言及した。とりわけ被爆国でありながら「核の傘」に依存する日本政府に対しては、核保有国の首脳を招致し条約交渉実現に向けた議論を促進する会議の開催など、積極的・先進的な行動を訴えるものとなっている。

11年5月1日現在、平和市長会議への加盟自治体数は150か国・地域の4,704都市であり、目標に掲げてきた加盟自治体5千も達成間近となった。10年4月には、ニカラグアにおいて、一国における全都市の加盟が初めて達成された。日本国内の加盟自治体数も全自治体の過半数を超える970と着実に伸びている^{*}。

※10年5月現在のCANT署名数は1,024,820筆(07年2月からの累計)。10年12月には「核兵器禁止条約」に重点をおいた新たなCANT署名が開始された。注にある平和市長会議HPから、署名用紙のダウンロードならびにオンライン署名が可能。

※キーワードA1(62ページ)。

www.mayorsforpeace.org/jp/2020hirocon/2020Hirocon_report_JPN.pdfに報告書。

※データシート16(218ページ)。

E3. PNND日本、 日韓交流を深める

核軍縮・不拡散議員連盟

※国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に始まつた。www.pnnd.org/
共同代表は、ラファエル・チェギニ(タンザニア)、ロザリオ・グリーン(メキシコ)、セルゲイ・コレスニコフ(ロシア)、イ・ミギョン(韓国)、エド・マーキー(米国)、スー・ミラー(英国)、ウタ・ザブフ(ドイツ)の7名。
国際コーディネーター：アラン・ウェア(alyn@pnnd.org)、東アジアコーディネーター：梅林宏道(cxj15821@nifty.ne.jp)

※資料1-8(242ページ)。

※153の主権国家による議会と、準メンバーとして欧州議会など8つの地域組織が加盟。

※「核兵器・核実験モニター」第312号(08年9月15日)に全訳。

※「PNND日本サポートセンター」(ビーステボ気付)が支援活動を行っている。www.pnnd.jp/

※参加議員は、韓国：チョ・スンス(進歩新党)、イ・ミギョン(民主党)、クォン・ヨンギル(民主労働党)、パク・ウンス(民主党)、日本：犬塚直史(民主党)、井上哲士(日本共産党)、遠藤乙彦(公明党)、平岡秀夫(民主党)。

「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)^{*}は、75か国700人以上の国会議員が参加する超党派の国際議員ネットワークである。核軍縮・不拡散に関する最新の情報・資料の相互提供や人的交流を通じて、議員活動を活性化することが目的だ。

PNNDはこれまで、非核兵器地帯、米戦術核の欧州配備、米ロ新戦略兵器削減条約、核兵器予算などのテーマで、各国・地域議会への働きかけ、議員署名活動、シンポジウム開催など、有志議員による取り組みを展開してきた。とりわけ関心を注いだのが「核兵器禁止条約(NWC)」である。潘国連事務総長の「5項目提案」^{*}から生まれた気運を背景に、NWCへの国際支持拡大に向けた有志議員の活動が続いている。2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議では、5月6日に公開パネル「核軍縮を前進させる：議会の力」を列国議会同盟(IPU)^{*}と共に開いた。このパネルには国連事務総長も参加し、参加議員とともにNWCの実現を訴えた。PNNDは、NWCを支持する議員声明^{*}や、PNND参加議員の主導で各国・地域で採択された議会決議等を事務総長に提出した。

一方、その日本支部である「PNND日本」も、国際ネットワークやNGO^{*}の支援を得ながら、さまざまな活動を行っている(10年末現在、超党派60名の議員が参加)。

なかでも日本の有志議員が力を入れてきた活動が、北東アジア非核兵器地帯の創設をめざした日韓国会議員の連帯強化である。10年2月27日には、韓国の超党派国会議員4名を含む訪日団を迎え、公開シンポジウム「日韓国会議員と語る——北東アジア非核兵器地帯への道」を開催した^{*}。これは、

PNNDの日本支部と韓国支部による初の共催イベントであった。翌28日の日韓議員会議では、「北東アジアの非核化のための日韓国会議員の共同声明」を採択した。その後両国で賛同を国会議員に広く呼びかけた。署名者は日本の6党85人、韓国の3党7人に上っている(10年7月22日現在)^{*}。4月29日に開催された非核兵器地帯署名国会議に平岡秀夫衆議院議員^{*}が参加、この声明を国際的に発表した。

これらに先立ち、2月19日には、PNND日本の参加議員の呼びかけで、国会議員有志204名が連名して、オバマ大統領宛てに「唯一の目的」^{*}に立った政策をとることを求める書簡を送った。

5月のNPT再検討会議には平岡秀夫衆議院議員が参加し、PNNDも共催した「非核兵器地帯に関する市民社会フォーラム」(4月29日)や、日韓NGO主催のワークショップ「北東アジア非核兵器地帯は『核兵器のない世界』を推進する——国会議員、市長、市民からの訴え」(5月6日)^{*}等の場で、日韓議員の取り組みへの支持を訴えた。

10月20日にはPNND日本の総会が開かれた。役員の改選が行われ、前事務局長の河野太郎衆議院議員(自民)が会長に、稻見哲男衆議院議員(民主)が事務局長に就任した^{*}。また、グローバル評議員として、河野太郎、平岡秀夫両氏の就任が承認された。総会終了後には、PNND日本の主催で、映画「カウントダウンZERO」^{*}の議員試写会を開催し、前原誠司外務大臣(当時)が挨拶を行った。

PNNDは、11月12日から14日に広島で開かれた「ノーベル平和賞受賞者世界サミット」^{*}のプログラム「議員と受賞者によるラウンドテーブル」を開催した。11月16日に開催されたPNND日本主催の勉強会では、「ラウンドテーブル」に参加した、アレクサ・マクドナルフ(PNND前共同代表、カナダ)、セイバー・チヨードリー(バングラデシュ国会議員)、ジョナサン・グラノフ(世界安全保障研究所代表)、アラン・ウェア(PNNDグローバル・コーディネーター)がPNNDグローバルの活動や各地での取り組みを紹介した。

※資料3-12(316ページ)。

※平岡議員は民主党核軍縮促進議員連盟の前事務局長でもある。同議連は08年、北東アジア非核兵器地帯条約案を発表した(発表当時は岡田克也会長、現会長は前田武志衆議院議員)。

※核兵器保有の目的を相手の核攻撃を抑止することのみに限定する考え方。

※キーワードE1(162ページ)。

※PNND日本事務所：
稻見哲男事務所 〒100-8982
東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館 524号
TEL:03-3508-7623(直通)
FAX:03-3508-3253

※PNNDグローバルも試写活動などを行っている。キーワードE8(176ページ)。

※HP : www.nobelforpeace-summits.org/japanese/

E4. POCJAPANが 核兵器廃絶日本政策評議会 ラウンドテーブル —「市民」と「政治」の架け橋めざす

米オバマ政権の誕生を契機に「核兵器のない世界」を目指す政治空間が広がりつつある。市民社会は、この政治空間をさらに広げ、積極的に活用していく必要がある。

この目的に立った「市民社会に根ざした政策協議・提言グループ」として、核兵器廃絶日本政策評議会(POCJAPAN。以下、評議会)*が発足したのは09年秋のことである。評議員は18人(10年末現在)。代表は梅林宏道(ピースデボ特別顧問)が務め、次の人々が顧問として名を連ねている、土井たか子(元衆議院議長)、鈴木恒夫(元文部科学大臣、前PNND日本代表)、平岡敬(元広島市長)、土山秀夫(元長崎大学学長)、黒澤満(大阪大学名誉教授)。

「趣旨文」は、次のように評議会の基本的立場と目標を示している。(1)核兵器が比類のない非人道兵器であることを原点に据える、(2)日本が国際社会において被爆国としての道義的権威を保ち、高めるためには、核兵器に依存しない日本の平和政策の追求が必要である、(3)現在の国際社会の核軍縮・不拡散努力についての正確な情報と分析を基礎にした考察を重視する、(4)政府関係者、政策担当者などとの協議、対話、提言などを通じて日本の市民社会と政府の間のブリッジの役割を果たす、(5)日本の市民社会を構成する諸セクターが、現在の新しい状況のなかで核兵器廃絶への関与を深めることを促進する、(6)適宜、適時に国際的発信を行う。

評議会は、主として招待ベースのラウンドテーブル協議会というスタイルによってこれらの目標を追求する。ラウ

*連絡先:〒223-0062
横浜市港北区日吉本町1-30-
27-4 日吉グリューネ1F
ピーステボ気付。
HP:http://pocjapan.wordpress.com/pocjapan_mission/

ンドテーブルは基本的に「チャタムハウス・ルール」*によって運営される。

これまでに、二度のラウンドテーブル協議会が開催された*。09年12月8日に開催された最初のラウンドテーブルは、元米軍縮大使のロバート・グレイ氏と核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)世話人の犬塚直史参議院議員を発題者に招いて、「北東アジア非核兵器地帯を考える」との表題の下に開催された。

二回目のラウンドテーブルは10年11月18日、「核兵器禁止条約への道を考える」と題して開催された。同年5月のNPT再検討会議*の最終文書が、潘基文国連事務総長が提案*した「核兵器禁止条約、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組み」に言及したことを受け、同条約実現の道をどのように構想するかが議論された。NGO「中堅国家構想(MPI)」国際運営委員のアラン・ウェア氏*、元国連事務次長で軍縮・不拡散促進センター所長の阿部信泰氏が発題を行い、それを受けたNGO・世界安全保障研究所(GSI)代表のジョナサン・グラノフ氏とバングラデシュ国会議員のセイバー・チョードリー議員も加わり討論を行った*。

議論の焦点は、核兵器禁止条約へ向けた交渉はどのような枠組みで開始できるか、という問題であった。阿部氏は、核兵器禁止条約を目指すとき、対人地雷禁止条約を生み出したオタワ・プロセス、あるいはジュネーブ軍縮会議(CD)には弱点がある。5核兵器国(米ロ仏中英)を含み、可能ならば印パを含む枠組みによる交渉開始が必要である、との見解を述べた。一方ウェア氏は、非核国が始めた交渉に大国である核兵器国が後で加わるということは可能であるとの考えを示した。南太平洋非核兵器地帯条約に当初は反対していたオーストラリアが、周辺国の世論の高揚に押されて、非核地帯設立のリーダーシップをとるようになった前例が示された。

第3回ラウンドテーブル協議会は11年秋に開催が予定されている。

*[発言者の許可なしに、発言者を特定できるような形で内容を外部に公表しない]という会議のルール。

*いずれも、明治学院大学国際平和研究所(PRIME)との共催。

*キーワードA1(62ページ)。

*資料1-8(242ページ)。

*ウェア氏が、9月にMPIとスイス政府が共催した会合(ウィーン)に提出したコンセプト・ペーパー「核兵器禁止条約(あるいは合意のパッケージ)に向けた準備プロセス」の全訳は「核兵器・核実験モニター」363号(10年11月1日)。

*評議会HPに梅林代表による要約。

E5. 第4回「地球市民集会ナガサキ」、NWCと北東アジア非核兵器地帯に焦点

核兵器禁止条約

2010年2月6日から8日にかけて、NGO、自治体関係者、市民などが被爆地・長崎に集い、核兵器廃絶と恒久平和に向かう具体的方途について意見を交わす「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催された。2000年11月、03年11月、06年10月に続く4度目の開催であり、国内外から延べ約4千人が参加した。過去3回と同様に、長崎市民、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会で構成される「核兵器廃絶地球市民集会長崎実行委員会」(委員長:土山秀夫)^{*}が企画と運営を行った^{*}。市民の力強いイニシアティブの下、市職員が事務局を担い、多くの市民ボランティアが参加して官民共同で取り組むというユニークな運営方式は、こうしたテーマにおいては日本で他に類を見ないものである。

プログラムには、基調講演を行ったヘンリック・サランダーアンスウェーデン軍縮大使(NGO「中堅国家構想」議長(当時))をはじめ国内外のNGO代表者、軍縮専門家、政府・自治体関係者、被爆者による講演や討論のほか、地元の小中学生や市民団体による合唱やダンス、NGOの活動紹介展示、さまざまな自主企画など多彩な行事が盛り込まれた。また、地元大学生グループによるCM作成や開催中の取材活動、映像インターネット配信など新しい取り組みもあった^{*}。

実質的な討論は、3つの分科会とそれを踏まえた全体会議において行われた。各テーマは以下の通りである。

- 分科会1 「核の傘を考える—核兵器に依存する非核兵器国への責任」
- 分科会2 「核兵器禁止条約へ—目標を明記して段階

*実行委員会連絡先:
〒852-8117
長崎市平野町7番3号
Tel:095-844-9922
Fax:095-844-9961

*同実行委員会は2月8日を締め切り期日としてオバマ大統領の長崎訪問を求める署名活動を行い、9万8555人分が集まった。

*会議のダイジェスト動画は
www.youtube.com/watch?v=cQ7XIfJ6iusで閲覧可能。

的アプローチを」

- 分科会3 「核兵器廃絶運動の継承と創造」
- 全体会議「NPT再検討会議にのぞむ—好機を生かすために」

この議題設定が明示するように、今回の集会においては、10年5月の2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議とその先を見据えつつ、いかに「地球市民」として核兵器廃絶への実践の方策を提示できるかが議論の焦点であった。とりわけ、「北東アジア非核兵器地帯」「核兵器禁止条約」といった具体的提案の実現に向けた課題をめぐり、会場の参加者を含めた熱心な討議が行われた。

3日間の議論のまとめとして、8日の閉会集会は、核兵器使用を「人道に対する罪」とあらためて強調した上で、政府が市民社会と協力し「核兵器廃絶のプロセスを目に見える形で始めるよう」要求する「長崎アピール2010」を採択した。5項目からなる要求の第一には、「志を同じくする国家と市民社会の代表の参加のもと、「核兵器を禁止し、廃絶する条約」に向けた準備プロセスを創り出すこと、NPT再検討会議をそのための手掛かりを得る場とすることが盛り込まれた。また、非核兵器地帯が「核の傘」に替わる「現実的な方法を提供する」ものであるとし、日韓政府に北東アジア非核兵器地帯の創設に向けた「計画を準備し、公表するよう」要求した。

アピールは日、英両国語で作成され、国連や日本政府、核保有国の在日大使館、国内外の諸団体に広く送付された。また、5月のNPT再検討会議に参加した「集会実行委員会」代表団によって各国政府・NGO代表らにも配布されている。

なお、2000年以降、実行委員長として4回の集会を牽引してきた土山秀夫氏は今回をもって退任した(後任は朝長万左男長崎原爆病院長)。これまで20年にわたって長崎平和宣言の起草委員も務めるなど、土山氏は核兵器廃絶に向けた理論的・精神的支柱として市民活動や自治体の平和行政に多大な貢献を行ってきた。こうした功績が評価され、12月13日、長崎市は土山氏に名誉市民の称号を贈った。

E6. 日弁連が「核兵器廃絶宣言」 —「三原則」法の草案作成へ

※HP:www.nichibenren.or.jp

※資料3-10(307ページ)
www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2010_4.html

日本弁護士会連合会^{*}(日弁連、会長:宇都宮健児)は、10年10月8日、人権擁護大会において「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」^{*}を採択した。人権擁護大会は、日弁連最大の行事であり、人権擁護大会宣言は総会決議・宣言に準ずる日弁連としての意思表明である。全国で約2万9千人の会員を擁している日弁連が核兵器廃絶に向けての態度を表明したのは約30年ぶりである。

日弁連は、1949年の結成以来、平和や核兵器問題について決議や宣言を行ってきており、1978年には核兵器禁止条約案を発表した経緯もある。今回の決議は、09年4月の米国オバマ大統領のプラハ演説以降高まっている「核兵器のない世界」に向けての気運を踏まえ、核兵器廃絶に向けての日弁連の決意を改めて内外に示したものである。

宣言はまず、「核兵器の使用は、地球環境を破壊し、人間の生命・健康に深刻な被害を与えるものである…核兵器は、人類の生存と繁栄に対する最大の現実的脅威であり、無差別大量殺戮の残虐兵器である核兵器の使用・威嚇が、国際法上違法であることは明らかである。」との認識を明らかにした。

その上で、「宣言」は次の3つのことを政府に求めている。

第1は非核三原則の法制化、第2は北東アジア非核地帯の実現、第3はわが国が核兵器禁止条約の締結を呼びかけることである。それぞれ、国内、北東アジア地域、国際社会を念頭に置き、核兵器廃絶のための「法的枠組み」を提案するものである。

非核三原則の法制化は、国内法の制定であり、諸外国との

折衝は不要である。他方、北東アジア非核地帯条約は、中国、米国、ロシア、韓国、北朝鮮との交渉が不可欠であるし、核兵器条約も、核兵器保有国の意思に大きく依存することからグローバルな外交的努力が求められることは言うまでもない。

わが国では「非核三原則」は国是とされているが、政府も与党も「非核法」制定については消極的である。法律は改正される恐れがあるが「国是」ならその心配はない、との説明もなされているが、その真意は、わが国の安全保障には米国の核抑止力が必要であり、「非核法」によって「米国の核兵器持ち込みを制約することは米国の核抑止力を損なう」というものであろう。また、政府による北東アジア非核地帯条約のための具体的努力は未着手である。核兵器条約については、核兵器国も参加する形での核軍縮が現実的であるという理由から交渉の早期開始に賛成していない。

今回の宣言は、このような状況の中で、核兵器のない世界に向けて、日弁連として現実に何ができるかを検討した結果として採択された。実践的目標の第一に挙げられるのが「非核三原則の法制化」である。核兵器廃絶や平和の課題で決議や宣言はするが、それを具体的な成果として結実させる努力こそが、市民すべてに今求められている。「宣言」は次のように結ばれる。「核兵器が廃絶される日が一日も早く実現するよう、国内外に原爆被害の深刻さを訴えるとともに、法律家団体として、非核三原則を堅持するための法案を提案し、広く国民的議論を呼びかけるなど、今後ともたゆむことなく努力することを決意する」。ここには、法律家集団として、国民との対話を通して「非核日本」に向かって前進するとの強い意志を感じることができる。

すでに有志による法案の叩き台を準備する作業が始まっている。

E7. 原爆症認定・救済制度に 未だ多くの課題

10年3月末現在、国内で被爆者健康手帳を所持している被爆者は、22万7千人余りに上る。平均年齢は75.92歳(09年3月、厚生労働省調べ)。援護・救済施策にこれ以上の遅れは許されない。

03年に始った原爆症認定集団訴訟は、09年8月6日に麻生太郎政権(当時)と日本被団協^{*}との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」(以下「確認書」)^{*}が交わされたことによって一つの区切りを迎えた。しかし「確認書」は係争中の案件の解決を図るもの、原爆症認定期制自体が持つ諸問題の解決は課題として残されている。

10年1月14日に開かれた「確認書」に基づく長妻昭厚生労働相(当時)との第1回協議会において、日本被団協、原告団、弁護団らは「統一要求書」を提出、原爆症認定基準と認定行政の改善、認定期制の改革、作業部会の設置などを要請した。これに対して厚労相は、これら制度の改善のために法改正の検討をする意欲を示した。

10年には、「確認書」が交わされた時点で未確定であった原爆症認定期裁判の判決が、高松、東京(第2次)、千葉、岡山および長崎(第2次)で出された。これらの判決は一部を除き、過去の審査方針を批判するのみならず、現在の「新しい審査の方針」^{*}の問題点を厳しく指摘するものであった。

8千件とも言われていた原爆症認定期申請の審査滞留問題に関して、厚生労働省は「確認書」締結後、審査を加速したが、結論の多くは「却下」であった。10年2月だけでも500人近くが却下された。10年9月には、同年4月から6月にかけての審

※HP:www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/

※「原爆症認定期集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」。一審で勝訴した原告の判決を確定させることなど6項目。www4.ocn.ne.jp/~t-hibaku/hibakusa/090806_k.html

※09年6月22日改訂。
www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/08.html

査結果が初めて一部公開された。それによれば、申請却下率は85%にも上っている。同年12月末現在の認定期申請の審査待機件数はなお3,319件に上る。こうした現状に対して7月、広島・長崎両県市の首長と議長でつくる「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)」は、認定期制の見直しと審査の迅速化を要請した。

10年12月9日に、長妻厚労相の下で設置された私的諮問機関「原爆症認定期制の在り方にに関する検討会」^{*}の初会合が開催され、認定期制の法改正を含む検討がスタートした。同検討会の委員には被爆者らの強い要望により2名の被爆者が加わっている。

10年4月には、09年12月に成立した「原爆症認定期集団訴訟の原告を救済するための基金法」^{*}が施行され、国が3億円を支出して一般社団法人「原爆症認定期集団訴訟原告支援事業実施法人」が立ち上げられた。12月には敗訴が確定している原告20人を対象に、国から事実上の解決金を支払う手続きが開始された。これは敗訴者を含む「全員救済」の基盤となるであろう。

他方、海外で暮らす被爆者健康手帳の所持者は、09年3月末時点で35か国に計約4300人とされている。内訳は韓国約2910人、米国約970人、ブラジル約160人などである。北朝鮮の被爆者は1900人程度とみられる。07年11月の最高裁判決^{*}で、在外被爆者への手当支給を認めなかつた旧厚生省通達の違法性を認定し、賠償を命じた司法判断が確定している。その後、広島・長崎・大阪などで2000名以上の被爆者・遺族が起こしていた国家賠償請求集団訴訟についても、国との和解が相次いで成立した。

在外被爆者が原爆症の認定期を受けるための「来日要件」も撤廃され、4月から現地の日本大使館などで申請できるようになった。10年11月にはブラジル在住被爆者が在外被爆者として初めて、国を相手に原爆症認定期申請の却下処分の取り消しなどを求める訴訟を広島地裁に起こした。

※www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000ahdf.html

※「原爆症認定期集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」(平成21年12月9日法律第99号)。09年8月6日の「確認書」に基づき、敗訴した原告の救済を目的とする。

※在外被爆者を被爆者援護法の対象ではないとした国の通達(昭和49年7月22日衛発第402号)及びこれに従つた取扱いは違法であつたとして国家賠償を求めた「三菱広島・元徴用工被爆者訴訟」に対するもの。

E8. 「核ゼロ」へ 2つの企業がキャンペーン

2010年、多くの市民・NGOが5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議に焦点をあてて行動した。その中で、日本の市民社会に芽生えた特筆すべき新たな試みとして、企業による「核ゼロ」を前面に打ち出したキャンペーンがある。ここでは2つの事例を取り上げる。

日本全国の約140店舗とインターネットで、石鹼やスキンケア用品などを販売する「LUSH(株式会社ラッシュ・ジャパン)」^{*}は、3月15から31日にかけて「核兵器廃絶キャンペーン」を展開した。これは5月のNPT再検討会議に向けた国内の世論喚起や、日本の市民の声を会議が行われるニューヨークに届けることを目的としたものである。期間中、全国の店頭では、スタッフが「NO核兵器」のイラストが背中に大きく書かれたTシャツを着て、店舗ごとに創意工夫に富んだ取り組みが行われた^{*}。共通して実施されたのは、特設コーナーでの「チャリティポット」^{*}の販売と、来店客が折った折り鶴を集めることで、核廃絶を訴える署名を呼びかけた。また、店舗での取り組みと並行して、キャンペーンサイト^{*}でも様々な企画が展開された。ピースデポはキャンペーン期間中の「チャリティポット」の寄付対象に選ばれた。

もう1つの着目すべき取り組みとして、映画『カウントダウンZERO』^{*}がある。この映画は、07年のアル・ゴア元米副

※LUSHは94年の英国に始まり、欧米とアジアを中心とする36か国に約500店舗を展開している。ラッシュ・ジャパンは98年に誕生。www.lushjapan.com/information/aboutlush/company.asp

※www.lushjapan.com/shop/shop.aspから、店舗ごとの取り組みを見る事ができる。

※「資金難で苦しんでいる小規模な草の根団体へ支援をしようと」との趣旨で、「チャリティポット」(ボディーケア)を販売し、売上全額をNGOに寄付する取り組み。07年から。www.lushjapan.com/information/ethical/charity/index.asp

※www.lushjapan.com/contents/no_nukes/index.asp

※<http://blog.to-zero.jp/cp/>

大統領のノーベル平和賞受賞のきっかけとなった、ドキュメンタリー映画『不都合な真実』の製作スタッフが製作したものである。核保有国の元首脳や、元CIA工作員、核の「闇商人」などの証言、映像資料などにより、現在の核兵器の危険性への警鐘を鳴らし、「核ゼロ」の必要性を訴えている。日本では、配給元の「パラマウント ピクチャーズ ジャパン」が、公開に向けた広報とともに、「核兵器ゼロ」を訴えるキャンペーンを行っている^{*}。

10月20日には、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本^{*}主催により、衆議院第一議員会館で議員試写会が行われた。上映に先立ち、前原誠司外務大臣(当時)、PNNDの河野太郎会長(自民)、稻見哲男事務局長(民主)が挨拶を述べた。また、映画のウェブサイトでは、「ZEROキャンペーン」^{*}を開いている。そこでは「ACTION」として、「私は『核兵器廃絶=ZERO』に賛同します！」という部分をクリックすると、数字が増えるカウンターや、ブログやツイッター用のリンクバナーが設けられており、誰でもすぐに、気軽に参加できるような趣向が凝らされている。

これらの企業による取り組みは、普段は運動体と接触することのない市民が日常に足を運ぶ街中にある店舗や、名の知れた映画会社といった身近なところでテーマに出会いうという特徴がある。「企業と消費者」という出会いのきっかけを通して「核ゼロ」を考える試みは、市民参加の新しい道筋として意義深い。



映画「カウントダウンZERO」
ポスター



LUSH「核兵器廃絶キャンペーン」
特設コーナー。(横浜相鉄ジョイナス店、10年3月18日)

※「核兵器・核実験モニター」第364-5号(10年12月7日)にインタビュー記事。

※キーワードE3(166ページ)。

※<http://blog.to-zero.jp/cp/>
映画は11年4月公開予定であったが、東日本大震災の影響により延期され、キャンペーンは現在も継続している。

E9. ピースボートが ヒバクシャ「証言航海」

*詳しくは、ピースボートHP (www.peaceboat.org/info/hibakusha)やブログ (<http://ameblo.jp/hibakushaglobal>)を参照。

国際交流NGOピースボート(本部・東京都新宿区)は、広島・長崎の被爆者とともに船で世界を回り、各地で証言を行う「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」*を08年より実施している。被爆者の平均年齢が76歳を超えるなか、被爆の実相を人々に伝え核廃絶への国際世論を高めることを目的としたもので、通称を「おりづるプロジェクト」という。広島市、長崎市、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)など、国内外の多くの組織が後援している。10年末までに計123名の被爆者が参加した。

10年には、4月16日から7月25日まで第3回の「ヒバクシャ地球一周」が行われた。被爆2世1名を含む8名が地球一周したほか、在韓、在米被爆者も1名ずつ部分参加した。また、広島と長崎の若者1名ずつが「パートナー」として加わった。核保有国である中国、フランス、ロシアを含む計17カ国22都市で証言・交流が行われた。

5月のNPT再検討会議には、2名の被爆者が代表団として空路ニューヨーク入りし、軍縮教育家キャスリン・サリバン氏と協力して現地の高校で証言を行ったり、国連内でワークショップを開催するなどした。

NPT再検討会議の最終文書に「核兵器禁止条約(NWC)」の言及が盛り込まれたことを受け、直後の6月にはノルウェー＝アイルランド間で「NWC洋上会議」が開催された。イギリスのスー・ミラー上院議員、国連軍縮局のランディ・ライデル上級政務官をはじめ、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)や国際NGO関係者ら計9名がNWCへの次のステッ

プを議論した。これら専門家は船上で被爆者と交流し、その証言に心を打たれたと語っている*。会議結果は、ダブリンにおいてアイルランド政府に報告された。

メキシコでは、同国外務省が被爆者一行を受け入れ、世界初の非核地帯・トラテロルコ条約の記念碑のある外務省講堂にてパネル討論を開いた。

世界の他の戦争被害者との交流も、このプロジェクトの特徴である*。ベトナムでは枯葉剤被害者、ヨルダンではパレスチナ難民、ポーランドではアウシュビッツの生存者と交流した。グアテマラでは、36年にわたる内戦を終結させた元大統領が現グアテマラ市長として一行を歓迎し、平和市長会議への加盟書にサインした。この地球一周を通じて、ベトナム、グアテマラ、メキシコから計14都市が平和市長会議に新規加盟している。

船上には日本の若者はもちろん、各国からの奨学生も参加している。韓国の学生が乗船し、また、中国やシンガポール寄港時には現地学生との交流が行われた。こうして、アジアの若者たちと原爆投下と太平洋戦争の歴史をめぐる意見交換がくり広げられた。

10年末、11年の第4回「ヒバクシャ地球一周」に参加する9名は日本政府から「非核特使」に任命された。うち1名は被爆2世で、2世として初の「非核特使」になった。過去の「おりづるプロジェクト」参加者が帰国後に活動を続けている事例も多く、今後の波及効果が期待される。



おりづるパートナーが船上で巨大なおりづる作成



在韓被爆者の郭貴勲さんかアモイ大学で証言

*NWC洋上会議に参加したライデル政務官は「被爆者が間違いなく、核をめぐる世界的な議論にインパクトを与えていた」と語っている。(10年9月14日『長崎新聞』)

E10. 広がる劣化ウラン兵器 DU 禁止の気運

※BBCオンライン、http://news.bbc.co.uk/today/hi/today/newsid_8548000/8548926.stm

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(225ページ)。国際的には「ウラン兵器」と呼ばれることがある。

※[AFP]、10年10月5日。

※決議番号A/RES/65/55。賛成148か国、棄権30か国、反対4か国。データシート3(100ページ)。

※事務局本部はイギリス・マン彻スターで、現在、世界30か国から130のNGOが参加。日本からは最多の29団体が賛同 参加している。
www.ban-depleteduranium.org

※無害であるとの説得力のある証拠がない限りリスクを想定しなければならないという原則。

2010年3月4日、英BBC^{*}は、イラクのファルージャ(バグダッド西方約50キロ)で子供たちの間に先天性異常が急増しており、現地ではこれがイラク戦争における04年の米軍の攻撃で使われた劣化ウラン(DU)^{*}や白煙弾に起因するとの見方があると報じた。これを含め、欧州メディアでは、09年秋から、イラクにおける健康障害の増加とDU兵器使用との関係を疑う報道があいついだ。これらを受け、世界保健機関(WHO)とイラク当局はファルージャにおける先天性障害の増加の実態調査を、10年夏から一年半の予定で開始した^{*}。

国連総会においては11年1月13日、「劣化ウランを含有する装甲及び兵器の影響」と題された決議^{*}が採択された。同決議は、加盟国と関連国際機関にDU兵器使用の影響に関する見解を示すこと等を求めるものである。反対したのは、アメリカ、イギリス、フランス、イスラエルの4か国であった。総会でDUに関する決議が採択されるのは、07年、08年に統き3度目である。NGO「ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)^{*}等が求めてきた「予防原則^{*}に基づくDU兵器使用中止」は含まれなかった。しかし、今回の決議は、DU兵器を戦闘で使用した国に対して「要請があれば、使用地域と使用量を可能な限り詳細に報告することを求めるなど、従来よりも前進した内容を含むものであった。

同決議は、過去二回の決議と同じく「非同盟運動」(NAM)諸国全体の一一致した案としてインドネシアによって提出された。今回の採決では、NATO諸国の中からドイツ、フィンランド、アイスランド、イタリア、ノルウェー、オランダなど

が前回同様に賛成票を投じたのに加え、08年には棄権したベルギー、ギリシャ、ルクセンブルグ、スロベニアも賛成に転じた。また、国内でDU兵器が使われた経験を持つボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタも、08年の棄権から賛成に転じた。このような欧州諸国の動向の背景には、ベルギー、ドイツ、オランダ等におけるICBUWの活動や欧州議会への働きかけなど、この2年間に展開された精力的なキャンペーンがある。また、前決議より前進した内容を含む新決議に、日本政府が引き続き賛成票を投じたことも評価できよう。

DU兵器を禁止する国内法制定の動きも着実に広がっている。11年4月27日、コスタリカ議会では「ウラン兵器禁止法」が可決成立された。コスタリカ領土内における、DU兵器の使用、製造、移送、売買、貯蔵を禁ずる法律である。同様な国内法の成立はベルギー(09年6月発効)^{*}に次ぐものである。類似した法案は、ニュージーランドやアイルランドでも検討されている。これらによって国際的な劣化ウラン兵器禁止へ向けた動きが加速化されることが期待される。

一方、日本では、超党派国會議員による「劣化ウラン兵器禁止を考える国會議員勉強会」が結成され、第1回会合が10年2月5日に開かれた。この「勉強会」は、ICBUWジャパン^{*}の働きかけに応え、民主、社民、国民新党、自民、公明、共産、みんなの7党の10人の国會議員が連名で呼びかけて立ち上げられたものである。当日、30名を越える国會議員及び議員秘書が参加し、活発な質疑応答と議論がなされた。ICBUW運営委員である嘉指信夫、振津かつみ両氏が、「ウラン兵器の非人道性と禁止に向けた日本の役割/国際的な動き」を報告し、「日本イラク医療支援ネットワーク」(JIMネット)事務局長の佐藤真紀氏が「イラクの小児がんに苦しむ子ども達の医療支援の現状」を報告した。参加した各党の議員からは、DU兵器禁止に向けて、日本がもっと積極的な役割を果たすべきとの意見が相次いで出された。同勉強会は、10年中には3回、つづいて11年3月までに2回開催された。

※本イアブック07年版・キーワードB8(176ページ)、09-10年版・キーワードB10 (86ページ)。

※ICBUWヒロシマ・オフィス
<http://icbuw-hiroshima.org/>

E11. 普天間は県外・国外へ —全国で自治体、市民が訴え

*「沖縄に関する特別行動委員会」最終報告(96年12月2日)。
www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/saco.html

日米両政府が「5年ないし7年以内の普天間飛行場返還」を含む合意を行ったSACO最終報告*から、15年が経過しようとしている。09年12月28日、鳩山連立政権は、3党(民主、社民、国民新)による「沖縄基地問題検討委員会」の初会合を開き、普天間の県外・国外移設を念頭に、「ゼロベース」での計画の見直しを開始した。

10年1月24日の名護市長選挙では、「県外・国外移設」を訴える稻嶺進氏が初当選した。名護市では、97年の「名護市民投票」で辺野古移設反対が過半数に達したが、歴代市長は受け入れを条件付きで容認してきた。稻嶺市長の誕生は、名護市民から政府への、明確な「拒否」の意思表示となった。これに対し、防衛省は名護市への米軍再編交付金の09、10年度分の計約17億円の交付を取りやめた*。2月24日には、県議会が普天間飛行場の早期閉鎖・返還と、その「県外・国外移設」を求める意見書を、初の全会一致で可決した。

沖縄県外からもメッセージが発せられた。1月19日の県外有識者ら340人による「普天間基地移設計画についての日米両政府、国民に向けた声明」*は、「鳩山政権と沖縄県民だけでなく、日本に住むすべての人々が真剣に考え」「本土の米軍基地への受け入れの可能性や国外移転を真剣に検討すべき」と訴えた。3月16日には、国連人種差別撤廃委員会が「沖縄における不均衡な軍事基地の集中が住民の経済、社会、文化的権利の享受を妨げる」と指摘し、県民の権利尊重のために日本政府は適切な政策を講じるべきであると勧告した*。

その間、政府内には、キャンプ・シュワブ陸上案、うるま市

*11年5月12日、防衛省は「受け入れ拒否の状況が変わらないため」とし、11年度分(約10億円)についても交付の取りやめを発表した。

*「世界」(岩波書店)10年3月号に掲載。
www.iwanami.co.jp/sekai/2010/03/124.html

www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/cerds78.htm にある「CERD/C/JPN/C0/6」。

勝連半島沖案、嘉手納統合案、徳之島*案などが浮上した。4月18日には徳之島で、1万5千人が参加して移設反対集会が行われた。25日には、読谷村運動広場で「普天間飛行場の早期返還と、国外・県外移設を求める県民大会」が約9万人の参加*で開催され、仲井真弘多知事も出席した。

宜野湾市の伊波洋一市長(当時)は、市民の声を鳩山政権の見直し作業に反映させるべく、米政府の一次資料や、米議会の動向などを詳細にまとめた説明資料を作成し、鳩山首相や与野党国会議員に精力的に働きかけた*。

しかし、5月4日、鳩山首相は仲井真知事に県外移設の断念を伝え、28日には、日米両政府は辺野古を移設先とする共同声明を発表した*。5月16日、基地が集中する本島中部の7市町村長が初めて実行委員会の共同代表を務め、普天間包囲行動が行われた。伊波宜野湾市長と稻嶺名護市長は、行動後の記者会見で共同声明*を発表し、「危険な普天間飛行場は一日も早く閉鎖・返還されるべき」であり、日米両政府は「安全保障や抑止力を理由に県内移設を行わず」、「県民の基地負担の軽減を行い、住民の安全・安心の保障を最優先に確立するべきである」と訴えた。一方、全国都道府県議会議長会は7月30日の会長声明*で、「沖縄県には米軍基地が過度に集中しており、早急に地元の理解を得ながら基地負担の軽減を図る必要がある」と表明した。

11月28日の県知事選では、対立候補の伊波前宜野湾市長らを抑え、仲井真知事が再選された。知事は06年の就任以来、辺野古移設を条件付きで容認してきたが、9月以降、「県外移設」に方針を転換した。同日の宜野湾市長選では、「伊波市政の継承」を掲げて立候補した安里猛副市長が当選した。

沖縄県民・自治体の圧倒的多数が県内移設を拒否している状況は不变である*。政府方針が辺野古案に回帰したとはいえ、「普天間問題」への関心は全国的に高まり、もはや「沖縄の問題」として蓋をし続けることは不可能な状況となつた。全国の自治体・市民が知恵を絞り、「海兵隊の抑止力」という本質を含めた、国民的議論を行うことが求められる。

*鹿児島県奄美群島の島。人口約2万7千人。

*主催者発表。「琉球新報」、10年4月26日。

*与党国会議員への説明(2月18日)、衆院安全保障委員会への説明(3月17日)、鳩山首相現地視察の際の説明(5月4日)など。宜野湾市HP:www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/1963.htmlに説明資料。

*キーワードD8(156ページ)。

*www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/38568/38622.html

*www.gichokai.gr.jp/pubyobo/Document.do?FormMode=reference&FormEvent=window-open&doc_id=3872

*「沖縄タイムス」による世論調査(10年4月16~18日実施)では、県民の89.8%が「県外・国外移設」を求める結果であった。

E12. 「さい塾」、 米軍基地実態調査で3つの成果

*www.saijuku.jp

※それぞれの記者会見の内容は
www.saijuku.jp/site/reportを
参照。

※中部訓練場は、沖縄本島中部から北部にかけて存在するキャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブにまたがる広大な米軍演習場を指す。最近の10年間で107回の山火事が発生。

NGO「さい塾」*(代表:梅林宏道。ピースデポのプログラム)は09年から10年にかけて3度、米情報公開法による米軍基地実態調査の成果について記者会見を行った*。テーマは①「沖縄米軍中部訓練場における原野火災」(09年11月5日)、②「佐世保基地における弾薬不法投棄事件」(09年11月20日)、③「沖縄県北部訓練場高江地区ヘリパッド(ヘリコプター離着陸帯)移設地選定」(10年10月22日)である。

「さい塾」は「行政資料の情報公開を基礎としてグローバルな平和と公正を追求するための情報交換と相互研鑽の場」を目的として08年6月に発足、メディア関係者、市民団体メンバー、自治体の政策担当者、学生などが活動している。

①「沖縄米軍中部訓練場における原野火災」*に関する調査は、近年増加傾向にある中部訓練場の原野火災がますます住民の安全や自然環境を脅かしている事態を踏まえ、その背景を明らかにすることを目的に行われた。

調査の結果、次の方が判明した。第一に、米海兵隊は気象条件を考慮した「火災条件」を設定し、条件ごとに訓練使用が許される弾の種類に関する指針を作成していた。第二に、02~07年の6年間に起きた62件の火災のうち、26件(42%)が明確な指針違反の訓練で発生した火災であった。第三に、米軍が日本側に火災の原因となった部隊や武器に関する情報を与えない方針をとっていた。

②「佐世保基地における弾薬不法投棄事件」に関する調査は、08年10月に起きた佐世保基地における2警備兵員による佐世保湾への弾薬不法投棄事件に関して、当時ほとんど明

らかにされなかつたその真相を解明するために行われた。

調査の結果、第一に、兵員たちの生々しい証言資料から弾薬不法投棄が兵員たちの間では暗黙の了解となっているとともに、弾薬の行方不明が常態化しており、今回の事件が氷山の一角である可能性が示唆された。第二に、年度末に在庫を抱えたままだと次年度の弾薬の割り当てが減り、資格維持のための射撃訓練ができなくなることが弾薬投棄の動機であると判明した。第三に、弾薬の出納記録マニュアルが適切でなく、訓練された管理担当官もおらず、記録を弾薬司令部に提出する際のチェック体制がないなど、弾薬管理が松懈であることが暴露された。投棄された弾薬が全て回収されたとは考えにくく、未回収弾がある可能性が高い。

③「沖縄県北部訓練場高江地区ヘリパッド移設地選定」に関する調査*は、96年のSACO合意*から数回の環境アセスメントを経て決定された、沖縄県北部の東村高江区へのヘリパッド移設予定地の選定過程を明らかにする目的で行われた。地域住民が激しく反対している運動に資することを目指したものであった。

調査の結果、第一に、政府・米軍が用いた環境評価の手法を用いても、最終決定された移設予定地6か所のうち3か所は、やんばる典型種など希少生物保護の目的に不適格な場所であることが判明した。第二に、入手された米軍文書から、米軍が環境上の都合よりも作戦上の都合を優先した状況が浮かび上がった。移設予定地の選定にあたって、日本政府には環境保護の観点があったが、結果的に米軍の要求を優先して決定が行われた。

以上の調査のいずれも、住民の安全や自然環境の保護のためには「日米地位協定」を含む法制度や政策の転換が必要であることを示している。具体的には、①、③については安全や環境問題に対する日本の調査権の明記、②については米軍車両による基地外の通行に対する日本の権限の明記、といった形での地位協定改訂が望まれる。もちろん、③のような場合、基地建設計画自体を中止する必要も生まれてくる。

*この調査については一度、09年3月に請求を全面拒否された。この極めて異常とも言うべき経緯について、09年6月に記者会見を行った。「核兵器 核実験モニター」331-2号(09年7月15日)、www.saijuku.jp/site/report/index.htmlに詳説。

*北部訓練場に関しては、その過半返還と、条件としてヘリパッドの返還予定区域から残余区域への移設が盛り込まれた。

E13. 普天間で画期的判決 — 基地騒音訴訟の進展

※02年10月提訴。原告396人。

10年7月29日、普天間爆音訴訟^{*}控訴審において、福岡高裁那覇支部で画期的な判決が下された。基地騒音の違法性を認めながらも、米軍機の飛行は国の支配が及ばない第三者（米軍）行為であるとして夜間・早朝の飛行差し止め請求を棄却している点は第一審判決と同様であるが、高裁判決は、①地裁判決が否定した米軍ヘリコプター特有の低周波音について心身への被害との因果関係を初めて認定し、②30年以上固定され続けていた損害賠償額をほぼ2倍に引き上げた（W値^{*}75の区域で日額200円、W値80の区域で日額400円）のである。全国の軍用機騒音訴訟でみても新たな成果であった。これらの結果、地裁判決の約2.5倍となる約3億7,000万円の損害賠償額を、原告396人に対して支払うことが国に命じられた。慰謝料の算定にあたって、①04年8月の沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事故、②騒音防止協定の形骸化、③「世界一危険な飛行場」と称されている普天間基地の特殊性などが考慮されている点が特徴である。

このほか、騒音測定については、騒音防止協定が形骸化していると批判しながらも、請求できる実定法上の根拠がないとして原告側の主張はしりぞけられた。危険への接近の法理による免責・損害賠償額の減額については、普天間基地の形成過程の特殊性や国による騒音対策の不十分さを指摘しながら、国側の主張をしりぞけた。また、請求権適格を有さないとして、将来の損害賠償請求は却下された。

福岡高裁那覇支部が下したこの判決を不服として、原告10人が棄却された飛行差し止めと騒音測定を求めて8月11日

に最高裁に上告した。一方、国は上告しなかったため、上告した原告を除く386人に対する国の賠償責任は確定した。

本判決にあわせる形で、7月30日、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は宜野湾市で第2回総会を開き、米軍機の飛行差し止め請求を棄却した高裁判決を不当とし、国に対し米軍基地提供の責任における爆音被害の早期解決を求める案を決議した。また、普天間基地の被害が判決で認定されているとして、「政府はこの判断を真摯に受け止め、県内移設を断念し、基地の即時閉鎖・返還を実現すべきだ」と要求した。

他の訴訟の主な動き

新嘉手納爆音訴訟

09年2月7日の高裁判決で差し止めを棄却された原告の代表411人と損害賠償を棄却された55人が09年3月11日に上告した。同時に米政府を相手とする訴訟についても、20人の原告が上告し、現在係争中である^{*}。10年2月20日には、夜間・早朝の飛行差し止めや将来・過去分の損害賠償を求める第3次訴訟を起こす方針を原告団と弁護団が固めた。原告団は2万人を超える見込みであり、早ければ11年春頃に提訴される（提訴は11年4月28日に行われた）。

*上告理由の詳細については、新嘉手納基地爆音訴訟団のHP(<http://kadena-bakuon.com/index.html>)を参照されたい。

その他

第4次厚木爆音訴訟（07年12月提訴）、小松基地第5次訴訟（08年12月提訴）、岩国爆音訴訟（09年3月提訴）では地裁において口頭弁論が進められている^{*}。横田基地では09年4月にすべての訴訟が終了し、現在のところ新たな提訴はなされていない。

*第4次厚木爆音訴訟の詳細については、(www.asahi-net.or.jp/kg6s-onm/)を参照されたい。

11. 米軍機・艦船による事故

2010年1月～12月 (防衛省まとめ)

●米軍機による事故

(1) 予防着陸(不時着)等

月 日	発生場所	概 要
2月9日	那覇空港	米軍機(C-12)1機が天候不良のため着陸。
4月26日	青森空港	米軍機(F-16)1機のエンジンに関する警告ランプが点灯したため僚機とともに計2機が予防着陸。
5月16日	那覇空港	米軍機(C-5)1機が天候不良のため着陸。
6月15日	沖縄県宜野座村(宜野座村交流センターの東側海岸)	米軍機(CH-46)1機が天候不良のため着陸。
8月13日	調布飛行場	米軍ヘリ(UH-1)1機が計器の異常を示したため予防着陸。
12月6日	沖縄県渡名喜村のヘリポート	米軍機(HH-60)1機がトランスマッision不具合のため予防着陸。
計		6件

(2) 部品の落下等

月 日	発生場所	概 要
1月28日	神奈川県綾瀬市大上	米軍機(FA-18E)から金属部品が落下。
計		1件

(3) 部品の遺失

月 日	発生場所	概 要
3月4日	厚木基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機(FA-18C)が厚木基地を離陸後、訓練飛行を終え、同基地に帰還したところ、部品2個の遺失が判明。
4月7日	嘉手納基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機(F-15)が嘉手納基地を離陸後、海上の提供空域での訓練飛行を終え、同基地に帰還したところ、模擬ミサイル付属の安定板1枚の遺失が判明。
計		2件

●米軍艦船による事故

月 日	発生場所	概 要
		該当なし
計		0件

防衛省注)本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

12. 米軍人による刑法犯検挙状況

警察庁刑事局捜査第1課まとめ

	総数	犯罪別の検挙状況(件数)					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数	2010年	85	2	23	24	2	1
	青森	5	0	2	1	0	0
	警視庁	6	0	3	0	0	3
米軍基地等 が存在する 都県	神奈川	9	1	3	2	0	0
	静岡	3	0	2	0	0	1
	広島	3	0	2	0	0	1
	山口	5	0	1	2	0	2
	長崎	7	0	1	4	0	0
	沖縄	47	1	9	15	2	19

警視庁注)上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

13. 自衛隊機・艦船の事故

10年1月～12月 (防衛省まとめ)

① 自衛隊機による事故、予防着陸(不時着)、部品の脱落等

<陸上自衛隊>

※ピースデボ注: 第1ヘリコプター団

発生年月日	概要
1.13	1ヘリ団連絡偵察飛行隊所属LR-2が、飛行中、左エンジン油温上昇による山形飛行場への予防着陸。
1.19	1ヘリ団特別輸送ヘリコプター隊所属EC-225LPが、飛行中、#2エンジン火災検知器装置の誤作動による宇都宮飛行場への予防着陸。
3.1	第8飛行隊所属のUH-1Jが、飛行中、天候不良のため、10:53、緑川場外離着陸場(熊本県)に予防着陸。
4.8	1ヘリ団第102飛行隊所属のUH-60JAが飛行中、油圧系統のカバーを留める留め具が欠損。
4.16	北部方面ヘリコプター隊所属UH-1Jが、飛行中、トランスマッision油圧系の針振れによる上富良野駐屯地への予防着陸。
4.16	北部方面ヘリコプター隊所属UH-1Jが、飛行中、ETUカソードカバーを札幌市周辺で脱落。
5.13	第2飛行隊所属OH-6Dが、飛行中、エンジン排気管緩み止め用安全線を旭川飛行場周辺で脱落。
6.9	1ヘリ団第1輸送ヘリコプター群所属CH-47JAが、飛行中、主警報灯及びトランスマッisionチップ・ディテクター警報灯点灯のため霞ヶ浦飛行場へ予防着陸。
7.21	第8飛行隊所属UH-1が、飛行中、#1油圧系統の不具合により薩摩硫黄島空港へ予防着陸。
8.24	第12ヘリコプター隊所属CH-47JAが、飛行中#1エンジン・プラットホーム・サポートストラップ・ヒンジピンを相馬原飛行場周辺で脱落。
8.27	航空学校所属AH-1Sが、飛行中、エンジンチップ警告灯点灯により神路場外離着陸場(三重県)へ予防着陸。
10.1	1ヘリ団第1輸送ヘリコプター群所属CH-47JAが、飛行中、主警報灯及びトランスマッisionチップ・ディテクター警報灯点灯のため保田場外離着陸場(千葉県)へ予防着陸。
10.23	航空学校教育支援飛行隊所属AH-64Dが、飛行中、右側パイロン・フェアリング外板の一部を明野飛行場→八尾飛行場に至る間で脱落。
12.17	航空学校所属AH-64Dが、飛行中、テールローター・ギアボックス・フェアリングカバー取り付けビスを明野飛行場周辺で脱落。

13. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

10年1月～12月(防衛省まとめ)

<海上自衛隊>

発生年月日	概要
1.10	護衛艦たかなみ所属のSH-60Kのアデン湾での射撃訓練飛行終了後の点検において、74式車載7.62mm機関銃の部品の脱落を発見した。
1.20	第22航空隊所属のSH-60Kの大村周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、ワイヤー部品の脱落を発見した。
1.27	第21航空隊所属のSH-60Jの館山周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、機体カバーの部品の脱落を発見した。
2.4	第24航空隊所属のSH-60Jの伊島沖での訓練飛行中において、ソナードームが落下した。
2.12	第81航空隊所属のEP-3Cの岩国飛行場での試験飛行において鳥と衝突したためタクシーライトが脱落した。
2.19	第22航空隊所属のSH-60Kの大村周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、機体カバーの部品の脱落を発見した。
2.23	第5航空隊所属のP-3Cの東シナ海周辺海域での飛行終了後の点検において、着陸灯の脱落を発見した。
6.7	第5航空隊所属のP-3Cの那覇周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、ボムベイの部品の脱落を発見した。
6.28	第71航空隊所属のUS-1Aの岩国から鹿屋への訓練飛行終了後の点検において、機体上部に取り付けてあった部品の脱落を発見した。
9.7	第23航空隊所属のSH-60Kの舞鶴周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、フレアー部品の脱落を発見した。
9.7	第111航空隊所属のMH-53Eの小牧から岩国への訓練飛行終了後の点検において、メインローターヘッドの部品の脱落を発見した。
9.29	護衛艦ゆうぎり所属のSH-60Jのスリランカ南方空域での訓練飛行終了後の点検において、機体カバーの部品の脱落を発見した。
11.11	第2航空隊所属のP-3Cの八戸周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、胴体下部に取り付けてあった部品の脱落を発見した。
12.19	護衛艦きりさめ所属のSH-60Kのアラビア海での射撃訓練飛行終了後の点検において、74式車載7.62mm機関銃の部品の脱落を発見した。

<航空自衛隊>

発生年月日	概要
1.7	百里基地所属のF-15が、定期検査のための航空機搬入を終了し、着陸後の点検において、左主翼パイロン・ブリロード・パッドが脱落紛失しているのを発見した。
1.18	築城基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スタッズ(F-2ドラッグ・シート構成品の一部)が脱落紛失しているのを発見した。
1.25	百里基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主翼後縁テープが脱落紛失しているのを発見した。
1.25	美保基地所属のYS-11が、特別運航を終了し、着陸後の点検において、上部衝突防止灯の損傷及び一部脱落紛失並びに左水平翼前縁部の打痕を発見した。
1.27	入間基地所属のYS-11が、着陸後の点検において、No2レドームのロータリーラッチピンが脱落紛失しているのを発見した。
2.5	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・ノズル・アッパー・フレキスブル・フェアリングが一部脱落紛失しているのを発見した。
2.8	春日基地所属のCH-47が、定期検査のための航空機搬入を終了し、着陸後の点検において、後部パイロン左側アクセス・カバー・スタッズのひとつが脱落紛失しているのを発見した。
2.8	那覇基地所属のCH-47が、特別運航を終了し、着陸後の点検において、リベット頭部が脱落紛失しているのを発見した。

2.10	入間基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、311Rパネル取り付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
2.10	松島基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AN/ALE-47 フレインバルス・カートリッジ等が脱落紛失しているのを発見した。
2.12	美保基地所属のT-400が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジン・アウトボード・スタング・フェアリング取付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
2.15	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、帰投中の外観点検において、AIM-9Lキャプティップドーム・オプティカルが脱落紛失しているのを発見した。
2.19	小牧基地所属のKC-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ブーム・ノズル・ライトのチューブ・アッシーの凹み及び取り付けスクリュー、ワッシャー等が脱落紛失しているのを発見した。
2.23	千歳基地所属のT-4が、空域での訓練のための離陸時において、パネル207が落下するのを発見した。
2.24	那覇基地所属のCH-47が、No1&No2エンジン・ピープトリム・スイッチの不具合により、宮古島空港に予防着陸した。
2.25	松島基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AN/ALE-47 フレインバルス・カートリッジ等が脱落紛失しているのを発見した。
3.4	入間基地所属のT-4が、航法訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジンアジャスト用セグメント取り付けスクリュー、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
3.9	千歳基地所属のF-15が、要務飛行を終了し、着陸後の点検において、左エンジン・オグメンタ部品が脱落紛失しているのを発見した。
3.17	松島基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネルNo224Lスリーブ・ボルトが脱落紛失しているのを発見した。
3.17	松島基地所属のUH-60が、航法訓練を終了し、着陸後の点検において、ホイスト・フェアリング取り付けスクリュー及びワッシャーが脱落紛失しているのを発見した。
3.18	入間基地所属のU-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚スピンドル・アッセンブリーのグリスニップルが脱落紛失しているのを発見した。
3.18	那覇基地所属のT-4が、要務飛行を終了し、着陸後の点検において、右翼端灯カバーが脱落紛失しているのを発見した。
3.25	小牧基地所属のU-125が、人員輸送を終了し、着陸後の点検において、左主翼後縁テープの一部が脱落紛失しているのを発見した。
4.8	新田原基地所属のUH-60が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、チップ・ディテクタ・コネクタ・アクセス・ドアのピンジ・ピンが脱落紛失しているのを発見した。
4.12	小牧基地所属のKC-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジン・ナセル・ストラット部アクセス・パネルが脱落紛失しているのを発見した。
4.13	松島基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、帰投中の外観点検において、AIM-9Lキャプティップドーム・オプティカルが脱落紛失しているのを発見した。
4.14	百里基地所属のRF-4EJが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、DOOR137スクリュが脱落紛失しているのを発見した。
4.21	千歳基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において耐雷保護用アルミ箔が剥離・紛失しているのを発見した。
4.22	浜松基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主翼後縁テープの一部が脱落紛失しているのを発見した。
4.26	新田原基地所属のT-4が、訓練終了後の着陸時において、左主脚タイヤが落下するのを発見した。
5.6	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主脚室上部カバー・リベット、ワッシャー及びスペーサーが脱落紛失しているのを発見した。
5.6	入間基地所属のCH-47が、飛行中におけるトランスマッision系統の不具合により、小松基地に予防着陸した。
5.10	千歳基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スピードブレーキ・シリンドラ取り付けフラケット部のボルト及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
5.11	浜松基地所属のE-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右メイン・ランディング・ギア・ドア・シールが脱落紛失しているのを発見した。
5.25	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティップドーム・オプティカル・レンズが脱落紛失しているのを発見した。

13. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

10年1月～12月(防衛省まとめ)

<航空自衛隊(続き)>

5.26	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア143R取付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
5.31	松島基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネルNo224Rストリーブ・ボルトが脱落紛失しているのを発見した。
6.2	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右ラダー168Lパネルの一部欠損脱落紛失しているのを発見した。
6.11	入間基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・パイロン前部フェーリング部のスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
6.13	松島基地所属のT-4が、展示飛行を終了し、着陸後の点検において、左エンジンアジャスト用セグメント取付けスクリュー、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
6.14	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、着陸灯の損傷及び一部が脱落紛失しているのを発見した。
6.16	入間基地所属のYS-11が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、No2レドームのロータリーラッチ・ブランジャーが脱落紛失しているのを発見した。
6.17	入間基地所属のYS-11が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、パネル412Lが脱落紛失しているのを発見した。
7.8	岐阜基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼パイロン外側ランチャー下部のスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
7.8	百里基地所属のRF-4EJが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚エアー・チャージ・バルブ・キャップが脱落紛失しているのを発見した。
7.13	百里基地所属のF-4EJ改が空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚銘板が脱落紛失しているのを発見した。
7.14	百里基地所属のRF-4EJが空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、DOOR75L側ウィング・トルクボックス・フェアリング・フィラーが脱落紛失しているのを発見した。
7.14	百里基地所属のRF-4Eが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、アレスティングフックアップラッチ部ペアリングプレートが欠損及び脱落紛失しているのを発見した。
7.16	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左インポート・パイロン外側ランチャーのクイック・リリース・ピン・シャンク部が脱落紛失しているのを発見した。
7.16	美保基地所属のC-1が、特別運航を終了し、着陸後の点検において、No2エンジン・スラストリバーサーのストップアッシ取り付けボルト及びナットプレートが脱落紛失しているのを発見した。
7.20	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主脚センタードア・ハードポイント受け側プレートが脱落紛失しているのを発見した。
8.6	春日基地所属のCH-47が、飛行中の客室火災により、天草飛行場に予防着陸した。
8.23	小松基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジン・ノズル・セグメントのスクリュー、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
8.24	千歳基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左エンジンアジャスト用セグメント取付けスクリュー、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
8.25	築城基地所属のF-15が、飛行前点検において、右フラップ・アップ・ストップ部ファスナが脱落紛失及び外板剥離しているのを発見した。
8.25	百里基地所属のUH-60が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、メイン・ローター・ブレード・チップ・キャップの一部が脱落紛失しているのを発見した。
8.26	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右後方7Aランチャー・フェーリング前方スキン取り付けボルトが折損及び一部脱落紛失しているのを発見した。
8.28	三沢基地所属のCH-47が、燃料系統の警報灯の点灯及びAPU付近からの液体漏洩により、北海道立福島商樂高校のグラウンドに予防着陸した。
8.31	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア143R取付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。

9.1	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア106Lスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
9.9	浜松基地所属のE-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン内側スクリューバー、アルミ板が剥離紛失しているのを発見した。
9.13	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼ダンプマスク取り付けスクリューが折損一部脱落紛失しているのを発見した。
9.15	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右フラップ・アップ・ストップ破断による関連構成品の脱落紛失を発見した。
9.21	小牧基地所属のUH-60が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、テール・ローター前縁ボリュレタン・テープが脱落紛失しているのを発見した。
9.29	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-7Mのウイング・アッセンブリが脱落紛失しているのを発見した。
9.30	新田原基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ACPフラップ取付けボルト等が脱落紛失しているのを発見した。
10.6	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚室内胴体側面リベット頭部が脱落紛失しているのを発見した。
10.7	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左ラダー上方ヒンジ取付けボルト、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
10.18	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右パーティカル・スクリューベレーター前方受け根ドア145R取付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
10.22	那覇基地所属のCH-47が、特別運航を終了し、着陸後の点検において、後部ローター・ヘッド・シュラウド・カバーのヒンジ・ピンが脱落紛失しているのを発見した。
10.27	松島基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スタティック・ディスクチャージャーが脱落紛失しているのを発見した。
11.10	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア62R取り付けスクリューが脱落紛失しているのを発見した。
11.14	岐阜基地所属のF-4EJ改が、支援飛行を終了し、着陸後の点検において、DOOR75Lの外側ファスナーが脱落紛失しているのを発見した。
11.30	松島基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、DISTRIBUTOR PANELの取付けボルトが脱落紛失しているのを発見した。
12.6	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左フレア・ディスペンサ・スクリューが脱落紛失しているのを発見した。
12.17	小松基地所属のF-15が、航空機輸送を終了し、着陸後の点検において、右主脚前方外側ドアシール部が脱落紛失しているのを発見した。
12.22	入間基地所属のYS-11が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右エンジン・エギゾースト・パイプ・クリーニング・エアー・インレットが一部欠損及び紛失しているのを発見した。

ピースデボ注)西日本新聞(10年6月18日)は、公表されているよりも遙かに多くの機体部品などの落下事故があることを、情報公開法入手文書により明らかにしている。

② 艦船による事故 <海上自衛隊>

年月日	概要
6.7	太平洋上において、米国派遣訓練中の護衛艦「あたご」の作業艇のワイヤーが外れ、1名が負傷した。
6.9	ジブチ沖で海賊対処行動中の護衛艦「ゆうぎり」において、汚物処理装置から発生した硫化水素が便所に逆流し、吸引した乗員1名が死亡した。
6.27	龍登半島沖を航行中の掃海艇「ながしま」消音器室において、火災が発生し2号主機消音器等を損傷した。
7.20	呉弾薬整備補給所切串岸壁係留中の護衛艦「さざなみ」において、調理員が調理器スライサーで左手2指を切断、負傷した。
11.4	八丈島南東海域において、群訓練に参加中であった護衛艦「しらゆき」の乗員1名が艦内で行方不明となった。

防衛省注)上記の艦船事故とは「艦船事故調査及び報告等に関する訓令」第2条に規定する艦船事故に該当するものをいう。

14. 思いやり予算の動向

「日米地位協定」¹の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

しかし、この原則にかかわらず、1978年から日本政府は第24条で規定されていない経費の負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、日本人基地従業員の福利費等62億円が計上された。翌79年には、米軍隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。

米国では地位協定のことには触れず、「ホスト・ネーション・サポート」(受け入れ国支援)という一般的な概念で解釈されている。

当初日本政府は地位協定の拡大解釈によってこれらの支出を正当化していたが、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に転換した。87年の特別協定では従業員の退職手当など8手当の負担、91年の特別協定では従業員の基本給など44種類の負担が列挙され、一方、電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まった。提供施設整備費については「特別協定」の枠外での負担が続いている。さらに、96年に改定された特別協定では、米軍の訓練移転経費も加わった。

01年の第4次改定では、施設・区域外の米軍住宅の光熱水料が対象から除外

	78年度	79年度	80年度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度
訓練移転費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322
提供施設の整備 ²	0	227	273	327	409	503	629	632	708	816	870	995
基地従業員対策費	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211
合計	62	366	420	486	573	672	808	825	899	1177	1281	1527

※契約ベース
(単位:億円)

	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度
	0	0	0	0	0	0	3.5	3.5	4	4
	0	27	81	161	230	305	310	319	316	316
	459	564	669	833	1004	1173	1185	1186	1200	1223
	1004	1126	1085	1062	1062	1012	1035	1035	882	856
	220	227	236	240	248	254	263	277	281	280
	1683	1944	2070	2296	2544	2743	2797	2820	2683	2678

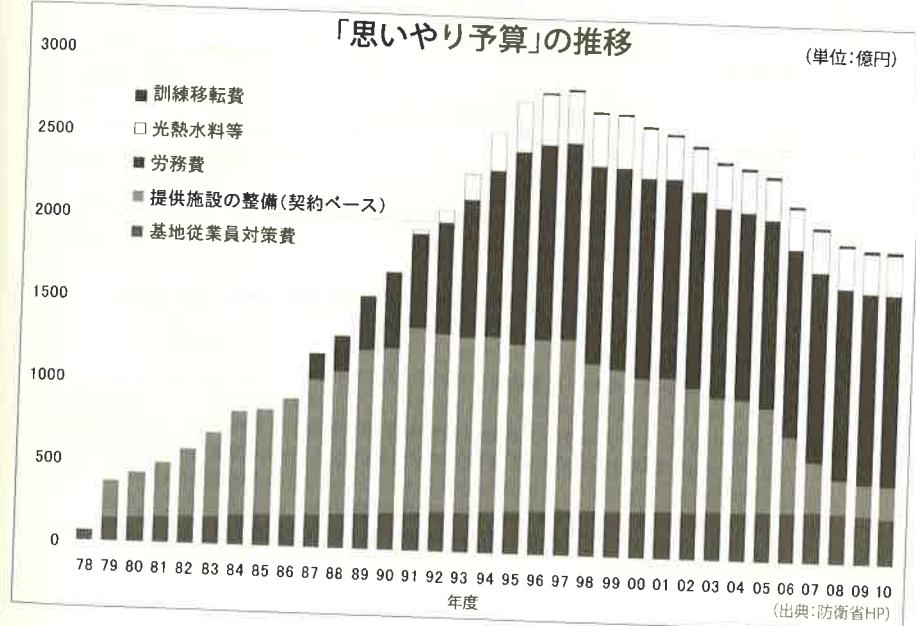
	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6	5
	298	264	263	259	258	249	248	253	253	249	249
	1212	1201	1192	1154	1134	1138	1135	1150	1158	1160	1140
	809	813	752	691	680	633	463	301	204	188	195
	281	284	288	293	296	298	300	308	305	293	279
	2603	2567	2498	2400	2372	2322	2151	2017	1925	1897	1869

された。06年の第5次改定は、従来の協定がほぼ踏襲されたが、それまでの5年ごとの改定が2年に短縮された。08年の第6次改定においては、参議院で過半数を占めていた野党側(民主党、社民党、日本共産党など)が新協定に賛成しなかったため、3月末に旧協定が失効して1か月間の法的空白が生じた。空白期間に米国が「立て替え」ていた光熱水料等は、後に日本側が支払った。2011年の第7次改定(1月21日署名)によって日本側の負担額は、2010年度の水準が維持されることになった。

このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。2003年における同盟国からの貢献を統計的に分析した米国防総省作成の03年版「共同防衛のための同盟国の貢献」³によれば、日本一国が拠出している金額(44億1134万ドル)⁴は、日本以外の米同盟国・友好国——ドイツ(15億6393万ドル)や韓国(8億4281万ドル)を含む——からの負担額をすべて足した金額よりも多かった。より重要なのは、直接財政支出全額は、全同盟国の総額の約80%を日本が占めている異常ぶりである。04年以降、米国はこの報告書を公表していない。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2 www.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf

3 02年のホスト・ネーション・サポート(直接経費負担と間接経費負担の合計額)。含む経費の内容や期間が異なるため表やグラフの02年度の数字とは一致しない。



核:軍備と軍縮 10年1月~2月

- 1月**
- 1日 北朝鮮、党機関紙などの新年共同社説で「対話を通じた朝鮮半島の平和システム構築と非核化の実現は一貫した立場」とする。
 - 11日 新華社、中国がMDシステムの「技術実験」に成功と報じる。
 - 14日 鳩山首相と岡田外相がベスター・ペレ独副首相兼外相と会談。「核兵器のない世界」へ向けた協力促進で一致。
 - 19日 日米安全保障協議委員会(2プラス2)、「必要な抑止力を維持しつつ、大量破壊兵器拡散を防止し、核兵器のない世界の平和と安全を追求する努力を強化する」と共同声明。
 - 19日 デュネーブ軍縮会議の第1会期が開幕(～3月26日)。パキスタンの新議題提案で初日に議題案を採択できず。
 - 20日 米紙ウォールストリート・ジャーナル、シュルツら米元高官4氏の寄稿「いかに核抑止力を守るか」を掲載。岡田外相、09年12月にクリントン米国務長官とゲイツ国防長官宛てに送った書簡を記者会見で公表。
 - 27日 オバマ米大統領、初の一般教書演説。「核兵器のない世界」を目指すことを強調。
 - 29日 岡田外相、衆参両院本会議で外交演説。非核国へのNSAと、核兵器の「目的的限定」に「注目している」。
- 2月**
- 1日 米国防総省、「弾道ミサイル防衛見直し(BMDR)」報告を発表。
 - 2日 イランのアフマディネジャド大統領、ウランの国外搬出は「問題ない」とし、前向きな姿勢を示す。同国国営テレビ。
 - 4日 ルーマニアのバセスク大統領、米国による新たな迎撃ミサイルシステム配備を受け入れる意向を表明。
 - 4日 「グローバルゼロ・サミット」、米ロ保有核弾頭のそれぞれ1000発への削減を訴える共同声明を発表し、閉幕(2日～)。
 - 5日 メドベージェフ露大統領、新軍事ドクトリンと「2020年までの核抑止力に関する国家政策の基本方針」を承認。
 - 8日 第4回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ、「長崎アピール」を採択し、閉幕(～6日)。
 - 16日付 60年代初頭、仏によるサハラ砂漠での核実験で、兵士らを爆心地周辺に配置し、影響を調べていたことが判明。
 - 18日 天野IAEA事務局長、イランに関する報告書を理事会に配布。IAEAとして初めて同国核弾頭開発の可能性への懸念を表明。

その他の事項

- 6日 イスラエル国防省、パレスチナやレバノンからのロケット弾などに対する迎撃システム「アイアンドーム」の実験成功と発表。
- 11日 北朝鮮外務省、朝鮮戦争の休戦協定に代わる平和協定の締結を提案する声明を発表。朝鮮中央通信。
- 19日 日米安保条約改定50年。鳩山首相、同盟深化のための日米共同作業を進め、成果を年内にまとめるとの談話。
- 27日 韓国軍合同参謀本部、北朝鮮が同日、黄海上の「北方限界線(NLL)」付近の島に向け砲撃、同島の韓国軍が警告射撃したと発表。
- 1日 オバマ米大統領、11会計年度予算教書を発表。国防予算に過去最大の総額7082億ドル(約64兆円)を計上。10年度比2.1%増。
- 1日 米国防総省、「4年毎の国防見直し(QDR)」を公表。
- 5日 ミュンヘン安全保障会議、閉幕(～7日)。
- 16日 クラスター弾禁止条約の締結国が発効要件の30か国に。
- 17日 嘉手納町議会、外來機の飛来、訓練に反対する抗議決議・意見書を全会一致で採択。嘉手納基地側は、受け取りを拒否。

核:軍備と軍縮 10年2月~3月

- 19日 ベルギーのルテルム首相、他のNATO加盟4か国と連携し、欧州配備の米戦術撤去を求めていくとの声明発表。
 - 19日 超党派204人の日本国会議員、核問題に関するオバマ大統領宛ての書簡を提出。
 - 21日 岡田外相とスミス豪外相がバースで会談し、共同声明「核兵器のない世界へ向けて」を発表。
 - 22日付 日本政府関係者、米政府が巡航ミサイル「トマホーク」を段階的に廃棄する方針を日本政府に伝えていることを明らかに。
 - 25日付 ライシャワー元駐日米大使の特別補佐官パッカード氏、米軍が66年に沖縄から本州へ核兵器を秘密裏に持ち込んだと証言。
 - 26日 独ら5か国外相、ラスムセンNATO事務総長への書簡で、NATO配備戦略核撤去へ向けた協議を開始し、年内採択を目指す「新戦略概念」へ反映するよう要請。
- 3月**
- 4日 ロシア海軍、パレンツ海からSLBM「シネバ」の発射実験を実施、成功。イタル・タス通信。
 - 9日 岡田外相、日米密約に関する外務省調査結果と有識者委員会の検証報告書を公表。
 - 17日 オバマ米大統領、イランへの積極的な制裁を追求し、圧力をかける方針を示す。
 - 17日 平野官房長官、記者会見で、有事の際の核兵器持ち込みに關し、「政府として容認する立場がない」と述べる。
 - 17日 岡田外相、衆院外務委員会で、有事の際の米核搭載艦船の一時寄港に關し、「その時の政権が命運をかけて決断する」と述べる。
 - 19日 私が英に核搭載戦略原潜の一部共同運用を提案し、英が反対していることが判明。英紙ガーディアン。
 - 19日 岡田外相、東郷元外務省条約局長作成の核密約関連文書リストと対処方針メモを公表、行方不明文書を調査する考えを示す。
 - 23日 日豪政府、NPT再検討会議作業文書「実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」を提出。
 - 27日 インド、核搭載可能な中距離地対地ミサイル「プリティ2」と同艦船発射型ミサイル「ダヌーシュ」の発射実験に成功と発表。
 - 29日 IAEAとロシア、原子力発電用の核燃料を途上国などに安定供給する「核燃料バンク」創設協定に調印。
 - 30日 G8外相会合(カナダ・ガティノー)、イランへの「適切で強力な措置を取ることの必要性」を確認し、北朝鮮に6か国協議無条件復帰を求める議長声明を採択。

その他の事項

- 18日 稲嶺名護市長、鳩山首相、平野官房長官と会談。名護市への普天間飛行場移設反対と、県外・国外移設を訴える。
- 18日 オバマ米大統領、財政再建をめざし、「国家財政責任・改革委員会」を設置。
- 22日 名護市辺野古区、普天間代替施設等対策特別委員会を開き、キャンプ・シュワブ陸上案に反対する決議を全会一致で可決。
- 24日 沖縄県議会、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を初めて全会一致で可決。
- 26日 韓国哨戒艦「天安」、NLL付近の海域で沈没。

核:軍備と軍縮 10年4月～5月

4月

- 5日 オバマ米大統領、ニューヨーク・タイムズ紙にNPT遵守の非核兵器国には核兵器を使用しない方針を明らかに。iran、北朝鮮は例外。
- 6日 米国防総省、「核態勢見直し(NPR)」を発表。
- 8日 オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領、ブラハで新START条約に署名。
- 13日 核保安サミット、コミュニケを採択し、ワシントンで閉幕(12日～)。次回は2012年に韓国で開催予定。
- 18日 イラン主催の「核軍縮・不拡散会議」、テヘランで閉幕(17日～)。56か国の政府とNGOが参加。
- 21日 北朝鮮、「備忘録」で「核軍備競争への参加や、核兵器の過剰生産はしない」と表明。「朝鮮半島の非核化」を引き続き主張。
- 22日 クリントン米国務長官、欧州配備戦術核の早期撤去を否定。ロシアの欧州射程戦術核を同時撤去する必要があるとの認識示す。
- 23日 NATO外相理事会、エストニア・タリンで閉幕(22日～)。「新戦略概念」における米戦術核の扱いなどを議論。
- 30日 第2回非核兵器地帯条約締約国・署名国会議、ニューヨーク国連本部で開幕。36か国が参加。

5月

- 3日 NPT再検討会議、ニューヨーク国連本部で開幕(～28日)。
- 3日 米国、09年9月末現在の保有核弾頭数は5113発(実戦配備と予備)と発表。
- 5日 5核兵器国(米ロ英仏中)、NPT再検討会議で共同声明を発表。「NPT強化」や「核軍縮への努力と責任の再確認」などを盛る。
- 8日 パキスタン、核弾頭搭載可能な「ハトフ4」(中距離)と「ハトフ3」(短距離)弾道ミサイルの発射に成功。
- 12日 ロシア外務省のネステレンコ報道官、同国の保有核弾頭数について、新START発効後に公表を検討する可能性を示す。
- 13日 オバマ米大統領、保有核弾頭の維持管理・関連インフラ近代化計画の報告書を議会に送付。10年間で800億ドルの支出を要求。
- 17日 イラン、トルコ、ブラジルの3か国、イランの低濃縮ウラン1.2トンをトルコに搬出し、濃縮・加工した核燃料棒と交換することで合意。
- 17日 インド、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ2」の発射に成功と発表。
- 22日 パキスタンが計画中のチャシュマ原発3、4号機の建設額の82%(15億6千万ドル)を中国が援助すると

その他の事項

- 6日 日本原子力研究開発機構、高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転を、14年5か月ぶりに再開。
- 18日 日本で国民投票法が施行。
- 20日 3月26日の韓国哨戒艦「天安」沈没事故で、韓米豪英スウェーデンの専門家調査団が、原因は北朝鮮の魚雷と結論付ける報告。

核:軍備と軍縮 10年5月～7月

- 合意したことが判明。
- 23日 イスラエルのペレス大統領、iranの核開発の可能性が弱まれば、パレスチナとの和平協定締結の可能性が高まるとして述べる。
- 24日 英紙ガーディアン、イスラエルが南アに核弾頭を売却しようとしたことが、75年の南アの機密文書で明らかになったと報じる。
- 26日 ヘイグ英外相、保有核弾頭数の上限を225発以下、実戦配備は160発以下を維持する方針を明らかに。
- 26日 ポーランド北東部モロングに米地対空迎撃ミサイル「パトリオット」配備。
- 28日 NPT再検討会議、最終文書を全会一致で採択し閉幕。

6月

- 3日 ジュネーブ軍縮会議、第2会期開幕。
- 5日 世界25か国で核兵器禁止条約を求めるNGOが「核兵器廃絶の日」同時行動。潘国連事務総長支持表明。
- 9日 国連安保理、iranに対する追加制裁決議を採択。
- 10日 IAEA、定期理事会で、イスラエルの核能力に関する問題を91年以来、19年ぶりに議題に。
- 18日 インド、東部オリッサ州で核弾頭搭載可能な国産地対地ミサイル「ブリトビ2」の発射実験に成功。PTI通信。
- 25日 NSG年次総会、ニュージーランド・クライストチャーチで閉幕(24日～)。
- 27日 バネットCIA長官、iranは「核兵器2発分に十分な低濃縮ウランを持っている」との見方を示す。
- 28日 米政府、新「宇宙政策」を発表。
- 28日 北朝鮮外務省報道官、米ニクソン政権が69年の北朝鮮による米偵察機墜落を受け、核攻撃を検討していたことが明らかになったことに対し、核抑止力強化の必要性を主張。
- 28日～29日 「日印原子力協定」に関する第1回協議を開催。
- 29日 原子力委員会、08年の原子力供給国グループ声明に基づくインドの核不拡散の取り組みを、日本政府が確認するよう求める見解を示す。

7月

- 3日 クリントン米国務長官、ポーランドのクラクフでシコルスキ外相と会談。米迎撃ミサイルSM3を18年までにポーランドに地上配備することで合意。
- 5日 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)、「世界核不拡散・核軍縮センター」の11年設立を勧告するコミュニケを発表。
- 6日 オバマ米大統領とイスラエルのネタニヤフ首相が会談。大統領は、12年開催予定の中東非核兵器・非大量

その他の事項

- 27日 オバマ米政権、同政権初の「国家安全保障戦略」発表。
- 28日 北朝鮮に出入港する船舶に対する「貨物検査特別措置法」、参院本会議で賛成多数で可決、成立。
- 28日 日米政府、普天間飛行場移設先を名護市辺野古とする共同声明を発表。
- 31日 パレスチナ自治区ガザへ向かう国際支援船団をイスラエル軍が地中海上で急襲、拿捕。船団側の市民約10人が死亡。
- 2日 鳩山首相と小沢民主党幹事長、普天間移設問題と政治資金問題で責任を取り、辞任を表明。
- 8日 菅直人氏が首相に就任。新内閣発足。
- 26日 G8ムスコカ(カナダ)・サミット、韓国哨戒艦沈没に関し、北朝鮮を非難する首脳宣言を採択し、閉幕(25日～)。

核:軍備と軍縮 10年7月～8月

- 破壊兵器地帯に関する国際会議は「イスラエルが孤立する可能性があれば、開かれる可能性は低い」と述べる。
- 6日 「核軍縮・不拡散に関する有識者懇談会」外務省で初会合。岡田外相、「日本がリーダーシップを取るべきだ」と挨拶。
- 7日 68年、外務省情報分析部局が「非核三原則を守って核攻撃を受けない保証はゼロだ」とし、日本への核持ち込み容認が「有効」とする内部文書を作成していたことが明らかに。
- 17日 联合ニュース、韓国軍と国防科学研究所が射程1500キロの地対地巡航ミサイル「玄武3C」を開発したと報じる。
- 19、20日 ASEAN外相会議、ハノイで開催。来年の東アジアサミットから米口を同時に参加させることで合意。朝鮮半島非核化を支持。
- 19日 ポポフキン・ロ国防省第1次官、同国がICBM「RS24」を初配備したと明らかに。インターファクス通信。
- 21日 ソウルで、初の米韓外務・国防相会談(2プラス2)。共同声明を発表。

8月

- 1日 UNESCO、マーシャル諸島のビキニ環礁を世界遺産(文化遺産)に登録したと発表。
- 4日 日米両政府、東京で対北朝鮮・イラン制裁に関する実務者協議。金融制裁の効果的な実施のため緊密に連携していく方針を確認。
- 6日 広島平和祈念式典。潘国連事務総長や米英仏政府代表、IAEA事務局長が初めて出席。
- 6日 菅首相、広島式典出席後の会見で「核抑止力は我が国に引き続き必要」と述べる。
- 9日 長崎平和祈念式典。
- 9日 CDの第3会期が開幕(～9月24日)。
- 15日 イラン原子力庁サレヒ長官、国内3か所目のウラン濃縮施設建設を11年3月にも開始と表明。国営テレビ。
- 20日 岡田外相、日印原子力協定交渉について、印が核実験を実施すれば協力を停止する規定の盛り込みを目指す方針を表明。
- 25日 イラン、短距離地対地ミサイルの改良型「ファテフ110」の発射実験に成功と発表。
- 27日 朝鮮中央通信、カーター元米大統領の北朝鮮訪問の際、同国側が6か国協議再開の希望を伝えたと報じる。
- 27日 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」、報告書を菅首相に提出。非核三原則見直しの可能性に言及。
- 31日 韓国2隻目のイージス駆逐艦「栗谷李珥(エルゴク・

その他の事項

- 9日 国連安保理が韓国哨戒艦沈没事件に関する公式会合。議長声明を全会一致で採択。
- 11日 参議院議員選挙。立連与党が過半数割れし、「ねじれ国会」に。
- 28日 米韓合同軍事演習、韓国東方海域で実施(25日～)。8000人動員、米空母ジョージ・ワシントン、F22A戦闘機などを投入。海自4人がオブザーバー参加。
- 31日 米国防総省、在沖海兵隊のグアム等移転に関する最終環境影響評価報告書を発表。
- 1日 クラスター弾禁止条約発効。
- 10日 菅内閣、日韓併合100年に際し、首相談話を閣議決定、発表。「痛切な反省と心からのお詫び」を表明。
- 16日 米韓両軍、朝鮮半島有事に備えた年次合同軍事演習「乙支(ウルチ)フリーダムガーディアン」を韓国各地で開始(～26日)。
- 16日 米国防総省、中国の軍事動向に関する年次報告書を発表。展開能力の範囲をグアムまで拡大しようとしているとの懸念を示す。
- 29日 陸上自衛隊、東富士演習場での「富士総合火力演習」を一般公開。実弾約44トン(3.5億円相当)を使用。28000人が見学。

核:軍備と軍縮 10年8月～10月

イ・イ)」(7600トン級)が就役。

9月

- 2日 インド国防関係者、中距離弾道ミサイル「アグニ2」の改良型実験に成功と発表。サーチナニュース。
- 5日 インド防衛研究開発機構、超音速巡航ミサイル「プラモス2」(ロと共同開発、射程約300キロ)の発射実験に成功。
- 6日 IAEAの天野事務局長、イラン核問題の報告書を35理事国に配布。同国が濃縮度20%のウランを22キロ製造していると指摘。
- 8日 日本政府、北朝鮮貨物検査特別措置法(5月成立)に基づき、核兵器や関連資材を押収し日本に持ち込んだ場合は、非核三原則に反しないという見解をまとめていることが判明。
- 15日 米国、24回目の未臨界核実験をネバダで実施。
- 16日 アラブ諸国、イスラエルに対しNPT加盟などを迫る決議案をIAEAに提出。
- 21日 外務省、高橋昭博、山脇佳朗の被爆者2氏に「非核大使」業務を委嘱。同日、両氏は菅首相を表敬訪問。
- 22日 日豪など有志非核国10か国外相会合、ニューヨークで開催。共同声明を採択。
- 23日 第5回CTBTフレンズ外相会合、ニューヨーク国連本部で開催。北朝鮮の核計画の完全な放棄を要求する共同声明を採択。
- 24日 CDハイレベル会合、ニューヨーク国連本部で開催。潘事務総長の講長総括を発表。
- 24日 菅首相、国連総会演説で核軍縮・不拡散に関し、日本は「国際社会の取り組みの先頭に立つ」と演説。

10月

- 4日 前原外相、60年代に政府が核兵器保有を検討していたとのNHK報道を巡り、事実関係調査を指示。
- 4日 国連総会第一委員会(軍縮)が開幕(～11月2日)。
- 8、9日 第2回日印核協力協定締結交渉、ニューデリーで開催。
- 13日 広島市長、9月15日の米未臨界核実験に対し、オバマ大統領に抗議文を送付。14日は長崎市長も。
- 13日 米国家核安全保険管理局(NNSA)、戦略核爆弾B53(97年に退役)の解体開始を許可したと発表。
- 14日 日本政府、国連総会第1委員会(軍縮)に核軍縮決議案「核兵器の全面的廃棄に向けた共同行動」を提出。
- 19日 キヤメロン英首相、98年以来の「戦略国防見直し」を発表。国防費を今後4年間で8%削減、トライアント更新決定を16年まで先送り、核弾頭を120発に削減など

その他の事項

- 31日 防衛省、11年度予算概算要求まとめる。10年度当初予算比0.6%増の4兆7123億円。「特別枠」に思やり予算1859億円など。
- 7日 尖閣諸島周辺海域で、海上保安庁巡視船と中国漁船との接触事件が発生。
- 11日 宇宙航空研究開発機構(JAXA)、準天頂衛星の初号機「みちびき」打ち上げに成功。
- 27日 黄海で米韓合同演習(～10月1日)。
- 22日 英国防省、原潜がスコットランドのスカイ島沖合で座礁したと発表。

の方針。	
29日 ロシア、多弾頭SLBM「プラバ」の発射実験成功。	
11月	
2日 英仏首脳、核兵器関連施設の共同利用や軍事協力の拡大に関する2つの条約に署名。	
11日 オバマ米大統領と李明博韓国大統領が青瓦台で会談。6か国協議再開の条件として、非核化への真剣な姿勢を示すよう北朝鮮に求めることで一致。	
17日 米オバマ政権、核兵器近代化のための予算を今後5年間で41億ドル増額すると発表。	
18日 米国、サンディア国立研究所のZマシンで新型核実験を実施。	
19日 NATO首脳会議、リスボンで開催。欧州全域のMD構築、戦術核維持の方針を含む「新戦略概念」を採択。	
20日 メドベージェフ・ロ大統領、欧州MDに、条件付きで協力の意欲を示す。	
20日 ヘッカー元米ロスアラ莫斯国立研究所長、北朝鮮訪問の報告書を公表。北朝鮮当局は2千基の遠心分離機を低濃縮ウラン製造用に稼働させていると説明したとする。	
23日 ポズワース米北朝鮮政策特別代表、北朝鮮ウラン濃縮計画進展中は6か国協議再開はないとの見解示す。	
24日 北沢防衛相、北朝鮮のウラン濃縮は「極めて憂慮すべき事態だ。北朝鮮の核兵器計画がかなり進んでいる可能性は排除できない」と述べる。	
29日 外務省、69年に「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」との内部文書を作成したことを公表。	
30日 北朝鮮「労働新聞」、国内のウラン濃縮施設で数千基の遠心分離器を稼働させているとする社説を掲載。	
12月	
3日 IAEA理事会、国際枠組みで低濃縮ウランを管理、供給する「核燃料バンク」の設立決議を採択。	
8日 国連総会、日本決議を賛成173、反対1、棄権11で採択。	
22日 米上院本会議、新STARTの批准を賛成71、反対26で承認。	
24日 韓国外交安保研究院、北朝鮮の「3回目の核実験の可能性が常にある」とする報告書を発表。	
25日付 米紙ニューヨーク・タイムズ、11年にオバマ大統領がロシアとの戦術核兵器削減交渉に乗り出す方針と報じる。被害者補償法案を承認。	

- 2日 米中間選挙投票開票。下院と州知事で共和党が過半数を大きく上回る。
- 22日 韓国軍、「護國訓練」を韓国全土で開始(～30日)。
- 23日 北朝鮮、延坪島を砲撃。韓国の民間人2人、軍人2人が死亡。
- 26日 参衆両本会議で「北朝鮮による韓国・延坪島砲撃に関する決議」を全会一致で採択。
- 28日 沖縄県知事選で仲井眞弘多知事が再選。
- 28日～12月1日 米韓、朝鮮半島西側の黄海で合同軍事演習。米空母ジョージ・ワシントンも参加。
- 1日 米「財政責任改革委員会」、最終報告を発表。
- 3日 日米共同統合演習、日本各地・近海で開始(～10日)。米空母ジョージ・ワシントンも参加。韓国軍が初のオブザーバー参加。
- 14日 北沢防衛相、11年度以降の「思いやり予算」について、現行水準維持で日米両政府が合意したことを明らかに。
- 17日 日本政府、新防衛大綱と中期防衛力整備計画を開議決定。

第4章

市民と 自治体に できること

市民と自治体に できる 9のこと

考え方： 市民の安全保障

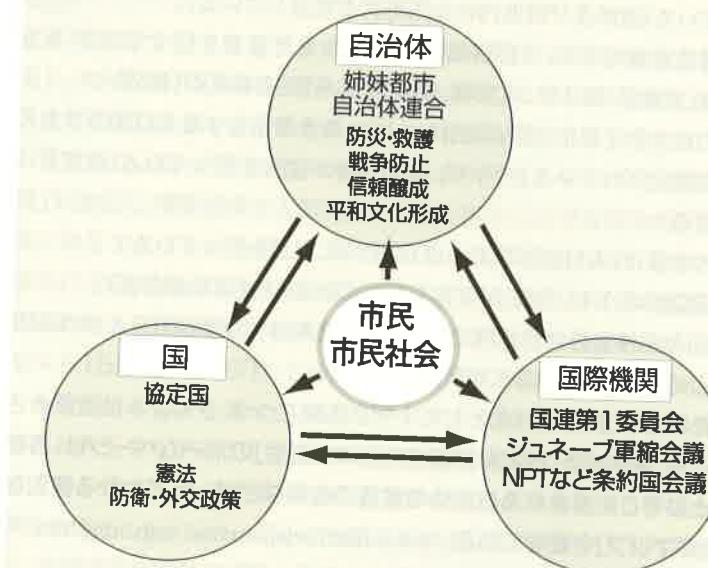
「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会に公正を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織(NGO)としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと205ページの三角形のようになる。図で明らかのように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

市民主体と安全保障



国は普遍的な国際機関(通常「多国間」機関と呼ぶ)とは別に、少数の有志国家と公的協定を結んで行動をともにすることがあるので、図では国レベルに「協定国」を加えた。日米安保条約下における米国が例。

このような構図を頭に描きながら、市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む街がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域から平和と安全を求める取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の広がりを示すいくつかのデータである(11年4月1日現在。データシート15(214ページ))。

- ◎国内の全自治体数(1,794)のうち、85.5%にあたる1,534の自治体が宣言を行っている。
- ◎岩手、宮城、秋田、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、三重、大阪、奈良、鳥取、

広島、徳島、佐賀、長崎、熊本、大分の1府17県では、宣言率100%が達成されている(府県及び府県内の全市町村が宣言している)。

- ◎47都道府県のうち、41都道府県が道府県として宣言を行っている(未宣言は、青森県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、兵庫県の1都5県)。
- ◎19の政令指定都市(地方自治法により、政令で指定する人口50万以上の市と規定されている)のうち、18自治体が宣言を行っている(未宣言は浜松市)。
- ◎41の中核市(人口30万以上の市)はすべて宣言を行っている。
- ◎東京23区のうち、22区が宣言を行っている(未宣言は渋谷区)、
- ◎全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口(約1億2700万人)の93.4%を占める約1億1900万人が居住している。

こうした状況を、貴重な財産として十分に活用しつつ、さらなる拡大をめざしていきたい。後述する「日本非核宣言自治体協議会」のホームページは、各都道府県ごとにそこに含まれる自治体の宣言の有無などが一目でわかる便利な「宣言自治体マップ」を載せている。(www.nucfreejapan.com/map/map.htm)

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体数は大きく減少したが、市民や自治体の努力により、現在、その数は再び増加傾向にある。11年4月1日現在の宣言率は、最も低くなった05年の67.1%より18.4ポイントも高い85.5%である。本アイブックの対象期間(10年1月～10年12月)においても、新たに宣言を行った自治体の数は42自治体にのぼる。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100%を目指したい。

あなたの住む自治体に働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる、地方議員、地方議会、首長への働きかけがある。また、議員選挙のテーマとすること、メディアを活用することなどが考えられる。

9つの提案

2. 日本非核宣言自治体協議会に加入する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」(以下、「非核協」)。キーワードE1(162ページ)に参加することで、相互学習と協力を強め、各地での平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

非核協は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして設立された。11年4月1日現在、全国の非核自治体の17.7%を占める271の自治体が加入している。市町村合併の影響により、非核協の加入自治体数も一時減少したが、その後ふたたび数を伸ばした(データシート15(215ページ))。しかしそれでもまだ少ないことが残念だ。

非核協への加入を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。非核協は、加入自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、ホームページ上で公開している。データシート17(222ページ)に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

また、非核協に加入することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。こうした際に、自治体間の共通テーマになりうるものとして、「北東アジア非核兵器地帯」構想が挙げられるだろう。非核協はこれまで、総会決議等の採択や普及パンフレットの作成等を通じて、同構想実現の必要性を繰り返し訴えてきた。非核協として初の代表団派遣となった10年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議においては、北東アジア非核兵器地帯をテーマとしたNGO主催会議で意見表明を行った。また、ピースデボなどNGOが呼びかけた北東アジア非核兵器地帯の実現を求める署名に対し、役員自治体を中心に賛同が大きく広がっている(資料3-13(318ページ))。非核協会員自治体で、すばらしい議会決議があがっている例も出てきた(以下の9節参照)。

こうした自治体間の取り組みに加え、非核協は、被爆地と全国の市民をつなぐ「ハブ」としての役割も担っている。非核協の現在の会長は長崎市長であり、事務局も長崎市に置かれている。08年に始まった「親子記者事業」は、こうした特長を最大限活かした取り組みの一つに挙げられる。

また、自治体ネットワークの利点を活かしつつ、被爆の実相を全国、全世界に

伝えることも非核協の重要な仕事である。希望する自治体への被爆アオギリや被爆クスノキの配布はそうした取り組みの一つである。09年からは、「ミニミニ原爆展」(自治体や市民団体を対象に、小規模な原爆展用の写真を寄贈)、「姉妹都市原爆展」(会員自治体の海外姉妹都市を対象に、原爆写真ポスターを送付)といった活動も行われている。前述のNPT派遣代表団もニューヨーク滞在中に多くの学校を訪問し、原爆展パネル等の寄贈を行った。また、会長の長崎市長らが出席した10年11月の英マンチェスター市非核都市宣言30周年記念行事に関連しては、長崎市とともに現地の博物館で原爆展を開催した。

非核協への参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れもできるが、議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、非核協が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、非核協参加によって受けれるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 平和市長会議に加盟する

世界150か国・地域の4,704都市(11年5月1日現在)が加盟する平和市長会議(キーワードE2(164ページ))に参加することで、志を同じくする世界の自治体やNGOとの協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができるだろう。

加盟自治体5千の目標に向けて、平和市長会議は国内外の自治体に参加の呼びかけを強めている。日本国内においては、全自治体の過半数を超える970へと、急速にその数を伸ばしてきた。また、加盟とは別であるが、2020年までの核兵器廃絶への具体的道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」への賛同署名に、国内全自治体の66.6%にあたる1,166の自治体が支持を示すなど、平和市長会議の取り組みの国内自治体の認知度は格段に大きくなっている。

その一方で、平和市長会議に加盟している国内自治体のうち、前述の非核協に加盟している自治体は221で、全体の3割にも満たない(データシート16(218ページ))。また、73自治体が非核宣言自体を行っていない。

これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。平和市長会議への加盟申請書や自治体首長宛の加盟呼びかけ文など、市民が自治体に参加を働きかける

上で必要な書類は、以下の平和市長会議の公式HPからダウンロードすることができます。(www.mayorsforpeace.org/jp/index.html)

4. 「非核(平和)委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民と自治体職員で構成する「非核(平和)委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。議会の支援も必要だ。

「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

- ①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
- ②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
- ③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体としての施策の協議や提案
- ④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核(平和)委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の協力を呼びかけ、参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市(神奈川県)では、公募による市民と市で構成する「平和の輪をひろげる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。10年11月には、市とともに「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」を共催した(キーワードE1(162ページ))。また、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として「核兵器廃絶地球市民集会長崎集会実行委員会」がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会、そして一般市民により構成される。過去4回にわたる「核兵器廃絶——地球市民集会ナガサキ」(キーワードE5(170ページ))の開催に加え、さまざまな学習会の開催やNPT再検討会議への代表団派遣なども行っている。

広島、長崎とは別に、東京都立第五福竜丸展示館、水戸市平和記念館、埼玉県

平和資料館、川崎平和館など50以上の自治体に、平和博物館、資料館(室)がある(「平和のための博物館・市民ネットワーク」(2010年2月)作成の冊子より)。これらの拠点を活用して、委員会を発足させるのも一法である。

5. 「条例づくり」に取り組む

「非核宣言」を活用し、継続的に、また具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として藤沢市では、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」(82年6月22日)をベースに、「藤沢市平和基金条例」(89年3月31日)を制定することで、継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」(95年3月30日)によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務付けている*。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」(85年9月19日)に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(02年9月27日)***というユニークな条例を制定している。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。公募の市民及び市民団体で構成される大和市平和都市推進事業実行委員会と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、学校への派遣、ビデオ保存などが行われている。

条例づくりには、前項で述べた「非核(平和)委員会」が大きな役割を果たすだろう。

* 藤沢市HP:www.city.fujisawa.kanagawa.jp/から条例名で検索できる。
** 大和市HP:www.city.yamato.lg.jp/web/kokusai/heiwa.html

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核(平和)委員会」があれば、その重要な仕事になるが、「委員会」がなくとも催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和問題に詳しいNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。そのような日常的な情報収集の一環として、自治体の担当者は、核・平和問題に関心を持つ多くのNGO、市民、専門家が参加する電子メール・リストサービス(「アボリション・ジャパンML」)に加入しておくことが役に立つだろう(下の囲みに加入方法)。

市民と自治体による参加啓発活動には、たとえば次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館訪問。とりわけ、8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰靈祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。
2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。前述の「ミニミニ原爆展」などの取り組みも活用できる。
3. ほぼ毎年春に開かれるNPTに関する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第一委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和市長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には、「若者フォーラム」といったプログラムも含まれているものが多いので、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。また、国内各地で毎年開かれる「国連軍縮会議」への参加も考えられる(11年の開催地は松本市)。

★アボリション・ジャパンMLの登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、abolition-japan-subscribe@yahoo-groups.jpにメールをお送りください。本文は必要ありません。

7. 核実験や日本の核武装論など 内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界実験、さらにはZマシンを使った新型核実験などへの抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、

政治家の核武装発言や核兵器の使用を容認する趣旨の発言、あるいは非核三原則の見直しを求める発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

もちろん、抗議や批判だけではなくて、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるために、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核(平和)委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考えている以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。2010年NPT再検討会議には、多くの自治体が市民代表団を派遣した(キーワードE1、E2)。このような活動も具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな手段と道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和市長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」(下の囲みに加入方法)に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

★アボリション・コーカス(英語) の登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、abolition-caucus-subscribe@yahoo-groups.comにメールをお送りください。本文は必要ありません。

9. 「北東アジア非核兵器地帯」設立を 共通のテーマとする

「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に、核兵器に頼らない、協調的な安全保障の枠組みをつくっていく現実的な一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ。北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議を前進させるためにも、実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。また、「核の傘」に依存する政策をとる日本や韓国から「北東アジア非核兵器地帯」の実現を求める動きが高まることは、昨今の「核兵器のない世界」に向けた国際気運に対する大きな追い風になる。そうした声がすでに各方面から出ていることにぜひ注目してほしい。

自治体による決議、宣言、意見の文例の一つとしては、日韓NGOが呼びかけた国際署名のテキストがあげられる(資料3-13(318ページ))。これには、2011年4月19日現在、104名の自治体首長が賛同している。

また2011年3月25日、秦野市議会(神奈川県)が、市民からの陳情を受けて「北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書」を採択しており、議会としての動きも出ている。

北東アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活動などが考えられる。中国、韓国の自治体と姉妹提携を結んでいる日本の自治体はそれぞれ338自治体、134自治体であり、米国を除き提携先として圧倒的に多い(財団法人自治体国際化協会調べ。www.clair.or.jp)。「北東アジア非核兵器地帯」実現に向けた相互理解促進のために、これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く機会を持ったり、両自治体の若者同士が現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要なだ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)など議員との協力も必要であろう(キーワードE3(166ページ))。民主党の「核軍縮促進議員連盟」が「北東アジア非核兵器地帯」条約案を発表していることは大きな手がかりとなる。地元選出の議員がこれらの議員グループに参加しているかを、まずはチェックするところから始めてみよう。

15. 非核宣言自治体の現状

【1】都道府県別データ

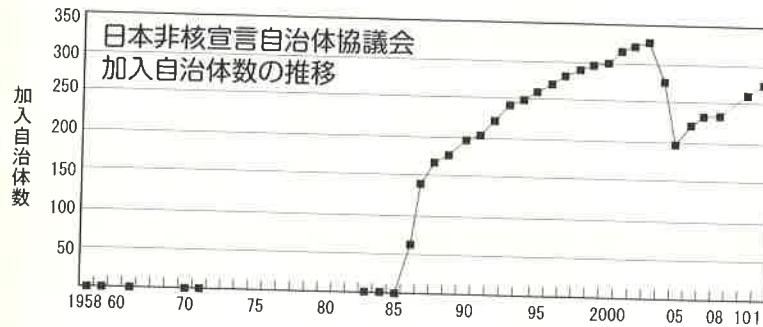
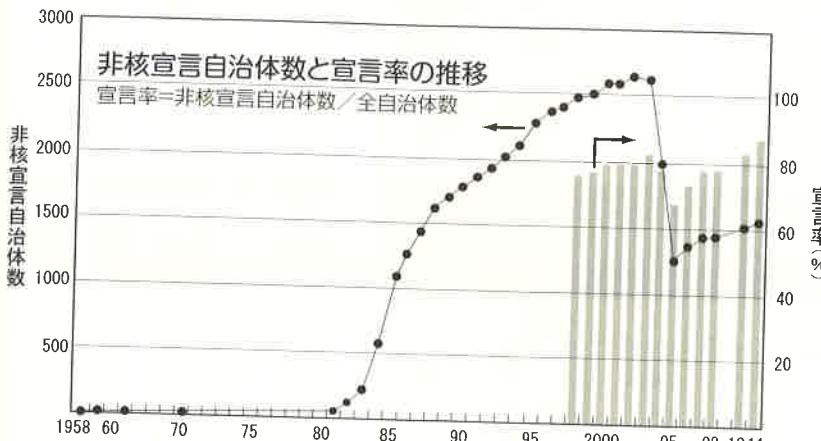
11年4月1日現在、出典:日本非核宣言自治体協議会ホームページ

(宣言率、会員率は四捨五入した)

都道府県	全自治体数 A	非核宣言 自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」 会員数 C	会員率 C/B
北海道	180	105	58%	19	18%
青森県	41	25	61%	0	0%
岩手県	35	35	100%	3	9%
宮城県	36	36	100%	4	11%
秋田県	26	26	100%	4	15%
山形県	36	35	97%	4	11%
福島県	60	45	75%	3	7%
茨城県	45	38	84%	10	26%
栃木県	28	26	93%	2	8%
群馬県	36	33	92%	6	18%
埼玉県	65	52	80%	4	8%
千葉県	55	55	100%	10	18%
東京都	63	51	81%	17	33%
神奈川県	34	34	100%	11	32%
新潟県	31	27	87%	8	30%
富山県	16	16	100%	5	31%
石川県	20	20	100%	2	10%
福井県	18	9	50%	0	0%
山梨県	28	28	100%	9	32%
長野県	78	73	94%	7	10%
岐阜県	43	21	49%	2	10%
静岡県	36	27	75%	4	15%
愛知県	55	33	60%	11	33%
三重県	30	30	100%	7	23%
滋賀県	20	19	95%	3	16%
京都府	27	26	96%	2	8%
大阪府	44	44	100%	16	36%
兵庫県	42	37	88%	4	11%
奈良県	40	40	100%	2	5%
和歌山县	31	23	74%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	2	10%
島根県	22	15	68%	2	13%
岡山県	28	26	93%	2	8%
広島県	24	24	100%	15	63%
山口県	20	18	90%	0	0%
徳島県	25	25	100%	3	12%
香川県	18	16	89%	1	6%
愛媛県	21	19	91%	1	5%
高知県	35	28	80%	6	21%
福岡県	61	60	98%	13	22%
佐賀県	21	21	100%	2	10%
長崎県	22	22	100%	14	64%

都道府県	全自治体数 A	非核宣言 自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」 会員数 C	会員率 C/B
熊本県	46	46	100%	3	7%
大分県	19	19	100%	5	26%
宮崎県	27	26	96%	3	12%
鹿児島県	44	41	93%	1	2%
沖縄県	42	39	93%	16	41%
合計	1,794	1,534	86%	271	18%

【2】非核宣言自治体数の推移



15. 非核宣言自治体の現状

【3】都道府県別面積・人口データ

11年4月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会ホームページ

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口(人)	宣言自治体人口(人)	宣言自治体人口割合	総面積(km ²)	宣言自治体面積(km ²)	宣言自治体面積割合
北海道	179	104	5,543,556	4,674,859	84.3%	83,456.64	49,189.77	58.9%
青森	40	25	1,417,278	975,978	68.9%	9,644.21	6,180.99	64.1%
岩手	34	34	1,355,205	1,355,205	100.0%	15,278.88	15,278.88	100.0%
宮城	35	35	2,330,898	2,330,898	100.0%	7,285.75	7,285.75	100.0%
秋田	25	25	1,118,735	1,118,735	100.0%	11,636.25	11,636.25	100.0%
山形	35	34	1,185,100	1,045,481	88.2%	9,323.46	8,011.95	85.9%
福島	59	44	2,063,769	1,782,559	86.4%	13,782.75	11,843.39	85.9%
東北地方計	228	197	9,470,985	8,608,856	90.9%	66,951.30	60,237.21	90.0%
茨城	44	37	2,979,639	2,580,561	86.6%	6,095.69	5,011.09	82.2%
栃木	27	26	2,003,954	1,862,855	93.0%	6,408.28	6,155.45	96.1%
群馬	35	32	2,008,842	1,730,214	86.1%	6,363.16	5,775.85	90.8%
埼玉	64	51	7,096,269	6,401,711	90.2%	3,797.25	3,072.16	80.9%
千葉	54	54	6,124,453	6,124,453	100.0%	5,156.60	5,156.60	100.0%
東京	62	51	12,548,258	12,212,172	97.3%	2,187.65	1,726.28	78.9%
神奈川	33	33	8,848,329	8,848,329	100.0%	2,415.84	2,415.84	100.0%
関東地方計	319	284	41,609,744	39,760,295	95.6%	32,424.47	29,313.27	90.4%
新潟	30	27	2,401,803	2,328,935	97.0%	12,583.72	11,724.19	93.2%
富山	15	15	1,101,637	1,101,637	100.0%	4,247.55	4,247.55	100.0%
石川	19	19	1,165,013	1,165,013	100.0%	4,185.55	4,185.55	100.0%
福井	17	8	812,444	674,200	83.0%	4,189.59	2,671.41	63.8%
山梨	27	27	867,122	867,122	100.0%	4,465.37	4,465.37	100.0%
長野	77	72	2,168,926	1,959,483	90.3%	13,562.23	12,237.84	90.2%
岐阜	42	21	2,089,413	1,543,992	73.9%	10,621.17	4,501.55	42.4%
静岡	35	26	3,773,694	2,735,230	72.5%	7,780.38	4,090.62	52.6%
愛知	54	32	7,218,350	5,467,222	75.7%	5,164.58	2,880.61	55.8%
三重	29	29	1,854,050	1,854,050	100.0%	5,777.22	5,777.22	100.0%
中部地方計	345	276	23,452,452	19,696,884	84.0%	72,577.36	56,781.91	78.2%
滋賀	19	18	1,382,321	1,301,071	94.1%	4,017.36	3,839.97	95.6%
京都	26	25	2,555,650	2,518,197	98.5%	4,613.13	4,261.21	92.4%
大阪	43	43	8,676,622	8,676,622	100.0%	1,897.86	1,897.86	100.0%
兵庫	41	37	5,586,254	5,494,253	98.4%	8,395.89	7,057.67	84.1%
奈良	39	39	1,414,970	1,414,970	100.0%	3,691.09	3,691.09	100.0%
和歌山	30	22	1,038,729	803,314	77.3%	4,726.29	3,275.03	69.3%
近畿地方計	198	184	20,654,546	20,208,427	97.8%	27,341.62	24,022.83	87.9%
鳥取	19	19	598,485	598,485	100.0%	3,507.26	3,507.26	100.0%
島根	21	14	727,793	652,174	89.6%	6,707.86	4,997.66	74.5%

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口(人)	宣言自治体人口(人)	宣言自治体人口割合	総面積(km ²)	宣言自治体面積(km ²)	宣言自治体面積割合
岡山	27	25	1,943,864	1,911,291	98.3%	7,113.21	6,729.70	94.6%
広島	23	23	2,859,300	2,859,300	100.0%	8,479.26	8,479.26	100.0%
山口	19	17	1,471,715	1,463,475	99.4%	6,113.89	5,963.01	97.5%
中国地方計	109	98	7,601,157	7,484,725	98.5%	31,921.48	29,676.89	93.0%
徳島	24	24	800,825	800,825	100.0%	4,146.59	4,146.59	100.0%
香川	17	15	1,016,540	970,408	95.5%	1,876.52	1,572.52	83.8%
愛媛	20	18	1,464,307	1,412,504	96.5%	5,677.98	5,132.78	90.4%
高知	34	27	777,080	690,510	88.9%	7,105.15	5,051.23	71.1%
四国地方計	95	84	4,058,752	3,874,247	95.5%	18,806.24	15,903.12	84.6%
福岡	60	59	5,031,870	4,932,829	98.0%	4,976.99	4,760.87	95.7%
佐賀	20	20	882,156	862,156	100.0%	2,439.60	2,439.60	100.0%
長崎	21	21	1,458,404	1,458,404	100.0%	4,104.90	4,104.90	100.0%
熊本	45	45	1,839,309	1,839,309	100.0%	7,405.84	7,405.84	100.0%
大分	18	18	1,211,042	1,211,042	100.0%	6,339.55	6,339.55	100.0%
宮崎	26	25	1,155,844	1,096,009	94.8%	7,734.81	7,198.69	93.1%
鹿児島	43	40	1,728,554	1,677,463	97.0%	9,188.70	8,385.06	91.3%
九州地方計	233	228	13,287,179	13,077,212	98.4%	42,190.39	40,634.51	96.3%
沖縄	41	38	1,397,812	1,360,441	97.3%	2,275.94	2,156.41	94.7%
全国合計	1747	1493	127,076,183	118,745,946	93.4%	377,945.44	307,915.92	81.5%

日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにピースデボ作成。

★都道府県全体として宣言を行っているものを抜いているため、データシート15【1】の数値と異なる。

16. 日本国内の「平和市長会議」 加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体

※印は非核宣言を行っていない自治体

()は、都道府県ごとの自治体数。

駒ヶ根市	葛飾区	逗子市	和光市※	富津市	ひたちなか市	片品村
塩尻市	北区	平塚市	蕨市	船橋市	鋸田市	川場村
須坂市	世田谷区	藤沢市	小鹿野町	松戸市	守谷市	昭和村
千曲市	中央区	三浦市	越生町※	南房総市	結城市	
松本市	千代田区	南足柄市	杉戸町	茂原市	竜ヶ崎市	◆山梨県 (19)
東御市※	豊島区	大和市	長瀬町※	八街市	阿見町	
上松町	練馬区	愛川町	鳩山町	八千代市	大洗町	甲府市
池田町	港区	大磯町	皆野町	四街道市	城里町※	上野原市
木曾町※	目黒区	箱根町	三芳町	大多喜町	東海村	大月市
小布施町	稲城市	真鶴町	毛呂山町※	御宿町	美浦村	甲斐市
軽井沢町	青梅市	清川村	横瀬町	一宮町		甲州市
佐久穂町※	清瀬市	寄居町		大網白里町	◆栃木県 (11)	中央市
下諏訪町	国立市			神崎町	足利市	都留市
信濃町	小金井市	◆埼玉県 (41)		栄町	韮崎市	
高森町	国分寺市	さいたま市	◆千葉県 (47)	酒々井町	笛吹市	
南木曽町	小平市	上尾市	千葉市	多古町	佐野市	富士吉田市
箕輪町	狛江市	入間市	旭市	東庄町	下野市	北杜市
山ノ内町	多摩市	桶川市	我孫子市	横芝光町	栃木市※	南アルプス市
生坂村	調布市	春日部市	いすみ市	長生村	那須烏山市	山梨市
王滝村	西東京市	加須市※	市川市		日光市	西桂町
大桑村	東久留米市	川口市	市原市		真岡市	早川町
小谷村	東村山市	川越市	印西市		岩舟町	富士河口湖町
川上村	東大和市	北本市	浦安市	水戸市	芳賀町	富士川町
木島平村	町田市	行田市	柏市	潮来市	壬生町	鳴沢村
栄村	三鷹市	熊谷市	勝浦市	稻敷市		山中湖村
高山村	武藏野市	幸手市	香取市	小美玉市	◆群馬県 (19)	◆静岡県 (17)
豊丘村	新島村※	鴻巣市	鎌ヶ谷市	牛久市	前橋市	
中川村	檜原村※	草加市	鴨川市	鹿嶋市	安中市	静岡市
野沢温泉村		坂戸市	木更津市	神栖市	伊勢崎市	熱海市
白馬村	◆神奈川県 (23)	秩父市	君津市	北茨城市	伊豆市	伊豆市
松川村		鶴ヶ島市※	佐倉市	桜川市※	太田市※	伊豆の国市
南相木村	横浜市	所沢市	白井市	下妻市	桐生市	伊東市
南箕輪村	厚木市	戸田市	山武市	筑西市	渋川市	磐田市
宮田村	綾瀬市	新座市	匝瑳市	つくば市	高崎市	掛川市
山形村	伊勢原市	蓮田市	袖ヶ浦市	つくばみらい市	館林市	
◆東京都 (33)	海老名市	鳩ヶ谷市	館山市	土浦市	富岡市	御殿場市
	小田原市	羽生市	銚子市	取手市	沼田市	島田市※
	鎌倉市	日高市	東金市	行方市※	藤岡市	下田市
新宿区	川崎市	深谷市	富里市	坂東市	みどり市	沼津市
足立区	相模原市	富士見市	流山市	古河市※	神流町※	袋井市
板橋区	座間市	ふじみ野市	習志野市	那珂市	甘楽町	藤枝市
江戸川区	茅ヶ崎市	本庄市	成田市	常陸太田市	下仁田町	富士市
大田区	秦野市	八潮市	野田市	日立市	みなかみ町	富士宮市

データ シート 16. 日本国内の「平和市長会議」 加盟自治体(続き)

三島市	美濃市	栗東市	堺市	広陵町	篠山市	廿日市市
焼津市	池田町	愛荘町	四條畷市	平群町	宍粟市	東広島市
◆愛知県	神戸町※	甲良町	吹田市	三宅町	宝塚市	福山市
(21)	坂祝町	多賀町	泉南市	明日香村	西宮市	府中市
犬山市	七宗町※	豊郷町	高石市	上北山村	西脇市	三原市
輪之内町※	日野町	大東市	下北山村	姫路市	三次市	
岩倉市	竜王町	豊中市	三木市	安芸太田町		
岡崎市	◆三重県	摂津市	◆和歌山県	南あわじ市	大崎上島町	
大府市※	(16)	◆京都府	富田林市	(22)	市川町	海田町
蒲郡市※	津市	(16)	寝屋川市	和歌山市	稻美町	北広島町
江南市	伊賀市	京都市	羽曳野市	岩出市	香美町	神石高原町
新城市※	伊勢市	綾部市※	阪南市	御坊市	神河町※	世羅町
知多市※	いなべ市	宇治市	東大阪市	紀の川市	新温泉町	坂町
知立市	尾鷲市	亀岡市	枚方市	新宮市※	多可町※	熊野町
東海市※	龜山市	木津川市	藤井寺市	田辺市※	播磨町	府中町
豊川市	熊野市	京丹後市	松原市	橋本市	福崎町	
豊田市	桑名市	城陽市	箕面市	印南町	◆山口県	
豊橋市	志摩市	長岡京市	守口市	◆岡山県	(19)	
半田市	鈴鹿市	福知山市	八尾市	串本町	(10)	山口市
みよし市	鳥羽市	宮津市	河南町	高野町※	岡山市	岩国市
蟹江町	名張市	向日市	太子町	古座川町	井原市	宇部市
武豊町	松阪市	大山崎町	千早赤阪村	白浜町	笠岡市	下松市
豊山町	四日市市	京丹波町	すさみ町	倉敷市	山陽小野田市	
東浦町	大台町	久御山町	◆奈良県	太地町	瀬戸内市	下関市
扶桑町	東員町	精華町	(21)	那智勝浦町	総社市	周南市
飛島村	和束町	奈良市	日高川町※	玉野市	長門市	
◆滋賀県	(19)	◆大阪府	宇陀市	日高町	津山市	光市
◆岐阜県	(17)	(33)	橿原市	広川町	備前市	萩市
海津市※	近江八幡市※	大阪市	香芝市	美浜町	美作市	防府市
各務原市	草津市	和泉市	葛城市	みなべ町	美祢市	
閔市	甲賀市	泉大津市	五條市	由良町	◆広島県	柳井市
郡上市	湖南市	泉佐野市	御所市	◆兵庫県	広島市	(23) 阿武町※
高山市※	高島市	大阪狭山市	桜井市	(22)	上関町※	
多治見市	長浜市	貝塚市	天理市	安芸高田市	周防大島町	
土岐市※	東近江市	柏原市	大和郡山市	相生市	大竹市	平生町
羽島市	彦根市	交野市	大和高田市	赤穂市	尾道市	和木町
飛驒市※	米原市	門真市	斑鳩町	尼崎市	吳市	
瑞浪市	守山市	河内長野市	上牧町	淡路市	庄原市	
瑞穂市	野洲市	岸和田市	河合町	加古川市	竹原市	

◆鳥取県	(5)	◆愛媛県	(18)	仁淀川町※	川崎町	新上五島町	水俣市	指宿市
鳥取市		本山町	桂川町	川棚町	八代市	八代市	霧島市	霧島市
倉吉市		日高村	篠栗町	佐々町	山鹿市	山鹿市	西之表市	西之表市
境港市		松山市	志免町	時津町	小国町	小国町	曾於市	曾於市
米子市		今治市	須恵町	長与町	高森町	高森町	日置市	日置市
北栄町		伊予市	(48)	大刀洗町	波佐見町	東彼杵町	多良木町	枕崎市
		宇和島市	福岡市	築上町	錦町	錦町	天城町	天城町
		大洲市	朝倉市	筑前町	美里町	美里町	龍郷町	龍郷町
		西条市	飯塚市	那珂川町	◆大分県	南小国町	知名町	知名町
◆島根県	(10)	四国中央市	糸島市※	久山町	(17)	御船町	和泊町	和泊町
松江市		西予市	うきは市	大分市		湯前町	宇検村	宇検村
出雲市		東温市	大川市	宇佐市		苓北町	大和村	大和村
雲南市		新居浜市	小郡市	東峰村		相良村		
江津市		八幡浜市	大牟田市			杵築市	球磨村	◆沖縄県
大田市		愛南町	春日市			国東市	西原村	(19)
浜田市		伊方町	嘉麻市			佐伯市	南阿蘇村	那霸市
安来市※		鬼北町	北九州市			竹田市	山江村	沖縄市
邑南町		久万高原町	嬉野市			津久見市		石垣市
川本町※		砥部町	古賀市			中津市		浦添市
東出雲町		松前町	鹿島市			日田市		(11) うるま市
		松野町	太宰府市			豊後大野市	宮崎市	豊見城市
			筑後市			豊後高田市	えびの市	宜野湾市
◆徳島県	(7)	◆高知県	(20)	鳥栖市	別府市	大町町	串間市	南城市
阿南市		高知市	中間市	玄海町	由布市	小林市	宮古島市	宮古島市
阿波市		安芸市	豊前市	吉野ヶ里町	玖珠町	西都市	竹富町	竹富町
三好市		香美市	福津市	九重町	九重町	日南市	北谷町	北谷町
石井町		香南市	みやま市	日出町	日出町	延岡市	南風原町	南風原町
神山町		四万十市	宮若市	長崎市		日向市	西原町	西原町
佐那河内村		宿毛市	宗像市	壹岐市		都城市	粟国村	粟国村
		須崎市	柳川市	諫早市		高原町	伊江村	北中城村
		土佐清水市	八女市	雲仙市		日之影町		渡名喜村
◆香川県	(8)	南国市	行橋市	阿蘇市				
高松市		室戸市	芦屋町	大村市				
観音寺市		大月町	糸田町	天草市				
坂出市		越知町	宇美町	荒尾市				
さぬき市		大豊町	岡垣町	宇城市				
善通寺市		黒潮町	上毛町	宇土市				
東かがわ市		四万十町※	小竹町	対馬市				
丸龜市		中土佐町	遠賀町	平戸市				
土庄町		奈半利町※	柏屋町	松浦市				
				合志市				
				伊佐市※				
				いち串野町				
				玉名市				
				人吉市				
				出水市				

合計：
970 自治体

平和市長会議のデータは2011年5月1日現在。日本非核・言語・自治体協議会のデータは2011年4月1日現在。
宣言の有無については、一部ピースデボの調査によるアップデートを含む。

17. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークな取り組みをご存知の方は、ピースデボまでご報告いただければ幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言

(手続きにより3種類のものがある)

- ①首長提案・議会決議のもの、
- ②市民または議員提案・議会決議のもの、
- ③再度の宣言を議会が決議したもの。
(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例

(内容によりほぼ3種類に分類できる)

- ・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不斷の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)
- ・平和条例(平和行政、予算化などを明記)
- ・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議文の持参・送付
- ・未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付
- ・NPT再検討会議への参加と要請。
- ・他の自治体への非核宣言実施の依頼

3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書
- ・北東アジア非核兵器地帯の設立を求める意見書
- ・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議
- ・包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書
- ・非核法の制定を求める意見書
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・ブルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書
- ・平和市長会議への加盟

4. 市民への情報発信

- ・宣言文の掲示(プレート、垂幕、碑など)
- ・図書館での平和関連図書コーナーの設置
- ・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信
- ・市民キャンペーン(祭りなど市民の集まるところで広報活動)
- ・平和の映画ビデオや図書の貸出

5. 啓発プログラムの強化

- ・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時の食事体験講座、原爆パネル・資料展(海外含む)、移動原爆展、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど
- ・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け
- ・無料電車「平和号」の運行
- ・啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)
- ・平和副読本の作成、平和マップの作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布
- ・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
- ・国内ジャーナリスト研修
- ・被爆クスノキ二世植樹
- ・平和記念館の開設
- ・広報誌、市内ケーブルテレビ、FMラジオでの平和特集
- ・平和の灯火

6. 情報収集・管理

- ・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営・企画展などの実施
- ・平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

7. フィールドワーク

- ・市民(子ども、若者、親子、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣
- ・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー
- ・他の非核自治体協議会や海外の姉妹

都市との市民交流

- ・NPT再検討会議への派遣と報告会

8. 市民参加

- ・平和標語・作文コンクール、平和の絵、メッセージ募集
- ・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成
- ・平和基金の募金活動
- ・スポーツ大会の開催
- ・平和ボランティアの募集、育成、派遣
- ・平和へのメッセージの募集

9. 市民との協力事業、および支援

- ・市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)
- ・小・中学校の平和学習への補助金
- ・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担
- ・市民団体への事業委託
- ・市民海外インターンシップ制度補助金
- ・平和行進の受け入れと激励

10. 被爆者支援

- ・見舞金、助成金等の支給
- ・栄養食品の支給
- ・被爆者団体への育成補助

11. 記念式典

- ・黙祷の実施、半旗の掲揚
- ・平和記念式、戦没者追悼式、慰靈祭
- ・平和の鐘の打鐘
- ・原爆死没者サイレンの吹鳴

用語の説明

●イージス・システム

洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM3が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●核態勢見直し(NPR)(米) (Nuclear Posture Review)

米議会が核政策の包括的な再検討のために作成を求める文書。米国防総省が作成する。これまで、94年(クリントン政権)と02年(ブッシュ政権、作成されたのが01年末なので01年NPRと呼ぶこともある)の2回出されている。「2008会計年国防認可法」によって09年12月までに新たなNPRを策定することが要求されていたが、発表は10年4月6日であった。

●オスロ・プロセス

クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、07年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスをオタワ・プロセスというのと同じように、同志国家とNGOが国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟(PNNND) (Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament) 国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。10年3月現在、75か国から700

人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNNND日本は02年7月に結成され、現在は48人が参加。

●核燃料サイクル

ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●クラスター弾

「クラスター」は英語で、「ふさ」や「群れ」などの意。親爆弾に数個～2000個程の子爆弾が詰め込まれており、爆撃機から投下されると、数100メートルの広範囲に飛び散る。旧式のものでは不発率が数10%に上り、戦闘終了後も一般市民への被害が及び続けるため、「無差別の殺傷兵器」「第2の地雷」として問題とされてきた。34か国が製造し、85か国が保有してきたと伝えられる。自衛隊も保有してきたが、09年7月に「禁止法」が成立した。

●核供給国グループ(NSG)

核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。現在46か国が加盟。

●国連総会第1委員会

国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4～5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権

自国が攻撃を受けていなくても、同盟国

が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないと立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議)(CD)

(Conference on Disarmament)

現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは1984年である。日本の加盟は1969年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっている。

●消極的安全保証(NSA)

(Negative Security Assurance)

非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC)

(New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカ・ス

ウェーデンの7か国から成る核軍縮推進派の国家連合(設立時はスロベニアを含む)。1998年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約(START)

(Strategic Arms Reduction Treaty)

米国とソ連(当時)が91年7月に署名。94年12月に発効。09年12月5日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の數え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。01年12月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会(SCC)

(Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員が外務大臣と防衛廳長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、1990年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛廳長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2+2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、

90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3~5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯(NWFZ)

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のこと。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤栄作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国(あるいはそのおそれがある国)の場合、武器輸出を禁じるというものの。1976年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし1983年1月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。近年では、ミサイル防衛に関して米国との共同開発・生産を見込み、例外措置をさらに拡大しようとしている。

●未臨界核実験

核分裂物質はある一定の条件が満たされると連鎖的な核分裂反応を起こす。この限界のことを「臨界」といい、臨界に達しない状態で行われる核実験のことを未臨界核実験といふ。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定

書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。10年3月3日現在、128か国が署名、95か国が批准済み。米国は09年1月6日にになってようやく批准。

●NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2005年までの計7回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC3

(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM3 (Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛行)段階において撃ち落とす。

●4年ごとの国防見直し(QDR)

(Quadrennial Defense Review)

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。97年、01年、06年と作成され、10年2月1日に発表されたQDRで4本目となる。

略語集

GNEP	グローバル原子力パートナーシップ Global Nuclear Energy Partnership
GPS	全地球測位システム Global Positioning System
GSI	世界安全保障研究所 Global Security Institute
HEU	高濃縮ウラン Highly Enriched Uranium
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency Organization
ICAN	核兵器廃絶国際キャンペーン International Campaign to Abolish Nuclear Weapons
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICBUW	ウラン兵器禁止を求める国際連合 International Coalition to Ban Uranium Weapons
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
ICNND	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
JCRC	赤十字国際委員会 International Committee of the Red Cross
IPU	列国議会同盟 Inter-Parliamentary Union
ISAF	国際治安支援部隊 International Security Assistance Force
IUEC	国際ウラン濃縮センター International Uranium Enrichment Center
LEP	寿命延長計画 Life Extension Program
LEU	低濃縮ウラン Low-Enriched Uranium
MD	ミサイル防衛 Missile Defense
MDA	(米)ミサイル防衛庁 Missile Defense Agency

MOX	ウラン・プルトニウム混合酸化物 Mixed (uranium and plutonium) Oxide	POCJAPAN 核兵器廃絶日本政策評議会 Policy Council of Japan to Abolish Nuclear Weapons
MPI	中堅国家構想 Middle Powers Initiative	PSPD 参与連帶 People's Solidarity for Participatory Democracy
NAC	新アジェンダ連合 New Agenda Coalition	QDR 4年ごとの国防見直し Quadrennial Defense Review
NAM	非同盟運動(諸国) Non-Aligned Movement	SACO 沖縄に関する特別行動委員会 Special Action Committee on Okinawa
NATO	北大西洋条約機構 North Atlantic Treaty Organization	SDSR (英)戦略防衛及び安全保障見直し Strategic Defence and Security Review
NCND	肯定も否定もしない Neither Confirm Nor Deny	SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル Submarine-Launched Ballistic Missile
NIE	国家情報評価 National Intelligence Estimate	SM3 スタンダード・ミサイル3 Standard Missile 3
NNL	北方限界線 Northern Limit Line	SSMP 備蓄核兵器維持管理計画 Stockpile Stewardship and Management Plan
NNSA	(米)国家核安全保障管理局 National Nuclear Security Agency	START 戦略兵器削減交渉(あるいは条約) Strategic Arms Reduction Talks (Treaty)
NPR	核態勢見直し Nuclear Posture Review	TNT トリニトロトルエン Trinitrotoluene
NPT	核不拡散条約 Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	UAE アラブ首長国連邦 United Arab Emirates
NRC	NATOロシア理事会 NATO-Russia Council	WHO 世界保健機構 World Health Organization
NSA	消極の安全保証 Negative Security Assurance	WMD 大量破壊兵器 Weapons of mass Destruction
NSG	核供給国グループ Nuclear Suppliers Group	
NTI	核脅威イニシアティブ Nuclear Threat Initiative	
NWC	核兵器禁止条約 Nuclear Weapons Convention	
PAC3	改良型パトリオットミサイル3 Patriot Advanced Capability 3	
PAROS	宇宙における軍備競争の防止 Prevention of Arms Race in Outer Space	
PNND	核軍縮・不拡散議員連盟 Parliamentarians for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament	

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
3. その他の資料

2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議

(翻訳責任は、特に断りのない
限りピースデボにある。)

1.基礎資料

1-1	核不拡散条約(NPT)第4条1、第6条	232
1-2	国連憲章第7章第39~42条	232
1-3	ラッセル・AINシュタイン宣言(1955年7月9日)	233
1-4	国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(96年7月8日)	235
1-5	95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日)	236
1-6	2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)	237
1-7	キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日)	239
1-8	潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日)	242
1-9	オバマ米大統領・バラク演説(09年4月5日)	244
1-10	日本国憲法 前文、第9条	246
1-11	日米安全保障条約 第5条、第6条	247
1-12	日本の核基本政策(68年1月30日)	247
1-13	日朝平壤宣言(02年9月17日)	248
1-14	9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日)	249
1-15	核兵器・核軍縮年表(1945年~2010年)	250

2.特集資料:2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議

2-1	2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日)	252
2-2	米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日)	264
2-3	2010年NPT再検討会議「日豪作業文書」(10年3月23日)	275
2-4	ICNNDの2010年NPT再検討会議への核軍縮指針(09年12月15日)	277
2-5	中堅国家構想(MPI)ブリーフィングペーパー「核軍縮への人道的至上命令」 (10年9月15日)	279
2-6	米口新START条約・前文(10年4月8日)	283
2-7	米上院・新START条約「批准承認決議」(10年12月22日)	284

3.その他の資料

3-1	第65回国連総会・新アジェンダ連合決議(10年12月8日)	287
3-2	第65回国連総会・日本決議(10年12月8日)	289
3-3	NATO新戦略概念(10年11月19日)	292
3-4	日豪主導「10か国外相声明」(10年9月22日)	295
3-5	米国の新「宇宙政策」(10年6月28日)	298
3-6	英国の「防衛・安全保障見直し(新SDSR)」(10年10月19日)	299
3-7	ドイツ連邦議会の核軍縮決議(10年3月26日)	303
3-8	国連安保理イラン制裁決議1929(10年6月9日)	303
3-9	長崎アピール2010(第4回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキ) (10年2月8日)	305
3-10	日弁連の「核兵器廃絶宣言」(10年10月8日)	307
3-11	モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5) (08年12月13日)	308
3-12	北東アジアの非核化のための日韓国會議員の共同声明 (10年7月22日現在)	316
3-13	北東アジアの非核兵器地帯を支持します(日本の自治体の賛同署名) (11年4月19日現在)	318
3-14	広島、長崎の2010年平和宣言	320

※2011年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。
www.peacedepot.org

1.基礎資料

資料1-1 核不拡散条約(NPT) 第4条1、第6条

採択 1968年7月1日
発効 1970年3月5日

第4条

1 この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従つて平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第6条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1-2 国連憲章第7章 第39~42条

(国連広報センター訳)

第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従つてかかる措置をとるかを決定する。

第40条

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従つて関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中止並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。
(以下略)

資料1-3 ラッセル・айнシュタイン宣言(抜粋)

人類が直面している悲劇的な情勢の中、科学者による会議を召集し、大量破壊兵器開発によってどれほど危機に陥るのかを予測し、この草案の精神において決議を討議すべきであると私たちは感じている。

私たちが今この機会に発言しているのは、特定の国民や大陸や信条の一員としてではなく、存続が危ぶまれている人類、いわば人という種の一員としてである。

(中略)

私たちは新たな思考法が必要である。私たちは自らに問いかけることを学ばなくてはならない。それは、私たちが好むいづれかの陣営を軍事的勝利に導く為にとられる手段ではない。というのも、そうした手段はもはや存在しないのである。そうではなく、私たちが自らに問いかけるべき質問は、どんな手段をとれば双方に悲惨な結果をもたらすにちがいない軍事的な争いを防止できるかという問題である。

一般の人々、そして権威ある地位にある多くの人々でさえも、核戦争によって発生する事態を未だ自覚していない。一般の人々はいまでも都市が抹殺されるくらいにしか考えていない。新爆弾が旧爆弾よりも強力だということ、原子爆弾が1発で広島を抹殺できたのに対して水爆なら1発でロンドンやニューヨークやモスクワのような巨大都市を抹殺できるだろうことは明らかである。

水爆戦争になれば大都市が跡形もなく破壊されてしまうだろうことは疑問の余地がない。しかしこれは、私たちが直面することを余儀なくされている小さな悲惨事の1つである。たとえロンドンやニューヨークやモスクワのすべての市民が絶滅したとしても、2、3世紀のあいだには世界は打撃から回復するかもしれない。しかしながら今や私たちは、とくにビキニの実験以来、核爆弾はこれまでの推測よりもはるかに広範囲にわたって徐々に破壊力を広げるであろうことを知っている。

信頼できる権威ある筋から、現在では広島を破壊した爆弾の2500倍も強力な爆弾を製造できることが述べられている。もしそのような爆弾が地上近くまたは水中で爆発され

ば、放射能をもった粒子が上空へ吹き上げられる。そしてこれらの粒子は死の灰または雨の形で徐々に落下してきて、地球の表面に降下する。日本の漁夫たちとその漁獲物を汚染したのは、この灰であった。そのような死をもたらす放射能をもった粒子がどれほど広く拡散するのかは誰にもわからない。しかし最も権威ある人々は一致して水爆による戦争は実際に人類に終末をもたらす可能性が十分にあることを指摘している。もし多数の水爆が使用されるならば、全面的な死滅がおこる恐れがある。——瞬間に死ぬのはほんのわずかだが、多数のものはじりじりと病気の苦しみをなめ、肉体は崩壊してゆく。

(中略)

私たちの前には、もし私たちがそれを選ぶならば、幸福と知識の絶えまない進歩がある。私たちの争いを忘れることができぬからといって、そのかわりに、私たちは死を選ぶであろうか？私たちは、人類として、人類に向かって訴える——あなたがたの人間性を心に止め、そしてその他のことを忘れよ、と。もしそれができるならば、道は新しい楽園へむかってひらけている。もしできないならば、あなたがたのまえには全面的な死の危険が横たわっている。

決議

私たちは、この会議を招請し、それを通じて世界の科学者たちおよび一般大衆に、つぎの決議に署名するようすすめる。

「およそ将来の世界戦争においてはかならず核兵器が使用されるであろうし、そしてそのような兵器が人類の存続をおびやかしているという事実からみて、私たちは世界の諸政府に、彼らの目的が世界戦争によっては促進されないことを自覚し、このことを公然とみとめるよう勧告する。したがってまた、私たちは彼らに、彼らのあいだのあらゆる紛争問題の解決のための平和的な手段をみいだすよう勧告する。」

1955年7月9日 ロンドンにて

マックス・ボルン教授(ノーベル物理学賞)
P・W・ブリッジマン教授(ノーベル物理学賞)
アルバート・アインシュタイン教授(ノーベル物理学賞)
L・インフェルト教授
F・ジョリオ・キュリー教授(ノーベル化学賞)
H・J・ムラー教授(ノーベル生理学・医学賞)
ライナス・ポーリング教授(ノーベル化学賞)
I C・F・パウエル教授(ノーベル物理学賞)
J・ロート・プラット教授
バートランド・ラッセル卿(ノーベル文学賞)
湯川秀樹教授(ノーベル物理学賞)

www.pugwashjapan.jp/r_e.html (日本パグウォッシュ会議)

資料1-4 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

(抜粋)

1996年7月8日

99.このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事实上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。
(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

- A 核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
- B 核兵器それ自身の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
- C 国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)
- D 核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)
- E 上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長

のキャスティング・ボート)

- F 厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1-5 95年NPT再検討会議「中東決議」(全訳)

NPT/CONF.1995/32 (Part I)付属文書
1995年5月採択

核不拡散条約(NPT)の加盟国会議は、

NPTの目的及び諸条項を強調し、

条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、

安全保障理事会が、1992年1月31日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議(最新は1994年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関する、IAEA総会採択の関連決議(最新は1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらす危険に留意し、

安保理決議687(1991)、特にその14節に留意し、

安保理決議984(1995)及び1995年5月11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第8節に留意し、

1995年5月11日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。
3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。
4. NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。

5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべき、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。
6. すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

資料1-6 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(部分訳)

2000年5月19日、NPT/CONF. 2000/28

<第1巻>

第1部

「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」

第2部

「会議の組織と作業」

第3部

「会議で出された文書」

第4部「概要の記録」

第1部の内容

(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

- 「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
 - 第1、2条および前文第1節から3節(全11節)
 - 第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。(全56節)
 - 第4条および前文第6、7節
 - NPTと核エネルギーの平和利用(全11節)
 - 核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任(全16節)
 - 技術協力(全11節)
 - 核物質の平和利用への転換(全4節)
 - 第5条(全1節)
 - 第6条および前文第8～12節(全15節)
 - (核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を記す。)
 - 第7条および非核兵器国のおもな安全保証(全16節)
 - (このうち、第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを記す。第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
 - 第9条(全10節)
- 「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」(全9節)

第6条関連

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊(MAD)」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。

(略)

核不拡散条約(NPT)が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)1967年の時点での核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国家は、それを後々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取組が進行中である。「協調的脅威削減(CTR)プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシアティブ(GTRI)」、「拡散防止構想(PSI)」、そして国連原子力機関(IAEA)追加議定書などの取り決めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取り決めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行うことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨ませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取組が必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。

※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。

※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。

※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること。

※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。

※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まずは核供給国グループ(NSG)を通して、次に国際原子力機関(IAEA)やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。

※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。

※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加せること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシアティブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねねば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能性であるとも思われないことであろう。

私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求められ

る行動を精力的に起こすことを支持する。その際、上記のような措置をとることからまず始めなければならないのである。

シェルツは1982～89年の米国務長官、ペリーは1994～97年の米国防長官、キッシンジャーは1973～77年の米国務長官、ナンは前上院軍事委員会議長。

www.hoover.org/publications/digest/6731276.html

資料1-8 潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案

国連、そして核兵器のない世界における安全保障(抜粋)

イースト・ウェスト研究所主催シンポジウム
2008年10月24日、ニューヨーク国連本部

(前略)

国連事務総長として私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しない。したがって、私は主に核兵器について話をするが、同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

(略)

こうした精神にたって、今日は5つの提案をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することも可能であるが、長年国連において提案されてきたように、確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議(CD)において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。安保理はまた、核軍縮に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。

私の3番目の提案は、「法の支配」に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリウムしかこれまで存在していない。CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を東に設置するための努力を強く支持する。さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。

私の4番目の提案は、説明責任と透明性に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般的目に触れるることはほとんどない。核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすこともできる。核兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。

5番目、そして最後の提案として、多くの補完的措置が必要であることを挙げたい。そうした措置には、他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止などが含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるブリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各國政府を促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向かってゆけば、さらに望ましい。

(後略)

(強調はピースデボ)

www.ewi.info/system/files/WMD_Event.pdf

資料 1-9 オバマ米大統領・プラハ演説(抜粋訳)

2009年4月5日、プラハ

(前略)

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解き放たれて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。しかし我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器実験を禁止する時がついに来たのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一歩である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約(NPT)とともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるものである。

ある。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。

(略)

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊がもたらしうる。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さないと述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうした脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想(PSI)や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一步を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、眞の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、構はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽んじることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならぬ。武器をどれと呼びかける方が、武器を捨てろと呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声とともに高めていかなければならないのである。(後略)

www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered

資料1-10 日本国憲法 前文、第9条

公布 1946年11月3日
施行 1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳謹な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

資料1-11 日米安全保障条約 第5条、第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名 1960年1月19日
発効 1960年6月23日

第5条(共同防衛)

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条(基地許与)

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取扱により規定される。

資料1-12 日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員(自民)からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則*でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははつきりしております。(※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。)

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願してお

ります。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いだ日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1-13 日朝平壤宣言

日朝平壤宣言(抜粋)

2002年9月17日、平壤

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. (略)

2. (略)

3. (略)

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各との間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るために枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣 小泉純一郎
朝鮮民主主義人民共和国 国防委員会委員長 金正日

資料1-14 9.19 6か国協議共同声明

第4回6か国協議に関する共同声明(全訳)

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国との間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適切な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間

で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適當な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂)

資料1-15 核兵器・核軍縮年表(1945年~2010年)

1945年 7月16日	米国が世界最初の核実験(アラモゴルド)	10月10日	部分的核実験禁止条約発効
8月6日	広島に原爆投下	1964年 10月16日	中国が最初の核実験
8月9日	長崎に原爆投下	1967年 1月27日	宇宙条約署名
1949年 8月26日	ソ連が最初の核実験	2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1952年 10月3日	英国が最初の核実験	1968年 7月1日	核不拡散条約(NPT)署名
11月1日	米国が最初の水爆実験	1970年 3月5日	核不拡散条約(NPT)発効
1953年 8月12日	ソ連が最初の水爆実験	1971年 2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1954年 1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水	1972年 4月10日	生物兵器禁止条約(BWC)署名
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験、第五福竜丸被爆	5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉(SALT)I諸条約署名
1955年 7月9日	ラッセル・インシュタイン宣言	5月26日	米ソ、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名
1957年 7月29日	IAEA(国際原子力機関)憲章発効	1974年 5月18日	インドが地下核実験
8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功	7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
10月4日	ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ	1976年 5月28日	米ソ、地下核実験制限条約署名
1959年 6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水	1977年 9月21日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
12月1日	南極条約署名	10月3日	核供給国グループ(NSG)設立
1960年 2月13日	フランスが最初の核実験	1978年 5月23日	SALT I失効
1962年 10月	キューバ危機	~6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1963年 8月5日	部分的核実験禁止条約署名	1979年 3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
		6月18日	米ソ、SALT II条約署名

1980年 3月3日	月協定署名	1998年 4月6日	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准
1982年 6月7日	核物質の防護に関する条約署名	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
~7月10日	第2回国連軍縮特別総会	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
1983年 3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表	6月9日	新アジェンダ声明
1985年 8月6日	南太平洋非核地帯条約署名	1999年 7月25日	東京フォーラム報告書発表
1986年 4月26日	チエルノブイリ原発事故	2000年 4月24日	第6回NPT再検討会議開催
10月11日		~5月19日	
~12日		6月13日	南北朝鮮首脳会談
1987年 4月	米ソ、レイキャビク首脳会議	2001年 9月11日	米同時多発テロ
7月31日	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)発足	10月8日	米英、アフガニスタン空爆開始
	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名	12月13日	米、ABM条約脱退通告
12月8日	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名	2002年 5月24日	モスクワ条約(SORT)署名
		6月13日	ABM条約失効
		9月17日	日朝平壤宣言
		12月17日	米、ミサイル防衛初期配備決定を発表
1990年 10月24日	ソ連、最後の地下核実験実施	2003年 1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
1991年 11月26日	英、最後の地下核実験実施	3月20日	米、イラク戦争開始
1992年 1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名	6月1日	モスクワ条約(SORT)発効
5月23日	リスボン議定書署名	2004年 10月1日	米、MD初期配備
9月23日	米、最後の地下核実験実施	2005年 4月26日	初の非核地帯加盟国会議開催
1993年 1月3日	米ロ、START II条約署名	~28日	
1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名	5月2日	第7回NPT再検討会議開催
3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表	~27日	
1994年 7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催	9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
10月21日	米朝両組み合意	2006年 9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約署名
12月5日	START I発効	10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
	リスボン議定書発効	2007年 1月4日	米高官、「核兵器のない世界」投稿
12月15日	最初の国連総会日本決議が採択	1月11日	中国が衛星破壊実験を実施
1995年 4月11日	非核兵器国との安全保証に関する安保理決議採択	2008年 2月20日	米国が自国の衛星を墜落
4月17日	NPT再検討・延長会議開催	9月6日	NSG総会、ガイドライン修正案採抲
~5月12日		10月10日	米印、核協力協定に署名
5月11日	NPT無期限延長を決定	12月3日	クラスター弾に関する条約署名
9月5日	フランス、核実験を再開	~4日	
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名	2009年 3月21日	中央アジア非核兵器地帯条約発効
1996年 1月17日	フランス、最後の地下核実験実施	4月5日	オバマ大統領、プラハ演説
3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名	5月25日	北朝鮮が2度目の地下核実験
4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名	7月15日	アフリカ非核兵器地帯条約発効
7月8日	核兵器の使用に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見	12月6日	米印核協力協定が発効
7月29日	中国、最後の地下核実験実施	12月15日	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が最終報告発表
8月14日	カンペハ委員会、報告書発表	2010年 4月6日	米、核態勢見直し(NPR)発表
9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始	4月8日	米ロ、新START条約に署名(プラハ)
1997年 3月21日	米ロ、START IIIの枠組みに合意	4月12・13日	核保安サミット(ワシントン)
5月14日	IAEAモルタル追加議定書採抲	5月3日	第8回NPT再検討会議開催
7月2日	米国が初の未臨界核実験	~28日	
9月26日	START II条約議定書署名		
	ABM関係協定署名		
12月3日	対人地雷禁止条約署名		

2.特集資料：2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議

資料2-1 2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」

第1巻 第1部 結論ならびに今後の行動に向けた勧告(全訳)

2010年5月28日採択
NPT/CONF.2010/50(vol. I)

I. 核軍縮

会議は、本条約第6条ならびに1995年の「核不拡散と核軍縮に向けた原則と目標」決定第3及び4(c)項の完全で、効果的、かつ速やかな履行を目指し、2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置を基礎として、核兵器の完全廃棄への具体的措置を含む核軍縮に関する以下の行動計画に合意する。

A. 原則と目的

- i. 会議は、条約の目的にしたがい、すべてにとって安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を達成することを決意する。
- ii. 会議は、すべての加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国との明確な約束を再確認する。
- iii. 会議は、2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された実際的措置が引き続き有効であることを再確認する。
- iv. 会議は、核兵器国による核軍縮につながる重要措置が、国際の安定、平和、安全を促進し、また、すべてにとって強化され、減じない安全という原則に基づくべきであることを再確認する。
- v. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。
- vi. 会議は、NPTの普遍性の死活的重要性を確認するとともに、条約の非加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟し、すべての核兵器の完全廃棄を達成することを誓約するよう求める。また、加盟国に対し条約の普遍的加盟を促進し、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えるいかなる行動もとらないよう求める。

会議は以下を決定する。

*行動1:すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。

*行動2:すべての加盟国は、条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する。

B. 核兵器の軍縮

- i. 会議は、国際の安定、平和、安全を促進する形で、また、すべてにとって安全が減じず、強化されるという原則に基づき、核兵器国が2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された核軍縮につながる措置を履行することが早急に必要であることを再確認する。
- ii. 会議は、核兵器国があらゆる種類の核兵器を削減、廃棄する必要性を強調とともに、とりわけ最大の核保有国に対し、これに関する努力を率先して行うよう奨励する。
- iii. 会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したこと留意する。
- iv. 会議は、核兵器国が核兵器の開発及び質的改良を抑制すること及び、高性能新型核兵器の開発を終了させることに対し、非核兵器国が抱く正統な関心を認識する。

会議は以下を決定する。

*行動3:保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。

*行動4:ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための爾後の措置について議論を継続するよう奨励される。

*行動5:核兵器国は、国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形で、2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめざし速やかに取り組むことが求められる。

- a. 行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。
- b. 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。
- c. あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。
- d. 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。
- e. 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国が正統な関心を考慮する。
- f. 核兵器の偶發的使用の危険性を低下させる。

g. 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

核兵器国は、上記の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。

*行動6:すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において核軍縮を扱う下部機関を、即時に設置すべきであることに合意する。

C. 安全の保証

- i. 会議は、核兵器の完全廃棄か核兵器の使用あるいは使用的威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識するとともに、核不拡散体制を強化しうる、明確かつ法的拘束力のある安全の保証を核兵器国から供与されることに対する非核兵器国の正統な関心を再確認し認識する。
- ii. 会議は、NPT加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用的威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による一方的宣言に留意するとした国連安保理決議984（1995）を想起する。また、非核兵器地帯においては安全の保証が条約に基づいて供与されることを認識し、各非核兵器地帯のために設定された関連議定書を想起する。

NPTの枠内における諸努力を毀損することなく、会議は以下を決定する。

*行動7:すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、ジュネーブ軍縮会議（CD）が核兵器の使用あるいは使用的威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取り決めに関する協議を即時開始すべきであることに合意する。また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにすることをめざした実質的な議論を行うことに合意する。再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。

*行動8:すべての核兵器国は、安全の保証に関する既存の誓約を完全に尊重することを誓約する。条約加盟国である非核兵器国に安全の保証を供与していない核兵器国は、そうした行動をとるよう奨励される。

*行動9:地域の関係諸国間の自由意志で合意された取り決めに基づき、また、国連軍縮委員会の1999年指針にしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される。すべての関連国は、非核兵器地帯条約ならびに関連議定書を批准するよう、また消極的安全保証を含む、すべての非核兵器地帯条約における法的拘束力のある関連議定書の発効に向けて系統的に協議し、協力するよう奨励される。関係国は、関連するいかなる留保をも見直すことが奨励される。

D. 核実験

- i. 会議は、すべての核爆発実験ならびに他の核爆発の中止が、核兵器の開発と質的改良を抑制し、高性能新型核兵器の開発を終了させることにより、あらゆる側面において核軍縮と不拡散の有効な措置となることを認識する。
- ii. 会議は、国際的な核軍縮・不拡散体制の中心要素である包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の死活的重要性を再確認するとともに、CTBTの発効までの間、それぞれの核爆発実験モラトリアムを堅持するという核兵器国の決定を再確認する。

会議は以下を決定する。

*行動10:すべての核兵器国は、核兵器国による肯定的な決定がCTBTの批准に向けた有益な効果を生むであろうこと、また、核兵器国が付属文書2の国家、とりわけNPTに参加しておらず、保障措置下にない核施設の運用を継続している国家の署名と批准を奨励するという特別の責任を有することに留意しつつ、CTBTを批准することを約束する。

*行動11:CTBTの発効までの間、すべての加盟国は、核爆発実験あるいは他の核爆発、核兵器に関する新技術の利用及びCTBTの目標と目的を損ういかなる行動をも慎むことを誓約する。また、核兵器爆発実験に関するすべての既存のモラトリアムは継続されるべきである。

*行動12:すべてのCTBT批准国は、CTBT発効促進会議ならびに2009年9月の同会議で全会一致で採択された措置の貢献を認識するとともに、CTBT早期発効への進展を2011年の会議において報告することを誓約する。

*行動13:すべてのCTBT批准国は、国家、地域、世界レベルでCTBTの発効ならびに履行を促進することを約束する。

*行動14:包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会は、同委員会の任務にしたがい、国際監視システム（IMS）の早期完成及び暫定運用を含め、CTBT検証体制を完全に確立することが奨励される。CTBTO準備委員会は、条約発効の暁には、効果的で信頼性があり、直接参加的で、差別的でない、世界を網羅した検証組織として機能し、CTBT遵守の確保主体となるべきである。

E. 核分裂性物質

- i. 会議は、核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉し、妥結することが早急に必要であることを再確認する。

会議は以下を決定する。

*行動15:すべての加盟国は、合意された、包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈

において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがい、核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をCDが即時に開始すべきであることに合意する。また、これに関して、再検討会議は、CDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう国連事務総長に求める。

*行動16:核兵器国は、軍事的にもはや不要と各国が判断したすべての核分裂性物質について、国際原子力機関(IAEA)に適宜申告することを誓約するよう奨励される。また、これら物質が恒久的に軍事計画の外に置かれることが確保すべく、可能な限り早期に、当該物質をIAEAあるいは他の関連する国際検証及び平和目的への転換取り決めの下に置くことが奨励される。

*行動17:行動16の文脈の中で、すべての加盟国は、それぞれの核兵器国で軍事的にもはや不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を確保するべく、IAEAの文脈において、適切かつ法的拘束力のある検証取り決めの開発を援助するよう奨励される。

*行動18:核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産施設の解体あるいは平和利用への転換に向けたプロセスを開始していないすべての国家は、そのような行動を取るよう奨励される。

F. 核軍縮を支える他の措置

i. 会議は、核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開と協調が不可欠であることを認識し、透明性向上と効果的な検証を通じた信頼を強化することの重要性を強調する。

会議は以下を決定する。

*行動19:すべての加盟国は、信頼の増進、透明性の向上、核軍縮に関する効果的な検証能力の開発をめざした各国民政府、国連、他の国際及び地域機構、そして市民社会による協力関係を支援してゆくことの重要性について合意する。

*行動20:加盟国は、強化された条約再検討プロセスの枠組みにおいて、本行動計画ならびに第6条、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の4(c)項及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を提出しなければならない。

*行動21:すべての核兵器国は、信頼醸成措置として、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なわずに、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定することが奨励される。国連事務総長は、核兵器国から提供される情報を含め、公衆から

アクセス可能な情報集積サイトを確保するよう求められる。

*行動22:すべての加盟国は、核兵器のない世界の実現を支持し、条約の目標を前進させるために、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長報告(A/57/124)に盛り込まれた勧告を履行することが奨励される。

II. 核不拡散

会議は、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の再検討・延長会議の決定を想起し、再確認する。会議は、同原則の第1節ならびに条約第3条に関連する要素、とりわけ9-13節及び17-19節、そして第7条に関連した部分、とりわけ5-7節に留意する。会議は、1995年会議で採択された中東に関する決議を想起し、再確認する。会議は、2000年NPT再検討会議の成果についても想起し、再確認する。

*行動23:会議は、条約の普遍的支持の促進に向けたあらゆる努力を払い、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えるいかなる行動も慎むよう、すべての加盟国に求める。

*行動24:会議は、第3条の規定にしたがい、加盟国のすべての平和的核活動におけるあらゆる原料物質または特殊核分裂性物質にIAEA包括的保障措置を適用するよう求めた過去の再検討会議の決定を支持する。

*行動25:会議は、18の条約加盟国が包括的保障措置協定を未だ発効させていないことに留意し、可能な限り早期に、さらなる遅滞なく、そうした行動を取るよう当該諸国に強く求める。

*行動26:会議は、条約の一体性や保障措置システムの権威を堅持するべく、あらゆる遵守問題に対応し、不拡散義務を遵守することの重要性を強調する。

*行動27:会議は、IAEA憲章や各加盟国の法的義務に完全に合致した形で、保障措置義務に関するすべての不遵守問題を解決することの重要性を強調する。これに関して、会議は、IAEAとの協力を拡大するよう加盟国に求める。

*行動28:会議は、追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての国家に対し、可能な限り早期にそうした行動を取るよう、また、発効までの間、追加議定書を暫定的に履行するよう奨励する。

*行動29:会議は、IAEAに対し、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促進し、加盟国を支援することを奨励する。会議は、加盟国に対し、包括的保障措置協定の普遍性を促進しうる具体的措置についての検討を求める。

*行動30:会議は、IAEAの諸資源確保の可能性を考慮しつつ、自発的申し出に基づく関連保障措置協定の下、可能な限りもっとも経済的かつ実際的な方法で、核兵器の平和的核施設への保障措置の適用拡大を求める。また、核兵器の完全廃棄が達成された際には、包括的保障措置及び追加議定書が普遍的に適用されるべきことを強調する。

*行動31:会議は、少量議定書を修正あるいは破棄していないすべての加盟国に対し、適宜、可能な限り早期に、そのような行動を取るよう奨励する。

*行動32:会議は、IAEA保障措置は定期的に検討、評価されるべきであると勧告する。IAEA保障措置のさらなる有効性強化と能力向上を目的としてIAEAの政策機関が採択した決定は支持され、履行されるべきである。

*行動33:会議は、すべての加盟国に対し、IAEAが条約第3条の求める保障措置適用の責務を効果的に果たせるよう、同機関に対するあらゆる政治的、技術的、財政的支援を確実に継続することを求める。

*行動34:会議は、IAEA憲章の枠組みの中で、加盟国間やIAEAとの協力を通じ、高度な保障措置に向けた、強力で、柔軟性と適応性があり、対費用効果の高い国際技術基盤の開発をいっそう進めるよう、すべての加盟国に奨励する。

*行動35:会議は、すべての加盟国に対し、自国の核関連輸出を、直接的にも間接的にも核兵器あるいは他の核爆発装置の開発を支援しておらず、また、当該輸出が条約第1、2、3条及び1995年再検討・延長会議で採択された「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」決定に特に明記された条約の目標と目的に完全に合致したものとするよう強く求める。

*行動36:会議は、加盟国に対し、自国の国家的輸出管理を確立させる上で、多国間で交渉され、合意された指針や了解事項を活用することを奨励する。

*行動37:会議は、加盟国に対し、核輸出に関する決定を行う際には、受領国がIAEAの保障措置義務を履行しているか否かを考慮するよう奨励する。

*行動38:会議は、すべての加盟国に対し、条約の目的を履行すべく行動するなかで、平和目的の核物質、装置、技術情報に対する完全なアクセスという、すべての国家、とりわけ発展途上国の正統な権利を守るよう求める。

*行動39:加盟国は、条約第1条、2条、3条、4条にしたがい、核技術及び物質の移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される。また、これに関して、条約と相反するいかなる不当な制限をも排除することが奨励される。

*行動40:会議は、すべての加盟国に対し、核物質や施設の保安や物理的防護について、可

能な限り最も高い水準を維持することを奨励する。

*行動41:会議は、すべての加盟国に対し、核物質及び核施設の物理的防護に関するIAEA勧告(INFCIR/225/Rev. 4 (Corrected))ならびに他の関連国際条約を、可能な限り早期に適用するよう奨励する。

*行動42:会議は、核物質防護条約の全加盟国に対し、同条約の改正を可能な限り早期に批准するよう要請するとともに、発効までの間、改正の目標と目的に合致した行動をとるよう奨励する。

*行動43:会議は、すべての加盟国に対し、2004年のIAEA理事会で採択された改正「放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範」ならびに「放射線源の輸出入ガイド」の原則を履行するよう強く求める。

*行動44:会議は、すべての加盟国に対し、関連する国際法上の義務に合致した形で、自國領土全域における核物質の違法取引を探知し、抑止し、阻止するための能力を育成することを求める。また、このことにおける国際的な連携や能力育成の強化に取り組むべき立場にある国々が、それらに取り組むことを求める。会議はまた、加盟国に対し、関連国際法の義務に合致した形で、核兵器の拡散防止に向けた効果的な国内管理を確立するよう求める。

*行動45:会議は、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」に未だ加盟していないすべての加盟国が、可能な限り早期に同条約に加盟するよう奨励する。

*行動46:会議は、IAEAに対し、核物質の計量及び管理にかかる国内システム、または地域レベルのシステムについて、それらの確立や維持を含めた核物質の国内法制による管理強化の面で加盟国に継続的な支援を行うよう奨励する。

III. 原子力の平和利用

会議は、NPTが、核エネルギーの平和利用を可能にする信頼と協力の枠組みをもたらすことによって、平和利用の発展を促進していることを再確認する。会議は、すべての加盟国に対し、条約の全条項に合致する形で行動し、以下を行うよう求める。

*行動47:核エネルギーの平和利用や燃料サイクル政策に関する各国の政策や国際協力合意及び取り決めを侵害することなく、核エネルギーの平和利用の分野における各國の選択や決定を尊重する。

*行動48:核エネルギーの平和利用に向けた機器、物質、科学的・技術的情報の最大限の交換を促進し、それに参加する加盟国の権利を再確認することを約束する。

*行動49:世界の発展途上地域の需要を考慮し、平和目的の核エネルギーのさらなる開発

に向けて他の加盟国や国際機関と協力する。

*行動50:発展途上国の需要を特に考慮しつつ、条約加盟国である非核兵器国を優先的に扱う。

*行動51:条約第1条、2条、3条、4条に従い、核技術の移転や加盟国間での国際協力を促進するとともに、これに関して条約に相反するいかなる制約も排除する。

*行動52:IAEA内部における、同機関の技術協力計画の有用性や効率を向上させるための努力を継続する。

*行動53:核エネルギーの平和利用に関して発展途上の加盟国を支援するというIAEAの技術協力計画を強化する。

*行動54:技術協力活動へのIAEAの諸資源を十分に確保し、不確定要因の除去を確実にするためのあらゆる努力を払い、具体的な措置をとる。

*行動55:IAEAの活動の支援として各国あるいは国家グループが既に誓約した拠出を歓迎しつつ、それをなすべき立場にあるすべての加盟国に対し、今後5年間にIAEA活動への予算外拠出として1億ドルを調達するイニシアティブに対する追加拠出を奨励する。

*行動56:核エネルギー平和利用の発展に不可欠な特殊技能を有する労働力を訓練するための国内、二国間、国際努力を奨励する。

*行動57:原子力発電を含む核エネルギーの開発にあたっては、核エネルギーの使用は、国内法及び各国の国際的義務にしたがい、保障措置ならびに適切かつ有効な水準の安全と保安に対する誓約と、それらの履行の継続が伴うものでなければならないことを確認する。

*行動58:IAEAまたは地域機構の支援の下、差別的でなく透明性のある方法で、核燃料供給の保証のためのメカニズムを構築する可能性や、条約上の権利に影響を与える、国家の燃料サイクル政策を阻害しない核燃料サイクルのバックエンド計画を含む、核燃料サイクルの多国間アプローチに関するさらなる議論を継続する。その一方で、IAEAの包括的保障措置の要求を含む、これらの問題をめぐる技術的、法的、財政的諸課題に取り組む。

*行動59:「原子力安全条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約」、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」、「核物質防護条約(CPPNM)」の未加盟国は加盟を検討する。また、早期の発効を可能とするべく、CPPNMの改正を批准する。

*行動60:原子力産業や民間部門との対話を通じたものを含め、核安全と保安の分野における最良慣行の適宜共有を促進する。

*行動61:関係国に対し、技術的及び経済的に可能な限り、自由意志を原則として、民生用備蓄及び使用における高濃縮ウランを最小化するためのさらなる努力を奨励する。

*行動62:安全、保安、環境保護に関する国際基準にしたがって放射性物質を輸送する。また、信頼を醸成するとともに、輸送上の安全、保安、緊急時対応に関する懸念に對処すべく、輸送国と沿岸国間の意思疎通を継続する。

*行動63:関連する主要な国際諸条約で確立された原則に基づき、関連する国際条約の加盟国となり、もしくは適切な国内法を採択することによって民生用核に関する責任体制を実効化する。

*行動64:会議は、すべての加盟国に対し、2009年9月18日のIAEA総会で全会一致採択された「運転中あるいは建設中の核施設に対する軍事攻撃あるいは攻撃の威嚇の禁止」に関する決定に従うことを求める。

IV. 中東、とりわけ1995年中東決議の履行

1. 会議は、1995年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し、その目的と目標が2000年NPT再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを強調する。NPTの寄託国(ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国)により共同提案された同決議は、1995年会議の成果の重要な要素であり、1995年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもある。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措置に着手するとの決意を新たにする。

2. 会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。

3. 会議は、2010再検討会議において、1995年の中東決議の完全な履行に向けた5つの核兵器国との誓約が再確認されたことに留意する。

4. 会議は、1995年の中東決議の履行に向けた進展がほとんど達成されていないことに遺憾の意を表明する。

5. 会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性が2000年再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する。会議は、条約の

普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に加盟するよう求める。

6.会議は、条約に基づく自国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める。また、この目的的達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める。

7.会議は、1995年決議の完全履行につながるプロセスの重要性を強調する。会議はこの目的に向けた以下の実際的措置を支持する。

- (a) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、中東の全国家の参加の下、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を2012年に開催する。これは、地域国家の自由意思による取り決めに基づくものであり、また、核兵器国との全面的支援及び関与を得るものである。2012年会議は、1995年中東決議を委任された議題とする。
- (b) 地域国家との協議に基づき、国連事務総長並びに1995年中東決議の共同提案国はファシリテーター（調停人）を任命する。ファシリテーターは、地域国家との協議を行い、2012年会議の開催準備を通じて1995年決議の履行を支援するという任務を持つ。ファシリテーターはまた、2012年会議に参加した地域国家で合意された後継措置の履行も支援する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行う。
- (c) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、2012年会議の主催国を指名する。
- (d) 過去の実績やそこで得られた経験を踏まえ、非核・非大量破壊兵器及び運搬手段地帯のあり方に関して、IAEA、化学兵器禁止機関(OPCW)、及びその他の関連する国際組織に2012年会議に向けた背景文書の準備を要請することなど、決議の履行を支援することを目的とした追加的措置を講じる。
- (e) 欧州連合による2008年6月のフォローアップセミナーの主催の申し出を含め、決議の履行を支援することを目的としたあらゆる提案を検討する。

8.会議は、核、化学、生物という、地域におけるすべての大量破壊兵器の全面的かつ完全な廃棄の達成につながる過程においては、内容的にも時期的にも並行した進展を維持することが求められることを強調する。

9.会議は、条約のすべての加盟国、とりわけ核兵器国と地域国家が、決議の履行に向けて行った措置について、国連事務局を通じ、2015年再検討会議の議長ならびに再検討会議に先立って行われる準備委員会の議長に継続して報告すべきであることを再確認する。

10.会議は、決議の履行に対する貢献として、市民社会が果たす役割の重要性をいっそう認識し、この点におけるあらゆる努力を奨励する。

他の地域的問題

1.会議は、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)に対し、2005年9月の共同声明にしたがい、あらゆる核兵器ならびに現在する核計画の完全かつ検証可能な廃棄を含む、6か国協議に基づく誓約を履行するよう強く求める。また、DPRKに対し、NPTとIAEA保障措置協定の遵守に早期に復帰するよう強く求める。会議はまた、DPRK及びすべての加盟国に対し、関連するすべての核不拡散・核軍縮義務を完全に履行するよう求める。会議は、6か国協議への強固な支持を再確認するとともに、外交的手段を通じてこの事案が包含する諸問題に対する十分かつ包括的な解決を達成することを引き続き誓う。

[www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50 \(VOL.I\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50 (VOL.I))

ピースデボ注:最終文書の構成は次の通り。

第1巻

第1部

「1995年再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条3項に基づく条約運用に関する評価」

「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」(本イアブック所収の資料2-1)

第2部「会議の組織と作業」

第2巻

第3部「会議で出された文書」

第3巻

第4部「概略の記録と参加者名簿」

- 第1巻第1部の全訳は、ピースデボ・ブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議—市民社会からの総括」(10年8月6日刊)に所収。

資料 2-2 米核態勢見直し(NPR)報告書

核態勢見直し(NPR)報告書 要約(全訳)

2010年4月6日 国防総省

2009年4月のプラハでの演説において、オバマ大統領は21世紀における核の危険に焦点を当て、これら深刻で増大しつつある脅威に打ち勝つために、合衆国は核兵器のない世界の平和と安全を追求すると宣言した。大統領はこのような野心的な目標はすぐには一その言葉を借りれば、自らの生きている間には一達成できないであろうことを認めた。しかし大統領はこの目標に向けて、核兵器の数と合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割の縮小を含む具体的な措置をとるとの決意を明らかにした。同時に大統領は、核兵器が存在する限り、合衆国は、潜在的敵国を抑止するとともに同盟国及び安全保障パートナーに合衆国の安全保障コミットメントが信頼しうるとの安心を提供するため、安全、安心で効果的な保有核兵器を維持すると誓約した。

2010「核態勢見直し(NPR)」は、核の危険を減少しつつ核兵器のない世界という目標を追求することと同時に、より広範な合衆国安全保障上の利益を増進するための大統領の政策課題を促進する政権の方針の大枠を示すものである。NPRには、大統領の安全保障における優先課題と、2010「4年毎の国防見直し」(QDR)によって示された、それらを支える戦略目標が反映されている。

本NPR報告書は、国際安全保障環境の基本的な変化を述べた後、我々の核兵器政策及び態勢における5つの主要目標に焦点を当てる：

1. 核拡散及び核テロリズムを防止する。
2. 合衆国安全保障戦略における核兵器の役割を縮小する。
3. 縮小された核戦力によって戦略的抑止及び安定を維持する。
4. 地域的な抑止を強化し、同盟国及びパートナーに改めて安心を提供する。
5. 安全かつ安心で、効果的な保有核兵器を引き続き保持する。

NPRの一義的焦点は今後5年から10年の間にとるべき措置に置かれているが、同時に、より長期的な核戦略及び態勢に向かう道筋もまた考慮されている。合衆国と同盟国、パートナーの安全を確保しつつ核の危険の縮小に向けて前進しつづけるためには、今後の政権交代によても揺るぐことのない取り組みが求められる。したがって将来にわたって持続可能なコンセンサスを形成することが緊要である。

変化した、今も変化しつつある、国際安全保障環境

冷戦終結後、国際安全保障環境は劇的に変化した。世界的核戦争の脅威は遠のいた。しかし、核攻撃の危険は高まっている。

オバマ大統領が明らかにしたように、今日における最も差し迫った、極限的な危険は核テロリズムである。アルカイダとその同盟者の過激派たちは核兵器を欲している。一度彼らが核兵器を手に入れたならば、彼らはそれを使うであろうと考えておかねばならない。世界中に存在する核物質は窃盗や強奪に対して脆弱であり、機微な機器や技術は核の闇市場をとおして入手可能である。その結果、テロリストが核兵器を作るために必要な物を手にする危険は深刻なレベルにまで高まっている。

もう一つの差し迫った脅威は核拡散である。米国及び同盟国とパートナー、そして幅広い国際社会と対立関係にある国家が新たに核兵器を入手する可能性がある。北朝鮮とiranは、核への野望を果たすために、不拡散義務に違反し、国連安全保障理事会の要求を無視して、ミサイルによる運搬能力を追求しつつ、彼らが作り出した国際的危機を外交的に解決するための諸努力に抵抗してきた。彼らの挑発的行動は、周辺地域に不安定をもたらし、近隣諸国が自ら核抑止力を選択するような圧力をうみだす。北朝鮮、iranその他のによる不拡散軌範の継続的な不履行は、核不拡散条約(NPT)を弱体化させ、合衆国及び国際社会の安全に悪影響をもたらすであろう。

核テロリズムと核拡散という喫緊の増大する脅威に直面する一方で、合衆国は現存する核兵器国、とりわけロシアと中国との戦略的関係の安定を確保するという、慣れ親しんだ課題に取り組まねばならない。ロシアは、合衆国と拮抗する核兵器能力を持つ唯一の国である。しかし、冷戦時に比して、米ロ関係は根本的に変化した。二国間の政策上の相違は依然として存在し、ロシアは強力な核戦力の近代化を継続している。しかし、ロシアと合衆国はもはや敵同志ではなく、軍事対決の可能性は劇的に減少した。両国は核テロリズムと核拡散防止を含む、共通の利益に資する分野における強力を強めている。

合衆国と中国は、相互依存を深めており、大量破壊兵器(WMD)の拡散と対テロリズムといったグローバルな安全保障課題への対処における共通の責任を拡大しつつある。その一方で、中国に隣接するアジア諸国と合衆国は、保有核兵器の量的・質的近代化を含む中国の軍近代化に引き続き懸念を抱いている。中国の保有核兵器数はロシア及び合衆国とのそれに比べてはるかに少ない。しかし、核計画の速度と範囲、さらにはそれらの指針となる戦略やドクトリンといった、中国の核計画をとりまく透明性が欠如しているため、中国の将来の戦略的意図について疑問が持ち上がっている。

以上のような核の脅威における環境の変化によって、合衆国が核への関心と戦略目標の優先順位は変わった。今後数年間、我々は新しい核能力保有国の出現とテロリスト集団による核爆弾もしくは核爆弾製造用物質の入手の防止を最優先課題としなければならない。同時に我々はロシア、中国との戦略的関係の安定を維持するとともに、新たな核武装国の登場に対抗することによって、合衆国と同盟国及びパートナーを核の脅威もしくは脅迫から守るとともに彼ら自身の核抑止力追求の誘因を減少させなければならない。

米国の核兵器政策及び戦力態勢への影響

我々が、二極軍事対決の冷戦時代から引き継いだ膨大な保有核兵器は、核兵器を志向す

る、自滅的なテロリストや非友好的な国家体制による挑戦に対処するには適していない。従って、我々の核兵器政策と態勢は、核テロリズムと核拡散の防止という最優先課題に適したものへと再編されなければならない。

これは、我々の核抑止力が時代遅れであるということを意味しない。事実、核兵器が存在する限り、合衆国は安全、安心で、効果的な核戦力を維持しつづけるであろう。これら核戦力は潜在的敵国を抑止し、世界中の同盟国及びパートナーに改めて安心を提供するための不可欠な役割を引き続き果たすであろう。

しかし、合衆国の通常軍事能力の比類なき成長、ミサイル防衛における重要な進歩、そして冷戦時代の敵対関係の緩和を含む国際安全保障環境の根本的な変化の結果、上記の戦略目標は從来よりもはるかに少ないレベルの核戦力と、縮小された核兵器の役割によって達成することが可能である。したがって、我々は、伝統的な抑止及び安心の確保という目標を損なうことなく、最も差し迫った安全保障上の挑戦に合致するよう核兵器政策と核戦力態勢を形成することができる。

- 合衆国の核兵器の役割と数を縮小する—すなわち、核軍縮を前進させるというNPT第6条の下での義務に従うことによって、我々は不拡散レジームの再強化と世界中の核物質の保安を確立するための措置への参画をNPT加盟諸国に促しうる、より強い立場を確立することができる。
- 信頼性ある核抑止力の維持及びミサイル防衛、その他の通常軍事能力による地域的安全保障構造（アーキテクチャー）の強化によって、我々は世界中の核兵器を持たない同盟国、パートナーに対する安全保障公約を再確認するとともに、それら諸国が自らの核抑止力を必要としないことを確認することができる。
- 合衆国の核兵器の寿命を延長するための確固とした備蓄核兵器管理プログラムを遂行することによって、新しい核兵器の開発や核実験なしに安全、安心、かつ効果的な抑止力を確保することができる。
- 老朽化した核施設の近代化と人的資源への投資によって、技術的もしくは地政学的な突発事態に備えるために確保する核兵器の数を著しく減少させることができるとなり、退役核弾頭の解体を加速し、他国の核活動に関する知見を改善することができる。
- ロシア及び中国との戦略的関係の安定化と透明性、相互信頼の向上によって、核兵器のない世界へと進むための条件整備と核拡散及び核テロリズムに対処するための基盤を強化することができる。
- 國際問題における核兵器の重要性を減じ、核兵器廃絶へと段階的に進むことによって、核兵器保有国が存在する世界に住むことを宿命視する考えを逆転させ、将来の不確定さに備えるために自ら核オプションを手にしようと考える国々にとっての誘因を減少させることができる。

核拡散及び核テロリズムの防止

核兵器のない世界に向けた努力における不可欠の要素として、合衆国はグローバルな

核不拡散レジームの再建と強化のための国際的努力の拡大を主導する。そして2010NPRは、これを初めて合衆国の核政策における最優先事項とする。我々が核の崖っぷちに近づいているとの危機感が高まっている。それは、今日の危険な傾向に歴史をかけ、逆転させなければ、我々は、遠からず核武装国が着実に増加し、テロリストが核兵器を手にする世界に住むことになるだろうという危機感である。

核拡散と核テロリズムを防止するための合衆国のアプローチには、3つの要素がある。第1に、我々は北朝鮮とイランの核の野望を挫き、IAEA保障措置とその遵守を強化し、核の開拓引を阻止し、拡散リスクの拡大無しに核の平和利用を促進することによって、NPTを中心とする不拡散レジームの強化を追求する。第2に、我々は世界中のすべての脆弱な核物質の保安を4年以内に確立するとしたオバマ大統領のイニシアティブの履行を加速する。

そして第3に、我々は、新戦略兵器削減条約（新START）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准と発効、そして検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の交渉を含む、軍備管理の努力を遂行する。これらは、不拡散レジームと核物質の世界的な保安を強化するために必要な措置に対する広範な国際的支持を勝ちとるための我々の力を強化する手段である。

わが政府のイニシアティブには以下が含まれる：

- グローバル脅威削減イニシアティブ（GTRI）、国際核物質防護及び協力プログラムの加速を含む世界中の脆弱核物質の保安確立のためのオバマ大統領のイニシアティブを積極的に推進する。これにはエネルギー省の2011会計年予算における核不拡散プログラムへの27億ドル支出増（25%以上）が含まれる。
- 不法な拡散ネットワークを寸断し、核物質の密輸を阻止するための国家的及び国際的能力を向上させ、テロリストの核爆発デバイスに使用され、もしくは使用されようとしている核物質の出所を特定する能力を向上させる、核鑑識能力の拡大を継続する。
- 核兵器のない世界へと前進し続けることを支援する、検証技術の研究強化や透明化措置の開発を含む包括的研究開発プログラムを立ち上げる。
- 大量破壊兵器入手したり使用したりしようとするテロリストの努力を、手助け、資金援助、もしくは専門知識や安全地帯の提供によって、支援もしくは帮助するすべての国家、テロリスト集団もしくは他の非国家主体に対して、合衆国は全面的に責任追究を行うとの誓約を再確認する。

合衆国の核兵器の役割を縮小する

過去数十年間にわたり、合衆国は国家安全保障及び軍事戦略における核兵器の役割を大幅に縮小してきた。しかし現段階においてさらになすべきこと、できること、がある。

核兵器が存在する限り継続する合衆国の核兵器の基本的役割とは、合衆国、同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することである。

冷戦期においては、米国はソ連及びワルシャワ条約機構の同盟国による大規模な通常攻撃に対する反撃に核兵器を使用する権利を留保していた。さらに、合衆国が国際諸条約に従い自らの化学・生物兵器(CBW)を放棄した後においては合衆国、同盟国及びパートナーに対するCBW攻撃を抑止するために核兵器を使う権利を留保していた。

冷戦終結後、戦略環境は根本的に変化した。合衆国の通常軍事力の圧倒的優位、ミサイル防衛能力のたえざる向上、CBWの効果を低減する能力の向上によって、非核一通常、化学、生物一攻撃の抑止における核兵器の役割は大幅に縮小された。合衆国は引き続き非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小してゆくであろう。

さらに合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用も使用の威嚇も行わないことを宣言することによって、長期わたって続けてきた「消極的安全保証」を強化する用意がある。

この安全保証の強化は、NPTを全面的に遵守することによって得られる安全保障上の利益を裏書きし、NPTに加盟する非核兵器国に対して、米国及び他の関係諸国とともに不拡散レジームの強化のために協働するよう促すことを意図するものである。

このように安全保証を強化するにあたって、合衆国は安全保証を提供される資格を有しながら化学生物兵器を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対して使用する国は、通常兵器による熾烈な反撃を受ける可能性に直面するであろうこと、また国家指導者もしくは軍司令官を問わず、このような攻撃に責任を有するいかなる個人の責任も全面的に問われるであろうことを合衆国は断言する。生物兵器の破滅的な潜在能力とバイオ・テクノロジーの急速な進歩を考えたとき、生物兵器の脅威の進化と拡散、そしてその脅威に対する合衆国の対処能力が要求する場合には、合衆国は前記安全保証に必要な変更を加える権利を留保する。

合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、上記の安全保証の対象から除外される国——すなわち核兵器を保有する国、及び核不拡散義務を遵守しない国——による合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する通常攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある。したがって、合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とするという普遍的な政策を採用する用意はない。しかし、合衆国は、このような政策を安全に採用できるような条件を確立するために努力するであろう。

しかし、これは新しい安全保証の対象とならない国々に対して核兵器を使用するという我々の意思の高まりを意味するものではない。強調したいのは、合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器を使用するであろうということである。過去65年以上つづいてきた核兵器不使用の記録をさらに更新することこそが、合衆国とすべての国にとっての利益である。

したがって、NPRの主要な結論には以下が含まれる：

- 合衆国は、核兵器の唯一の目的を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する核

攻撃の抑止に限定することを目指しつつ、通常兵器能力の強化を継続し、非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小しつづけるであろう。

- 合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器の使用を考慮するであろう。
- 合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないであろう。

削減された核戦力レベルにおいて戦略的抑止と安定を維持する

冷戦終結以降、米国とロシアは作戦配備の戦略核兵器を約75%削減してきたが、いまだ両国とも抑止に必要とする以上の数の核兵器を保有している。政権は、大幅に削減された戦力レベルにおける安定性の確保に向けてロシアと協力することを誓約する。

新START

このプロセスの次の一步は、すでに失効した1991年の第1次戦略兵器削減条約(START I)を新たな検証可能な条約、すなわち新STARTに置き換えることである。NPR策定に向けた初期段階の作業は、この新START交渉における米国の立場を確立し、新条約が規定する削減に照らしていかなる戦力構成が可能であるかを検討することにあった。NPRは次のような結論に達した：

- 米国の戦略的運搬手段、すなわち大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、核搭載可能な重爆撃機をSTART I レベルから約50%削減し、また、条約上の削減義務を負う 戰略核弾頭をモスクワ条約レベルから約30%削減しても、安定した抑止を維持することは可能である。
- NPRの分析に基づき、米国は、新STARTの条約上の義務を負う戦略核弾頭数の上限を1550発、配備戦略運搬手段の上限を700基(機)とすること、また、配備及び非配備の戦略発射装置数の合計の上限を800基(機)とすることでロシアと合意した。
- ICBM、SLBM、核搭載可能な重爆撃機で構成される米国の核の三本柱は新STARTにおいても維持される。
- 安定性の増大をめざし、すべての米国のICBMには、一基に搭載される核弾頭数を一発とする「非多弾頭化」措置が講じられる。
- 米国の地域的抑止ならびに安全の再保証という目的への非核システムの寄与は、ミサイル防衛に対する制限を回避し、重爆撃機や長距離ミサイルシステムを通常兵器に使用する選択肢を維持することによって保持される。

大統領の決定時間を最大化する

NPRは、現在の米戦略部隊の警戒態勢——重爆撃機の常時警戒態勢は解除され、ほぼすべてのICBMが警戒態勢に置かれ、また、いかなる時にも相当数の戦略原子力潜水艦(SSBM)が海洋に出ている——が当面維持されるべきであると結論づけた。NPRはまた、事故、無認可の行動、誤認識などによる核発射の可能性をいっそ低下させるとともに、核兵器使用を許可するか否かの検討において大統領に与えられる時間を最大化するべく引き続き努力がなされるべきであると結論づけた。重要な措置には以下が含まれる：

- すべてのICBMならびにSLBMについて、「外洋に向けた標的設定」の実施を継続する。これにより、万一の無認可あるいは偶発的発射の際にミサイルは外洋に着弾する。また、ロシアにこの慣行に対する誓約を再確認するよう求める。
- 核危機における大統領の決定時間を最大化するよう米国の指揮統制システムをいつそう強化する。
- 生き残りの可能性を強化し、即時発射の誘因をさらに低減するようなICBM基地の新しい様態を探求する。

戦略的安定性の強化

ロシアと中国が現在自国の核能力の近代化を行い、さらには両国とともに米国のミサイル防衛や通常軍備のミサイル計画を不安定化要因と主張している中、これら2国との戦略的安定性を維持することが今後の重要な課題である。

- 米国は、さらなる安定性、柔軟性、透明性を伴った戦略的関係を促進することをめざし、ロシア及び中国と戦略的安定性に関するハイレベルの二国間対話を追求していく。

米国にとって、ロシアとの戦略対話は、米国のミサイル防衛及び将来におけるいかなる米国の通常兵器搭載長距離弾道ミサイルシステムも、新たに浮上した地域的脅威への対処を目的に設計されたものであり、ロシアとの戦略バランスに影響を与えることを意図したものではないことを説明する機会となる。また、ロシアの側においては、近代化計画について説明し、現在の軍事ドクトリン(とりわけ核兵器的重要性をどのように位置づけているのか)を明確にし、国境から離れたロシア国内の少数の安全な施設に非戦略システムをまとめているといったような、同国のが非戦略保有核兵器に対する西側諸国の懸念を緩和するためにとりうる諸措置について議論する機会となる。

他方、中国との戦略的安定性に関する対話の目的は、双方にとって、相手側の核兵器ならびに他の戦略能力に関する戦略、政策、計画をめぐる見解を伝える場やメカニズムを提供することにある。このような対話のめざすところは、信頼性と透明性の向上、不信の低減にある。2010「弾道ミサイル防衛見直し」(MDR)報告が述べるように、「本政権にとって、米中関係における戦略的安定性を維持することは、他の主要国との戦略的安定性を維持することと同等に重要である。」

将来における核削減

大統領は、核兵器のさらなる削減の検討に向けて、新START後の軍備管理目標に関する見直しを命じた。新STARTのレベルを超えて米国が将来的な核戦力の削減を行う上では、いくつかの要素がその規模や速度に影響を与える。

第1に、いかなる将来的な核削減も、地域の潜在的な敵への抑止、ロシアや中国との戦略的安定性、米国の同盟国及びパートナーへの安心の提供を強化し続けるものでなければならない。これには、抑止に求められる能力に関する最新の評価、米国ならびに同盟国、パートナーにおける非核能力のさらなる強化、戦略及び非戦略兵器の焦点を絞った削減、そして同盟国及びパートナーとの緊密な協議が必要である。米国は、いかなる潜在的な敵

対者が計算したとしても、米国、あるいは同盟国及びパートナーに対する攻撃から期待される利益より、米国からの報復による耐え難いコストの方がはるかに勝るとの結論に達せしめるような能力を引き続き確保する。

第2に、備蓄核兵器維持プログラムの遂行ならびにNPRの勧告する核兵器インフラへの投資は、技術的あるいは地政学的突發事態に備えるために大量の非配備弾頭を維持するという米政策の転換をもたらし、備蓄核兵器の大幅な削減を可能にする。これらの投資は新START及びその後において、抑止を維持しつつ核兵器削減を促進する上で不可欠なものである。

第3に、ロシアの核戦力は、米国が自国の核戦力削減の幅及び速度を決定する上で引き続き重要な要素である。両国関係の改善を背景に、2国間における厳密な数字上の均衡の必要性は冷戦時代のように絶対的なものではない。しかし、核能力における大きな不均衡は、双方にとって、また、合衆国との同盟国及びパートナーとの間において懸念を生じさせるものであり、安定的かつ長期的な戦略関係の維持に貢献するものとはならないであろう。したがって、我々は合衆国がより低いレベルに移行する際には、ロシアも我々に同調することを重要視するであろう。

NPRの主要な勧告には以下が含まれる：

- 新STARTが予定しているレベル以下に将来的な核削減目標を定めるための、継続的な分析を実施するべきである。同時に、地域における潜在的な敵に対する抑止、ロシアと中国に対する戦略的安定性、我々の同盟国及びパートナーへの保証を強化してゆくべきである。
- ロシアとの間で新START後の交渉を行う際には、双方の側の非配備核兵器とならんで非戦略核兵器の問題を取り上げるべきである。
- 米核戦力の削減は、我々の同盟国及びパートナーへの安全の安全の保証における信頼性と有効性を維持する形で実施すべきである。米国は、新START後の交渉に向けたアプローチを確立するにあたって、同盟国及びパートナーと協議してゆくべきである。

地域的抑止を強化し、同盟国・パートナーに安全を再確認する

合衆国は、2国間及び地域的な安全保障関係を強化してゆくとともに、これらの関係を21世紀型の挑戦に適合させるべく同盟国及びパートナーと協力しあうことを全面的に公約する。このような安全保障関係は潜在的脅威を抑止する上で不可欠であり、また、それら脅威に隣接する諸国に対して、核兵器を求めることが自国の軍事的あるいは政治的利益を損なうものにしかならないこと知らしめ、また、合衆国の非核の同盟国及びパートナーに対しては自らが核抑止能力を持たずとも安全保障上の利益を確保できるとの保証を提供することによって、我々の不拡散上の目標にも寄与する。

米国の核兵器は、核兵器を保有し、あるいは保有を追求している地域国家による核攻撃あるいは核を背景とした脅威に対する拡大抑止を同盟国及びパートナーに提供する上で重要な役割を担ってきた。信頼性のある合衆国の「核の傘」は、「三本柱」の戦略軍、重要地

域に前方配備された非戦略核兵器、そして地域的紛争に応じて即時に前方配備可能な米国内の核兵器といった手段の組み合わせによって提供されてきた。

欧洲においては、冷戦終結後、前方配備された米国の核兵器は劇的に削減された。しかし少数の核兵器が引き続き残されている。NATO加盟国に対する核攻撃の危険性はかつてなく低下した。しかし、合衆国核兵器の存在は、NATOの非核加盟国が核計画に参加し、核兵器運搬能力を持つ特殊仕様の航空機を保有するというNATO特有の核分担(ニューカリア・シェアリング)取組との組み合わされることによって同盟国間の結束を強化するとともに、地域的脅威を感じている同盟国及びパートナーに対し安心を提供するものとなっている。NATO加盟国を防衛する上での核兵器の役割は、NATOの「戦略概念」見直しとの関係で本年議論されることになる。NATOの核態勢におけるいかなる変更も、加盟国間での徹底した再検討と決定を経てなされるべきである。

アジア及び中東——これらの地域にはNATOに類似した多国間の同盟構造は存在しない——については米国は二国間同盟及び安全保障関係を通じて、また、前方配備の軍事的プレゼンスと安全の保証を通じて拡大抑止を維持してきた。冷戦が終焉を迎えたとき、米国は、海軍の洋上艦や一般目的用の潜水艦からの核兵器撤去を含め、太平洋地域に前方配備された核兵器を撤退させた。以来、合衆国は、危機への対処は中央の戦略戦力及び東アジアへの核システムの再配備能力に依存してきた。

核兵器は同盟国及びパートナーに対する合衆国による安全の保証の重要な構成要素であることが示ってきた一方で、米国は、通常戦力のプレゼンス及び効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む、地域的な安全保障構造(アーキテクチャー)の強化をめざし、非核要素への依存を高めてきた。核兵器の役割が米国の国家安全保障戦略の中で縮小されるにしたがい、これら非核要素は抑止の分担においていっそう大きな位置を占めるようになろう。さらに、効果的な地域的抑止にとって、非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である。

非戦略核兵器

冷戦終結後、米国は非戦略(または「戦術」)核兵器を劇的に削減してきた。今日では、世界中の同盟国及びパートナーに対する拡大抑止の一環として、限定された数の核兵器が欧州に前方配備されているのと、海外配備が可能な少数の核兵器が米国内で保管されているのみである。ロシアははるかに多くの非戦略核戦力を維持しており、そのうち相当数はいくつかのNATO加盟国の領土近くに配備されている。

NPRは、米国とのるべき行動について以下のとおり結論づけた：

- 戰術戦闘爆撃機ならびに重爆撃機に搭載された前方配備の米核兵器の能力を維持するとともに、安全、保安、使用管理の改善などを伴ったB-61核弾頭の全面的寿命延長を進める。
- 海洋発射核巡航ミサイル(TLAM-N)を退役させる。
- 米国の前方軍事プレゼンスを補完し、地域的抑止を強化する長距離攻撃能力の維持

と開発を継続する。

- 米国の拡大抑止の信頼性及び有効性を確保する方策について、同盟国及びパートナーとの協議を継続し、適当な場合には拡大する。米国の拡大抑止におけるいかなる変更も同盟国及びパートナーとの緊密な協議なしには行われない。

安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持する

合衆国は安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持することを誓約する。1992年に核実験を中止して以降、我々は、弾頭をほぼ当初の設計仕様になるよう改修することによって弾頭の寿命を延長する備蓄兵器維持プログラムを通じて、核弾頭を維持し安全性と信頼性を認証してきた。30年後を見通して、NPRは、議会が命じた備蓄兵器管理プログラムならびに合衆国の不拡散目的に合致した形で既存の核弾頭の寿命を延長させるための最善の方策を検討し、次のような結論に達した：

- 合衆国は核実験を実施せず、包括的核実験禁止条約の批准と発効を遂行する。
- 米国は新型核弾頭を開発しない。寿命延長計画(LEP)は、これまでに実験された設計に基づく核部品のみを使用し、新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない。
- 合衆国は、核弾頭の安全性、保安、信頼性を個別事例ごとに、議会が命じた備蓄管理プログラムに合致した形で確保するための選択肢について研究する。LEPにおいては全ての範囲のアプローチを考慮する。すなわち、既存の弾頭の改修、別の弾頭の核部品の再利用、及び核部品の交換、である。
- 核弾頭のLEPを工学的開発へと進行させるいかなる決定においても、合衆国が最優先で選択するのは改修あるいは再利用である。核部品の交換は備蓄兵器管理プログラムの重要目標がその他の手段では達成できない場合においてのみ、そして大統領による具体的な認可ならびに議会の承認が得られた場合にのみ実施される。

これらの結論に沿って、NPRは次の通り勧告する：

- 現在進行中の潜水艦発射弾頭W-76のLEP、ならびにB-61爆弾のLEPに関する研究及びそれに続く活動には満額の資金が提供されるべきである。
- ICBM用弾頭W-78のLEPに関する選択肢についての研究を開始すべきである。研究には、当該LEPの結果作られた弾頭をSLBMで使用することによって、弾頭の種類を減らす可能性の検討も含まれる。

安全、安心で、かつ効果的でありつづけるために、合衆国の備蓄核兵器は、国家安全保障に関する諸研究所と支援施設の複合体で構成される近代的な物的インフラや、核抑止維持に求められる専門的能力を持つ優秀な労働力に支えられなければならない。

人的資源もまた懸案である。国家安全保障に関する諸研究所では、次世代の、最も将来有望な科学者やエンジニアを引きつけ、確保することがますます困難になっている。備蓄兵器管理に関する明確な長期計画や、拡散及び核テロリズムの防止に関する政権の誓約は、挑戦的で有意義な研究開発活動に従事する機会を与えることによって、明日を担う科学者やエンジニアの獲得と確保を強化することに繋がる。

NPRは以下の結論に達した：

- 備蓄兵器維持にとって極めて重要であり、不拡散をめざす上での見識を提供する、科学、技術及び工学の基盤を強化する必要がある。
- 核兵器複合施設及び要員に対する投資の増額は、我々の保有核兵器の長期的な安全、保安と有効性を確保するために必須である。新たな施設は、国家核安全保障管理局が開発中の備蓄核兵器の維持及び管理計画の要求を支援できるよう規模を定めることになる。
- 建設後50年を経過した施設を更新するロスアラ莫斯国立研究所における化学冶金研究施設更新計画およびテネシー州オークリッジのY-12プラントにおける新たなウラニウム処理施設の拡充のための資金の増額が必要である。

未来を見据える：核兵器のない世界に向けて

2010「核態勢の見直し」の勧告を遂行することにより、合衆国、同盟国、及びパートナーの安全保障は強化され、大統領の示した核兵器のない世界というビジョンに向けた大きな一歩がもたらされるであろう。

国際的な不安定や安全の欠如を拡大させるというリスクを犯すことなく、究極的に米国や他の国々による核兵器放棄を可能にするためには、極めて多くの条件が必要である。それらの条件の中には、核兵器拡散の阻止における成功、主たる関係国の計画や能力に関する透明性の飛躍的な向上、軍縮義務違反の探知を可能とする検証手段及び技術、それら違反を抑止するに十分な強さと信頼性を備えた執行手段、そして究極的には対立する國家を核兵器の取得や維持へと導くような地域的紛争の解決が含まれる。これらの条件が現在において存在しないのは明らかである。

しかし我々は、これらの条件を創出するために積極的行動することができるし、しなければならない。我々は2010年NPRに示された実際的措置を実行することができる。これら実際的措置は世界におけるあらゆる核兵器の廃絶という究極的目標へと我々を導くのみならず、それ自身によって、グローバルな核不拡散レジームを再活性化させ、テロ集団による核兵器ならびに核物質取得に対してより高い防壁を築き、米国と国際の安全保障を強化する。

www.defense.gov/npr/

資料2-3 2010年NPT再検討会議「日豪作業文書」

2010年核不拡散条約再検討会議に向けた 核軍縮・不拡散の実際的措置の新たなパッケージ(全訳)

日本・オーストラリア提出作業文書
NPT/CONF.2010/WP.9
2010年3月23日

日豪両政府は、核不拡散条約(NPT)の重要性を再確認し、同条約の普遍化を通じて国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年再検討会議において、次のような核軍縮・不拡散の実際的措置を支持することを提案する。

1. 条約第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. 米ロ間において戦略兵器削減条約(START)後継条約の交渉が進展したことを含め、フランス、ロシア、英国、米国が実施している核軍縮措置を歓迎するとともに、すべての核兵器保有国に対し、二国間ないし多国間での核軍縮交渉を追求するよう求める。
3. そのような交渉が妥結するまでの間、国際の安定を促進するような形で、また、すべてにとって安全保障が減じないという原則に基づき、保有核兵器を削減する、あるいは少なくとも増加させないという誓約を早期に行うよう、すべての核兵器保有国に求める。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減するとの誓約を行うよう求めるとともに、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、強化された消極的安全保証を供与するなどの措置を可能な限り早期に講じるよう求める。
5. すべての核兵器保有国に対し、偶発的あるいは無認可の発射の危険性を低減するとともに、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦上の地位をいっそう低下させる措置を講じるよう求める。
6. 核兵器削減プロセスにおいて、不可逆性及び検証可能性の原則を適用する重要性を強調する。
7. すべての核兵器保有国に、核兵器ならびに運搬システムの数や配備態勢に関する情報について、NPT締約国間で合意された形式で定期的に報告することを含め、自国の核兵器能力に関する透明性を増大させるよう求める。
8. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の未署名国及び未批准国に対し、同条約の早期発効を

目指して、可能な限り早期に署名、批准するよう強く求めるとともに、同条約発効までの間、核兵器実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する。

9. すべての核兵器保有国に対して兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し、継続し、軍事目的に不用となった核分裂性物質を自発的に申告し、そのような物質を国際原子力機関(IAEA)保証措置あるいは他の国際的な検証の下に置くことを強く求めるとともに、核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉の即時開始ならびに早期妥結を求める。
10. 核兵器の拡散が国際の平和と安定にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保証措置協定ならびに安保理の関連決議の遵守を含む不拡散義務をすべての国家が厳格に遵守することの重要性を再確認する。
11. モデル追加議定書に基づく追加議定書を伴う包括的保証措置協定が、国際的に認知された保証措置の基準となるべきであることを強調するとともに、包括的保証措置協定や追加議定書を未だ締結・発効させていないすべての国に対し、可能な限り早期に締結、発効させることを強く求め、また、この保証措置基準が核物質及び設備の供給においても適用されることを求める。
12. 条約からの脱退通告に対しては、二国間、地域的ないし国際的な協議を含めた適切な国際的対応がなされることの重要性を強調する。とりわけ、IAEAが保証措置義務違反を指摘する国家が脱退通告を行った場合には、国連安保理が、国連憲章の下でのその役割にしたがって、速やかに開催されるべきである。
13. NPTから脱退した国家は、条約締約国であった間に取得した核物質や設備、また、そのような物質や設備を用いて生産された特殊核物質を平和目的以外の用途に自由に用いることはできないことを強調する。
14. すべてのNPT締約国には、差別無く、また条約第1条、第2条、第3条に則って、平和目的のための核エネルギーの研究、生産、利用を推進する権利があることを再確認するとともに、核エネルギーの平和利用において各国、とりわけ発展途上国を援助するIAEAの任務への支持を表明する。
15. 原子炉を稼働、建設、あるいは計画しているすべての国家に対し、核の安全に関する4つの国際条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、並びに「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国となるよう強く求める。
16. すべての国家に対し、2005年の改正を含む「核物質防護条約」並びに「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」を可能な限り早期に締結するなど、核物質及び施設の保安を強化するためのさらなる措置を講じるよう強く求める。

資料2-4 ICNND*の2010年NPT再検討会議への核軍縮指針

*核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

核軍縮に向けた行動に関する新たな国際合意(全訳)

2009年12月15日

2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議の参加国は以下のとおり合意する。

目標に関して：核兵器のない世界

1. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮に繋がるような保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を核兵器国が再確認すること。
2. NPTを締約していない核武装国が、保有核兵器の完全廃棄を究極的には達成するという同様の約束を行う必要性。また、それらの国が核兵器の実験や取得、ならびに核攻撃に対する防衛目的以外での使用あるいは使用の威嚇を行わないとの規範が普遍的かつ拘束力のある性格のものであると認識する必要性。

鍵となる基盤に関して：実験の禁止と核分裂性物質の規制

3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の手続きにしたがって署名ならびに批准することの重要性と緊急性。
4. CTBTが発効するまでの間ににおける、核兵器の爆発実験あるいはその他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムの継続。
5. さらなる条約検証体制の確立に向けて、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会への支援を維持、拡大する必要性。
6. 核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的で、かつ効果的に検証可能な条約の早期締結に向け、ジュネーブ軍縮会議(CD)で交渉を行う必要性。
7. 上記条約の締結までの間、すべての核兵器国ならびに他の核武装国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言あるいは維持する必要性。
8. 核兵器国ならびに他の核武装国が、それぞれの国でもはや軍事用に不要であるとされた核分裂性物質を平和目的に転用するために、IAEAその他の関連する国際的な検証及び取扱の下に置く措置を講じる必要性。

核軍縮に向けた具体的措置に関して

9. 核兵器国ならびに他の核武装国が、自国の保有核兵器を増加させないという誓約を早期に行い、一方的あるいは二国間、多国間で、国際の安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、核軍縮の達成に向けたあらゆる必要な措置を講じる必要性。
10. 可能な限り早期、遅くとも2025年までという中期において、世界が達成すべき以下の中間目標を設定する必要性。
 - (a) 規模、役割、配備態勢を問わず、核弾頭の総数を、2010年に存在する数のごく一部にまで削減する。

- (b)核兵器を保有するすべての国家のドクトリンが、核兵器に残る唯一の役割は他者による核兵器使用の抑止であるとの原則に則り、それらの先行不使用を明確に誓約する。
- (c)保有核兵器の配備及び発射警戒態勢を上記ドクトリンと完全に一致させる。
- 11.さらなる削減に早期に合意し、あらゆる種類の核兵器を削減し続ける持続的努力を講じる上で、最も多く核兵器を保有する核兵器国が指導性を發揮し、国家間で協力してゆくことの特段の必要性。
- 12.すべての核兵器国ならびに他の核武装国が、研究、戦略的対話、CDでの準備作業を通じて、自国の保有核兵器の削減にむけたさらなる努力を行い、多国間軍縮プロセスに向けた基盤整備のための行動を早期にとることの必要性。
- 13.核兵器国ならびに他の核武装国が、核兵器が再び使用される危険を最小化するとともに核兵器の完全廃棄の過程を促進するべく、安全保障政策における核兵器の役割の縮小を可能な限り早期に受け入れ、宣言する必要性。
- 14.核兵器国ならびに他の核武装国が、NPT不遵守を国連安保理が認定していない非核兵器国には核兵器を使用しないという国連安全保障理事会に裏書された明確な消極的安全保証を可能な限り早期に供与することの必要性。
- 15.核兵器国ならびに他の核武装国が、とりわけ発射までの決定時間の延長や偶發的あるいは誤認による危険性の全般的な低下に向けて、可能な限り核軍縮プロセスの各段階において核兵器システムの運用体制に関する具体的措置を講じる必要性。

透明性に関して

- 16.核兵器国ならびに他の核武装国が、軍備管理条約の履行について、また、核軍縮に関するさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器能力に関する透明性を向上させることの必要性。

説明責任に関して

- 17.重要な核計画を有するすべての国家は、関連する国連機関に対して、また、NPT再検討プロセス強化の枠組みにおいて、自国の軍縮・不拡散義務や計画について定期報告を行うこと。核兵器国ならびに他の核武装国については、保有核兵器、軍事用に必要な核分裂性物質、運搬手段を報告に含むものとする。

検証に関して

- 18.核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮諸合意の遵守を保証するために必要な検証能力の研究と開発を促進すること。

不可逆性に関して

- 19.核軍縮、不拡散、他の関連軍備管理・削減措置に適用されるべき不可逆性の原則。

全面的かつ完全な軍縮に関して

- 20.軍縮プロセスにおける国家の努力の究極的な目標は、効果的な国際管理の下での全面的かつ完全な軍縮であると再確認すること。

www.icnnd.org/reference/reports/ent/index.html

資料2-5 中堅国家構想(MPI)ブリーフィング・ペーパー

核軍縮への人道的至上命令(抜粋訳)

2010年9月15日

はじめに(略)

A. 世界的な核兵器廃棄のための条約または枠組み

1. 再検討会議で採択された核軍縮に関する行動計画には、新たな、歴史的ともいえる次のような条項が盛り込まれた。「会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する」。また、議長の責任においてまとめられた最終文書の条約運用評価部分には次の条項がある。「会議は、核軍縮プロセスの最終段階及びその他の関連措置は、時間枠を伴うべきものであると大多数の加盟国が考える法的枠組みの中において追求されるべきであることを強調する」。これら条項は国連総会、NPT再検討プロセス、市民社会、また、キャンベラ委員会、大量破壊兵器委員会、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)といったさまざまな専門家会議による長年にわたる努力の集大成である。これら条項は、核兵器のない世界の実現を直接的に目指した交渉を準備し、開始するための基礎となりうるものであり、またそうなるべきものである。

2~3 (略)

4. MPIは、持続可能で検証可能かつ実行可能な核兵器の世界的廃棄のための条約あるいは条約の枠組みの交渉に向けた共同の準備作業を開始するよう、中堅国家政府に勧告する。同様に、ICNND報告は次のように述べている。「関心ある政府の支援を受けつつ、現在配布されているモデル条約に含まれる概念をいっそう改良し、発展させるための作業を直ちに開始すべきである。気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針を与えるような十分に検討された草案を作成しておくことが目指されるべきである」。2010年7月5日に発表された最終コミュニケにおいて、ICNNDは核不拡散・軍縮に関するグローバル・センターを設立すべきとの勧告を再度強調し、「気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針を与えるような十分に検討された草案を作成することを目的に、モデル核兵器禁止条約の改良及び発展に向けた世界規模での研究を牽引すること」が同センターの「主たる役割」になると述べた。

5. 準備プロセスにおける重要な作業の一つは、最終文書が4度にわたり言及した「枠組み」ならびに「条約」に関する概念を明確にし確定することとなろう。「条約の枠組み」は、現存する、あるいはまだ作られていない合意や制度を結合させたものである。そこには、例えば、以下の合意や法的文書の一部ないし全部が含まれる。NPT、未発効の

包括的核実験禁止条約(CTBT)、未だ交渉されていないが現在の国際的課題の一つである兵器用核分裂性物質生産禁止条約、非核兵器地帯条約、核兵器廃棄に関する二国間あるいは地域的な条約、核兵器保有国に他の代表的国家を加えた国家間における核兵器廃棄に関する条約、核軍縮を検証する権限ならびにリソースを国際原子力機関(IAEA)に付与する、あるいはそのために新たな機関を設置する協定、核テロ防止条約、国連安保理決議1540、そしてそれら合意や法的文書によって構成されるレジームの統治に関する合意。このアプローチは核兵器廃棄に向けた組織的・法的取組めの完了を遠い未来に押しやってしまう傾向がある。そのような傾向は、米ロの新START条約が「別々の、相互に補強する条約の枠組みの交渉を通じて核軍縮を追求することを求める事務総長の呼びかけと合致するものである」と述べた、ヒラリー・クリントン米国務長官が行った再検討会議での演説(2010年5月3日)においても示唆されている。

6. 「枠組み条約」は、核兵器の不使用や保有核兵器の廃棄に関する基本義務を明記し、検証や執行といった側面や、削減ならびにゼロに到達する流れや時期についてなど、初期段階で決定できない案件に関してさらなる交渉を行うことを定めるものとなる。枠組み条約は近い将来において交渉を実現できる可能性がより高いものである。だが重要な問題が残された場合、各国はさらなる交渉に入ることを躊躇するかもしれない。また、さらなる交渉が不成功に終わった場合にはゼロに向かうプロセスは頓挫するであろう。
7. 「条約」は、たとえば「化学兵器禁止条約」がそうであるように、しばしば、核兵器の廃絶のあらゆる側面に対処する唯一の法的文書であると理解される。しかし、核軍備管理及び不拡散がすでに一定進んでいる状況にあっては、核兵器禁止条約は実際的にはほぼ間違いなくCTBT、またおそらくは保障措置協定を含むNPTレジームの諸要素、さらには安保理決議1540といった既存の文書や核テロリズム及び核保安に関する諸条約をも包含し、あるいは結合させたものになるであろう。この意味において、核兵器禁止条約は「条約の枠組み」の要素を持つが、既存の条約の集大成というよりもむしろ、軍縮プロセスの早期の段階に作られ、このプロセスを定義し、輪郭を与えるものである。
8. 以上述べたような、またその他の問題に関して、準備プロセスにおいてなすべきことは多い。このようなプロセスは核分裂性物質生産禁止条約、さらなる米ロ交渉、核燃料生産及び供給の規制、さらには現存する諸課題における他の措置に関する努力を阻害することはない。むしろそのような諸措置の進展を奨励し、強化するものとなる。核兵器のない世界が視野にさえ入っていない状況においては、明らかに手の届くところにある諸措置も達成できないまでであろう。このような状況において、それらの措置は、もっぱら大国の既得権維持を目指したものと見なされ、受け入れ難いとみなされるであろう。いずれにしても、核兵器廃絶のための包括的枠組みの本質に正面から向き合うことは避けられない。広く認識されている核軍縮達成のための試練は、目をそむけたところで消え去りはしない。

B. 国際人道法と核兵器の非正統化

9. NPTの文脈における重要な新基軸として、2010年再検討会議の最終文書は次のように述べた。「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法(IHL)を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」。(略)再検討会議文書は、1996年の国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見を前進させつつ、あらゆる状況における核兵器の非合法性を示唆している。

10. (略)

11. 5月4日、再検討会議の一般演説において、スイス連邦のミシュリン・カルミレイ外相は次のように述べた。「スイスの目的は、核軍縮に関する現在の議論の核心部分に人道的側面を持ち込むことである」。この目的で、5月10日、スイスとジェームズ・マーティン不拡散研究センターは「核兵器の非正統化」と題する思慮深い研究論文を公表した。論文は、対人地雷、クラスター弾、小火器に適用された人道的軍縮の原則ならびに実践、また、核兵器の法的正統性に関する検討を含むものである。同論文は、人道的軍縮の諸アプローチは、無差別かつ受け入れ難い結果をもたらす「ある種の兵器の禁止」に焦点を定めていると論じる。これは、軍事的ニーズと整合させつつ軍縮措置を全会一致で合意することを目指すという従来の軍備管理アプローチとは異なるものである。人道的軍縮アプローチの手法とは、すべての国家の普遍的賛同を得ることではなく、IHL及び人間の保護を最優先した条約あるいは他の措置の交渉を行うことである。同論文は、地雷及びクラスター弾の禁止は「比較的少数の国家によって、低次元の最大公約数ではなく、より高次元の共通認識を目指して条約交渉が行われた」ことによって成功したと指摘している。(略)

12~16 (略)

17. このように、再検討会議が初めてIHLの問題に触れたことは、長い歴史の積み重ねの上に立つものであった。その事実は極めて重い。第一に、NPT加盟国はいまやNPT再検討プロセスにおいて責任を有するNPT上の誓約として、核兵器に関しIHLを遵守するという実体的義務を負うこととなった。第二に、核兵器のいかなる使用も壊滅的人道的結果をもたらすとの会議の言及は、いかなる時にも法を遵守するよう求める人と直接繋がり、核兵器の使用があらゆる状況において非合法であることを示唆している。IHLが武力紛争に適用されることには疑いようもないことから、適用可能な国際法をいかなる時にも遵守すべしとの主張は、状況次第でIHLを曲解したり適用を猶予したりするいかなる誘因をも退ける重みを持つものである。そこには、ICJの勧告的意見で言及された「極端な状況」や、さらなる攻撃意図をくじくための「報復」としての第二次使用も含まれる。

18. 真実は、核兵器が制御不可能な付随的効果を持つ限り、IHLの要件を遵守することは不可能だということである。2005年に出版された赤十字国際委員会(ICRC)の重要な研究報告「国際人道慣習法」は、(略)IHLの規準を特定している。核兵器にもっとも関連深い一般的な規準としては、無差別攻撃の禁止、攻撃における均衡性の原則、そして自然環境の保護・保全義務に関する原則が挙げられている。

19. (略)

20. 以上を考慮すれば、再検討会議で採択されたIHLに関する項目は、疑いようもなく核兵器不使用の規範を前進させるものである。実際、この項目は、米国の原子爆弾が日本の都市に投下されて以来の不使用の「実績」とともに、不使用を無条件に規定する慣習上の法的義務を強化するものである。これに関連し、米国が「核態勢見直し(NPR)」において「65年にわたる核兵器不使用の記録が永久に継続されることは、米国の、そして他のすべての国家にとっての利益である」と述べていることは歓迎しうる。さらに、ICJは、「毎年の国連総会において、決議1653(第16会期)の内容を想起し、いかなる状況においても核兵器の使用を禁止する条約の締結を加盟国に要求する決議が圧倒的多数の賛同をもって採択されているという事実は、核兵器の使用に対する具体的かつ即時の禁止により、完全核軍縮への道程を前進する大きな一歩を踏み出すという国際社会の大多数の国々の願望を示している」との見解を示した。しかし、ICJは不使用の記録ならびに国連総会決議に基づく慣習上の義務を認めることを避け、次のように述べた。「一方では法的見解における対立の継続、他方では抑止の行使に対する未だ根強い固執が核兵器の使用を明確に禁止する慣習上の規則を実定法化することを妨げている」。再検討会議の最終文書をもって、世界は、不使用の実績を、法によって認められた不使用の「慣習」と呼ぶことの出来る日に一歩近づいた。

21. 再検討会議最終文書におけるIHLへの言及が本質的に示唆するのは、NPT第6条の遵守を通じた人道的軍縮義務である。前述したように、ICRCはそのような見解を表明している。ICJもまた、威嚇あるいは使用の合法性に関する国連総会に問い合わせし、核軍縮に関する交渉を誠実に追求し、締結させるという義務を全会一致で宣言したことを持って、そのような見解を事実上認めたと言えよう。

22. 他の潜在的な意味についても徹底的な検証がなされるべきである。第1に、ドクトリン及び実際の配備とIHLの要件との矛盾、そしてその結果としての国際的な法的及び政治的秩序における一貫性の欠如ならびに不安定性といった問題が正面から吟味されるべきである。中堅国家政府と核兵器国は、IHLの要件を実現するべく協力しなければならない。最も望まれることは、核兵器国がIHLの要件と核兵器の威嚇あるいは使用との基本的矛盾を認め、それに応じて自国の政策を転換することである。そのような認識を公式化する一つの手段は国連安保理決議を利用することであろう。世界的な軍縮が達成されるまで、核兵器保有による存在論的抑止は影響を受けない。

23. 第2に、非核兵器国は、核兵器国への参加を必要としない不使用規範を確保する手段を検討することができる。一つは核兵器の取得あるいは使用への関与や協力を禁止する国内法を制定することである。これは、安保理決議1540の履行の延長線上で、あるいは核兵器条約の交渉に先立ち、同条約が義務付けるであろう措置を履行する手段として実行できよう。ニュージーランドは、自国民がいかなる者に対しても、核爆発装置を製造、取得、保有、あるいは管理下におくことを援助、教唆することをも犯罪行為とする国内法を制定して久しい。関連する選択肢としては、核兵器国ならびに核同盟国も参加できるように考えられたシンプルかつ無条件の不使用条約をその用意ができた時に採択することもありえよう。

24. 非核兵器国がとりうるこれらの措置は、メキシコが提唱する、核兵器の使用を明確な国際犯罪とするようなICCローマ規程の修正と結びつけ、あるいはそれによって置き換えることができよう。これはローマ規程のIHL及び人道上の罪に関する一般条項で暗に示されていることを成文化することであり、NPT再検討会議におけるIHLへの言及にもとづくものである。近年開かれたカンバラでのICC再検討会議において、侵略あるいは他の案件に関する修正がなされたことを受け、こうした戦略の展望は以前より明るくなっている。これらの修正はICC規程を受諾していない国や非国家主体には適用されない。一つ残念なことは、この手法がある意味で国際法を断片化しかねないことがある。しかし核兵器及び他の兵器に関する修正にこの手法が適用されれば、不使用規範の強化を望む国々は、未だその準備ができていない国々からの過剰な抵抗を受けることなく、それを実現できるであろう。ICC加盟国総会は、12月に修正に関する作業グループを立ち上げる予定である。

結論(略)

(太字強調は原文。)

www.gsinstitute.org/mpi/pubs/Geneva_2010_Briefing_Paper.pdf

資料2-6 米ロ新START条約 前文

前文(全訳)

2010年4月8日、プラハにて署名

アメリカ合衆国及びロシア連邦(以下「当事国」という)は、
世界的な挑戦と脅威が、両国間の戦略的関係全般にわたる相互作用における新しい取り組みを求めていることを確信し、

よって相互の信頼、公開性及び予測可能性に基づく新しい戦略的関係を築くために努力し、

各々の核態勢を新しい関係に合致させることを願い、並びに核兵器の役割及び重要性をさらに縮小することを希求し、

1968年7月1日の核不拡散条約第6条の下における義務の完遂と、人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標の達成を誓約し、

核不拡散のために現在進められている世界的努力に対する強い支持を表明し、
保有核兵器の安全性及び保安を維持しつつ、核戦力の制限と削減のための段階的プロセスの継続を確かなものとし、同プロセスを新しく加速することを追求し、
安全保障の不可分性の原則に従い、戦略攻撃兵器の削減及び制限、並びに本条約が定めるその他の諸義務が両当事国の予測可能性、安定性、したがって安全保障を促進することを確信し、

戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器は相互に関連していること、及び戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大すること、並びに現在の戦略防衛兵器が両当事国の戦略

攻撃兵器の適合性及び有効性を損なうものではないことを認識し、通常能力ICBM及びSLBMが戦略的安定性に及ぼす影響に留意し、21世紀という節目において、大幅かつ検証可能な保有核兵器の削減が、世界の状況に対して及ぼす積極的な影響を考慮し、本条約の下において、現実に適合し、簡素化され、1991年7月1日の戦略攻撃兵器の削減及び制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約（以下「START条約」という）に比してより低コストな遵守検証メカニズムを創出することを願い、START条約が、ペラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦、ウクライナ及びアメリカ合衆国によって履行されるとともに同条約を目指した削減水準が達成されたことを認識し、1968年7月1日の核不拡散条約の下での非核兵器国としての、ペラルーシ共和国、カザフスタン共和国及びウクライナによる核軍縮及び国際の平和の強化への貢献に深く感謝し、2002年5月24日の戦略的攻撃能力の削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の履行を歓迎し、以下のとおり合意する。

www.state.gov/documents/organization/140035.pdf

資料2-7 米上院・新START条約「批准承認決議」（抜粋）

2010年12月22日、米上院秘密会

出席した上院議員の3分の2の賛成をもって、下記副節(a)の条件、副節(b)の解釈、並びに副節(c)の宣言を付して、(略)「新START条約」（条約文書111-5）の批准に助言と同意を与える。（略）

(a) 条件—新START条約批准に対する上院の助言と同意は、大統領を拘束する下記条件を付してなされる。

(1) 遵守一般—ロシア連邦が新START条約の目標及び目的に合致しない行動をとり、もしくは違反し、それが合衆国の国家安全保障上の利益を脅かすと大統領が判断した場合、大統領は、

(A) 当該行動が新START条約の存続可能性及び合衆国の国家安全保障に対して持つ意味について、上院と協議しなければならない。

(B) 可及的すみやかに、ロシア連邦と新START条約における同國の義務の全面履行を目的とする最高位の外交交渉を追求しなければならない。

(C) かかる後、下記に関する詳細な報告を、すみやかに上院に提出しなければならない。

(i) 新START条約の遵守が引き続き合衆国の国家安全保障上の利益であるか否か。

(ii) ロシア連邦の行動が合衆国の国家安全保障上の利益に与えた影響を、いかにして除去するか。

(2) 国家技術手段に関する大統領による保証と報告

(A) (略)
(B) 上院は、ロシア連邦による新START条約遵守の監視は高い優先順位の課題であり、それが不可能であることは、合衆国の国家安全保障への脅威を構成するとみなす。

(3) 削減（略）

(4) 違反に関する時宜を逸さぬ警告（略）

(5) 合衆国のミサイル防衛実験のテレメトリー—新START条約の発効に先立って、大統領は上院に対して、新START条約が、有効期間のどの時点においても、合衆国が新START条約第4条、議定書第7部及びテレメトリー情報に関する議定書付属文書の下で、下記発射に関するテレメトリー情報をロシア連邦に提供することが義務付けなければならないことを保証しなければならない。

(A) 新START条約議定書第1部・第44節に定義された、あらゆるミサイル迎撃体の発射。
(B) あらゆる衛星、ミサイル防衛用センサー及び迎撃対象物体の発射、並びに新START条約第III条8節に列挙された、合衆国の現存する種類のICBM及びSLBMの第1段を利用したあらゆる発射。

(C) 新START条約第III条7節(a)に記載されたあらゆる発射。

(6) 通常型迅速グローバルストライク

(A) 上院は行政部局に対して、通常弾頭を装備した、将来の戦略射程兵器システムの開発に対する計画と意志を明らかにするよう要求する。この目的のため、新START条約発効に先立ち、大統領は上院軍事委員会及び外交委員会に、以下に関する報告を提出しなければならない：

- (i) 現在開発中のすべての通常型戦略射程兵器の一覧。
- (ii) (i)に列挙された各兵器の期待される能力に関する分析。
- (iii) (i)に列挙された各兵器に対して、新START条約第II条の制限が適用されるか否かに関する叙述。
- (iv) 各システムのコスト、リスク及び便益に関する見積り。
- (v) 各システムの配備及びシナリオに対する代替案。
- (vi) (i)に列挙された各システムと核システムの区別に資する手段、誤解及び当該システムが戦略的安定性を変化させかねないと主張を招くリスクを軽減する手段の要約。

(B) (A)の報告書は、機密扱いの付属文書で補足することができる。

(C) 新START条約発効後のいかなる時であっても、大統領が、強固な核の三本柱を持続しつつ、新START条約第II条の制限に収まらない水準においてICBM及びSLBMへの通常弾頭の配備が必要であると判断した場合には、大統領は、かかる判断の理由に関してすみやかに上院と協議しなければならない。

(7) 合衆国のテレメトリー情報（略）

(8) 二国間協議委員会（略）

(9) 合衆国の核戦力の安全性、信頼性及び性能を確保するための誓約

(A) 合衆国は核戦力の安全性、信頼性及び性能の確保を誓約する。上院の認識は以下のとおりである。

(i) 合衆国は、新START条約の水準における合衆国の保有核兵器の安全性、信頼性及び性能を確保するとともに、生じうる国際状況の変化や技術的問題に備え、

3. その他の資料

- 合衆国の政策に合致する抑止力を支持するために強固な備蓄管理プログラムを継続し、核兵器製造能力及び規模を維持する。
- (ii) この目的のために、合衆国は諸核兵器研究所を維持し、それらが保有する核兵器における中核的競争力を保全する。
- (iii) 合衆国は上記目的を達成するために必要な資金を、最低限2010会計年国防認可法(公法111-84)1251節に従い議会に提示された大統領の10年計画に示されたレベルにおいて提供することを誓約する。
- (B) (略)
- (10) 年次報告 (略)
- (11) 戰略核運搬手段 (略)
- (12) 戰術核兵器 (略)
- (13) 特定施設の設計及び資金投入 (略)

(b) 解釈—新START条約の批准に対する上院の助言と同意は、以下の解釈に立つものであります、それらは批准書に記載されなければならない。

- (1) ミサイル防衛—ミサイル防衛に関して合衆国は次のとおり解釈する。
- (A) 新START条約は、次に示す同条約第V条3節の要件以外には、ミサイル防衛の配備を何ら制限しない。「両当事国は、ICBM発射台及びSLBM発射台をその内部にミサイル防衛用迎撃体を装着するためには用いてはならない。さらに両当事国はミサイル防衛用迎撃体の発射台をその内部にICBM及びSLBMを装着するものに改造し、使用してはならない。本条項は、本条約署名前にミサイル防衛用迎撃体を内部に装着するように改造されたICBM発射台には適用されない」。
- (B) (略)
- (2) レール移動式ICBM (略)
- (3) 戰略射程非核兵器システム—合衆国は次のとおり解釈する。
- (A) 将来の戦略射程非核兵器システムは、新START条約の諸定義に合致しない限り、新START条約のいう「新種の戦略攻撃兵器」には該当しない。
- (B) 新START条約のいかなる条項も、合衆国による、ブースターを伴い空気力学的に飛行する兵器を含む戦略射程非核兵器の研究、開発、実験及び評価を制約しない。
- (C) 新START条約のいかなる条項も、戦略射程非核兵器システムの配備を禁止しない。
- (D) 新START条約に以下の追加を行う場合には、新START条約の修正が必要ある。修正は米国にあっては合衆国憲法第II条2節に定められたとおり、上院の助言と同意によってはじめて有効となる。
- (i) 合衆国による、ブースターを伴い空気力学的に飛行する兵器を含む戦略射程非核兵器システムの研究、開発、実験及び評価に対する制約。
- (ii) 二国間協議委員会の主催の下で合意される制約もしくは禁止を含む、上記システムの配備の禁止。
- (c) 宣言 (略)

www.state.gov/documents/organization/154123.pdf

資料 3-1 第65回国連総会・新アジェンダ連合決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2010年12月8日採択、A/RES/65/59

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン
追加提案国：オーストリア、バングラデシュ、ペリーズ、コスタリカ、マルタ、ノルウェー

総会は、

2009年12月2日の決議64/57を想起し、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を、繰り返し憂慮し、核軍縮と核不拡散は、相互に強化しあう過程であり、これら両方における緊急かつ後退しえない前進が求められていることを再確認し、

核不拡散条約(NPT)*加盟国による1995年の再検討・延長会議で採択された、「条約再検討プロセスの強化」、「核不拡散及び核軍縮の原則と目的」及び「核不拡散条約の延長」と題された諸決定と中東決議、並びに2000年再検討会議の最終文書を想起し、

とりわけ、すべてのNPT加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束を想起し、

包括的核実験禁止条約*の早期発効が、核軍縮及び核不拡散の目標への前進のために引き続き死活的に重要なことを認識し、最近のマーシャル諸島、中央アフリカ共和国及びトリニダード・トバゴによる同条約の批准を歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書が、とりわけ非核兵器地帯の設立が世界及び地域の平和と安全を促進し、核不拡散レジームを強化し、そして核軍縮の目標実現に貢献するとの確信を強調したことを想起し、

2010NPT再検討会議の最終文書が、非核兵器地帯が現在、存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯設立のための協調した努力の出発となることへの希望を表明しつつ、非核兵器地帯の追加設立を奨励したことを認識し、

2010年NPT再検討会議が、1995年中東決議の全面履行のための具体的措置を合意したことにも満足をもって留意し、

2010年4月30日に、非核兵器地帯条約加盟国及びモンゴルによる第2回会議が開催されたことを歓迎し、同会議の成果文書※に留意し、

また、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の交渉妥結と署名、並びに、2010年NPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器のさらなる削減を実現するための後継措置に関する協議継続を奨励したことにも留意しつつ、また、核兵器国が透明性、検証そして不可逆性という基本的原則に従って効果的な核軍縮措置をとる必要性を強調し、当事国であるロシア及び米国による

同条約の早期妥結と全面履行の誓約を歓迎し、

さらに防衛目的にもはや必要としないと判断されたプルトニウムの管理と廃棄に関するロシアと米国との間の協定、並びに、両国が検証措置に関する法的拘束力を持つ協定を国際原子力機関(IAEA)との間で締結することを誓約したことを歓迎し、

2010年NPT再検討会議が、核兵器の全面廃棄が核兵器の使用を防止するための唯一の絶対的保証であること、及び明確かつ法的拘束力を持つ安全の保証を核兵器国から受けたことに関する非核兵器国の中正な関心を再確認し、認識したことを想起し、

1. 2010年NPT再検討会議が、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用、中東、とりわけ1995年中東決議の履行に関する後継措置を盛り込んだ実質的最終文書を採択したことを歓迎する。
2. とりわけ、同再検討会議が、NPTの目的に従い、すべてにとってのより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを決議したという事実を歓迎する。
3. 核兵器のいかなる使用によっても破局的な人道的結果がもたらされることに対する深刻な懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを歓迎する。
4. さらに、NPT再検討会議が核兵器国に対して相互信頼を増進するために透明性をさらに向上させることを求める、この件に関する最新の肯定的な進展を多とし、すべての核兵器国に対してこれに連携する行動を早期にとるよう求めたことを歓迎する。
5. 2000年NPT再検討会議の最終文書^{*}が合意した、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を含む実際的措置が引き続き有効であることを再確認したことを歓迎する。
6. 2010年再検討会議において、核兵器国が、2000年再検討会議最終文書^{*}に示された核軍縮のための措置の具体的な進捗の加速と、2015NPT再検討会議準備委員会の2014年会期に先立って実質的な進捗を達成することを保証するとの見地に立った速やかな関与を誓約したことの重要性を強調し、核兵器国が2010再検討会議で採択された核軍縮行動計画の下での誓約履行に関して定期的に報告を行うことを奨励する。
7. 核兵器国が、あらゆる種類の核兵器を、配備・非配備を問わず、一方的、二国間、地域的及び多国措置を通じ、削減し究極的に廃棄するためいつそうの努力を行うことを誓約したこと、満足をもって留意する。
8. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画に従い、それぞれの核兵器国ではや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証し、核軍縮に関連する適切な検証能力の開発を支援する、さらなる措置をとることを奨励する。
9. すべてのNPT加盟国に対して、1995年再検討・延長会議^{*}で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて努力するよう求める。また、国連事務総長及び1995年決議の共同提案国並びに他の関連する諸国及び組織が、これに關して2010年再検討会議で合意された具体的措置の履行に向けた必要な準備を行うよう求める。
10. NPTとその普遍化が核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割と、同条約加盟国のすべてが自らの義務を尊重することを引き続き強調する。

11. また全ての加盟国が、核軍縮と核不拡散に関連するあらゆる誓約を全面的に履行し、これら目的に反する、あるいは新しい核軍縮競争につながる可能性のあるいかなる行動もとらないよう求める。

12. すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう繰り返し求める。またこれに連携して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟することを求める。

13. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するとの見地から、すべての核兵器と現存する核プログラムの放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を履行し、早期にNPTとIAEA保障措置の遵守に復帰するよう求めるとともに、6か国協議への支持を再確認する。

14. 第66回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

www.un.org/ga/65/resolutions.shtml より決議番号で検索。

資料 3-2 第65回国連総会・日本決議

核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動

2010年12月8日採択、A/RES/65/72

共同提案国：アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バブーダ、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベニン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コンゴ、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、コンゴ人民共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、フィンランド、ガボン、ドイツ、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イラク、イタリア、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、メリ、ミクロネシア、モンテネグロ、ネバール、オランダ、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東チモール、トンガ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ザンビア、ジンバブエ

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するとの見地に立ち、かつ核兵器の完全廃絶に向けてさらなる実際的かつ効果的な措置をとること、またこれに連携した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の充実の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2009年12月9日の決議64/47を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、核戦争と核テロリズムを防止するためにあらゆる努力が払われるべきであることを確信しつつ、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進は相互に強めあうものであることを再確認し、

また、核軍縮におけるさらなる前進が、核不拡散のための国際レジームの強化に貢献し、そのことがとりわけ国際の平和と安全のために不可欠であることを再確認し、

さらに、核不拡散条約(NPT)^{*}が、国際的な核不拡散レジームにおける礎石として、また核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用という同条約の三本柱を追求するための不可欠な基礎として果たしている、決定的な役割を再確認し、

2010年5月3日から28日にかけて開催された核不拡散条約加盟国による再検討会議の成功と成果を歓迎し、同会議において採択された行動計画^{*}の完全履行の必要性を再確認し、

また、原爆投下65周年を記した国連事務総長の広島及び長崎訪問を歓迎し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合に留意し、

2010年4月8日の戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の調印を歓迎し、

フランス、英国、米国が全備蓄核弾頭に関する情報公開を最近行ったこと、並びにロシアが保有核兵器に関する情報を更新したことが透明性向上と相互信頼の向上に資するものであることに留意し、このことに関連して2010年再検討会議が5核兵器国によるフォローアップ会合の2011年パリでの開催を宣言したことに留意し、

拡散ネットワークの拡大を含めた大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散の危険が増大していることに深い懸念を表明し、

加盟国の共通の目標である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用と並ぶ核保安の重要性を認識し、核保安の強化と核テロリズムの脅威削減に大きく貢献した、2010年4月12日と13日に開催された核保安サミットを歓迎し、

また、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)による2006年10月9日及び2009年5月29日の核実験実施声明に関する2006年10月14日の国連安保理決議1718と2009年7月12日の決議1874、並びにこれら決議がDPRKはいかなる状況においても、核不拡散条約の下での核兵器国地位を有し得ないことを宣言したことを認識し、

1. 核不拡散条約のすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。

2. また、核不拡散条約の普遍化の死活的重要性を再確認し、同条約に未だ加盟していない国連加盟国全てに対し、速やかかつ無条件に非核兵器国として同条約に加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約の全ての条項を遵守し、同条約を支持するための実際的な措置をとるよう求める。

3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。

4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的情報を通じて、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。

5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。

6. 核軍縮と核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを確認する。

7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約を早期に発効し、完全履行し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励する。

8. 包括的核実験禁止条約^{*}を未だ署名・批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名・批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。

9. 軍縮会議(CD)2011年会期における核分裂性物質禁止条約交渉の開始と早期妥結を求め、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、いかなる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の製造に関する現行のモラトリアムを維持することを宣言するよう求める。

10. 核兵器国に対し、いくつかの核兵器国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう求める。

11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減するよう求める。

12. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。

13. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励する。

14. 全ての加盟国に対して、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止並びに阻止し、核兵器を否認するために約束された諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

15. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定を、1997年にIAEA理事会が承認した、保障措置の適用のために加盟国とIAEAが締結する同協定のモデル追加議定書の普遍化を強く奨励しつつ、同協定を未だ締結・履行していない加盟国による締結・履行を含む同協定の普遍化の重要性と決議1540を含む関連安保理決議の全面的履行の重要性を強調する。

16. 脆弱な核物質及び放射性物質の保安を確保するためのあらゆる努力を奨励するとともに、

- もに、全ての加盟国に対して、必要に応じて能力育成分野を含めた援助の要請と提供を行いつつ、国際社会としての核保安の前進のために協働するよう要請する。
17. 全ての加盟国が、軍縮及び不拡散教育に関する国連事務総長による報告※に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の実現を支え、各国が着手しているこの目的における努力に関する情報の自発的な交換を行うことを奨励する。
 18. 核軍縮と核不拡散の促進において市民社会が果たす建設的役割を推賞し、さらに奨励し、全加盟国が市民社会と協力して軍縮及び不拡散教育を促進することを奨励する。これらは、とりわけ、核兵器使用の悲劇的結果に対する公衆の関心を喚起し、核軍縮及び不拡散促進のための国際的努力の気運を高めることに貢献する。
 19. 第66回国連総会の暫定議題に「核兵器完全廃棄に向けた団結した行動」と題された項目を含めることを決定する。

(※印には参考するべき文書の名称等が記載されているが省略した。)

www.un.org/ga/65/resolutions.shtml より決議番号で検索。

資料 3-3 NATO新戦略概念

NATO加盟国の防衛と安全保障のための戦略概念 能動的関与と現代的防衛(抜粋訳)

2010年11月19日、リスボン首脳会議で採択

序(略)

核心的な諸任務と諸原則

(前略)

4. 現代の安全保障環境はNATOの領域と住民の安全保障に対する広範かつ進化しつつある挑戦を内包している。その安全保障を確かなものとするために、同盟は三つの不可欠な核心的な任務を効果的に果たし続けなければならず、果たし続けてゆく。これら諸任務は全て同盟諸国の防衛に貢献するものであり、常に国際法に従うものである。

- a. 集団的防衛 (略)
- b. 危機管理 (略)
- c. 協力に基づく安全保障 (略)

5~6 (略)

安全保障環境

7. 今日、欧州大西洋地域は平和であり、NATO領域に対する通常兵器による攻撃の脅威は低い。(後略)
8. しかし、通常兵器の脅威を無視することはできない。世界中の多くの地域や国々が重要な近代的軍事能力を獲得しつつあり、それらは国際的安定と欧州大西洋地域の安全

保障を予測不可能なものにしている。ここには欧州大西洋地域に対する、現実的かつ成長しつつある脅威である、弾道ミサイルの拡散が含まれている。

9. 核兵器や他の大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、世界の安定と繁栄に計算可能な結果をもたらす脅威である。次の十年の間に、拡散は世界の最も不安定な地域の一部における最も深刻な問題となるだろう。

10~15 (略)

防衛と抑止

16. ワシントン条約第5条¹に定められているとおり、同盟の最も大きな責任は我々の領域と住民を攻撃から防衛し防護することである。同盟はいかなる国をも敵と見做さない。しかし、ひとたび加盟諸国の安全が脅かされるならば、NATOの決意に疑う余地はないであろう。

17. 核及び通常戦力の適切な混合に基づく抑止は我々の戦略全体の核心的要素であり続ける。核兵器の使用が考慮されなければならないような状況は極めて考えにくいか、核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける。

18. 同盟国安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。

19. 我々は、NATOが我々の住民の安全に対するいかなる脅威に対しても抑止し防衛するのに必要なあらゆる能力を持つことを保証する。それゆえ我々は、

- 核戦力と通常戦力が適切に混合した戦力を維持する。
(3点、略)
- 核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国可能な限り広い参加を確保する。
- 我々の集団的防衛の核心的要素として、弾道ミサイル攻撃から我々の住民と領域を防衛する能力を開発する。こうした能力は同盟の不可分な安全保障に貢献する。我々はロシアや他の欧州大西洋地域のパートナーとのミサイル防衛に関する協力を積極的に追求する。

(以下略)

危機管理を通じた安全保障(略)

協力を通じた国際安全保障の促進

軍備管理、軍縮及び不拡散

26. NATOはその安全保障を可能な最も低い水準の軍事力で追求する。軍備管理、軍縮及び不拡散は平和、安全及び安定に貢献し、全ての同盟諸国の安全保障が減じないことを保証すべきである。我々は不拡散努力と同様に、軍備管理を強化し、通常兵器と大量破壊兵器の双方の軍縮を促進する役割を果たし続ける。

- 我々は、国際的な安定を促進し全ての国々の安全保障を減じないという原則に基づいた方法で、万人にとってより安全な世界を追求し、核不拡散条約の目標に合致する核兵器のない世界に向けた条件を創り出すことを決意する。
- 冷戦終結以来の安全保障環境の変化に伴い、我々は欧州に配備された核兵器の数

とNATO戦略における核兵器への依存を劇的に削減してきた。我々は将来にわたくちさらなる削減のための条件の創出を追求する。

- 将来のあらゆる削減において、我々の目標は、ロシアに対して欧州における核兵器に関する透明性の増大とそれらをNATO同盟国との領域から離れたところへ移動するよう合意を求めるこでなければならない。いかなる今後の措置も、ロシアがより多数保有する短距離核兵器との不均衡を考慮に入れなければならない。

(略)

門戸を開く

27. NATOの拡大は同盟国の安全保障に多大な貢献をしてきた。更なる拡大の展望と協調的安全保障の精神は欧州の安定をより広範に前進させてきた。一つの自由な欧州、及び共通の価値の共有という我々の目標に最も貢献するのは、欧州大西洋地域の構造に参加したいと希望する全ての欧州諸国の最終的な統合である。

- NATO加盟の門戸は我々の同盟の価値を共有し、加盟国としての責任と義務を引き受けける意志と能力を持ち、統合によって共通の安全保障と安定性に貢献することができる全ての欧州の民主主義諸国に完全に開かれている。

パートナーシップ

28~32 (略)

33. NATOとロシアの協力は、平和、安定及び安全保障の共通の空間を作り出すことに貢献するがゆえに、戦略的重要性を持つ。NATOはロシアに対していかなる脅威も与えない。反対に、我々はNATOとロシアとの間の眞の戦略的パートナーシップを築くことを願う。従って我々はロシアからの互恵主義的対応を期待しつつ行動する。

34. NATOとロシアの関係はロシアNATO基本文書²とローマ宣言³の目標、原則及び誓約、とりわけ民主主義的諸原則と主権、欧州大西洋地域における全ての国家の独立と領土的一体性の尊重に関する原則に基づいています。特定の諸問題に関する相違にもかかわらず、我々は、NATOとロシアの安全保障は連携しており、相互信頼、透明性及び予測可能性に基づく強固で建設的な協力関係は、我々の安全保障に対する最も貢献となることを確信している。我々は以下を決意する。

- 利益を共有する分野におけるロシアとの政治的協議と実際的な協力を促進する。そこには、ミサイル防衛、対テロリズム、麻薬取締り、海賊対策、及びより広範な国際安全保障の促進が含まれる。
- ロシアとの対話と共同行動のためにNATOロシア理事会の可能性を十全に活用する。

(以下略)

訳注

1 北大西洋条約(1949年締結)の別名。

2 「NATOとロシア連邦の間の相互関係、協力及び安全保障に関する協定」(97年5月締結)。

3 02年5月調印。NATOロシア理事会の創設を定める。

www.nato.int/lisbon2010 стратегический концепт-2010-eng.pdf

資料 3-4 日豪主導「10か国外相声明」

核軍縮・不拡散に関する外相共同声明(全訳)

2010年9月22日

1. 我々、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT再検討会議において全会一致で採択された成果を前進させ、相互に補強し合うプロセスとしての核軍縮・不拡散の課題を推し進めるという目的を共有する。
2. 我々は、核軍縮を達成するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用の発展の基盤である核不拡散条約(NPT)に対する共通の誓約を再確認する。我々は、NPTへの普遍的な加盟の重要性を強調し、また、すべてのNPT非加盟国に対し、非核兵器国として同条約に即時に加盟することを求める。
3. 我々は、2010年5月のNPT再検討会議の成果を歓迎し、核兵器のない世界という目標を達成する決意を新たにする。我々は、核兵器の完全な廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束の基本的重要性を再確認する。また、我々は、すべての加盟国がNPT及び国際原子力機関(IAEA)の義務を完全に遵守することの重要性を認識する。
4. 我々は、核兵器が人類に深刻な脅威を与えていたことを認識し、核兵器のいかなる使用による破滅的な人道上の結果をも深く憂慮し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認する。
5. 國際の平和と安全を強化する目的から、我々は、核兵器のない世界を実現する途上における里程碑としての「核リスクの低い世界」に向けた具体的かつ実践的措置について共に取り組むことを決定した。

<核軍縮>

6. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用的威嚇を防止するための唯一の保証は、それらの完全な廃絶であることを再確認する。我々は、核軍縮が核不拡散レジームを強化するとの共通の見解を有する。
7. 我々は、核軍縮は次のことによって最も良く達成されると考える。
 - (a) 戰略核兵器及び非戦略(戦術)核兵器の双方の数の削減。
 - (b) 安全保障戦略における核兵器の役割の低減。
 - (c) 核兵器の偶發的使用のリスクの低減、並びに国際の安定及び安全を促進する態様による核兵器システムの作戦態勢の更なる緩和の検討。
 - (d) 核軍縮プロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の適用。
8. 核軍縮は、これら4原則を包括的な形で前進させることにより、核兵器保有国間の相互の信頼の着実な発展が導かれたとき、効果的に進展させることができる。
9. 我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及びシャノン・マンデートに基づく兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉の即時開始及び早期妥結が核軍縮を達成するための不可欠なステップであり、熱意と決意をもって追求されるべきものであると固く信じる。

10. 我々は、すべての核兵器保有国に対しては早急に一また、アメリカ合衆国及びロシア連邦の場合には追加的に一保有核兵器を削減し、軍縮義務の履行の進捗を定期的に報告することを含む効果的な検証と透明性の向上といった信頼醸成措置を追求するよう要請する。すべての核兵器保有国にとっての喫緊の第一歩としての措置は、少なくとも現在の水準から保有核兵器数を増加させないという誓約でなければならぬ。
11. 我々は、2010年NPT再検討会議により支持された、中東における核兵器も他の大量破壊兵器もない地帯の設立に関する2012年の会議開催に向けた実際的な措置を支持し、同会議の実現のために必要な支援を行う。
12. 我々は、とりわけ、強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意を含む、国連事務総長の核軍縮のための5項目提案に留意する。

<核不拡散>

13. 不拡散と核軍縮は相互に補強し合うものである。我々は、効果的な不拡散レジームは核軍縮の可能性を高めるとの共通の見解を有する。
14. 我々は、非核兵器地帯が、いかにして核不拡散体制の強化及び核軍縮の達成への貢献を通じて国際及び地域の平和と安定を促進させることができるのかについての議論を深める時であると確信し、関係する地域国家間の自由意志により合意された協定に基づいて非核兵器地帯を設立するためにとられる諸措置を支持する。
15. 我々は、保障措置義務の不遵守のすべての問題を、IAEA憲章及び加盟国それぞれの誓約及び法的義務(関連する国連安全保障理事会決議を含む。)と完全に合致する形で解決することの重要性を強調する。
16. 我々は、すべてのNPT加盟国に対し、IAEAがその任務及び責任を効果的かつ効率的に遂行する上で必要となるすべての支援を引き続き受けられることを保証するよう要請する。我々は、包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)を締結及び履行していないすべての国が可及的速やかにそれらを締結及び履行することを要請する。また、開発途上国に対してIAEA保障措置に関する義務を履行するために必要な協力と支援を行うことの重要性を強調する。

<原子力の平和的利用>

17. 我々は、NPT加盟国の原子力の平和的利用に関する奪い得ない権利を認識し、また、気候変動及びエネルギー安全保障の懸念に対処する方法として原子力に対する需要が高まっていることを考慮し、世界全体の平和、健康及び繁栄に対する原子力の平和的利用の貢献を促進及び拡大してゆくための協力は IAEA憲章の中心的な目的であることを強調する。我々は、原子力の利用は、保障措置へのコミットメント及び進行中の保障措置の履行、並びに国内法令及び関連する国際的義務に合致した、適切かつ効果的な水準及びセキュリティを伴わなければならないことを確認する。
18. 我々は、核テロリズムの深刻な脅威を認識しつつ、国連安保理決議第1540号(2004年)等、関連する国際的要請の完全履行を含めて、核セキュリティを強化するために協働するという誓約を再確認する。我々は、2010年ワシントン・核セキュリティ・サミットにおいてなされ2012年に大韓民国で開催される次回核セキュリティ・サミットに

引き継がれる、すべての脆弱な核物質の保安を4年内に実現するために協力して取り組むとの誓約の完全履行を真摯に追求する。

<次のステップ>

19. 我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及び中東という4つの柱を持つ、2010年NPT再検討会議の結論及び64の勧告を完全に履行するとの誓約を再確認する。
20. 我々は、核兵器(戦術核兵器を含む。)の数の更なる削減並びに安全保障に関する戦略、概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための取組に焦点を当てるなどを決定する。この文脈において、我々は、核軍縮の途上における重要なステップとして、消極的安全保証の実効性を高めるといった考え方は検討に値すると考える。
21. 我々は、核兵器について認識されている、いかなる安全保障上の又は政治的な利益よりも、人類に対する重大な脅威が上回るという、拡大しつつあるコンセンサスに貢献することを希望する。
22. 我々は、2014年のNPT再検討準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するという誓約を実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の開発に向かっていかにして最も効果的に貢献しうるかについて検討する。
23. 我々は、条約発効までの間、核兵器の爆発実験及びその他のあらゆる核爆発のモラトリウムを維持することの重要性を強調しつつ、CTBTの早期発効を促進するためのあらゆる取組と検証制度の開発を支持する。また、我々は、すべての核兵器保有国に対して兵器用核分裂性物質の生産モラトリウムを宣言及び維持することを要請しつつ、FMCTの交渉と進展を奨励する。これら努力の一つとして、我々は、他国との対話を通じてFMCTの履行に資する検証等の問題へのアプローチの開発を支援する。
24. 我々は、それぞれの地域における追加議定書の普遍化に貢献するとの観点から、特に、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国におけるIAEAのアウトリーチ活動を促進する手段として、IAEAとの協力を強化する方法を探求することを決定する。
25. 我々は、すべての国に対し、核兵器のない世界という我々の目標を前進させるために、公衆の意識を啓発するための軍縮・不拡散教育を可能な限り最大限促進するよう奨励する。

(外務省仮訳にピースデボが加筆修正)

www.mofa.go.jp/announce/fm/npt1009.html

資料 3-5 米国的新「宇宙政策」

米合衆国「国家宇宙政策」(抜粋訳)

はじめに(略)

原則

この協力の精神において、合衆国は次の原則を堅持するとともに、他の国々がそれらを承認し堅持するよう提案する。

- 宇宙における不慮の事故、誤解及び不信を防止するために責任ある行動をとることは、すべての国家の共通の利益に合致する。合衆国は、持続可能で安定した宇宙へのアクセスと利用の自由は、合衆国の国益にとって死活的に重要であると考える。宇宙活動は、国民一般が政府の活動を知ることができるよう、そして宇宙利用によってもたらされる利益を他国が共有できるよう、公開性と透明性を強調しつつ実施されなければならない。
- 強力で競争力のある商業宇宙セクターは宇宙利用の進歩にとって極めて重要である。合衆国は、合衆国のニーズを支援し、国際競争力を有し、新世代市場と開発主導型起業における合衆国の中導性を支える商業宇宙セクターの成長を奨励し促進することを約束する。
- すべての国家は、平和目的と全人類の利益のために、国際法を遵守しつつ宇宙を開発し利用する権利を有する。この原則に合致して、「平和目的」には宇宙を国家及び国土の安全保障活動のために利用することが含まれる。
- 国際法が定めるとおり、いかなる国家も宇宙もしくはいかなる天体における主権をも主張してはならない。合衆国は、全ての国家の宇宙システムは、干渉なく宇宙を通過し、宇宙において活動する権利を有すると考える。支援インフラを含む宇宙システムに対する意図的干渉は、諸国の権利の侵害とみなされるであろう。
- 合衆国は、多様な手段を用いて、責任ある当事者による宇宙利用に保証を与え、自衛という固有の権利に従って、我々の宇宙システムに対する他者による干渉及び攻撃を抑止し、それらを防衛し、同盟国の宇宙システムの防衛に貢献し、また、抑止が崩れたときにはそれら攻撃を打ち負かすであろう。

目標(略)

セクター間協力指針(略)

セクター別指針(略)

国家安全保障指針

- 国防長官と国家情報局長官は、他の適切な省庁と協議し、以下を行わなくてはならない。
- 宇宙システム、支援情報システム及びそれらのネットワークを開発、取得、運用して平時、危機及び紛争における防衛・情報収集作戦を可能とする。
 - 計画された利用、能力の損失または劣化、脅威及び任務遂行のための他の手段の利用に対応する、情報システム及びネットワークを含む宇宙能力の対費用効果の高い生き残り性を確保する。

2010年6月28日

り性を確保する。

- 我々の最も重要な国家安全保障上の利益を支えるための、技術開発、産業的能力の改善及び強固な供給基盤の維持によって合衆国の中導力を新たに活性化する。
- 死活的な安全保障上の任務遂行を保証するために必要とされる、宇宙を利用可能な計画、技術及び能力を開発し実行する。任務遂行を保証するための選択肢には、宇宙資産の迅速な復元、同盟国、外国及び/又は商業的な宇宙・非宇宙能力の活用が含まれる。
- 正確かつ適時な宇宙状況把握(SSA)を開発するために、宇宙偵察、宇宙情報及び他の情報を確保し統合する。SSA情報は国家及び国土防衛、民生宇宙機関、とりわけ有人宇宙飛行活動、商業的宇宙活動及び外国の宇宙活動を支援するために利用されねばならない。
- 関係する省庁、商業機関及び外国機関と協力して、合衆国の利益が存在する宇宙システムに対する自然による、あるいは人為的な搅乱を迅速に検知し、警告を発し、分析し、原因を特定する能力を改良、開発、実証する。
- 脅威環境の変化に対応する先端的技術と能力を開発し、応用する。

国防長官は、以下を行わなくてはならない:

- 国家情報局長官の支援を受け、SSA能力の開発、取得、運用、維持及び近代化に責任を持つ。
- 合衆国もしくは同盟国の宇宙システムに対する妨害もしくは攻撃を抑止し、防衛し、そして必要に応じて打ち負かすための能力、計画及び選択肢を開発する。
- 宇宙支援、軍事力強化、「制宇宙」及び軍事力行使の能力を維持する。
- 国防及び情報部門の打ち上げ責任部局として、信頼でき、経済的に可能であり、適時に実行できる国家安全保障目的の宇宙アクセスを提供する。

(後略)

www.whitehouse.gov/sites/default/files/national_space_policy_6-28-10.pdf

資料 3-6 英国「防衛・安全保障見直し(新SDSR)」

不確定な時代における英国の安全: 戰略防衛・安全保障見直し

2010年10月19日

第三章 抑止力(全訳)

- 3.1 「国家安全保障任務・計画ガイドライン」は、極限的な脅威を抑止する究極の手段として、最小限の効果的な核抑止力が必要であると述べている。「戦略防衛・安全保障見直し」と並行して、我々は核に関する宣言的政策の見直しを行い、我々の核兵器能力規模のさらなる削減の可能性を含め、対費用効果を確保すべくトライデント更新について精査を行った。以下がその結論である。

戦略的文脈

3.2 現在、いかなる国も、英国の独立ないし主権を脅かすような意図も能力も有していない。しかし我々は、英國に対する大規模かつ直接的な核による威嚇が再び出現する可能性を排除できない。核能力の使用あるいは使用の威嚇に関する一国の意図は比較的早急に変化しうる。我々は相互信頼や安全保障の強化に向けて国際的な努力を続けてゆくが、一方で、我々を重大な危機に陥れるような国際安全保障環境の大きな変化が起こる可能性を排除することは不可能である。

3.3 過去40年以上にわたって核能力を有する国家の数を制限してきた核不拡散条約(NPT)の成功にもかかわらず、大量の保有核兵器が今でも存在し、核不拡散の危険は継続している。核武装国家の数が増大する可能性を我々は無視できない。同様に、将来においていくつかの核テロ支援国家が登場する危険も存在している。それらの国々が我々の国家安全保障を脅かし、地域的・世界的な安全の維持に向けた我々や国際社会の活動を妨害するような行為をとることを許してはならない。

3.4 英国の核抑止力がNATOを通じて欧州・大西洋地域の集団的安全保障を支えているとの認識もまた重要である。核抑止力はNATOの戦略全体の重要な一部を担っており、英国の核戦力はそれに実質的に貢献している。

核兵器政策

3.5 今議会の冒頭において、外相は核に関する宣言的政策を、2010年及びそれ以降の政治、安全保障の文脈に照らして適切なものとすべく見直すことを宣言した。英国は長年にわたり、NATO同盟国の防衛を含め、自衛の極限的状況においてのみ自国の核兵器の使用を検討するという姿勢を明確にしてきた。また、何時、どのように、いかなる規模で核兵器の使用を検討するかについての詳細に関しては、意図的に曖昧さを継続している。

3.6 責任ある核兵器国、そしてNPT加盟国として、英国は「核兵器のない世界」という長期的目標を引き続き誓約する。英国は拡散を抑制し、多国間軍縮を前進させるための努力を継続してゆく。また、英国は核兵器国と非核兵器国とのあいだの信頼を構築し、核保有国が核兵器の放棄を可能とみなすような、いっそう安全で安定した世界に向けて効果的な措置を講じてゆく。

3.7 英国は現在、NPT加盟の非核兵器国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという保証を供与している。こうした保証を与えるにあたって、我々はNPTの普遍的支持ならびに遵守の必要性を強調する一方、安全の保証は不拡散義務への重大な違反を犯している国には適用されないということに留意したい。現在、英国とその死活的国益に対し、化学・生物といった他の大量破壊兵器の能力を開発している国々からの直接的な脅威は存在しないが、もし将来的な脅威、状況の進展、それらの兵器の拡散が核兵器使用を避けられないものとするのであれば、こうした保証を見直す権利を我々は留保している。

対費用効果

3.8 2006年12月、前政権は「英國の核抑止力の将来」と題する白書(Cm6996)を発表した。2007年3月には、議会が現在のトライデントミサイル運搬手段を基盤とする最小限の核抑止力を維持することを承認した。前政権下では、2020年代後半に現在のバンガード級原潜が退役する際にそれらを代替するという計画に関して作業が始まられた。本年5月の連続更新の対費用効果を精査してゆくことで合意した。自由民主党は代替策に関する検証を継続する。対費用効果についての検証は完了している。

3.9 政府は、原潜を基礎とした抑止を今後も維持し、既存の原潜を更新する作業を開始する。よって我々は、以下に明記する経費節減策や変更を取り入れながら、トライデント更新ならびに原潜更新計画を進めることとする。本年末までに、最初の支出決定(Initial Gate)が承認され、計画の次の段階が始まるであろう。

3.10 本見直しは、原潜・弾頭更新計画ならびに関連インフラにかかる全体費用が、2006年相当額で2006年に予想された200億ポンドの費用積算内に収まるとの結論に達した。対費用効果を改善すべく、我々は以下を行う。

- 現存する弾頭の更新に関する決定を先送りする。
- 原潜のミサイル区画の更新費用を削減する。
- 現在のバンガード級原潜の艦齢を延長し、代替原潜の建造計画を見直す。
- その結果として、2016年頃に第二次支出決定(Main Gate)を行い、そこで詳細な購入計画、設計、原潜数を最終的に詰める。
- 原潜を建造、支援する能力の所要水準に見合うよう、効率を向上させ、最適化するために英國産業界と協力する。

信頼できる抑止のための最小限かつ必須の要件に関する再評価の結果、我々は以下を実施することとした。

- 各原潜に搭載する核弾頭数を48発から40発に削減する。
- 作戦可能な弾頭数を160発以下から120発以下に削減する。
- 英国の核兵器備蓄全体を180発以下に削減する。
- 各原潜に搭載する作戦用核ミサイルの数を削減する。

対費用効果の見直しにおいて指摘されたこれらの変更は、全体として32億ポンドの支出削減効果をもたらす。ここには、およそ12億ポンドの削減と、今後10年間における最大20億ポンドの支出延期が含まれる。我々は今後において、延期された支出の一部が究極的には実質的削減に変わることを期待している。これらの削減は、継続的海上抑止の維持を含む核抑止力の在り方や信頼性をいかなる意味においても変えるものではない。さらなる詳細を以下に記す。

規模

3.11 政府は、より小規模な核兵器能力をもっても、効果的かつ信頼性あるレベルの抑止に関する最低限の要件を満たすことができると結論付けた。したがって我々は、原潜1隻に配備される核弾頭の最大数を48発から40発に削減する。これと備蓄管理の改良によって作戦可能な核弾頭数を160発以下から120発以下に削減する。さらには、バンガード級原潜に搭載する作戦用核ミサイルの数を8基以下に削減する。これらの変更は今後数年をか

けて実施される。これによって我々は、2020年代半ばまでに、核弾頭備蓄全体を225発以下から180発以下に削減できる。

弾頭の更新

3.12 2006年以降、既存の備蓄核弾頭の最適寿命ならびに更新オプションの範囲を判断するための作業が進められてきた。1958年の「相互防衛目的のための核エネルギー利用に関する英米協力協定」(「相互防衛協定」)に基づき、我々は、トライアントD5の将来について合意し、少なくとも2030年代後半まで弾頭の更新は不必要との判断を下した。したがって今議会は弾頭更新に関する決定を求める。これは今後10年間における5万ポンドの支出延期となる。また、我々は新型原潜の発射管のサイズに関して米国と合意に達している。これは、原潜のミサイル区画にかかる費用の最大2.5万ポンドの削減を可能にしている。

戦略原潜

3.13 我々は、現存するバーガード級原潜の艦齢延長の可能性について再検討した。その結果、十分な投資を行えば、2020年代後半か30年代初頭までそれらを安全に運用できるとの結論に達した。これは、28年に一隻目の新型原潜を完成させるとの目標をもって短期的に費用を削減しつつ、代替原潜の建設計画を決定する機会を我々に与える。今年後半、新たなクラスの原潜に関する詳細な設計作業が始まる。これは、継続的海上抑止の維持に4隻の原潜が必要か、あるいは3隻のみの艦隊で間に合うかを判断するために必要な情報を提供するものである。必要とされる原潜の数は、16年頃の購入計画の支出決定時点において決定されるであろう。

3.14 我々はまた、次世代の原潜が現在のバーガード級における16基ではなく、8基の作戦用ミサイル発射管を有するものとなさうとの判断を下した。米国との協力の下、我々は現在、そうした能力を具備するミサイル区画の共通設計を進めている。

産業及びインフラ

3.15 支出に見合う価値に関する作業の一環として、我々は、抑止力を可能な限り効率的に維持するための支援を行う組織及びインフラについても検討を行った。我々は多くの分野において支出削減が可能であることを見出し、いくつかの例では支出最小化のために延期決定を行った。その結果、我々は今後10年以上にわたってインフラにかかる将来的な支出10億ポンドを延期し、削減の可能性を残すことについて合意した。

3.16 核防衛計画全体を通じて、民間との契約の改善及び効率化を促進すべく、我々は軍事サプライヤーとの緊密な協力を継続してゆく。この「原潜事業遂行プログラム」に基づき、今後10年間にわたって、少なくとも9万ポンドの実質的経費節減となることを我々は期待している。

www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/en/documents/digitalasset/dg_191634.pdf

資料 3-7 ドイツ連邦議会の核軍縮決議

「ドイツは核兵器のない世界に向けて手本を示さなければならない」(抜粋訳)
2010年3月26日可決

(略)

連邦議会は連邦政府に対して、以下のことを要求する:
(略)

2. NATOの新「戦略概念」に関する議論の枠組みにおいて、NATO戦略における核兵器の役割の低減のために尽力し、軍備管理の強化と核及び通常戦力の軍縮の促進に役割を果たすこと。
(略)
4. START I 後継条約が成功裏に完結した後、非戦略核の分野における検証可能で完全な核軍縮に関する米ロ間の交渉を促すこと。
5. NATOの新「戦略概念」を作成する過程において、同盟内部で、またアメリカの同盟国に対して、ドイツに現存する核兵器の撤去を求めて積極的に努力すること。
(略)
16. ミサイル防衛の問題に関して、新たな緊張や軍拡競争を避けるための共同の協調的な解決策を追求すること、そして、この文脈において戦略ミサイル防衛システムがグローバルな軍備管理政策に及ぼす影響について議論を開始すること。(後略)

www.ippnw-europe.org/commonFiles/pdfs/Atomwaffen/Resolution-Bundestag.pdf

資料 3-8 国連安保理イラン制裁決議1929

国連安全保障理事会決議1929(2010)(抜粋訳)

S/RES/1929(2010)
2010年6月9日採択

安全保障理事会は、(中略)
国連憲章第7章41条の下に行動し、

1. イランがこれまでIAEA理事会の要求に応えず、また、決議1696(2006)、1737 (2006)、1747(2007)、1803(2008)を遵守してこなかったことを強調する。
2. イランは、これ以上の停滞なく、IAEA理事会決議(GOV/2006/14、GOV/2009/82)の求める措置を講じるべきであることを強調する。これは、同国の核計画が平和目的に限定されていることへの信頼を醸成し、未解決の疑義を払拭し、すべての濃縮関連活動を停止するとした義務への違反である、コムにおける濃縮施設建設がもたらした深刻な懸念に対処するために不可欠である。また、この文脈において、イランが、これ以上の停滞なく、決議1737(2006)第2節の求める措置を講じるべきであるとの決定を強

調する。

3~5. (略)

6. すべての再処理、及び重水関連、濃縮関連活動を一時停止との過去の決議に基づく義務にしたがい、イランは、新たなウラン濃縮、再処理、重水関連施設の建設に着手してはならず、また、進行中のウラン濃縮、再処理、重水関連施設の建設も中断すべきことを再確認する。

7. (略)

8. すべての加盟国は、自国の領域内からあるいは自国の領域内を通過して、もしくは自国民、あるいは自国の管轄下にある個人によって、もしくは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、自国の領域を原産地とするか否かを問わず、国連軍備登録制度上で定義された戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルまたはミサイルシステム、予備部品を含む関連物質、もしくは安保理または決議1737(2006)の規定により設置される委員会(以下「委員会」)で定められた物品について、イランへの直接的あるいは間接的な供与、販売、移転が行われることを阻止すべきであると決定する。また、すべての加盟国が、自国民によって、あるいは自国の領域内から、もしくは自国の領域を通過して、当該装備及び関連物質の供給、販売、移転、供与、製造、維持、使用に関連する技術訓練、金融リソースあるいはサービス、助言、他のサービス、支援がイランに供与されることを防止することを決定する。

9. イランは、弾道ミサイル技術を用いた発射を含め、核兵器を運搬可能な弾道ミサイルに関連したいかなる活動も実施せず、加盟国は当該活動に関連するイランへの技術移転や技術援助を阻止すべくあらゆる必要な措置を講じることを決定する。

10、11. (略)

12. 決議1737(2006)の第12、13、14、15節の規定する措置は、付属文書IIの規定するイスラム革命防衛隊(IRGC)の個人及び団体、それらの利益のために、あるいは指示の下で行動している個人や団体、また、不法な方法によるものを含め、それらが所有もしくは支配している団体にも適用されることを決定する。また、すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動もしくは核兵器運搬システムの開発に寄与しうるIRGCが関与する取引について監視を行うよう要請する。

13~14. (略)

15. 加盟国は、国際法、とりわけ海洋法にしたがって、旗国の同意の下、公海において船舶の検査を要求できることに留意する。また、すべての加盟国に対し、当該船舶が決議1737(2006)第3、4、7節、決議1747(2007)第5節、決議1803(2008)第8節、本決議の第8、9節で供給、販売、移転、輸出が禁じられた物品を運搬していると信ずるに足る十分な根拠がある場合は、これらの規定の厳格な履行を確保することを目的に、前記検査に協力するよう要請する。

16~28. (略)

29. 国連事務総長に対し、委員会との協議の上、当初1年間、同委員会の指揮下に、最大8人の専門家によるグループ(「専門家パネル」)を以下の任務を行うべく設置するよう要請する。(略)

30~38. (略)

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N10/396/79/PDF/N1039679.pdf?OpenElement>

資料3-9 「長崎アピール2010」

第4回 核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

2010年2月8日

私たちは、「長崎を最後の被爆地に」という決意を示すために世界各地から4度核兵器廃絶地球市民集会ナガサキに参集した。2000年に開催された第1回集会において、私たちは「せめて生きている間に、核兵器廃絶を実現して欲しい」という被爆者の声を聞いた。以来、被爆者の願いは実現されることなく10年が経過した。今、再び被爆者の声を聞き、私たちは核兵器のない世界を達成しようという決意を新たにした。被爆者の体験は、ウラン採掘から核兵器の生産、実験に至る核サイクルのすべての過程で生み出された世界中の犠牲者の苦しみを想起させる。

のことから私たちはいま、手にした好機をとらえて行動しなければならない。

- 2008年10月24日の国連デーに潘基文国連事務総長が発表した5項目の核軍縮計画。
- 2009年4月の米国・オバマ大統領のバラハ演説がひき起こした希望のうねり、核兵器のない世界という目標を支持した2009年4月のオバマ大統領とロシア・メドベージュ大統領の共同声明。両首脳は核兵器の削減に向けた努力を約束した。
- 日本における政権交代と、「単一目的」核ドクトリン、消極的安全保障の強化、地域的非核兵器地帯の設立を主張した鳩山首相や岡田外務大臣の一連の発言。
- ドイツ領土からの米国核兵器の撤去を求めたドイツ・ベスター・ペレ外相の声明。これは、NATO(北大西洋条約機構)における核兵器の役割を低減するためのステップとなる。

核兵器は生命と環境への究極の脅威であり、人権の最たる侵害である。核兵器は誰の手にあっても危険であり、その使用は人道に対する罪である。私たちは政府が市民社会と協力して、核兵器廃絶のプロセスを目に見える形で始めるよう要求する。2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、この目的を達成するための極めて重要な機会となる。

このようなことから、私たちは次の行動を訴える。

1. 核兵器を禁止し、廃絶する条約の準備のために話し合うことを目的として、志を同じくする国家と市民社会の代表が参加するプロセスを創り出そう。そのようなプロセスは潘基文国連事務総長が提案した5項目提案を手掛かりとすべきである。この提案には核兵器禁止条約又は諸条約の枠組みについて話し合いを始めるよう各国に求めた呼びかけも含まれる。ジュネーブでの2008年NPT再検討会議準備委員会において平和市長会議が発表したヒロシマ・ナガサキ議定書もこのようなプロセスを主張している。私たちは2010年NPT再検討会議がこれに賛成するよう求める。

2. すべての核兵器保有国は、核兵器の削減が進行している間に、その後ではなく、核兵器の研究、開発、実験、部品製造を中止すべきである。その際、製造・研究施設は出来るだけ早い時期に、立ち入った検証体制の下に置かれなければならない。また、核兵器の削減は、全般的な軍縮を推進するような形で、行なわれなければならない。そして、現在、核兵器システムの開発、維持に使われている資金や人的資源は「国連ミレニアム開発目標」に合致する社会的、経済的ニーズに再配分されるべきである。
3. 核軍縮運動－平和市長会議、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)、グローバルネットワーク・アボリション2000、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)などへの市民の一層の参加を支持する。核兵器施設への直接行動を含む核兵器に反対する非暴力行動を支持する。とりわけ、このような運動への若い世代のより多くの参加をすすめよう。
4. 中東、北東アジア、ヨーロッパ、南アジア、北極圏など新しい地域において非核兵器地帯あるいは非大量破壊兵器地帯、さらには一国非核兵器地帯を設立すること。非核兵器地帯は安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減し、その地域で核兵器が使用される恐れを減じる実践的な手段を提供する。また、拡大核抑止への依存に替わる現実的な方法を提供する。特に、私たちは日本と韓国の政府に対し、北東アジア非核兵器地帯の創設に向けた計画を準備し、公表するよう要求する。それは、朝鮮半島の非核化のための6か国協議に好ましい環境を生み出すであろう。
5. 被爆者に会い、核兵器使用の結果を自分の目で見てもらうために、オバマ大統領をはじめ世界の政治指導者の広島・長崎への訪問を求める。被爆者の苦しみは彼ら自身のみならず次の世代にも及ぶ。広島・長崎の被爆者のあらゆる側面の体験を、世界の人々に広く伝えることが重要である。唯一の被爆国として日本は、この点において貢献すべき特別の役割を有している。

最後に私たちは、すでに核兵器を保有している国、またこれから所有したいと考えている國の指導者に伝えたい。あなた方はおそらく、原爆による破壊力がいかにすさまじいものであったか、伝聞や記録や映像によって理解しているつもりなのであろう。だから核兵器を保有することによって、安全保障面での外交を有利に導こうと考え、あるいは自国を誇示する一種のステータスと考えているのではないか。しかし、私たちは見抜いている。実は、あなた方は何ひとつ肌身で原爆被爆の実相を知らない。あのきのこ雲の下で、一瞬のうちに無数の罪もない市民が抹殺され、即死でない者は血の海の中や炎に焼かれながら、のたうち回って絶命しかろうじて生き延びたものも終生、放射線障害に苦しまなければならなかつた事実を理解していない。

あなた方が核兵器を保有し、またこれから保有しようとは、なんの自慢にもならない。それどころか恥ずべき人道に対する犯罪の加担者となりかねないことを知るべきである。私たちはあなた方指導者が、真に「核兵器のない世界」の実現に向けて直ちに第一歩を踏み出されるよう、ここ被爆地ナガサキから地球市民の名において強く求める。

www.nagasaki-np.co.jp/peace/2010/kiji/02/0903.html

資料 3-10 日弁連の「核兵器廃絶宣言」

今こそ核兵器の廃絶を求める宣言

日本弁護士連合会
2010年10月8日

当連合会は、1950年の第1回定期総会における「平和宣言」をはじめとして、総会及び人権擁護大会において平和と人権の擁護、核兵器の廃絶に向け、宣言・決議をかさねてきた。2008年10月の第51回人権擁護大会(富山市)においては、「平和的生存権は、すべての基本的人権保障の基礎となる人権であり、戦争や暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、全世界の人々の平和に生きる権利を実現するための具体的規範とされるべき重要性を有する」ことを確認した。

核兵器の使用は、地球環境を破壊し、人間の生命・健康に深刻な被害を与えるものである。地球上に2万3千発以上も存在するとみられる核兵器は、人類の生存と繁栄に対する最大の現実的脅威であり、無差別大量殺戮の残虐兵器である核兵器の使用・威嚇が、国際法上違法であることは明らかである。

2009年4月、アメリカ合衆国のオバマ大統領は、核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任に言及し、核兵器のない世界を追求することを世界に呼びかけた。同年9月、核軍縮・不拡散問題では国連史上初めて、国連安全保障理事会首脳会合において「核兵器のない世界に向けた条件を構築する決意」を盛り込んだ決議が採択された。また、2010年5月に開催されたNPT(核拡散防止条約)再検討会議において全会一致で採択された最終文書は、「すべての国が『核兵器のない世界』の達成を目指し、その目標と完全に一致する政策を追求することを約束する」とした。今回の再検討会議は、「核兵器のない世界」に向けての重要な一步である。

わが国は、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国であり、広島と長崎に投下された原子爆弾によって20万人以上の人々が亡くなり、今なお多くの被爆者が深刻な健康被害に苦しんでいる。核兵器廃絶への気運が盛り上がりつつある今こそ、わが国は世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務がある。

われわれは、日本政府に対し、「非核三原則」を法制化すること、北東アジアを非核地帯とするための努力をすること、さらにわが国が先頭に立って核兵器禁止条約の締結を世界に呼びかけることを求めるものである。

当連合会は、核兵器が廃絶される日が一日も早く実現するよう、国内外に原爆被害の深刻さを訴えるとともに、法律家団体として、非核三原則を堅持するための法案を提案し、広く国民的議論を呼びかけるなど、今後ともたゆむことなく努力することを決意し、ここに宣言する。

www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/2010_4.html

資料 3-11 モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)

NPO法人ピースデボ
2008年12月13日

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、
北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、
また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、
日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、
現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊する唯一の兵器であることを認識し、
また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、
さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、
朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、
さらに、この地域に關係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」とことを想起し、
したがって、この地域に關係する自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、
一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、
同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、
それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう发展させることの重要性を痛感し、
非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されべき第一歩であると固く信じ、
その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、貯蔵及び使用的禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、
その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告

的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

- (a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。
- (b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。
- (c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。
- (d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国の中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。
- (e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。
- (f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。
- (g)当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンブション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。
- (h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

メモ

1. 第1条(b) 他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。
2. 第1条(c) 国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。
3. 第1条(c)(d)(e) この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによつて発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。
4. 第1条(f) 「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。
5. 第1条(g)(h) 「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、パンコク条約によった。

- (i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
- (j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条 条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条 核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務
地帯内国家は、次のことを約束する。
 - (a) 北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
 - (b) 他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
 - (c) 自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置

メモ

6. 第1条(i)(j) 「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。
7. 第2条3項 「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。
8. 第3条1項(a) ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。
9. 第3条1項(c) これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること」に合意したことを受け導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和を促進することができる。
10. 第3条2項(a) この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含されることとした。また、6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。
安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディミットリットがあるであろう。

に依存することを完全に排除する。

- (d) 1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。
- 2. 近隣核兵器国の義務
近隣核兵器国は、次のことを約束する。
 - (a) 核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。
 - (b) 地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
 - (c) 北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。
 - (d) 核不拡散条約(NPT)第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条 原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

メモ

11. 第3条2項(c) 6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を探査した。
北東アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日本間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。

第3条2項(c) 近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

第3条1. (e) 地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条 放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
- (b) 北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条 核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条 北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

- (a) 委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
- (b) 委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
- (c) 委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
- (d) 委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
- (e) 委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国之内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びそ

メモ

12. 第4条4項 この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的な解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条 「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、パンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b) 「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱つた。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

の他の役員が新たに選出されるまでとする。

(f) 委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条 執行委員会の設立

- 1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
 - (a) 執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と隨員を伴うことができる。
 - (b) 執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
 - (c) 執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
 - (d) 執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
- 2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
 - (a) 第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
 - (b) 第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しつつ決定すること。
 - (c) 本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。
 - (d) 事実調査団の調査結果について検討しつつ決定して、委員会に報告すること。
 - (e) 適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
 - (f) 委員会からしかるべき授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
 - (g) 委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条 管理制度の確立

- 1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
- 2. 管理制度は、以下のものからなる。
 - (a) 第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
 - (b) 本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑惑が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑惑が生じた事態を究明しつつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

メモ

15. 第7条(e) 「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b) 「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b) 第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに連関して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

第10条 署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条 留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条 条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条 再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を開催することができる。

第14条 紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

メモ

18. 第10条3項 発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場合が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的效果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。
19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条 「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。
20. 議定書 議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)(草案5)

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、
次のとおり協定した。

第1条 北東アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 安全の保証

議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

資料 3-12 北東アジアの非核化のための日韓国会議員の共同声明

北東アジアの非核化のための日韓国会議員の共同声明

2010年7月22日

世界は今、核問題をめぐって重大な岐路に立たされている。北東アジア地域においては朝鮮半島の非核化と平和体制の構築をめざした6者協議の再開に向けた努力が生まれている。一方、2009年4月のバラハでのオバマ大統領の演説や2008年10月の国連本部における潘基文国連事務総長の5項目提案一核兵器禁止条約に向けた条約の交渉を含む一で示されたリーダーシップのもと、「核のない世界」への努力が世界的な支持を得ている。

核保有国と非核保有との核をめぐる対立が続く北東アジアの非核化は、「核のない世界」の実現にむけたグローバルな努力のテストケースである。北東アジアの歴史を振り返れば、核兵器の惨禍を経験した唯一の地域であるにもかかわらず、核抑止に依存する安全保障を選択してきたという逆説的な状況が現在も続いている。

核抑止力による安全保障は、北東アジアに真の平和をもたらさず、むしろ終わりのない不信と対立の軍備競争による安全保障上の不安を永続化させる。日韓の国会議員は、冷戦の遺産を清算し、相互信頼に基づく北東アジアの平和を構築するため、以下の点に合意した。

1. 日本、韓国、北朝鮮が核兵器を保有しないことを誓約し、近隣核保有国が自国の核軍縮に努力するとともに、日本、韓国、北朝鮮に対する核兵器の使用、威嚇を行わないと誓約することなどを内容とする「北東アジアの非核化」に向けた日韓の連帯と協力の重要性を認識する。実現に向けては、日韓両政府、国会議員、自治体、平和を希求するすべての市民とNGOの努力が求められる。

2. 日韓両政府に対し、北朝鮮との積極対話を通じて関係正常化を促進させ、北朝鮮の6者協議への復帰と関係各国による復帰のための信頼できる措置を通じて北朝鮮核問題の解決に取り組むよう促す。

3. 日韓両国は、韓国人・朝鮮人被爆者、被爆二世などを含めた原爆被害者のための治療と補償を約束し支援するとともに、これに必要な具体的制度を設けることとし、併せて、原爆によってもたらされた悲劇を半面教師として核兵器廃絶の必要性を広く知らせ、歴史から得られた教訓に基づく教育を行うべきである。

4. 北東アジア非核化の実現には、北東アジア非核兵器地帯構想が有効な提案であると認識する。この提案について、日韓両政府をはじめ、地域の関係国が十分に協議するよう求める。また、国際的な支持獲得に向けたさまざまな主体による努力の継続を希望する。特に、日韓両政府に対し、核不拡散条約(NPT)再検討会議や国連総会といった国際的な場において、北東アジア非核兵器地帯の創設を主張することを要請する。

5. 日韓国会議員は、上記のオバマ大統領演説と潘基文国連事務総長演説で示された「核のない世界」への努力が北東アジアの非核化の実現に向けた好機を生み出したと認識し、これに全面的な支持を表明する。そして、今後ともさまざまな機会を通じて、北東アジアの非核化実現のために協力を継続する。また、日韓国会議員は、こうした努力に対する国際的な支援や、とりわけ既存の非核兵器地帯から得た教訓に基づく助言を心より歓迎する。

＜賛同者＞(2010年7月22日現在)

韓国国会議員(3党、7人)

イ・ミギョン(民主) カン・ギジョン(民主) クォン・ヨンギル(民主労働)
シン・ナムギュン(民主) チョ・スヌス(進歩新)
チエ・ヨンヒ(民主) パク・ウンス(民主)

日本国会議員(6党、85人)

衆議院議員	柿澤未途 (みんな)	首藤信彦 (民主)	平岡秀夫 (民主)
阿部知子 (社民)	加藤学 (民主)	空本誠喜 (民主)	平山泰朗 (民主)
網屋信介 (民主)	川越孝洋 (民主)	高木義明 (民主)	福島伸享 (民主)
五十嵐文彦 (民主)	川島智太郎 (民主)	高野守 (民主)	福田衣里子 (民主)
石井登志郎 (民主)	城内実 (無所属)	高邑勉 (民主)	藤田一枝 (民主)
石毛鉄子 (民主)	櫛渕万里 (民主)	滝実 (民主)	松本大輔 (民主)
石田三示 (民主)	郡和子 (民主)	玉置公良 (民主)	松本龍 (民主)
石田芳弘 (民主)	小室寿明 (民主)	中後淳 (民主)	水野智彦 (民主)
泉健太 (民主)	小山展弘 (民主)	手塚仁雄 (民主)	三村和也 (民主)
稻富修二 (民主)	近藤昭一 (民主)	土肥隆一 (民主)	宮島大典 (民主)
稻見哲男 (民主)	齊藤勁 (民主)	道休誠一郎 (民主)	森山浩行 (民主)
生方幸夫 (民主)	阪口直人 (民主)	中川正春 (民主)	谷田川元 (民主)
大西孝典 (民主)	重野安正 (社民)	中野寛成 (民主)	山口和之 (民主)
大西健介 (民主)	篠原孝 (民主)	羽田孜 (民主)	山崎摩耶 (民主)
奥野総一郎 (民主)	柴橋正直 (民主)	鉢呂吉雄 (民主)	吉田統彦 (民主)
奥村展三 (民主)	杉本かずみ (民主)	初鹿明博 (民主)	和田隆志 (民主)
	瑞慶覧長敏 (民主)	服部良一 (社民)	

参議院議員	井上哲士 (共産)	川口順子 (自民)	藤谷光信 (民主)
相原久美子 (民主)	大河原雅子 (民主)	川田龍平 (みんな)	牧山ひろえ (民主)
荒木清寛 (公明)	大久保勉 (民主)	今野東 (民主)	松野信夫 (民主)
一川保夫 (民主)	小川敏夫 (民主)	武内則男 (民主)	室井邦彦 (民主)
糸数慶子 (無所属)	加賀谷健 (民主)	藤末健三 (民主)	
	神本美恵子 (民主)	藤田幸久 (民主)	

資料 3-13 北東アジアの非核兵器地帯化を支持します (日本の自治体の賛同署名)

私たちは、北東アジアに非核兵器地帯を設立するための努力を支持します。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシアティブです。

北東アジア非核兵器地帯を設立するという目標を掲げることは、現在行われている韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、中国、ロシア、米国による「6か国協議」に新しい積極的な次元をもたらすでしょう。6か国協議が掲げている「朝鮮半島の検証可能な非核化」(6か国共同声明。05年9月19日)という目標がより大きなビジョンの下に置かれるからです。

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく、とりわけ安全保障を核の傘に依存している国を含む全ての国の責務です。そのためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策に移行する道を追求する責任があります。北東アジア非核兵器地帯は、日本、韓国など北東アジアの関係国にこのような道筋を提供することになります。

北東アジア非核兵器地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持して安全の保証を与えるというものです。この形は1992年の「朝鮮半島の非核化南北共同宣言」と日本の非核三原則を基礎にできる利点があります。

私たちは、世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家の皆さん、市民団体及び個人の皆さんと、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかけます。

(呼びかけ団体) 日本: ピースデポ、ピースボート
韓国: 平和ネットワーク、参与連帶
www.peacdepot.org/theme/nwfz/petition-localgov.pdf

自治体関係の賛同団体・個人(2011年4月19日現在。計2団体、104名)

平和市長会議
日本非核宣言自治体協議会

安久津勝彦(足寄町長、北海道)
小谷每彦(北見市長、北海道)
佐藤広高(釧路町長、北海道)
佐藤芳治(上川町長、北海道)
西尾正範(函館市長、北海道)
西川将人(旭川市長、北海道)
伏見悦夫(大樹町長、北海道)
米沢則寿(帶広市長、北海道)
斎藤邦男(亘理町長、宮城県)
佐々木功悦(美里町長、宮城県)
佐藤 清(村山市長、山形県)
高橋宣博(桑折町長、福島県)
松浦幸雄(高崎市長、群馬県)
加藤浩一(水戸市長、茨城県)
中島 栄(美浦村長、茨城県)
保立一男(神栖市長、茨城県)

村上達也(東海村長、茨城県)
井崎義治(流山市長、千葉県)
石井俊雄(長生村長、千葉県)
金坂昌典(大網白里町長、千葉県)
小泉一成(成田市長、千葉県)
齊藤 隆(横芝光町長、千葉県)
蕨 和雄(佐倉市長、千葉県)
邑上守正(武藏野市長、東京都)
阿部孝夫(川崎市長、神奈川県)
海老根靖典(藤沢市長、神奈川県)
大藏律子(平塚市長、神奈川県)
中崎久雄(大磯町長、神奈川県)
平井竜一(逗子市長、神奈川県)
古谷義幸(秦野市長、神奈川県)
谷井靖夫(小千谷市長、新潟県)
澤崎義敬(魚津市長、富山県)
脇 四計夫(朝日町長、富山県)
粟 貴章(野々市町長、石川県)
角野幹男(昭和町長、山梨県)
望月仁司(身延町長、山梨県)
熊谷元尋(高森町長、長野県)
白鳥 孝(伊那市長、長野県)
菅谷 昭(松本市長、長野県)
清水 泰(焼津市長、静岡県)
豊岡武士(三島市長、静岡県)
江戸 満(扶桑町長、愛知県)
大野紀明(稲沢市長、愛知県)
榎原純夫(半田市長、愛知県)
田中志典(犬山市長、愛知県)
松山正治(福知山市長、京都府)
伸川げん(奈良市長、奈良県)
吉田誠克(大和高田市、奈良県)
竹内 健(枚方市長、大阪府)
田中誠太(八尾市長、大阪府)
馬場好弘(寝屋川市長、大阪府)
鷲田雅義(福崎町長、兵庫県)
中川智子(宝塚市長、兵庫県)
竹内 功(鳥取市長、鳥取県)
竹内敏朗(江府町長、鳥取県)
西田 孝(勝央町長、岡山县)
秋葉忠利(広島市長、広島県)
藏田義雄(東広島市長、広島県)
小坂政司(竹原市長、広島県)
眞野勝弘(廿日市市長、広島県)
羽田 皓(福山市長、広島県)
平谷祐宏(尾道市長、広島県)
三村裕史(熊野町長、広島県)
山岡寛次(海田町長、広島県)
山口寛昭(世羅町長、広島県)
和多利義之(府中町長、広島県)
大西秀人(高松市長、香川県)
井原 巧(四国中央市長、愛媛県)
今西芳彦(本山町長、高知県)
岡崎誠也(高知市長、高知県)
門脇楓夫(香美市長、高知県)
杉村章生(土佐清水市長、高知県)
戸梶真幸(日高村長、高知県)
齊藤守史(飯塚市長、福岡県)
篠崎久義(柏屋町長、福岡県)
三田村統之(八女市長、福岡県)
井上俊昭(新上五島町長、長崎県)
奥村横太郎(雲仙市長、長崎県)
黒田成彦(平戸市長、長崎県)
田上富久(長崎市長、長崎県)
田中隆一(西海市長、長崎県)
友広郁洋(松浦市長、長崎県)
中尾郁子(五島市長、長崎県)
平瀬 研(時津町長、長崎県)
藤原米幸(南島原市長、長崎県)
松本 崇(大村市長、長崎県)
宮本明雄(諫早市長、長崎県)
是永修治(宇佐市長、大分県)
佐藤陽一(日田市長、大分県)
吉本幸司(津久見市長、大分県)
戸敷 正(宮崎市長、宮崎県)
森 博幸(鹿児島市長、鹿児島県)
新垣邦男(北中城村長、沖縄県)
安里 猛(宜野湾市長、沖縄県)
石嶺傳實(読谷村長、沖縄県)
上間 明(西原町長、沖縄県)
翁長雄志(那覇市長、沖縄県)
川満栄長(竹富町長、沖縄県)
島袋義久(大宜味村長、沖縄県)
城間俊安(南風原町長、沖縄県)
東門美津子(沖縄市長、沖縄県)
中山義隆(石垣市長、沖縄県)
野国昌春(北谷町長、沖縄県)
浜田京介(中城村長、沖縄県)

資料 3-14 広島・長崎の2010年平和宣言

■広島平和宣言

「ああ やれんのう、こがあな辛い目に、なんで遭わにやあ いけんのかいのう」——65年前のこの日、ようやくにして生き永らえた被爆者、そして非業の最期を迎えた多くの御靈と共に、改めて「こがあな いびせえこたあ、ほかの誰にも あっちゃあいけん」と決意を新たにする8月6日を迎えました。

ヒロシマは、被爆者と市民の力で、また国内外からの支援により美しい都市として復興し、今や「世界のモデル都市」を、そしてオリンピックの招致を目指しています。地獄の苦悩を乗り越え、平和を愛する諸国民に期待しつつ被爆者が発してきたメッセージは、平和憲法の礎であり、世界の行く手を照らしています。

今年5月に開かれた核不拡散条約再検討会議の成果がその証拠です。全会一致で採択された最終文書には、核兵器廃絶を求める全ての締約国の意向を尊重すること、市民社会の声に耳を傾けること、大多数の締約国が期限を区切った核兵器廃絶の取組に賛成していること、核兵器禁止条約を含め新たな法的枠組みの必要なこと等が盛り込まれ、これまでの広島市・長崎市そして、加盟都市が4000を超えた平和市長会議、さらに「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同した国内3分の2にも上る自治体の主張こそ、未来を拓くために必要であることが確認されました。

核兵器のない未来を願う市民社会の声、良心の叫びが国連に届いたのは、今回、国連事務総長としてこの式典に初めて参列して下さっている潘基文閣下のリーダーシップの成せる業ですし、オバマ大統領率いる米国連邦政府や1200もの都市が加盟する全米市長会議も、大きな影響を与えました。

また、この式典には、70か国以上の政府代表、さらに国際機関の代表、NGOや市民代表が、被爆者やその家族・遺族そして広島市民の気持ちを汲み、参列されています。核保有国としては、これまでロシア、中国等が参列されましたが、今回初めて米国大使や英仏の代表が参列されています。

このように、核兵器廃絶の緊急性は世界に浸透し始めており、大多数の世界市民の声が国際社会を動かす最大の力になりつつあります。

こうした絶好の機会を捉え、核兵器のない世界を実現するために必要なのは、被爆者の本願をそのまま世界に伝え、被爆者の魂と世界との距離を縮めることです。核兵器廃絶の緊急性に気付かず、人類滅亡が回避されたのは私たちが賢かったからではなく、運が良かっただけだという事実に目を瞑っている人もまだ多いからです。

今こそ、日本国政府の出番です。「核兵器廃絶に向けて先頭に立」つために、まずは、非核三原則の法制化と「核の傘」からの離脱、そして「黒い雨降雨地域」の拡大、並びに高齢化し

た世界全ての被爆者に肌理細かく優しい援護策を実現すべきです。

また、内閣総理大臣が、被爆者の願いを真摯に受け止め自ら行動してこそ、「核兵器ゼロ」の世界を創り出し、「ゼロの発見」に匹敵する人類の新たな一頁を2020年に開くことが可能になります。核保有国首脳に核兵器廃絶の緊急性を訴え核兵器禁止条約締結の音頭を取る、全ての国に核兵器等軍事関連予算の削減を求める等、選択肢は無限です。

私たち市民や都市も行動します。志を同じくする国々、NGO、国連等と協力し、先月末に開催した「2020核廃絶広島会議」で採択した「ヒロシマアピール」に沿って、2020までの核兵器廃絶のため更に大きなうねりを創ります。

最後に、被爆65周年の本日、原爆犠牲者の御靈に心から哀悼の誠を捧げつつ、世界で最も我慢強き人々、すなわち被爆者に、これ以上の忍耐を強いてはならないこと、そして、全ての被爆者が「生きていて良かった」と心から喜べる、核兵器のない世界を一日も早く実現することこそ、私たち人類に課せられ、死力を尽して遂行しなくてはならない責務であることをここに宣言します。

2010年(平成22年)8月6日 広島市長 秋葉 忠利
www.pcf.city.hiroshima.jp/declaration/Japanese/index.html

■長崎平和宣言

被爆者の方々の歌声で、今年の平和祈念式典は始まりました。

「あの日を二度と繰り返してはならない」という強い願いがこもった歌声でした。

1945年8月9日午前11時2分、アメリカの爆撃機が投下した一発の原子爆弾で、長崎の街は、一瞬のうちに壊滅しました。すさまじい熱線と爆風と放射線、そして、燃え続ける炎……。7万4千人の尊い命が奪われ、かろうじて死を免れた人びとの心と体にも、深い傷が刻みこまれました。

あの日から65年、「核兵器のない世界」への道を一瞬もあきらめることなく歩みづけ、精一杯歌う被爆者の姿に、私は人間の希望を感じます。

核保有国指導者の皆さん、「核兵器のない世界」への努力を踏みにじらないでください。

今年5月、核不拡散条約(NPT)再検討会議では、当初、期限を定めた核軍縮への具体的な道筋が議長から提案されました。この提案を核兵器をもたない国々は広く支持しました。世界中からニューヨークに集まったNGOや、私たち被爆地の市民の期待も高まつたのです。

その議長案をアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有国政府代表は退けてしましました。核保有国が核軍縮に誠実に取り組まなければ、それに反発して、新たな核保有国が現れて、世界は逆に核拡散の危機に直面することになります。NPT体制は核兵器保有国を増やさないための最低限のルールとしてしっかりと守っていく必要があります。

核兵器廃絶へ向けて前進させるために、私たちは、さらに新しい条約が必要と考えます。潘基文国連事務総長はすでに国連加盟国に「核兵器禁止条約」の検討を始めるよう呼びかけており、NPT再検討会議でも多くの国がその可能性に言及しました。すべての国に、核兵器の製造、保有、使用などのいっさいを平等に禁止する「核兵器禁止条約」を私たち被爆地も強く支持します。

長崎と広島はこれまで手を携えて、原子爆弾の惨状を世界に伝え、核兵器廃絶を求めてきました。被爆国である日本政府も、非核三原則を国是とすることで非核の立場を明確に示してきたはずです。しかし、被爆から65年が過ぎた今年、政府は「核密約」の存在をあきらかにしました。非核三原則を形骸化してきた過去の政府の対応に、私たちは強い不信を抱いています。さらに最近、NPT未加盟の核保有国であるインドとの原子力協定の交渉を政府は進めています。これは、被爆国自らNPT体制を空洞化させるものであり、到底、容認できません。

日本政府は、なによりもまず、国民の信頼を回復するために、非核三原則の法制化に着手すべきです。また、核の傘に頼らない安全保障の実現のために、日本と韓国、北朝鮮の非核化を目指すべきです。「北東アジア非核兵器地帯」構想を提案し、被爆国として、国際社会で独自のリーダーシップを發揮してください。

NPT再検討会議において、日本政府はロシアなど41か国とともに「核不拡散・軍縮教育に関する共同声明」を発表しました。私たちはそれに賛同すると同時に、日本政府が世界の若い世代に向けて核不拡散・軍縮教育を広げていくことを期待します。長崎には原子爆弾の記憶と爪あとが今なお残っています。心と体の痛みをこらえつつ、自らの体験を未来のために語ることを使命と考える被爆者がいます。被爆体験はないけれども、被爆者たちの思いを受け継ぎ、平和のために行動する市民や若者たちもいます。長崎は核不拡散・軍縮教育に被爆地として貢献していきます。

世界の皆さん、不信と脅威に満ちた「核兵器のある世界」か、信頼と協力にもとづく「核兵器のない世界」か、それを選ぶのは私たちです。私たちには、子供たちのために、核兵器に脅かされることのない未来をつくりだしていく責任があります。一人ひとりは弱い小さな存在であっても、手をとりあうことにより、政府を動かし、新しい歴史をつくる力になれます。私たちの意志を明確に政府に伝えていきましょう。

世界には核兵器廃絶に向けた平和の取り組みを続けている多くの人々がいます。長崎市はこうした人々と連携し、被爆地と心をひとつにした地球規模の平和市民ネットワークをはりめぐらせてていきます。

被爆者の平均年齢は76歳を越え、この式典に参列できる被爆者の方々も、少なくなりました。国内外の高齢化する被爆者救済の立場から、さらなる援護を急ぐよう日本政府に求めます。

原子爆弾で亡くなられた方々に、心から哀悼の意を捧げ、世界から核兵器がなくなる日まで、広島市とともに最大限の努力を続けていくことを宣言します。

2010年(平成22年)8月9日 長崎市長 田上 富久

www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/peace/japanese/appeal/

索引

<凡例>

- ・「特」は特別記事を指す。
- ・「デ」はデータシートを指す。
- ・「自」は第4章(市民と自治体にできること)を指す。
- ・太字は主に扱われている記事。

[ア行]

- あたご D6、デ6、デ13
イギリス(英国) 特1、A3、A7、デ1、デ3、B3、B4、C5、デ4、D9、E3、E8、E9、E10
イスラエル A3、A4、デ1、B3、B4、B5、デ3、デ4、D1、E1、E10
イラク デ3、C8、E10
イラン A3、A6、デ1、B3、B4、B5、B6、デ3
岩国 デ10、E13
インド A4、A6、デ1、B3、B5、デ3、デ4、D1
宇宙基本法・計画 B8、D6
宇宙条約 B8
宇宙における軍備競争の防止(PAROS) A6、B8、D6
ウラン濃縮 B2、B6
英仏防衛・安全保障協力条約 C5
オーストリア(豪) 特1、デ1、デ2、A6、B7、デ3、デ4、D2、D3、E4
オーストリア 特2、A4、デ1、デ3
沖縄 デ5、C9、D4、D6、デ6、D7、デ8、D8、E11、E12
オバマ大統領(政権) 特2、A5、A6、B1、B5、B8、C1、C2、C3、C4、C8、C9、D1、D2、D6、E3、E4、E5、E6
思いやり予算 デ14

[カ行]

- 海兵隊 C9、D8、E12
化学・生物兵器 特3、A2、デ3
核供給国グループ(NSG) B3
核態勢の見直し ⇒NPR
拡大抑止 C1、デ4、D1、D2、D3、D5
核燃料サイクル 特2、B6、D9
核の傘 特1、デ2、C1、D1、E2、E5、自
核不拡散条約 ⇒NPT
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 ⇒ICNND
核軍縮・不拡散議員連盟 ⇒PNND
核分担政策 B1
核兵器禁止条約(NWC) 特2、A1、A4、A8、B7、デ3、D1、D3、E2、E3、E4、E5、E6、E9
核兵器国 特2、A1、A2、A3、A4、A6、B5、デ3、デ4、D1、E4、E6
核保安 特2、A1、B5
核抑止(力) 特2、A2、A4、デ3、C2、C5、デ4、D2、D4、D5、E6
韓国 A4、デ1、B2、B5、デ3、デ4、C7、E3、E6、E9、デ14
北朝鮮 A4、デ1、B2、B3、B5、デ3、デ4、C7、

デ5、D1、D5、デ6、E1、E6、E7、自

官野鷺市 D8、E11、E13、デ16

共和党(米) A5、C9

グアム C6、デ5、D8

クラスター弾 特2、A2

グローバルストライク A5、C1、C4

原子力艦 デ8

原爆症 E7

国際人道法 特2、特3、A1、A2、E2

国際司法裁判所 特3、A2、デ3

国連安理会(決議) 特2、B2、B4、C7

国連事務総長 特2、A1、A4、A6、A8、D1、E1、E2、E3、E4

コスタリカ A4、デ2、E10

国家宇宙政策 B8

国家核安全保障管理局(NNSA) C1、C2

国家財政責任・改革委員会 C9

[サ行]

- 再処理(工場) B2、B6、D9
佐世保 デ5、D7、デ8、E12
サミット 特2、B1、B5、C4、デ4、E3
重爆撃機 A5
10か国外相会合 B7
ジュネーブ軍縮会議(CD) 特3、A1、A6、B8、デ3、D1、D2、E4
巡航ミサイル C1、デ4、D4
準天頂衛星 D6
消極的安全保証(NSA) A1、A6、デ2、B7、デ3、C1、D1、D2、D3
新START(条約) A5、A7、デ3、C1、C2、C4、デ4
新アジェンダ連合(NAC) B7、デ3、D1
新戦略概念 B1
イスラエル A1、A2、A4、デ1、デ3、E4
赤十字国際委員会(ICRC) 特3、A2、A8
接近阻止/領域拒否 C6、D7
先行不使用 C6
戦術核(兵器) A5、B1、B7、C1、デ4、D3、D4、E3
潜水艦発射弾道ミサイル ⇒SLBM
戦略攻撃兵器 A5、C4

[タ行]

- 大量破壊兵器(WMD) 特2、A3、A6、デ2、B4、B5、デ3、C4
大気圏核爆発 特1
対人地雷 A2、デ3、E4
大陸間弾道ミサイル ⇒ICBM
 Chernobyl 特1
地位協定 C8、E12、デ11、デ14

地球市民集会ナガサキ E5、自
中堅国家構想(MPI) A2、E3、E4
中国 特1、A6、A7、デ1、デ2、B2、B3、B8、デ3、
C6、デ4、C7、デ5、D5、D7、E6、E9、自
中東 特2、デ1、デ2、B4、デ3、C3、D1
中東決議 A1、A3、デ2
通常兵器 A5、デ3、C1、C4、D5
TNT火薬 特1
ドイツ A4、デ1、B1、B4、B7、デ3、デ4、D3、E3、
E10、デ14
トライアント・システム C5、デ4
トルコ デ1、B4、B7、デ3、デ4

[ナ行]
長崎 特1、特2、A4、A8、デ8、E1、E2、E5、E7、E9、
デ12、自
長崎アピール2010 E5、自
日印原子力協力 B3
日本決議 デ3、D1
日本非核宣言自治体協議会 A8、E1、E2、自、
デ15
濃縮ウラン B2、B4、B6
ノルウェー A6、デ1、B1、B6、デ3、E9、E10

[ハ行]
パキスタン A4、A6、デ1、B3、B5、B6、デ3、
デ4、C8、E1
爆音訴訟 E13
半減期 特1
非核三原則 デ2、D4、E1、E6、自
非核自治体 E1、自
非核兵器地帯 特2、A1、A3、A4、A8、デ2、
デ3、C6、D1、D2、E1、E2、E3、E4、E5、自
非核兵器国 特2、特3、A3、B6、B7、デ3、デ4、D2、
D3、E2、E5

ビキニ環礁 特1
非人道性 特1、特2、特3、A1、A2、D1、E10
被団協(日本被爆者団体協議会) 特2、A8、E7、
E9
備蓄核兵器 A7、D5
備蓄核兵器管理 C1、C2
被爆者 特1、特2、特3、A4、A8、E2、E5、E7、E9、
自
広島 特1、特3、A4、A8、E1、E2、E3、E4、E7、E9、
自
ヒロシマ・ナガサキ議定書 A8、E2、自
福島原発 特1、D9
武器輸出三原則 D5、D6
普天間(飛行場) D2、D8、E11、E13、デ10
普天間爆音訴訟 E13
部分的核実験禁止条約(PTBT) 特1
フランス(仏) 特1、A4、A7、デ1、デ2、B1、B3、
B4、デ3、C5、デ4、D9、E9、E10

ブルトニウム 特1、B2、C2、デ4、D9、自
米印核協力協定 B3
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ
条約) ⇒FMCT
平和市長会議 A8、E1、E2、E9、自、デ16
防衛計画の大綱(または防衛大綱) デ4、D5、D6
包括的核実験禁止条約 ⇒CTBT
放射性核分裂生成物 特1
放射能被害 特1
法的拘束力 特3、A2、A3、D1
北東アジア非核兵器地帯 A8、デ2、C6、E1、E3、
E4、E5、自
保障措置(協定) 特2、A1、B6

[マ行]
マルセル・ジュノー 特3
マレーシア(決議) デ2、デ3、D1
ミサイル防衛 A5、B1、B8、C1、C3、C4、デ4、C9、
D5、D6、デ6、D8
未臨界核実験 E1、自
民主党(日本) デ2、B3、D2、D5、D6、E3、デ14、自
民主党(米) C9
メドベージェフ大統領 特3、C4

[ヤ行]
唯一の目的 B7、C1、D2、D3、D5、E3
横須賀 デ5、D4、デ6、デ7、D7、デ8
[ラ行]
劣化ウラン デ3、E10
列国議会同盟 A4、E3
ロシア 特1、特2、A3、A4、A5、A6、A7、デ1、B1、
B4、B6、デ3、C3、C4、デ4、C7、E3、E6、E9
6か国協議 B2、自
六ヶ所村 D9

[アルファベット]
CTBT A2、デ1、B5、デ3、D2、デ17
FMCT A6、デ3、D2
GPS D6
ICAN A8、E9
ICBM 特1、A5、C1、C2、C3、デ4
ICNND B7、C1、D2、D3
MOX D9
NATO B1、B4、デ3、C3、C4、デ4、C8、E10
NPR A7、B1、C1、C4、デ4、D2、D3、D5
NPT 特2、A1、A2、A3、A4、A6、A7、A8、デ2、
B2、B3、B4、B5、B7、デ3、C1、デ4、D1、D2、D3、
E1、E2、E3、E4、E5、E8、E9、自
PAC3 D6、デ6
PNND A4、E2、E3、E4、E8、E9、自
SLBM A5、C2、C5、デ4、
SM3 C3、D6、デ6



ピースデポは、軍事力によらない安全保障体制の構築をめざし、一次情報にもとづく正確で価値ある情報・分析・視点を提供している、平和問題に関するシンクタンクです。政策立案、市民活動、平和教育などをバックアップします。

世界のNGOと密接に連携しながら活動しています。

☆15年以上に及ぶ、情報誌「核兵器・核実験モニター」の刊行(月2回)
は、各界から高い評価を受けています。

☆さらに次のような活動をしています。

- 「イアブック「核軍縮・平和」-市民と自治体のために」
- 各種セミナー、研究会、ワークショップ、
海外NGO行事への活動者派遣
- 非核宣言自治体や国会議員・地方議員の活動サポート

★ピースデポは、会の趣旨に賛同する会員の会費で運営される
「市民の手による平和のためのシンクタンク」です。
ぜひ会員になってください。また、翻訳、資料整理などのボランティアも募集中です。お気軽にご連絡ください。

NPO法人ピースデポ
(代表:湯浅一郎)

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4
日吉グリューネ1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org HP www.peacedepot.org

ピースデポ 出版物の ご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)

TEL 045-563-5101
FAX 045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】

「核軍縮・平和」は、1998年から発刊しています。新聞や他のメディアでは入手できない情報が満載です。

1998～2010年版もぜひお手元に!

●「核軍縮・平和2009-10」

監修:梅林宏道
共同編集長:田巻一彦、湯浅一郎
A5判320ページ
1800円

★特集:核兵器のない世界へ

★特別記事:今、核廃絶のため
に何をなすべきか(土山秀夫)／問題は未
来なのだ。愚か者!(ダグラス・ロウチ)

★48のキーワード、42点の一次資料



●「核軍縮・平和2008」

監修:梅林宏道
編集長:田巻一彦
A5判289ページ
1800円

★特集:北朝鮮・イラ
ン・インド

★特別記事:核兵器攻撃と「国民保護」／2010
年に向けて／自衛隊インド洋給油の実態

★41のキーワード、36点の一次資料



●「核軍縮・平和」2004-2007

●「核軍縮と非核自治体」1998-2002
在庫あり。 1500円

【ピースデポ・ブックレット】

『2010年核不拡散条約(NPT) 再検討会議 —市民社会からの総括—』

A5判、64ページ 500円
2010年

★講演録:「2010年NPT再検討会
議を市民の立場から振り返る」

★資料:2010年NPT再検討会議 最終文書
(「第1巻第1部」全訳)

★解説:「最終文書をこう読む」梅林宏道



【情報誌】

『核兵器・核実験モニター』

主筆:梅林宏道
編集長:田巻一彦

★核軍縮、地域安全保障、国際的なNGO活
動などのホットな情報、一次資料を満載。

毎月2回(1日、15
日)発行。

年間購読料
12,000円(学生
割引あり)



『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林宏道 暴露部分全訳 300円
A5判、64ページ 2002年

★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し
(Nuclear Posture Review, NPR)」の、非公開部分を含
む全訳および梅林宏道による解説記事。

「高文研」 発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

●『ミサイル防衛—大いなる幻想』



デービッド・クリーガー、
カラー・オン 編
梅林宏道、黒崎輝 訳
1400円
2002年

★ジョゼフ・ロートブラッ
ト、リチャード・フォーク、
ダグラス・ロウチ、沈丁立、
李三星、梅林宏道など、東西
の軍事・軍縮専門家20人が、
ミサイル防衛を検証、批判する。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』

ロバート・D・グリーン 著
梅林宏道、阿部純子 訳
1500円
2000年



★核兵器の非合法性、非道
徳性、非現実性を徹底的に
検証し、「核抑止論」の催眠
術的トリックを打ち破る、
核問題の入門書。

●『少女・十四歳の原爆体験記』



橋爪文 著
1500円
2001年

★女学校三年生。勤労動員
先で被爆し、奇跡的に生き
のびた少女は、翌日、死の
街を縦断して一人わが家
に向かう…。

それから半世紀、地獄を体験したトラウマを
ようやく克服、今なお生きるその記憶を文
字に定着した。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道 著 2500円
1992年



★在日米軍と基地の実態に
迫り、米国との世界戦略の中
心に組み込まれた在日米軍
の全貌を多くの資料によっ
て明らかにする。

* このページの書籍は、ピースデポでも
お取り扱いしています。

イアブック「核軍縮・平和2011」—市民と自治体のために—

2011年6月30日発行 初版 第1刷

監修●梅林宏道

企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会

池田佳代 / 梅林宏道 / 嘉指信雄 / 勝田忠広 / 茂垣達也 / 新田哲史 / 杉原浩司 / 田巻一彦 /
塙田晋一郎 / 中村桂子 / 林 公則 / 山口 韶 / 湯浅一郎(刊行委員会代表) / 吉田 遼

執筆協力●今岡直之 / 大久保賢一 / 川崎 哲 / 谷口稟暉 / 松井和夫

編集・製作●田巻一彦(共同編集長) / 塙田晋一郎 / 湯浅一郎(共同編集長)

製作協力●秋山映美 / 阿部恵美子 / 金指美佑 / 高原孝生 / 野村彩夏 / 蓮沼佑助 /
林田光弘 / 山下慶介

発行●特定非営利活動法人ピースデポ

〒 223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリューネ 1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

E-mail office@peacedepot.org HP www.peacedepot.org

郵便振替 : 00250-1-41182 加入者名:「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 : 横浜銀行日吉支店(普) 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社 高文研

〒 101-0064 東京都千代田区猿楽町 2-1-8 三恵ビル 4F

TEL 03-3295-3415 郵便振替 : 00160-6-18956

© Peace Depot 2011, Printed in Japan ISBN978-4-87498-462-8